

# 広島県 薬剤師会誌

2015

隔月発行

11

No.260



## 第35回 広島県薬剤師会学術大会に参加を

ヒヤリ・ハットエビデンス情報 広島県モバイルDI室・事例報告⑪



公益社団法人  
広島県薬剤師会

## 第35回 広島県薬剤師会学術大会に参加を

広島県薬剤師会では、第35回の学術大会を「心機一転！輝け薬剤師」をテーマとし次の要領にて開催いたします。お誘い合わせの上、多数ご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

**会期** : 平成27年11月15日(日) 10:00~

**会場** : 広島県薬剤師会館  
〒730-8601 広島市中区富士見町11-42

**主催** : 公益社団法人広島県薬剤師会

**参加費** : 予約2,000円  
当日3,000円 学生（社会人を除く）は無料  
(予約登録の〆切りは11月6日(金)まで)

### 口頭発表

**特別講演** : **薬局と薬剤師の方向性・将来展望**

公益社団法人日本薬剤師会会長 山本 信夫 先生

問い合わせ先 : 〒730-8601

広島市中区富士見町11-42 広島県薬剤師会館

公益社団法人広島県薬剤師会

第35回広島県薬剤師会学術大会実行委員会

TEL : 082-246-4317 (代) FAX : 082-249-4589

E-mail : kinoshita@hiroyaku.or.jp

\*日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度実施要領により、  
当大会参加者に3単位の受講シール申請中です。

# 広島県薬剤師会誌目次

## No.260

第35回広島県薬剤師会学術大会に参加を	2
第32回広島県薬事衛生大会開催のご案内	4
平成27年度第1回地域づくりによる介護予防推進支援研修会	5
広島県看護協会平成27年度第1回在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会	6
平成27年度 感染症・疾病管理センター研修会感染症研修コース第2回「成人の感染症」・第3回「真菌の感染症・海外感染症」	7
平成27年度学校環境衛生検査技術講習会	9
平成27年度広島県医療安全研修会	10
平成27年度抗HIV薬服薬指導研修会	11
第50回薬草に親しむ会	12
日本赤十字社中四国ブロック血液センターを見学して	13
広島県薬剤師会認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会	14
第39回福山大学薬学部卒後教育研修会	14
広島キッズシティ 2015	16
第45回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ(薬学教育者ワークショップ)中国・四国in岡山	17
<b>福利厚生 指定店一覧</b>	18
広島県立美術館「団体割引会員について」	20
県薬だより 県薬より各地域・職域薬剤師会への発簡 総会議事録 理事会議事録 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定	21
行政だより	125
地域薬剤師会だより	139
諸団体だより	140
研修だより	144
広島県モバイルDI室・事例報告⑪	154
薬事情報センターのページ	158
お薬相談電話事例集No.96	161
安全性情報 No.326	163
検査センターだより	164
「社会律」	165
薬剤師の休日	166
薬局紹介④	167
書籍等の紹介	168
告知板	169
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

### 表紙写真 ツチアケビ（ラン科）

ナラタケ菌と共生する腐生ランで葉緑体を持ちません。秋にアケビに似た果実をつけます。アケビのことを通草(木通)ということから土通草と呼ばれ淋病で小便を出すために民間薬として用いられました。乳を出すために煎じて服用されたとも伝わります。

写真解説：吉本 悟先生（安芸支部） 撮影場所：北広島町

## 第35回 広島県薬剤師会学術大会に参加を

広島県薬剤師会では、第35回の学術大会を「心機一転！輝け薬剤師」をテーマとし次の要領にて開催いたします。  
お誘い合わせの上、多数ご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

会 期 : 平成27年11月15日（日）10:00～  
 会 場 : 広島県薬剤師会館  
 　〒730-8601 広島市中区富士見町11-42  
 主 催 : 公益社団法人広島県薬剤師会  
 参 加 費 : 予約2,000円  
 　　当日3,000円 学生（社会人を除く）は無料  
 　（予約登録の〆切りは11月6日（金）まで）

問い合わせ先：〒730-8601 広島市中区富士見町11-42 広島県薬剤師会館  
 公益社団法人広島県薬剤師会 第35回広島県薬剤師会学術大会実行委員会  
 T E L : 082-246-4317（代） F A X : 082-249-4589  
 E-mail : kinoshita@hiroyaku.or.jp

\*日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度実施要領により、当大会参加者に3単位の受講シール申請中です。

### プログラム

（敬称略）

受付開始	9:30	司会	常務理事	中川潤子
開会の辞	10:00		副会長	渡邊英晶
薬剤師綱領唱和				
会長挨拶		会長	前田泰則	
口頭発表	10:12～（発表10分×質疑2分）			

座長 副会長 木平健治

1. 在宅医療における患者とその家族に対する薬剤師の役割と責務  
 広島国際大学薬学部 神原美子
2. 飲み残した処方薬に関する調査研究  
 安田女子大学薬学部 秋山鈴香
3. 睡眠薬を服用している患者さんと会話を行動したこと、学んだこと  
 福山大学薬学部 藤井美輝
4. 薬学生を対象とした生活習慣病関連遺伝子検査セミナーの実施  
 一遺伝子情報に基づく新たな貢献を目指した試み一  
 広島大学大学院 医歯薬保健学研究院 池田佳代

座長 副会長 村上信行

5. 小児の薬の服用の仕方・服薬指導・イベントから学んだこと

福山大学薬学部 廣瀬桜子

6. 広島市薬剤師会における薬局機能向上プロジェクトの実施

～検体測定事業：糖尿病編～

広島支部 岩本義浩

7. 平成26年度 健康づくり支援薬局モデル事業

三原薬剤師会の実施状況 「糖尿病リスク測定」

三原支部 吉田茂史

8. 会営薬局での HbA1c 測定器を使用した健康情報拠点推進事業について

呉支部 平本敦大

座長 副会長 野村祐仁

9. 呼吸器疾患治療向上のために ～薬剤師の目線から～

安佐支部 新佛暢康

10. (公社) 広島県薬剤師会会員薬局への疑義照会に関するアンケート調査結果

広島県薬剤師会 薬事情報センター 永野利香

11. (公社) 広島県薬剤師会検査センターにおける業務報告

～学童検診（尿検査）～

広島県薬剤師会 検査センター 後藤佳恵

昼 食

特別講演 13:30 ~ 15:30

座長 会長 前田泰則

薬局と薬剤師の方向性・将来展望

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 山本信夫 先生

閉会 15:30

副会長 渡邊英晶

## 第32回 広島県薬事衛生大会開催のご案内

### 1 大会の主旨

県民の生命と健康の保持に密接にかかわっている薬事関係者が一堂に会し、薬事衛生大会を開催し、県民の健康増進と薬事衛生の向上に貢献した薬事功労者等の表彰を行うとともに、互いの研鑽に努め、薬事衛生思想の普及を図り、もって県民の保健衛生の向上、並びに医薬品関連産業の振興に寄与するものである。

### 2 日時 平成27年11月26日（木）

14:00～16:30

### 3 場所 広島市中区富士見町11-6

エソール広島 2階多目的ホール

### 4 主催 第32回広島県薬事衛生大会実行委員会

### 5 共催 公益社団法人広島県薬剤師会

一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会

広島県医薬品卸協同組合

広島県麻薬協会

広島県薬剤師国民健康保険組合

一般社団法人広島県配置医薬品連合会

広島県製薬協会

広島県医薬品配置協議会

### 6 後援 広島県

広島県市長会

広島県町村会

一般社団法人広島県医師会

一般社団法人広島県歯科医師会

公益社団法人広島県看護協会

### 7 参加予定人員 約200名

### 8 参加者範囲 県内薬事関係団体構成員等

### 大 会 次 第

#### <第1部>

開 会 14:00

挨 拶 広島県薬事衛生大会会長

広島県知事表彰

各大臣表彰受賞者披露

祝 辞 広島県知事

広島県議会議長

広島県市長会会長

広島県町村会会長

広島県医師会会長

来賓紹介

祝電披露

謝 辞

大会宣言

閉 会 14:50

#### <第2部>

特別講演 15:00～16:30

演 題 『理学療法士の現状と課題』

～（公社）日本理学療法士協会と

（公社）広島県理学療法士会の紹介～

講 師 公益社団法人広島県理学療法士会

会長 久 保 高 行



### 薬 祖 神 大 祭

日 時：平成27年11月26日（木）  
午後5時～

場 所：広島県薬剤師会館 4階

会 費：1,000円

## 平成27年度 第1回 地域づくりによる介護予防推進支援研修会



常務理事 有村 健二

日 時：平成27年8月17日（月）13:00～16:00

場 所：広島県立総合体育館

主催：広島県・広島県地域包括ケア推進センター

対象：（1）市町及び県保健所の職員

（2）地域リハビリテーション専門職

目的：高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人のつながりを通じて住民が自ら運営する通いの場を立ち上げ、継続的に拡大していくような仕組みづくりを行う市町を支援するため、研修会を開催する。

内容：講演Ⅰ「地域包括ケア・総合事業における市町村・

リハ職の役割」

講演Ⅱ「地域づくりによる介護予防推進支援事業」

講師：兵庫県豊岡保健所長 柳 尚夫 氏

グループディスカッション

キーワード：地域包括システムの5つのキーワード

地域包括ケアシステム：①住まい、②医療、③介護、④予防、⑤生活支援が一体的に提供される事を実現し重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることを可能とする。

平成27（2015）年度の介護保険制度改正の方向について

- 要支援1・2の対象者について介護保険本体の給付（予防給付）から、訪問介護と通所介護を外し、対応するサービスについて地域支援事業を再編成するということ、地域支援事業を再編成するということ。
- 個別のサービスでは、通所介護の機能の改革、特に定員10人以下の小規模型については、地域密着型サー

ビスへ移行させ、今後新たな事業所開設については保険者の管理下に置くということ。

3. 特別養護老人ホームの入所対象者を原則要介護3以上にすること等です。

これらの改正を実際に実施するためには、区市町村、行政トップの力量・考え方が問われることになると思われます。

もともと、要介護状態への予防策として介護支援制度ができました。

その間にも様々な方策が取られましたが、要支援1・2の申請が増え介護保険料を圧迫したものの効果が思わしくない状態です。今回より（地域により差があり）地域行政の総合事業の中に組み込み、地域の特色を生かしながら支援する仕組みに変わります。

皆様の地域でも、認知症サロン等の民間の力を借りた動きが見られると思います。

薬局でもスペースを利用した地域サロンの開催や公的な他業種協同への参画と共に、地域の住民による私的な交流への参加を必要となってきます。

専門性の高い訪問看護や通所・訪問リハ、居宅療養管理指導は従来通りですが、すでに要介護3以上で無いと特別養護老人ホームに入所できないことなどを考えると、我々の業務にも対応が必要で、見守る必要があります。

今回のグループディスカッションでも他業種から、薬剤師の居宅療養管理指導薬局の所在や業務について質問があり、県薬ホームページに掲載があると答えておきました。

## 広島県看護協会 平成27年度 第1回 在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会



常務理事 中川 潤子

日 時：平成27年8月20日（木）18:30～

場 所：広島県看護協会

1. 開会
2. あいさつ
3. 委員紹介
4. 議事
  - (1) 平成27年度在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業について
    - ①訪問看護師の生涯教育体系の構築について
    - ②新人訪問看護師の人材育成について
    - ③訪問看護師と医療機関看護師との相互交流派遣について
    - ④訪問看護の普及啓発について
    - ⑤その他、訪問看護の人材確保を推進するため必要な事項について
  - (2) その他
5. 閉会

広島県看護協会才野原照子会長の挨拶の後、事務局より平成27年度事業予算（基金）の削減により、事業項目は上記①～⑤となり、分野別研修は行われないこと、事業項目とその概要について、推進事業のスケジュールについて、また配布資料等の説明が行われました。

①訪問看護師の生涯教育体系（案）：質の高い訪問看

護師の継続的な育成を図るために、訪問看護師クリニカルラダーを作成し活用する。

- ②新人訪問看護師の人材育成（案）：訪問看護師の確保着のため、看護学部基礎教育と卒後教育とのシームレス・プログラムを作成する。
- ③訪問看護師と医療機関看護師との相互交流派遣事業（案）：訪問看護師と医療機関で働く看護師が、相互に理解を深め、看護ケアの必要な人へ切れ目がない円滑なサービスの提供を図ることを目的とした事業のイメージ図や実施要領について。
- ④訪問看護の普及啓発：訪問看護の理解や活用が未だ不十分な状況にあるため、医療機関や市民に対する啓発用のリーフレットを作成する。
- ⑤その他、訪問看護の人材確保を推進するために必要な事項：人材確保・定着、質の向上を図るために必要な研修会等を開催する。

これらの説明を受け、各委員から色々な意見が出されました。

医療機関看護師に比べて、訪問看護師の育成は大変困難とのことです。今回の意見を参考にし、工夫しながらプログラムを作成し、学生への啓発活動も進め、他県での実施状況を見学・研修する事により、より一層の事業内容の充実を図ることとなりました。次回の会議は11月を予定しています。

### 薬剤師国家試験問題（平成27年2月27日～3月1日実施）

問47 体内動態が線形1-コンパートメントモデルに従う薬物において、全身クリアランスと分布容積がともに2倍に上昇すると、消失半減期はどうなるか。1つ選べ。

- 1 4倍になる。      2 2倍になる。      3 変化しない。  
 4 1/2倍になる。      5 1/4倍になる。

正答は 169 ページ

# 平成27年度 感染症・疾病管理センター研修会感染症研修コース 第2回「成人の感染症」・第3回「真菌の感染症・海外感染症」



薬事情報センター 永野 利香

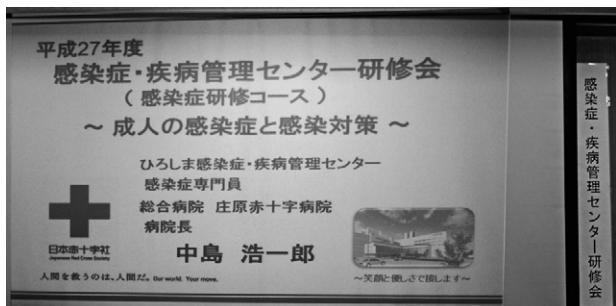
日 時：第2回 平成27年8月28日（金）14:30～16:30

第3回 平成27年9月30日（水）14:30～16:30

場 所：県立総合技術研究所保健環境センター

実際の感染症の診療における知識の習得及び課題等について学ぶことを目的として広島県感染症・疾病管理センター主催で実施される標記研修会に出席してまいりましたので、ご報告いたします。

第2回は総合病院庄原赤十字病院院長（内科）中島浩一郎先生の「成人の感染症と感染対策について」です。まず庄原市について、そして庄原出身の有名人の紹介、庄原赤十字病院の概要から始まりました。主な内容は以下の通りです。



## 1. 成人の感染症概論

### ◆成人の感染症の分類

1)病原体の種類による分類：細菌、ウイルス、真菌 等

2)法的な分類（感染症法）

- 一類感染症：エボラ出血熱 等
- 二類感染症<呼吸器感染症>：結核、鳥インフルエンザ、SARS、MERS 等
- 三類感染症<=腸管感染症>：コレラ、O-157 等
- 四類感染症
- 五類感染症
- 新型インフルエンザ等感染症
- 指定感染症
- 新感染症

3)感染部位による分類

4)公衆衛生学的な分類

- 新興感染症：SARS、鳥インフルエンザ、エボラ出血熱 等

• 再興感染症：マラリア、ペスト、結核、インフルエンザ 等

• 動物由来感染症（人獣共通感染症）：鳥インフルエンザ、狂犬病、つつが虫病、SFTS 等

• 輸入感染症：コレラ、デング熱、マラリア 等

• 検疫感染症（検疫伝染病）：エボラ出血熱、ペスト、鳥インフルエンザ、デング熱 等

## 5)感染経路による分類

①空気感染（飛沫核感染）：空気中に浮かんでいる病原微生物（飛沫核）を吸い込んで感染

②飛沫感染：咳やくしゃみのしぶき（飛沫）を吸い込む、またはそのしぶき（飛沫）に含まれた病原微生物が、鼻・咽頭・目の粘膜に付着して感染

③接触感染：環境表面や手・衣服などについた病原微生物が鼻・のど・目や口の粘膜などに付着して感染、もしくは経口的に腸管に入って感染・発症

## 2. 感染対策の実際・感染対策マニュアル

◆空気感染で感染する感染症→標準予防策+空気感染予防策=結核（疑）患者の感染対策

◆飛沫感染で感染する感染症→標準予防策+飛沫・接触感染予防策=インフルエンザ患者の感染対策（発熱・呼吸器症状等を有する疑い患者も含む）

◆接触感染で感染する感染症→標準予防策+接触感染予防策=感染性胃腸炎患者の感染対策

### ◆インフルエンザについて

感染対策、疑い患者・確定患者の隔離、同室の患者・曝露患者への対応、抗インフルエンザ薬の予防投与、医療スタッフへの対応・就業制限、医療スタッフを介して感染拡大すると患者・病院への影響が非常に大きい、感染拡大の要因、感染拡大後の早期終息の要因、スタッフの健康管理・有症者発生時の対応、その他の感染対策、対策まとめ、高病原性新型インフルエンザのパンデミック、北部地域（庄原市・三次市）における新型インフルエンザ対策の基本方針

### ◆結核対策について

当院における課題、結核（疑）患者対応フロー、患者対応まとめ

## 3. 事例紹介

### ◆肺結核

### ◆つつが虫病

- ◆SFTS（重症熱性血小板減少症候群）

#### 4. 細菌学的検査について

- ◆血液培養検査の検討

- ◆肺炎患者の臨床的検討

#### 5. まとめ

- ・重大事例は忘れた頃にやってくる
- ・感染対策はすべてのスタッフがおこなうもの
- ・すべてのスタッフで取り組む感染対策
- ・感染管理・早期発見（トリアージ）
- ・早期対応が重要！

感染対策は、くどく何度も繰り返し言うしつこさ・慎重さ、つまりは毎日の小さな積み重ね、忍耐強く対策を啓発していくことが大事というお話をしました。

第3回は、広島大学病院感染症科教授大毛宏喜先生による「海外の感染症」です。

県や市町の行政、医療機関の医師や看護師等、様々な立場・職種の参加者約60数名を、はじめはあらかじめ5つのグループにわけてグループディスカッション形式で進行予定のようでした。しかし、いきなりのことでディスカッションがスムーズに進まないような気配でしたので、先生が一つ一つ問題提起し随時参加者を指名し、指名された人が意見を述べる形で進められました。資料も一度に全部配布されず、一つずつ配布されて、参加者一人一人が課題を一つ一つ順に考えていくように構成されました。

インフルエンザ流行期に県下で高病原性鳥インフルエンザが発生したとの想定で研修は始まりました。

#### 資料 1

- ◆目的：公衆衛生上問題となる海外の感染症が国内発生した際の対応を考える

- ◆2016年1月10日 広島県内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザ発生

- ◆県内で鶏からH5N1が検出された段階

- ・行政として何をすべきか
- ・医療機関で何らかの準備は必要か

#### 資料 2

- ◆2016年1月12日 疑似症患者受診

- ◆診察医が広島市保健所に電話相談した内容 どのように答える？

- ◆患者情報、患者の家族情報

- ◆疑い患者発生：どこまで公表するか？

- ◆疑い患者発生時：家族への対応は？ 行動制限？職場・学校へどのように伝える？

#### 資料 3

- ◆プレスリリース案（2016年1月12日午後4時）

- ◆対応案：社会的対応、患者関連の対応、家族関連の対応、その他の対応

- ◆結果判明→H5N1陽性（2016年1月12日午後9時）

- ◆H5亜型判明

- ・医療機関・行政が行うべき対応は？
- ・行政：翌朝から開始する積極的疫学調査での聞き取り事項は？

#### 資料 4

- ◆医療機関における対応の例

- ◆行政における対応の例

- ◆聞き取りが必要な事項の例

- ◆患者死亡（2016年1月13日午後1時）

- ◆この時点ですべきことは？

- ◆新型インフルエンザ等対策特別措置法

- ◆新型インフルエンザ等対策ガイドライン

- ◆基本方針

- ◆「緊急事態宣言」時の措置

- ◆フェーズごとの対策の考え方

- ◆フェーズの分類 4つ

- ・海外発生期

- ・国内発生期

#### 感染症法－疑い例への対応

感染拡大防止策実施、感染拡大に備えた体制整備  
医療体制の準備

医療関係者の協力を得るために

各医療機関はどう対応すべきか→診療継続計画の策定

- ・国内感染期

完成拡大防止策→被害軽減にシフト

ライフラインなど事業活動の継続

問題点：病床の確保が困難→臨時医療施設の設置、  
外出自粛

- ・小康期

第二波に備えた第一波の評価、医療体制・社会経済活動の回復

- ◆まとめ

- ・問題となる感染症の発生では初動が重要

- ・行政・医療機関ともシミュレーションが必要

- ・意味のある診療継続計画の策定が求められる

緊急事態に遭遇した場合を想定して、病院版のBCP（事業継続計画）である診療継続計画を平常時から整備し、実際に訓練を行うことが大事だと強調されておりました。これまでの研修とはまた違った形式で、とても勉強になりました。

## 平成27年度 学校環境衛生検査技術講習会

日 時：平成27年8月29日（土）・30日（日）  
 場 所：スクワール麹町



### 報告Ⅰ

広島県学校薬剤師会常務理事  
**竹本 貴明**

全国より72名の学校薬剤師が参加し開催されました。

1日目は「学校環境衛生活動における学校薬剤師の役割」・「学校環境衛生基準における教室等の環境衛生検査の実際」の2題の講義及び、SGD（スマート・グループ・ディスカッション）を行いました。

2題の講義の内容としては、

- ・学校薬剤師の法的な根拠・責務
- ・学校保健委員会の開催状況
- ・空気環境の検査を実施した学校の割合及び機器の保有状況
- ・「換気及び保温等」・「採光及び照明」・「騒音」に関しての不適合項目があった学校の割合及びその後の改善状況の割合
- ・各検査項目の留意点について
- ・熱中症、PM2.5などの話題
- ・地域薬剤師会と教育委員会の連携の必要性、これらの学校薬剤師の役割について

など3時間では足りないぐらいに充実した内容でした。

その後のSGDでは8班に分かれ「教室等の環境検査の完全実施に向けて」というテーマを主題とし、各班に①温度、湿度、浮遊粉じん、気流 ②換気、一酸化炭素、二酸化窒素、揮発性有機物 ③ダニ又はアレルゲン、騒音 ④採光及び照明、黒板面の色彩のいずれかのテーマが与えられ「なぜ100%実施できないのか」・「優先課題」・「対応策」について話し合われました。

私の班は③のダニ又はアレルゲン、騒音について議論を行いましたが、騒音に関しては周りの環境の変化もないため実施していないところが多く見られましたが、ダ



ニに関しては日にちを決め、一斉に行っている地域もあり大きく差が出ました。

対応策としては、まず各学校薬剤師《個人》が学校保健委員会への出席なども含め、学校との連携をしっかりとること。そして、しっかりと業務を行った上で、学校薬剤師会《組織》が自治体・教育委員会との連携を十分に図ることが大切である等の意見が交わされました。



### 報告Ⅱ

呉支部 平本 敦大

2日目は「教室等の環境」検査実習と1日目で行ったSGDの発表・全体討論が行われました。実習項目は換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素、ダニまたはアレルゲン、揮発性有機化合物、二酸化窒素、照度及び黒板面の色彩検査、騒音です。

恥ずかしいことなのですが、自分では行ったことのない検査や、機器も多くありました。浮遊粉じん計は今まで機器を見たこともなく、使い方も少し複雑でしたが、重要性を再認識して、黄砂の時期など、これから検査をしなくてはと感じました。さらに自分では理解しているつもりであった検査項目も揮発性有機化合物の測定もアクティブ法、パッシブ法による測定方法や照度計もA級AA級とあること、さらに普段行っていた操作方法にも間違っている部分や確認できていないことなどがあり、あいまいな知識を確かなものにすることができました。SGDの「検査が100%実施ができない理由」の発表では学校側の必要性・重要度を含めた理解不足も挙げられたのですが、検査を行う学校薬剤師側の理解不足もあがりました。

先日、担当校の養護の先生からアトピーと喘息の生徒が多いので可能ならダニの検査をして欲しいと依頼を受け学校薬剤師が必要とされていると感じることのできる事例もありました。

全ての項目についてここで全てをお伝えすることはできません、学校薬剤師の活動を広く理解していただくためにも、環境検査の完全実施に近づけるよう、伝達講習を行い、今回、学ぶことができたことを共有したいと思います。

## 平成27年度 広島県医療安全研修会



薬事情報センター 胡明 史子

日 時：平成27年9月10日（木）13:00～17:00

場 所：広島県民文化センター

平成27年10月1日から医療事故調査制度が施行されるのに先立ち、患者と医療従事者との関係をより良好にし、信頼関係の構築を促進するとともに、医療安全の向上を目的として、標記の研修会が開催されました。

### 内 容

（敬称略）

#### （1）講演

演題「医療事故調査制度と関連諸制度について」  
講師：後 信

・九州大学病院 医療安全管理部 教授・部長  
・（公財）日本医療機能評価機構 執行理事

#### （2）講演

演題「患者と医療者のコミュニケーションで築く医療安全」

講師：山口 育子  
・NPO法人ささえあい医療人権センター COML  
理事長

#### （3）報告

医療事故調査制度に対する支援団体としての対応状況

一般社団法人広島県医師会常任理事 渡邊 弘司

#### （4）その他

広島県医療安全支援センターの運営状況について  
(広島県健康福祉局医務課)

医療事故調査制度は、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、医療法に位置づけ、医療の安全を確保するものであり、全国計約18万カ所の病院、診療所または助産所に適応されます。

そもそもなぜ、こうした制度が生まれたのか。きっかけとされるのは、1999年、横浜市立大学病院で、2人の患者を取り違えて逆の手術を行うという事故が発生。都立広尾病院では手術後の患者の血管に誤って消毒液を注入し患者が亡くなるという、医療事故が相次ぎ、医師や看護師が有罪判決を受けました。医療行為に対して警察の捜査や刑罰を受けることに、医療現場からは強い危惧が生じ、19の学会が、医療事故死の届け出を行うのに、警察ではなく『中立的な専門機関』が必要だと共同声明を発表、それから10年、糾余曲折を経てようやく本制度ができあがったそうです。

しかし、法令を作るための会議において、「医療の安全」という目的は一致していても、主に「再発防止と医療の質の向上」を重視する医療者側と、「原因究明と説明義務」に重点をおく患者側との意見の対立があり、全ての関係者が満足できる制度とはならず、10月にスタートする制度を早くも来年の6月までには見直すという、異例の内容が法律に盛り込まれています。

医療者側の主張の背景には、医療の現場では、最善を尽くした結果の死であっても、「異状がある死は警察に届けなくてはならない」とする医師法第21条により、警察の捜査を受け不当に扱われてしまう恐れを、多くの医師が抱いている、ということがあるようです。

ただ、その上でもやはり、医療事故の調査と結果は、遺族や社会に対して開かれた、透明性や中立性を持ったものでなくてはならないと、現場でねばり強く報告の必要性を啓発しているとおっしゃる九州大学病院の後先生。そして、その透明性の担保が再発を防ぐだけでなく、遺族と医療側の信頼関係を保ち、訴訟にまで至る事態をむしろ減らすことができるのではないかとおっしゃるNPO法人COMLの山口先生の講演でした。

## 平成27年度 抗HIV薬服薬指導研修会



広島佐伯支部 横崎 富美子

日 時：平成27年9月13日（日）

場 所：広島県薬剤師会館

この研修会は、抗HIV療法に関する患者のQOL向上を目指し広島県薬剤師会と広島県病院薬剤師会が協力して毎年行われている研修会です。日本病院薬剤師会が推進されている「HIV感染症専門薬剤師」の認定研修会でもあり、保険薬局薬剤師も、この認定を受けることができます。

9年目となる今回の研修では、広島県からエイズ治療拠点病院に指定されている福山医療センターより、2名の講師による講習が行われました。薬剤部の濱野有里先生からは「福山医療センターにおけるHIV感染症患者の服薬支援の現状」と題して抗HIV薬の作用機序・特徴を踏まえた上で、2015年3月に改訂された抗HIV治療ガイドラインに基づく症例報告を伺いました。その中で、平成24年より当医療センター抗HIV薬院外処方箋の発行を受け、病院薬剤師と調剤薬局との薬薬連携を率先され、患者のコンプライアンス、アドヒアランスを向上させる為に行政も交えて、地域関係者と医療関係者との合同HIVチームとして対応されている事例を紹介していただきました。HIV感染者はARTにより予後は大きく

改善してきましたが、長期合併症、それに伴う他科診察とHIV患者の高齢化問題が、新たな問題となってきていました。その為の在宅を含めた地域でのチーム医療の取り組みが重要になり、身近な問題と捉える日は近いと思いました。副病院長の坂田達朗先生からは、「福山医療センターにおけるHIV/AIDS診療の取り組み」と題してHIV感染症の早期診断が高額治療費削減に繋がり公衆衛生上も重要であること、又その治療開始基準等基礎知識から変化している現状の問題点までお話をいただきました。HCV、HBV重複感染者治療については言うまでもなく、徐々に増加しているHIV感染症の高齢化の問題が浮上してきており心・脳血管障害、骨・腎代謝障害、悪性腫瘍などの治療も併せて行っていく為に医療、福祉連携が喫緊の課題と話を締めくくられました。

長期予後を視野に入れた治療薬の選択が今後重要になり両先生のお話から、AIDS/HIV感染症に対する薬物治療の考え方は、新しい段階に入ったと思います。今後地域での支援機関医療チームとなり得る為に、さらなる研修の必要性を感じた会でした。

### 薬剤師国家試験問題 (平成27年2月27日～3月1日実施)

#### 問 225 (実務)

国際大会出場予定の男子レスリング選手が、ヒゲを濃くする成分を含有した塗り薬があることを友人から聞いて来局した。選手なので強そうな風貌になりたいとのことであった。

この薬局の薬剤師が、顧客に十分な説明をした上で、るべき対応として最も適切なのはどれか。1つ選べ。

- 1 テストステロンを含有する軟膏を販売した。
- 2 エストラジオールを含有する軟膏を販売した。
- 3 ミノキシジルを含有するローション剤を販売した。
- 4 ヒドロコルチゾン酢酸エステルを含有するクリームを販売した。
- 5 男性ホルモンを主成分とした軟膏はあったが、販売しなかった。

正答は 169 ページ

## 第50回 薬草に親しむ会

広島支部 竹本 貴明

日 時：平成27年9月26日（日）

場 所：廿日市市（宮島町）

シルバーウィークは2泊3日で中央アルプスの木曽駒ヶ岳、そして最終日には宮島で開催された第50回薬草に親しむ会に参加と、自然に触れて充実した休暇となりました。

薬草に親しむ会の当日は天候にも恵まれ参加者・スタッフ合わせて約220名の方が参加いたしました。

午前中は7名の先生のグループに分かれて、約3kmを2時間ぐらいかけて辺りを散策いたしました。

午後からは各先生の講演に先立ち、広島民俗学会の岡崎環先生の特別講演「宮島の歴史」がありました。

岡崎先生の話の中で特に印象に残っているのは、江戸時代初期には藩が財源を得るために木の伐採などを管理していたが、江戸時代中期から後期にかけて厳島八景（厳島明燈・大元桜花・滝宮水螢・鏡池秋月・谷原麋鹿・御笠浜鋪雪・有浦客船・弥山神鴉）が定められ、また、現在の庄原市比和町で白い鹿を捕獲し厳島に放して徐々に

観光によって財源を得るように変化していったとのことでした。

他の先生のお話で興味深かったのが、宮島の植物層は豊富であり、723種の維管束植物が確認されているが、本土とは近い位置にあるにも関わらず非常に異なる植生であるとのことでした。宮島にはたくさんの希少種が存在し、カギカズラ、カンザブロウノキ、ヒメハシゴシダ、ヒナノシャクジョウ、ミミズバイなどは当日見ることができました。一方、沢山の希少種がある反面、本土や他の島には普通に見られる植物が少なく、イヌツゲ、コナラ、クリ、フジなど特に里山の植物が極めて少ないとのことでした。

昨年より薬局スタッフの影響で健康のために始めた登山ですが、今日のお話を聞いて、もう少し周りの植物を楽しむぐらいの余裕を持ちたいなと思いました。



# 日本赤十字社中四国ブロック血液センターを見学して

日 時：平成27年10月1日（木）

場 所：日本赤十字社中四国ブロック血液センター



報告 I

福山大学薬学部 塚元 勝士

この度は中四国ブロック血液センターの見学会に参加させていただきありがとうございます。普段あまり目につくことのできない施設や献血についての説明を聞いたり、血液製剤の製造過程などを見学させていただきました。私は献血したことが無く、献血基準、献血バッグの使用、初流血の除去、検査用検体の採取についてや様々なることを知ることができ勉強になりました。

中でも印象に残ったのは、核酸増幅検査と白血球除去でした。検査用血液にウイルス感染があるかどうかをPCR法でHBV、HCV、HIVを同時に検出し陽性であれば、ウイルスの特定を行うというものでした。白血球除去では2種類のフィルターで濾過され、それでは除去しきれないものを遠心分離で血球と血漿に分け放射線照射で破壊するというもので、この操作によりGVHD発症をほぼ抑えることができるそうです。

今回の見学会に参加して、病院で何気なく扱った血液製剤も献血や製造工程を学べたことでより関心が高まったように思います。自分にできる事や献血などを積極的に行っていきたいと感じました。



報告 II

福山大学薬学部 熊谷 祐樹

このたびは血液センターの見学をさせていただき、ありがとうございました。

私たちが見学させていただいたのは献血された血液を検査する過程とその血液を血液製剤に製剤化する過程でした。

このたびの見学で私が特に印象深かったものは白血球除去の工程でした。白血球除去は全血から白血球を除去し、白血球に起因する非溶血性発熱反応や血小板輸血不応状態等の副作用を減少させることを目的としていますが、全ての白血球を除くことは不可能であることから、白血球数を一定の基準よりも少なくすることをいいます。

白血球の除去には白血球除去フィルターが用いられます。まずオモテ側のプレフィルターに血液が流れ、その後にウラ側の直径約 $1\text{ }\mu\text{m}$ の極細纖維で構成されたメインフィルターに血液が流れると極細纖維に白血球が捕捉され、血液が濾過されるそうです。

最後に、血液を製剤化する工程を自分の目で見て学ぶという体験はとても珍しく、大いに勉強になりました。お忙しい中、時間を割いていただいた関係者各位に御礼申し上げます。



## 広島県薬剤師会認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会

(東部) 日時：平成27年10月4日 (日) 場所：宮地茂記念館



### －東 部－

福山支部 下曾根 かすみ

この度、認定実務実習指導薬剤師更新講習会に参加しました。講習会の主な内容は、モデル・コアカリキュラムの改訂、事前調査の説明についてでした。私は、これまで8人の学生の実習に携わってきました。そのなかで、病院と薬局で同じ内容の実習を行うこと、薬局によって実習内容に差が出ること、評価方法の難しさ、薬局実習が初めてという学生と病院での実習終了後に行う薬局実習を行う学生との理解度の差にて行う実習内容の違いなど様々な疑問や問題を感じていました。今回の改訂では、その問題や疑問の多くが解決できると感じました。病院・

薬局での実習が連続になり連携を取ることで同じような実習を行うことがなくなり、学生全員が同じような状況で実習に望める状態になります。また、評価がSBOでは無くループリック評価を使用することで評価が行いやすくなり学生も自身の状況が把握できるようになると思います。ただ、実習が3期制から4期制になることで前年度の2月からの実習が始まることにより、年度末からの実習開始になることで受け入れ先の負担が増えることや病院と薬局の連携方法など疑問点などがありました。これらの問題点の解決のために事前調査が行われることです。現在、指導薬剤師として学生に関わっていますが、次世代の薬剤師を育成する立場として改訂前・改訂後のカリキュラムで行う学生ともにより良い実習を行うことが出来るようにしていきたいと改めて感じました。

## 第39回 福山大学薬学部卒後教育研修会



卒後教育研修会委員長 森田 哲生

日 時：平成27年10月10日 (土) 15:00～

場 所：福山大学宮地茂記念館

今回は2テーマについての特別講演会とし開催いたしました。鶴田泰人本学薬学部長の開会の辞に始まり、広島大学病院薬剤部長教授松尾裕彰氏から『薬剤師が知つておきたい食物アレルギーのトピックス』について、ついで日本薬剤師会常務理事笠井秀一氏による『かかりつけ薬局における薬剤服用歴管理と服薬指導』についてのお話をいただきました。

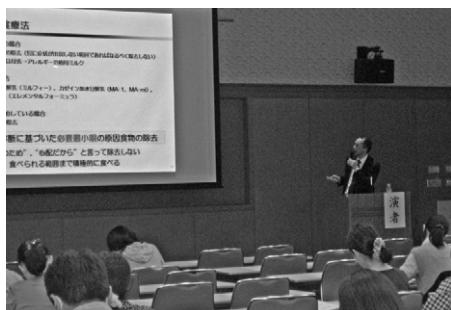
昨年より参加者も増え、薬剤師の方のみならず、教職員から学生（1年次生の参加もありました）も参加し、70数名の参加がありました。なお、今年広島大学病院薬剤部長に就任したばかりの松尾先生の講演は、テーマの食物アレルギーと薬物のお話のみならず、先生の今後の薬剤師としての知るべき内容や思いもあり、感慨深い講演となりました。一方、笠井先生の講演は日本薬剤師会の常務理事として御用繁多の中、昨今の厚生労働省からの様々な要望などに対する回答も踏まえ、現場の薬剤師のなすべき姿を明解に示していただき、大変意義深い講演でした。次に各講演の要旨を記します。

### 特別講演1：

『薬剤師が知つておきたい食物アレルギーのトピックス (要旨)』 松尾 裕彰 氏

食物アレルギーは、「原因となる食物を摂取した後に、免疫学的機序を介して生体にとって不利益な状態が惹起される現象」と定義される。細菌性やウイルス性の食中毒、貝毒や毒キノコ、乳糖不耐症などの免疫学的機序を介さない食後のアレルギー様症状とは区別される。本邦における食物アレルギーの原因食品は、鶏卵、牛乳、小麦の順に多い。近年患者数は増加しており、即時型食物アレルギーの有病率は5-10%とされる。2012年に学校給食における誤食により死亡例が出るなど社会問題となった。このような背景から、2014年6月にアレルギー疾患対策基本法が成立し、アレルギー疾患医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成が進められている。

即時型食物アレルギー患者は、食物タンパク質（アレルゲン）に感作され、アレルゲン特異的IgE抗体を有して



上の受容体が架橋されると、ヒスタミンなどのケミカルメディエーターが遊離する。これらの物質が皮膚・粘膜症状、呼吸器症状、消化器症状、アナフィラキシーを惹起する。食物アレルギーが疑われた場合、問診、アレルゲン特異的IgE検査、および、皮膚テストの結果から原因食物を推測する。診断の確定には、原因食物を摂取させてアレルギー症状が誘発されるか否かを確認する経口負荷試験が必須である。食物アレルギー治療の原則は、必要最小限の除去食療法である。クロモグリク酸ナトリウムが食物アレルギーに基づくアトピー性皮膚炎に適応があるが、アレルギーそのものを治す薬剤ではなく対症療法として用いられる。また、重篤なアナフィラキシーショックの補助治療薬として、エピネフリンの自己注射薬が使用される。食物アレルギーの根治療法として、経口免疫療法が有用であることが明らかにされているが、一般的な治療法として確立されていない。

医薬品の中には食物アレルギー症状を誘発・悪化するものがある。例えば、塩化リゾチーム、カゼインを含む製剤は、それぞれ、卵アレルギー、牛乳アレルギー患者に禁忌である。また、食物摂取後に運動することによりアレルギー症状が誘発される食物依存性運動誘発アナフィラキシーにおいては、原因食物摂取と同時にアスピリンなどの非ステロイド性抗炎症薬(NSAIDs)を服用すると、症状が悪化することがあるため注意が必要である。

これまで食物アレルゲンへの感作は消化管を介して成立するとされていたが、加水分解小麦を含む石鹼の使用により経皮感作され、小麦を経口摂取したときにアレルギー症状を呈する患者が報告されて以来、食物アレルギーにおける経皮感作の重要性が認識されている。本講演では、薬剤師にとって必要な食物アレルギーの基礎知識を概説するとともに、経皮・経粘膜感作が関与する食物アレルギーについて、我々の研究成果を交えて紹介する。

## 特別講演2：

### 『かかりつけ薬局における薬剤服用歴管理と服薬指導(要旨)』笠井 秀一 氏

日本の医薬分業制度は、先人の努力や長年の法・制度改正を経て、現在では処方箋受取率は約7割にまで至り、国民の理解を得ながら定着に向け進んでいる。しかし、平成26年6月に公表された「経済財政運営と改革の基本

方針2014(骨太方針)」においては、「医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性・適正性の検証」が明記され、平成27年3月の規制改革会議公開ディスカッションでは「医薬分業」が取り上げられ、「患者の利便性」「患者負担増に見合うメリットと効果」を論点として討論が行われた。その後、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」には「薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革」として「かかりつけ薬局の推進のため、薬局全体の改革について検討するとともに、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や医師との連携による地域包括ケアへの参画を目指す。平成28年度診療報酬改定において、調剤報酬について、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証した上で、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化を行い、患者本位の医薬分業の実現に向けた見直しを行う。」と明記され、同日に閣議決定された規制改革実施計画には「薬局における診療報酬とサービスの在り方」として「地域包括ケアの推進において、薬局及び薬剤師が薬学的管理・指導を適切に実施する環境を整える観点から、かかりつけ薬局の要件を具体的に明確化するなど、薬局全体の改革の方向性について検討する。」と明記された。今、正に医薬分業はその真価がとわれている。日本薬剤師会ではこれまで「かかりつけ薬局による医薬分業」を推進してきた。いうまでもなくかかりつけ薬局の機能としてはその薬局に従事する、かかりつけ薬剤師による、患者が服用するすべての医薬品の一元的かつ継続的な薬学管理指導を行う事が求められる。本日は過去の薬学管理業務の変遷を振り返りながら「かかりつけ薬局における薬剤服用歴管理と服薬指導」について皆様と一緒に考えたいと思う。



これらの講演を通し、社会の要請に応える薬剤師の未来像の構築と生涯教育の必要性を感じる機会になりましたことは大変意義深いものと思われます。

なお、本研修会は、本学薬学部並びに薬友会(薬学部同窓会)の主催ながら、広島県薬剤師会、広島県薬剤師研修協議会、広島県病院薬剤師会、日本薬剤師研修センターの共催をいただきました。また日本薬学会並びに日本薬学会中国四国支部の協賛をいただきました。関係各位に深く感謝いたします。

## 広島キッズシティ2015

日 時：平成27年10月10日（土）・11日（日）

場 所：旧広島市民球場跡地



### 報告 I

検査センター 城崎 利裕

暑さに弱い私にはぴったりの曇り空の下、「広島キッズシティ2015」が開催されました。

広島県薬剤師会は『「すこやか薬局」薬剤師体験』という模擬薬局を作りました。



内容としては、薬局のお仕事や役割を説明し、色違いの2種類の糊を練ってもらうことと、ラムネ菓子を一包化するという体験を実施しました。

スタッフも揃い、準備に取りかかろうとしたまさにその時ハプニングその1は起こりました。集まったスタッフが初めての方ばかりで、何をどこに設置したらよいのかわからず、途方に暮れる事態となりました。その中で、ただ一人昨年参加された先生がおられ、記憶を一つひとつ辿りながら進めていき、なんとか受け入れ準備完了となりました。

イベントでの大きな役割としては、受付、軟膏練り、錠剤の一包化、修了証の発行(白衣着用の写真撮影付き)ですが、始まってみると自然とスタッフの皆さん手際よ



く分担し、順調にキッズを迎えることができました。

ところが、そんな矢先ハプニングその2は突然襲ってきました。修了証には顔写真と名前が入るのですが、かわいいキッズの写真の上になんと練習で使った私の名前が入ったり、写真が印刷されなかつたりと開始早々に試練が待っていました。しかし、百戦錬磨の当会は落ち着いて修復し、無事軌道に乗せることができました。

また、隣のブースの広島市歯科医師会様との協同イベントで、歯医者さんを体験した後、処方せんを持ってきてくれたキッズにお菓子入りの薬袋を渡して喜んでもらいました。

反省すべきことも多々ありました。イベント開始時は来場者もまばらで余裕もあり、丁寧に対応できましたが、次第に人が増えて一度に3人4人と申し込みがあると、体験コーナーの空きもなく、混雑を焦るあまり処方せんを持たず案内してしまったり、受付の済んだキッズを見失ったり、そのほか数々の失敗は、私の大きな反省点となりました。

慣れない仕事での疲労と失敗したことによる落ち込みでうつむいた時間もありましたが、真剣に取り組むキッズの姿と、帰り際に「楽しかった。ありがとう。」「わたし薬剤師になる」などうれしい一言は、一瞬にしてそれらを払拭する特効薬となりました。

終わってみると、128名のキッズが訪れた大盛況の「すこやか薬局」でした。

### 報告 II

安田女子大学薬学部 平町 清美

キッズシティ2日目、日曜日でお天気も良く、多くの親子連れに来場していただきました。

すこやか薬局では、模擬処方箋を見ながら、着色した工作用のりを計量し軟膏板の上で混ぜ合わせる体験や、ラムネ菓子をお薬の代わりとして、分包機を操作する体験をしていただきました。そして、体験の最後に子供用の白衣を試着して記念撮影をしていただきました。

軟膏混合の体験コーナーでは、子供達に混合のやり方や容器につめる方法を指導しました。スプーンを使って、粘り気の強いのりを秤量することに、はじめ子供達は苦



戦しているようでした。処方箋の指示している量に対して、量り取った量は多いのか、少ないので問いかけると、子供達は秤の目盛を見て、一生懸命考えながら秤量の調節をしてくれました。混合の作業では、赤色と黄色を混ぜると何色になると思う？とクイズを出したり、高学年の子供さんには、円を書くように混ぜる方法以外にも、空気がのりに入らないように波を作るよう練る方法があることなど、色々な混合の方法を指導してみました。子供達は楽しみながら作業をしてくれているようでした。

ラムネ分包機のコーナーでは、子供達は分包機に興味津々で、自分でマス目に入れたラムネが一包化されて出てくるところをワクワクして待っていました。しかし、1日量を2回に分けると、1回分のラムネは、マス目で何個入れれば良いのか考えることが難しかったようでした。私も、どのように説明すれば子供達にわかりやすく

説明出来るだろうか悩みました。そこで、手の指で一日のラムネ総数を示し、半分の数の指を折りながら説明する事を思いつき実践してみました。子供達は理解してくれたようでした。また、一包化することで、複数の薬が処方されている時でも飲み忘れ防止になるという利点を説明すると子供達は驚いているようでした。



子供達は体験型の学習をすることで、薬剤師はどんなことをする職業なのかということを、イメージできたのではないかと思います。

私は今回のイベントに参加させていただいて、地域に根差す薬剤師の活躍の場は、医療現場だけではなく多岐にわたることを知りました。またこのようなイベントがあれば是非参加したいです。将来は、地域の保健衛生を護り、子供達の成長や、健康についての相談などを気軽にさせていただけるような、社会に貢献できる薬剤師になりたいと感じました。

## 第45回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ (薬学教育者ワークショップ) 中国・四国 in 岡山



日 時：平成27年10月11日（日）・12日（月）

場 所：就実大学

安佐支部 加藤 広毅

教育者と学習者には乖離が生まれる。教える側からは、「十分に説明し、話して聞かせているのに、学生達はなかなか理解していない」という言葉を良く耳にする。今回のワークショップでは、教育を「学習者の行動（知識・技能・態度）に価値ある変化をもたらすこと」として学習者の到達すべき目標を設定し、教える側全員がこの目標を理解した上で、教育の方法、評価法を具体的に作り上げ、学習者が目標に到達したか、この教育の方法そのものが妥当であるなどを評価してより良いカリキュラムを作り上げていく手法を体得する事が必要という目的であった。

薬剤師には求められるニーズがあり、ニーズを達成する為に様々な制約がある。ニーズからカリキュラムの3

要素である目標・方略・評価が決まってくる。学習者は、目標に向かって学習するが、教育者は学習者をサポートしなければ、目標を達成する事は難しくなる。

目標、方略、評価の順で内容を決定していくが、修正が必ず入る。評価次第では、目標も修正する事になる。評価の方法、タイミングも重要で、目標・方略にフィードバックさせ、反映させる事が重要である事も理解した。

カリキュラムを作成する事は非常に困難を極める事であり、教育者は、学習者をサポートして、モチベーションを高く持たせて、積極的に学ぶ姿勢を維持させる事が最も大切である事が理解できた。

「学んだ事の唯一の証は、変わることである」という言葉が出た時には、感慨深いものがあった。

## ○広島県薬剤師会会員証(会員カード)○

新規受付は平成21年8月末をもって  
終了しました。

## 会員カードでWポイントがつきます。

Wポイントカードに (株)和多利広島本社 Wポイントカード事務局  
に関するお問い合わせは ☎082-830-0230 平日10:00~18:00 ホームページ <http://www.watari.biz/>

Wポイント会員サイト OPEN! ケータイも パソコンも <http://www.wpoint.co.jp/>

Wポイントカードシステムでは、2,000ポイント貯まると翌月2,000円分のWポイント金券がお手元に届きます。



## 広島県Wポイントカード加盟店

平成27年10月1日現在

店舗名の後ろの数字は100円に対するポイント数です。(一部異なる場合があります。) 例) ① 100円につき2ポイント加点されます。

店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.
Edabrieck ①	082-822-6667	カフェ&ダイニング わらうかど庭 ②	082-929-5368	ピカソ画房 本店 ①	082-241-3934
ちから 船越店 ②	082-824-0301	釜飯醉心 五日市店 ②	082-922-8663	美しいん 広島店	082-543-4922
ちから 矢野店 ②	082-888-5246	サイクルショップカナガキ 五日市店 ①	082-924-5525	0120-365-901	
マダムジョイ 矢野店 直営食品売場		住吉屋 楽々園店 ①	082-943-4960	ひろしま国際ホテル 芸州 本店 ②	082-248-2558
※200円につき1ポイント	082-889-2441	ちから 五日市店 ②	082-922-8661	ひろしま国際ホテル	
広島市安佐北区		徳川 五日市店 ②	082-929-7771	スペインバル ミ・カーサ ②	082-248-6796
大野石油店 高陽町SS ①	082-842-1890	マダムジョイ 楽々園店 直営食品売場	082-943-8211	ひろしま国際ホテル 空庭BIS	
大野石油店 可部バイパスSS ①	082-819-0210	※200円につき1ポイント		とろクルクル ②	082-240-7556
キャン・ドゥ 可部店 ②	082-814-7008	広島市中区		ひろしま国際ホテル 東風 ②	082-240-0558
山陽礦油 かめ山SS ①	082-815-6211	英國式足健康法 リフレックス ②	082-248-7722	広島第一交通(株) 江波営業所 ②	082-233-5871
ちから 高陽店 ②	082-841-4377	えびすの宴 ②	082-243-6166	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛	
ちから マルナカ可部店 ②	082-810-0877	えひめでいあ ②	082-545-6677	紙屋町店 ②	082-247-2260
徳川 サンリブ可部店 ②	082-815-2775	大野石油店 牛田大橋SS ①	082-221-1511	福助タクシー(株) 本社営業所 ②	082-232-3333
広島市安佐南区		大野石油店 大手町SS ①	082-243-8351	ボウル国際 ①	082-244-4151
エコール古市ショールーム ①	082-830-6161	大野石油店 西白島SS ①	082-221-8834	星ビル5F オルゴールティーサロン ②	082-249-1942
エコール本部 ①	082-877-1079	o k a s h i m o ②	082-231-3221	星ビルB1F メディカルフィットネス ②	082-242-0011
大野石油店 高取 SS ①	082-872-7272	海鮮焼肉 あみやき家 DAIBA ①	082-246-8048	ポルタポルテ ①	082-249-5788
大野石油店 緑井 SS ①	082-877-2008	かに通 広島店 ①	082-247-6661	マダムジョイ 江波店 直営食品売場	
釜飯醉心 昆沙門店 ②	082-879-2211	釜飯醉心 本店 ②	082-247-4411	※200円につき1ポイント	082-532-2001
カメラのアート写夢 高取店 ①	082-830-3588	芸州 胡店 ②	082-243-6165	マダムジョイ 千田店 直営食品売場	
Dining Cafe St.Grace ①	082-830-0904	桜井花店 本店 ①	082-247-1808	※200円につき1ポイント	082-545-5515
ちから 西原店 ②	082-832-5520	山陽礦油 相生橋SS ①	082-232-0145	横田印房 ⑩	082-221-0320
ちから 八木店 ②	082-830-0235	しなとら パセーラ店 ②	082-502-3382	蓮根 広島店 ②	082-546-0707
徳川 安古市店 ②	082-879-9996	寿司醉心 ②	082-247-2331	和さび 小町店 ②	082-249-3993
バゴス 本店 ②	082-879-1830	炭焼 楽月 ①	082-343-2941	和さび 八丁堀店 ②	082-211-5225
パワーズ 広島店 ①	082-873-1212	体育社 本店 ①	082-246-1212	広島市西区	
広島第一交通(株) 上安営業所 ②	082-872-5410	大こん 並木店 ②	082-546-1515	井口家具百貨店 ①	082-232-6315
広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		ちから 本店 ②	082-221-7050	大野石油店 旭橋SS ①	082-272-3766
昆沙門台店 ②	082-879-0141	ちから 上八丁堀店 ②	082-211-0122	大野石油店 井口SS ①	082-276-5050
福助タクシー(株) 古市営業所 ②	082-877-0004	ちから そごう店 ②	082-512-7854	大野石油店 観音SS ①	082-231-6209
焼肉虎至 大町店 & イタリ庵 toraji ①	082-870-5529	ちから タカノ橋店 ②	082-544-0002	大野石油店 商工センターSS ①	082-277-1266
焼肉白李 西原店 ①	082-846-1250	ちから 十日市店 ②	082-503-1089	大野石油店 横川ISS ①	082-237-1864
広島市佐伯区		ちから 中の棚店 ②	082-504-6646	釜飯醉心 アルパーク店 ②	082-501-1005
阿藻珍味 銘店舎 五日市店 ①	082-942-3266	ちから 舟入店 ②	082-294-7503	サイクルショップカナガキ 横川本店 ①	082-231-2631
AUTO GARAGE うえるかむ ①	082-927-2510	ちから 堀川店 ②	082-241-8230	サイクルショップカナガキ 己斐店 ①	082-272-2631
大野石油店 五日市インターSS ①	082-941-5020	ちから 本通4丁目店 ②	082-245-0118	サカイ引越センター ②	0120-06-0747
大野石油店 造幣局前SS ①	082-923-6029	中華そばちから 八丁堀店 ②	082-502-6008		082-532-1176
		徳川 総本店 ②	082-241-7100		
		のん太鮓 パセーラ店 ②	082-502-3383		
		バー・サード・ウェーブ ②	082-247-7753		

店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.
車検の速太郎 ①	082-238-0100	ちから ゆめタウンみゆき店 ②	082-250-2125	東広島市	
車検の速太郎 カーケアプラザ ①	082-238-3939	中国トラック ①	082-251-0110	大野石油店 西条インターSS ①	082-423-3701
ちから アルパーク天満屋店 ②	082-501-2701	豆匠 広島本店 ②	082-506-1028	大野石油店 高屋ニュータウンSS ①	082-434-4411
ちから 井口店 ②	082-278-3666	徳 南区民センター店 ②	082-505-1620	大野石油店 東広島SS ①	082-423-9197
ちから 観音店 ②	082-232-5686	徳川 ジャスコ宇品店 ②	082-250-0480	カギのひゃくとう番 ⑥	082-424-3110
ちから 己斐店 ②	082-507-0505	徳川 ビックカメラ・ベスト店 ②	082-567-2388	髪処 ふくろう ②	082-497-3337
ちから 商工センター店 ②	082-270-0390	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		住吉屋 西条プラザ店 ①	082-423-7878
ちから 中広店 ②	082-532-4004	広島新幹線店 ②	082-263-0200	体育社 東広島店 ①	082-422-5050
徳川 南観音店 ②	082-503-3039	ホテルセンチュリー21広島		徳川 西条プラザ店 ②	082-424-0300
バゴス 井口店 ②	082-277-3004	京もみじ ②	082-263-5531	八本松タクシー ①	082-428-0023
バゴス マリーナホップ店 ②	082-297-4078	ホテルセンチュリー21広島		福山市	
パワーズ 広島マリーナHOP店 ①	082-503-7217	フィレンツエ ②	082-568-5270	一心太助 福山本店 ②	084-922-5611
広島第一交通(株) (第一) ②	082-278-5511	安芸郡海田町		エコール福山ショールーム ①	
広島第一交通(株) (平和) ②	082-278-5522	徳川 海田店 ②	082-824-0111		084-981-3733
マダムジョイ 己斐店 直営食品売場		安芸郡府中町		山陽石油 住吉町SS ①	084-922-0939
※200円につき1ポイント	082-271-3211	ちから サンリブ府中店 ②	082-890-2510	山陽石油 セルフ神辺SS ①	084-962-0693
横川 ちから ①	082-292-5822	ちから 向洋店 ②	082-581-4321	山陽石油 セルフ福山平成大学前SS ①	084-972-7940
<b>広島市東区</b>					
アリモト 本店 ②	082-264-2929	ちから 府中店 ②	082-287-0933	山陽石油 多治米町SS ①	084-957-2601
大野石油店 広島東インターSS ①	082-508-5030	時計宝石のマツダ ①	082-282-5709	山陽石油 深津SS ①	084-922-5750
サイクルショップカナガキ 戸坂店 ①	082-220-2031	広島第一交通(株) 府中営業所 ②	082-281-1191	山陽石油 福山東インターSS ①	084-923-7835
ちから 尾長店 ②	082-506-3505	大竹市		山陽石油 南本庄SS ①	084-922-3181
ちから 光町店 ②	082-568-6855	果子乃季 ゆめタウン大竹店 ②	0827-57-0757	徳川 福山東深津店 ②	084-929-2015
徳川 戸坂店 ②	082-220-1818	カメラのアート写夢 本店 ①	0827-57-7700	とんかつ徳 イトーヨーカドー福山店 ②	084-971-0050
肉玉屋 ①	082-569-4110	カメラのアート写夢 油見店 ①	0827-53-5911	パワーズ 福山店 ①	084-921-7866
マダムジョイ 牛田店 直営食品売場		尾道市		三原市	
※200円につき1ポイント	082-555-8835	瀬戸田すいぐん丸 ②	08452-7-3003	ごはんや 広島空港店 ②	084-860-8215
和さび 光町店 ②	082-567-8885	吳市		徳川 三原店 ②	0848-62-8824
<b>広島市南区</b>					
炙焼 楽群 ①	082-256-2941	大野石油店 熊野団地SS ①	0823-30-1042	三次市	
大野石油店 エコステーション出島 ①	082-254-1015	大野石油店 吳SS ①	0823-21-4974	さざん亭 三次店 ②	0824-64-0375
大野石油店 東雲SS ①	082-282-3993	体育社 吳店 ①	0823-22-8880	パワーズ 三次店 ①	0824-63-3000
大野石油店 皆実町SS ①	082-251-9108	ちから 吳駅店 ②	0823-32-5532	平田観光農園 ①	0824-69-2346
釜飯醉心 新幹線店 ②	082-568-2251	徳川 吳中通り店 ②	0823-23-8889	広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン ①	0824-64-7727
釜飯醉心 広島駅ビル店 ②	082-568-1120	徳川 広店 ②	0823-70-0600	広島三次ワイナリー	
惣菜醉心 アッセ店 ②	082-264-6585	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		バーベキューガーデン ①	0824-64-0202
銀河(えひめでいあ) ②	082-253-1212	吳駅ビル店 ②	0823-24-0222	広島三次ワイナリー ワイン物産館 ①	0824-64-0200
ごはんや 広島店 ②	082-253-0300	和さび 広店 ②	0823-73-7950	その他	
サイクルショップカナガキ 東雲店 ①	082-288-9101	庄原市		リースキン 家庭用事業部	
山陽礦油 大州SS ①	082-282-4478	総商さとう ウィー東城店 ①③	08477-2-1188	広島支店 ②	082-233-1141
車検の速太郎 向洋店 ①	082-890-9500	神石郡神石高原町		広島北営業所 ②	082-845-2882
しゃぶしゃぶ温野菜 大州店 ①	082-510-0831	総商さとう 本店 ①③	08478-2-2011	広島西営業所 ②	0829-31-6161
Dining Cafe Grace ①	082-253-5588	廿日市市		広島東営業所 ②	082-824-1411
ちから 広島駅店 ②	082-568-9121	大野石油店 廿日市インターSS ①	0829-20-1189	<b>国内すべて対応</b>	
ちから 福屋駅前店 ②	082-568-2330	キャン・ドゥ 廿日市店 ②	0829-32-3387	アート引越しセンター ①	0120-08-0123
ちから 本浦店 ②	082-286-1119	ジョイ薬局 ①	0829-32-3077		
ちから 皆実4丁目店 ②	082-250-0804	徳川 廿日市店 ②	0829-32-1111		

※ご利用額100円に対するポイント値は、加盟店により異なります。 ※換算率は、1ポイント=1円となります。

※次のお取り扱いにつきましては、予め、ご利用加盟店へ直接お問い合わせください。

1.クレジットカード支払のお取り扱い

3.ポイント付加対象外商品の有無

2.クレジットカードご利用時のポイント付加の有無

4.団体・パーティーご利用時のポイント付加の有無

## 指 定 店 一 覧

平成27年10月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引 外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島T Yビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5~20%引	9:00 ~19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30 ~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00 ~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円 (別途相談)、機器取付工事代20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石・メガネ・カメラ	(株)ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00 ~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株) Volkswagen南広島	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車買取	(株)JCM	優遇買取価格に加えて「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。または買取価格に応じたANA・JALマイルを付与。	(平日) 9:30 ~19:00 (土) 9:30 ~17:30	日曜日・祝日・年末年始	広島市西区高須2-11-1 ランドマーク高須1階	(査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)507-1155
書籍	(株)フタバ図書	現金のみ定価5%引(直営店のみ)		定休日不定	広島市西区観音本町2-8-22	(082)294-0187
	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店)年中無休 9:30 ~19:00	日・お盆・年末年始休業	広島市西区商工センター7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入:店頭価格より5%off、器材オーバーホール:通常価格より5%off	8:30 ~20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	(株)進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配達費 広島県内無料(2,000以上商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(株)玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・仏具	(株)三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞 旅行(株)本社・呉営業所・三次営業所・福山営業所	本人のみ 現金のみメープル・トピック 自社主催商品3%引	平日 10:00~19:00 土・日・祝 10:00~17:00		広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル1F	(082)512-1020
	(株)日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾株	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)、歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	(株)エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製 品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南 3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	アリコジャパン 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル9F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	(株)サカイ引越センタ	通常価格より15%割引	年中無休(但し 11~13は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	(株)福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設:約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツア:10%OFF、◆フィットネス:1回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社 クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

### 広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



# 広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。  
是非ご利用ください。

## 【割引の対象となる展覧会】

- ・特別展（新県美展＜広島県美術展＞は除きます）

京都市美術館名品展 うるわしの京都 あこがれの美

会 期：平成27年10月31日（土）～12月23日（水・祝）

開館時間：午前9時～午後5時

※金曜日は午後7時まで開館

※入場は閉館の30分前まで

入場料：一般 1,100円 → 900円／高・大学生 700円 → 500円／小・中学生 400円 → 200円

会場：3階企画展示室

- ・HPAM（エイチパム）コレクション展（所蔵作品展）

京都市美術館名品展開催記念展示 美の競演—京都の美へのオマージュ

会 期：平成27年9月20日（日）～平成28年1月6日（水）

開館時間：午前9時～午後5時（金曜日は午後7時まで）

※入館は、閉館の30分前まで

※会期中、一部作品の展示替えを行います。

（前期展示 9月20日-11月30日、後期展示 12月1日-1月6日）

入場料：一般 510円 → 410円／高・大学生 310円 → 250円／高校生以下無料

会場：広島県立美術館 2階第1室、第2室、第3室

休館日：月曜日、12月26日～1月1日（特別展会期中及び祝日、振替休日は開館）

## 新しい仲間たちを紹介！—平成26年度に収集した作品を中心に

会 期：平成27年9月30日（水）～平成28年1月6日（水）

開館時間：午前9時～午後5時（金曜日は午後7時まで）

※入館は、閉館の30分前まで

入場料：一般 510円 → 410円／高・大学生 310円 → 250円／高校生以下無料

会場：広島県立美術館 2階彫刻展示スペース、第4室

休館日：月曜日、12月26日～1月1日（特別展会期中及び祝日、振替休日は開館）

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

## 〈問合わせ先〉

### 広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：公益社団法人 広島県薬剤師会

## ◆ 県薬だより ◆



### 県薬より

#### 各地域・職域薬剤師会への発簡

8月18日 処方せんのFAX送信について（依頼）

8月24日 広島県地域医療構想の策定に係る協議会等への委員派遣について（依頼）

8月31日 応需薬局の薬局地図作成について

9月4日 平成27年度広島県在宅支援薬剤師専門研修会への派遣について（依頼）

9月18日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.106」の提供について（通知）

9月18日 広島県薬剤師会ホームページリニューアル及び休日当番登録について

9月25日 平成27年度「薬と健康の週間」における全国統一事業の実施および啓発資材の作成について

10月1日 広島県薬剤師会のホームページリニューアルについて（お知らせ）

10月1日 応需薬局リスト「ファックスをご利用ください」の送付について

10月7日 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第13回集計報告について（通知）

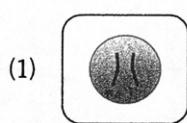
10月8日 入会促進に関するアンケート調査について（依頼）

10月9日 広島県薬剤師会認定「基準薬局」の認定更新について（依頼）

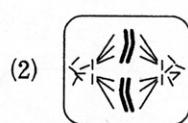
10月9日 薬剤師会認定基準薬局の平成27年度第3次認定について（依頼）

## 薬剤師国家試験問題 (平成27年2月27日～3月1日実施)

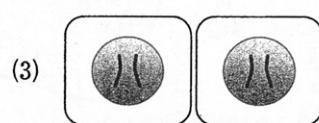
問113 図(1)は、細胞の核内における代表的な一対の相同染色体を表しており、図(2)～(5)は、体細胞分裂におけるこの染色体のようすを模式的に描いたものである。以下の記述のうち正しいのはどれか。2つ選べ。



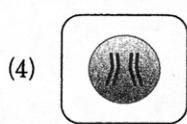
(1)



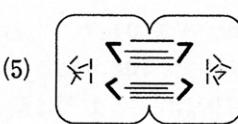
(2)



(3)



(4)



(5)

- 1 細胞周期は、図(1)→(4)→(2)→(5)→(3)の順序で進行する。
- 2 図(2)では、紡錘体が観察される。
- 3 図(4)は、2倍体細胞を表している。
- 4 図(5)は、S期の細胞を表している。
- 5 図(2)及び(5)で観察される紡錘糸の形成は、コルヒチンによって促進される。

正答は 169 ページ

## ◆ 第46回広島県薬剤師会臨時総会議事録

- 日時：平成27年8月8日（土）午後2時～5時
- 場所：広島市中区富士見町11-42  
広島県薬剤師会館
- 次第
  - 開会の辞
  - 薬剤師綱領唱和
  - 出席代議員数の確認
  - 会期の決定
  - 議事録署名人の選出
  - 議事
    - 報告第1号 平成26年度貸借対照表内訳表の訂正について
    - 報告第2号 平成26年度正味財産増減計算書内訳表の訂正について
    - 質疑・応答
    - 採決
    - 議案第1号 定期借地権を結んで会館建設等費用に充てる件について（案）
    - 提案理由等の説明
    - 質疑・応答
    - 採決
    - その他
    - 閉会の辞
- 出席者
  - 代議員（58名）
 

池田康彦	岩本義浩	岡田 甫
形部宏文	河内一仁	坂本 徹
新谷洋通	高橋 強	高村豊至
武末玲子	長坂晋次	中野真豪
永野孝夫	野村伸昭	細田正紀
前田修一	宮本一彦	森川悦子
山内純子	吉川勇夫	秋本浩志
木村昌彦	貞永昌夫	下田代幹太
峠 文子	土井郁郎	徳尾節子
皮間壽美子	西原昌幸	畠山 厚
池田和彦	呑田敬三	長谷川頃一
竹下武伸	新出 恵	藤山りさ
渡邊理恵子	小埜真理子	島崎一郎
中嶋都義	平本敦大	横田直典
神田信吾	作田利一	田口直子
萩原謙二	松本久二子	山岡恵美子
山口恵徳	常盤周作	中村勇樹
肥後克彦	横田いつ子	津国美香
清原厚子	杉田善信	有馬明彦
松岡俊彦		
  - 欠席代議員（22名）
 

今田哲生	野村真由美	荒田吉丸
大賀真樹子	長坂晃治	細田智子
樽谷嘉久	出口正光	中石真紀
藤政智栄	明田丈之	佐々木一仁
佐々木拓也	阪田安雄	井上 真
大方十代治	甲メ慎二	高橋富夫
麻生祐司	下田篤子	横田 進
中本明春		
  - 役員
 

（会長）前田泰則		
----------	--	--

（副会長）木平健治 野村祐仁 村上信行  
渡邊英晶  
（専務理事）豊見雅文  
（常務理事）青野拓郎 有村健二 井上映子  
小林啓二 重森友幸 谷川正之  
二川 勝 政岡 醇 松村智子  
(理事) 高野幹久 新井茂昭 奥本 啓  
田邊ナオ 多森繁美 林真理子  
(監事) 水戸基彦 菊一環子

(4) 地域・職域会長  
野村祐仁 下田代幹太 二川 勝  
竹下武伸 渡邊英晶 村上信行  
多森繁美 田邊ナオ 宮地 理  
杉田善信

(5) 弁護士  
吉峯総合法律事務所 大井倫太郎  
(6) オブザーバー  
（株）じほう報道局報道2部 藤田昌吾

### 5. 会議の状況

定時総会は、8月8日（土）午後2時から、松村智子常務理事の司会のもと開会した。

まず、木平健治副会長の開会の辞があり、会長挨拶に移り、前田泰則会長が行われた。

【会長挨拶－別添（P.25参照）】

【議長・副議長登壇し、議長・副議長席に着く】

河内一仁議長・下田代幹太副議長

「議長の河内一仁でございます。よろしくお願ひ申し上げます。」

副議長の下田代幹太でございます。よろしくお願ひ申し上げます。」

河内一仁議長

「議事に入る前に、6月14日に開催いたしました第45回定時総会において、議案第1号は続会とすることが決まりました。理事会で再度検討し、次回の臨時総会で審議することになりました。」

本日、提出されております議案第1号は、7月21日に開催された理事会において、臨時総会に上程議題とすることが決まったものでございます。

ただいまから、その審議も含め、第46回臨時総会を進めたいと思います。」

河内一仁議長

「次に、これより議事に入りますが、特に議事運営につきましては、円満・能率的に終始いたしますよう、格段のご協力をお願い申し上げます。」

まず、出席代議員数の確認を行います。ただいまの出席者数は52名であります。定款第20条に規定による定足数の2分の1に達しておりますので、会議は成立了いたしました。

なお、本日は前回に続きまして大井弁護士においていただいております。よろしくお願ひいたします。」

河内一仁議長

「お詫びいたします。本第46回臨時総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「異議なしと認めます。よって会期は1日と決しました。続きまして、議事録署名人の選出についてであります

す。お諮りいたします。定款第24条第2項に規定する議事録署名人の選出は、議長より指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議ないようありますから、議長から指名させて頂きます。竹下武伸氏（大竹支部）、杉田善信氏（三次支部）、以上の方々にお願いいたします。」

それでは議案の審議等に入ります。

本日、臨時総会に提出されました報告事項は、報告第1号 平成26年度貸借対照表内訳表の訂正について、報告第2号 平成26年度正味財産増減計算書内訳表の訂正についての2件であります。また、議案としましては、議案第1号 定期借地権を結んで会館建設等費用に充てる件について（案）の1議案であります。この場合、お諮りいたします。

各報告事項を一括報告とさせていただき、議案第1号と分けてご審議いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議なしと認めます。よって、各報告事項を一括報告とし、議案と分けてご審議いただきます。お諮りいたします。」

これより各報告事項に対する理事者からの報告説明に入りますが、この場合、審議の能率化を図るために、各報告事項説明の終了後、報告事項の質疑、報告事項の採決を行い、引き続き、議案の提案理由の説明に入り、議案の質疑の後、議案の採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。」

それでは、報告第1号から順次、報告説明を求めます。」

（理事者側から提出資料により説明等があった。）

（1）報告第1号 平成26年度貸借対照表内訳表の訂正について

谷川正之常務理事

（2）報告第2号平成26年度正味財産増減計算書内訳表の訂正について

谷川正之常務理事

河内一仁議長

「以上で報告事項に対する説明は終わりました。これより各報告事項に対する質疑に入ります。審議の効率化をはかるため、各報告事項を分離せず一括質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議ないようありますので、さよういたします。それでは、各報告事項についての質疑に移ります。」

まず、お手許へ配付しておりますように、質疑事項の通知を頂いております。この場合、報告事項の質問に限らせていただきます。議案関連の質問は後ほどとさせていただきます。質問を出された方、よろしいでしょうか。」

【了承の声あり】

河内一仁議長

「それでは、報告事項に関する質問につきまして、発言者は、議席番号、氏名を述べ、私の許可を得てご発言ください。」

河内一仁議長

「ございませんでしょうか。」

河内一仁議長

「質疑がないようですので、以上をもって質疑を終了いたします。」

これより報告事項の採決に入ります。

お諮りいたします。ただいま上程中の報告第1号及び第2号につきまして、いずれも報告のとおり了承することにご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「異議なしと認めます。よって、いずれも報告のとおり了承されました。」

それでは、引き続き、会議を進めます。」

河内一仁議長

「これより、議案の提案理由の説明を求めます。」

（5）議案第1号定期借地権を結んで会館建設等費用に充てる件について（案）

前田泰則会長

【提案理由の説明－別添（P.26参照）】

河内一仁議長

「ありがとうございます。」

以上で、提案に対する提案理由の説明は終わりました。

それでは、議案についての質疑に移ります。

まず、配付しております質問事項一覧表の順序に従いまして、順次ご発言願います。なお、発言者は、議席番号、氏名を述べ、私の許可を得てご発言ください。それでは、最初に、広島支部、野村伸昭代議員。番号とお名前をお願いします。」

【質疑・応答－別添】

河内一仁議長

「では、これで質疑を終了したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議ないようございますので、以上をもって質疑を終了いたします。」

議案の採決に入る前に、委任状と書面表決の取扱いについてご説明いたします。委任状及び書面表決については、一旦提出した内容を変更することはできません。

また、委任状もしくは書面表決を提出した代議員は本総会へ出席した場合でも、本日の採決には参加することもできません。

次に、定款第22条第1項の規定に、総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行うこととなっております。

それでは、議案第1号について採決に移ります。採決に入る前に、議長より提案がございます。総会運営規則第38条第1項に議長は、起立、又は挙手、或いは投票により表決を採るとあります。

議案第1号につきまして、匿名性のある無記名投票により採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議ないようありますので、議案第1号は投票により表決を行います。」

前田泰則会長

「議長、ちょっと、1つだけ。」

河内一仁議長

「前田会長。」

前田泰則会長

「すみません。先ほど言いました資料に関しては、ちょっとそこに置いて、持って帰られないようにお願いしたいと思います。以上です。」

河内一仁議長

「本日、欠席代議員より、委任状または書面表決の届出が20通ありました。この場で開封し、書面表決については、副議長立会のもと、匿名性のある投票用紙に書き換えるべきだと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議ないようありますので、この場で、開封いたします。」

【開封・確認】

河内一仁議長

「大変お待たせいたしました。今、開封したところでございます。委任状が13通、書面表決が7通ありました。書面表決はについては、投票用紙に今、立ち会いの下に、記入させていただきましてここへ用意しております。後ほど投票箱に入れさせていただきます。委任状、書面表決、投票用紙は、私が預かっております。また、委任状につきましては、委任された代議員の方に、投票用紙を委任状の数を含めて後ほど投票の時にお渡しいたします。」

事務局は、直ちに、投票の準備をお願いいたします。投票の準備ができるまで、10分程度休憩といたします。午後4時30分から再開いたします。

休憩 午後4時20分

【休憩】

再開 午後4時30分

河内一仁議長

「休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。はじめに、議案第1号の投票を行うにあたり、議長より立会人を3名指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

河内一仁議長

「ご異議なしと認めます。」

それでは、議長より指名させていただきます。20番森川悦子代議員、42番新出恵代議員、69番中村勇樹代議員、立会を願います。

この場合、立会人には、投票用紙、投票箱の点検、投票結果の確認までの立会をお願いいたします。投票の有効・無効については、立会人が議長に意見を聞いて、決定してください。

次に、手順を説明いたします。職員の氏名点呼に応じて、演壇正面右から登壇し、議席番号順に投票用紙

を受領の上、記載所において、投票用紙に記載の上、演台正面左から降壇し、中央に置いてあります投票箱に順次投票願います。

次に、投票用紙には、議案第1号 定期借地権を結んで会館建設等費用に充てる件について（案）として、賛成と反対の欄があらかじめ印刷されておりますので、どちらか一方に○印を付し、投票を願います。なお、投票用紙は無記名といいたします。両方に○印を付す、○印以外の印を付した場合は無効といいたします。

それでは、投票を行うため、ただいまから議場を閉鎖いたします。」

【議場閉鎖】

河内一仁議長

「まず、出席代議員数の確認を行います。」

【職員氏名点呼】

河内一仁議長

「ただいまの点呼により、議場内にいる出席者数は57名であります。」

また、欠席代議員より委任状または書面表決が20名あり、計77名であります。

それでは、立会人は、投票用紙、投票箱の点検をお願いいたします。」

【立会人点検・立会】

河内一仁議長

「次に、先ほど転記いたしました投票用紙を投票箱に入れます。」

【職員投函】

河内一仁議長

「それでは、ただいまから投票を行います。」

【職員氏名点呼】

【投票】

河内一仁議長

「投票もれはりませんか。」

【なし】

河内一仁議長

「投票もれなしと認めます。投票は終了いたしました。これより開票いたします。立会人のもとで開票いたします。」

【立会人立会】

【投票数確認】

【議長・副議長へ報告】

河内一仁議長

「投票結果がでました。投票結果を報告いたします。ただいま上程中の「議案第1号 定期借地権を結んで会館建設等費用に充てる件について（案）」について、有効投票数が77票のうち、賛成が44票、反対が32票、無効1票ございました。」

賛成が、投票者数77票の過半数を超えておりますので、議案第1号 定期借地権を結んで会館建設等費用に充てる件について（案）は、可決されました。

この場合、議場の閉鎖を解きます。」

【議場開鎖】

河内一仁議長

「以上をもちまして、本総会において審議することはすべて終了いたしました。」

この際、何かご意見等がありましたら、ご発言ください。14番・永野孝夫代議員（広島）

「議長、14番です。先ほど出席議員が57人、委任状、

どっちをとっておられるのか知りませんけども、案内によると、書面表決または代理人への議決権の行使委任ということになっておりますので、したがいまして、その20枚、20人についての内容を選挙立会人の確認を得てますか。」

河内一仁議長

「ここに書面のものはございますけども、立ち会いの方に見せておりません。」

職員に投票用紙をこれに従って渡したっていうことです。」

14番・永野孝夫代議員（広島）

「無記名投票をしたわけですから、無記名投票した用紙を束ねられてもわかりません。書面表決をした人はお名前を書いてはんをつかれたどうか、その紙も私見ませんのでわかりません。したがって、念のために、選挙立会人の確認を得ておいた方がいいんじゃありませんかといってるわけです。」

河内一仁議長

「ありがとうございます。では、再度ここに前にござりますので、先ほどの立ち会いの方。」

【立会人 書面表決の確認をする】

河内一仁議長

「ご指摘ありがとうございます。確認していただきました。ほかにはございませんでしょうか。」

61番・作田利一代議員（福山）

「表決が何票で、委任された方が何票で総数がいくらというのを言われた方がいいと思いますが。さっき立会人がされた数字をですね。代理人で入れたのも無記名ですから。無記名でしょ。投票用紙の中で、代理人が投票した無記名のものも入ってますよね。だからその数字を表決で賛成がいくらで、代理人がいくらでこの総数とあうはずですから、それを言われた方がいいと思いますが。」

河内一仁議長

「今、弁護士の方から指摘があったんですが、全部総数を言って、書面表決が何票、委任状が何票、それで総数を最初に発表しておりますので、その点では問題ないんじゃないかと思いますけど。」

14番・永野孝夫代議員（広島）

「代理人への議決権行使の委任というものは、0であったと判断すればよろしいですか。書面表決が20枚出ておったということで。」

河内一仁議長

「7名。書面表決は7名です。委任状が13名です。」

14番・永野孝夫代議員（広島）

「委任状、代理人を定めて委任をしたのが何人。」

河内一仁議長

「代理人が書いてございます。13人。」

14番・永野孝夫代議員（広島）

「そうすると、その13人の代理委任を受けた方は名前が書いてある。」

河内一仁議長

「書いてございます」

14番・永野孝夫代議員（広島）

「その方が賛成したか反対したかはわからない。」

河内一仁議長

「それはわからないと思いますよ。」

「それは一人一人のものもわからないじゃないですか。」

14番・永野孝夫代議員（広島）

「だから、どちらにお入れになったんですか。賛成に入れられたんですか。反対に入れられたんですか。」

大井倫太郎弁護士

「弁護士の大井ですけども、最初無記名投票でやられていますので、その方の名前を公表するというのは、決議に方法の趣旨に反すると思いますので、投票結果自体、そうすると賛成と反対と無効票で総数もあってますし、投票結果が出てますので、すべてそれで終了、完結してると思います。名前を公表する義務はないと思います。」

河内一仁議長

「はい。特に他にございませんでしたら、協議を終わりたいと思います。」

長時間にわたり熱心なるご審議及び議事の運営につきまして、格別のご協力を賜りましたことを衷心から厚くお礼申し上げ、議長の職務を終わらせていただきます。ご協力、どうもありがとうございました。」

【議長・副議長 降壇】

松村智子常務理事

「議長さん、副議長さん、大変お疲れさまでございました。」

たくさんのご意見をいただき、また、円滑なる議事運営によりまして、滞りなく議事は、終了いたしました。厚くお礼申し上げます。」

先ほど申し上げましたが、本日お渡しさせていただいた設計図の資料及び設計会社の費用の資料は、机の上に置いておいてください。よろしくお願ひいたします。」

折角の機会でありますので、何かご意見等はございませんでしょうか。特にないようありますので、協議を終わります。」

閉会にあたり、渡邊英晶副会長が閉会の辞を述べ、午後5時に閉会した。

【会長挨拶】

皆さん、こんにちは。大変お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。臨時総会ではございますが、この間の続きということで開催させていただきたいと思っております。

前回の通常総会では執行部案が2つに割れ、代議員の先生方には大変御迷惑をおかけして申しわけございませんでした。その後、広島市都市整備局との打ち合わせを2回行いました。皆様方にお配りしているまちづくりガイドラインは、実は本来A3判なんですね。A4判でお送りさせていただいておりますが、この年になると字が小さいと見えないので、またちょっとA3判で字句を追いながら検討させていただいております。

これは平成22年の1月、今から約5年前に二葉の里地区区画整理事業、また広島駅新幹線口の周辺地区地区計画が都市計画決定されるとともに、広島駅新幹線口の周辺地区に対する用途地域及び容積率の見直しなどの都市計画に関する運用方針というものが定められました。同年7月には、UR都市機構が二葉の里地区区画整理事業について国土交通大臣の認可を受けています。法的要件である地区計画をもとに、広島駅新幹線口エリアマネジメント推進調整会議、これはガイドラインに書いてありますように財務省の中国財務局、それから広島県、広島市、

JR西日本、それから独立法人の都市再生機構の5団体から成り立っています。これに土地の住民の方々も加わったりするそうですが、その規制範囲は第1街区から第5街区まで及んでおります。図面では赤い線を引いた範囲です。我々の医療福祉ゾーンは、第3あるいは第4街区に当たります。このエリマネジメントは環境の適合とか、それから景観形成、また書類審査、また面接など何段階も調節を踏んで実施されるということを聞いております。隣の県歯科医師会館は約6ヶ月以上を要してエリマネをクリアして、先週やっとその都市計画審議会も許可を得たということを聞いております。

今後の土地利用に当たって、その地区のポテンシャル向上を図るために、そのガイドラインにも書いてありますが、定期借地を含む暫定利用などにより早期にぎわいを創出することも検討すると。また、環境面では低炭素社会を目指すと。第3、第4街区はカーシェアリングの導入をする、あるいはクリーンエネルギー自動車のモデル導入などを計画案に基づいて調整を行うとなっています。また、屋外に設ける駐車場とかあるいは駐輪場は、景観の阻害あるいはヒートアイランド化につながる要因となるおそれがあるためにとか、あるいは発生交通による道路交通への影響を抑制するとともに、それとか車の乗り入れそのものを抑制する方向にあるというふうに理解しております。

したがって、プラン2で前回総会で説明されていた当面の間の駐車場とか、あるいは更地で将来考えればとかいうことと、エリマネ会議での調整あるいは遵守事項等に関しては理解されにくいというふうに聞いております。要するに、エリマネの調節がちゃんと済まなければ、次の会館建設の許可がおりないということになるということを聞いております。

また、建設目的等土地の有効活用の条件を明確に示した上でエリマネ会議をクリアしてくださいと。それに、そのクリアした状態からまた次の都市計画審議会にかけられると。その何段階かを踏まないといけないということを聞いてます。まちづくり基本計画にのっとった明確な計画を提示する必要に迫られています。

したがって、7月21日に開催されました本会の理事会においては、プラン2をやめてプラン1の医療福祉ゾーンとしての土地の利活用を明確に打ち出した定期借地権による会館建設用地の有効活用を目指したいと思っています。より有利な条件を公正証書による契約では引き出したいと思っております。

また皆様方のお知恵をおかりして一歩ずつ進めたいと思っておりますので、御支援、御協力のほどお願いして、挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

#### 【提案理由の説明】

それでは、提案理由を述べさせていただきます。総会となりました前回の総会の続きということでございますので、あのときはちょっと熱弁を振るってしまったので、はっきり覚えてないんですけども、実際に出と入りを考えて定期借地権のお話をさせていただいております。本来は出から話をするつもりであったんですが、実は8月5日に薬務課のほうから、お金の入るほうの変更の説明がありました。これは広島県健康福祉局薬務課からの通達というかお知らせだったんですが、地域医療介

護総合確保事業について、平成27年度新基金の内示額、これも広島県なんですが、広島県としては要望額が24億円、ところが内示が来たのがほぼ半額の12億3,000万ということになります。ほぼ半額になってしまってますね。その26年度の基金の残額が約5億円少しあるということで、12億3,000万プラス5億で約17億少しの割り振りをするということで、このほぼ半額というのは各都道府県一律同じだということです。それにあわせて配分を決められる中での施設設備整備は約80%、ソフト事業は75%ということになっています。実際に今、会館建設でお願いしている補助金の在宅医療薬剤師支援センター整備費は、本来は2億4,000万だったんですが、それが半額になるということで1億2,000万に下げられました。それがまた今回20%カットということで約1億円余りの基金になるということで、2,000万前後の減額ということになっております。国の決められたことですので、ここで何でっていうふうに思うんですが、そういう形で減額されているという入りのほうのお話と、それから土地に関しては一応マックス3億円ということは、今のところはそういうふうに考えております。したがって、合わせて約4億円ということになります。

今プロポーザルにかかっている会館建設の中身は、今、設計のほうが事務所はあい設計さんに決まったということで聞いております。その中で整備方針というものを出していただいて、それをたたき台にしてプラン、設計図を描いていただいております。そこにうたっているのがマックス5億円、それには設計監理料、また消費税を含むというようになっておりまして、その辺も今後、施工業者がどうなるかちょっとわかりませんが、そういった5億円を基準に設計図等が今でき上がってます。後でそれはまた図面等をお配りしようと思っておりますが、それに固定資産税が約600万、この会館の取り壊し費用が約3,000万、什器備品等の引っ越し費用が500万、それから、この確保事業で29年度の補正あるいは補助金も、実は内々ではあるんですが、積算していたんですね。それは什器備品の中で特にこの会館の放送関係とか、それから明かりですね、そういうものも含めて、それからあと仕切り等のこともあるんですが、そういったことも入れると約二、三千万かかるんではないかなと。その中で何割かをその補助金に頼ろうと思ってたんですが、それもちょっと厳しいと。それから、この3階にあります検査センターの機器整備費が見積もりとしては約5,000万というふうになっております。登記等諸費用は約1,000万かかりますので、約1億3,100万、それと、この間出てきましたのが、二葉の里地区は実は地盤がちょっと悪いんだそうです。医師会のある山側から駅に寄るほど悪い。見えないのに何でかなというのは、ボーリング調査の医師会のかかった費用と、それから歯科医師会、薬剤師会が比較的地盤が悪いといつても、まあ、ましなほうだということで、ボーリングのことは余り頭になかったんですが、やはり調査はしないといけないということで、その費用も発生しております。

先ほど言いました中で約、手持ちと言ってもお金はないんですね。3億は土地の売れた場合のいわゆる資金、それから1億は補助金、まだ手に入ってませんので、それ今、必死に相見積もりをとりながら行政への資料提供を今やっているところです。ざっと4億円と、その差額を見ると2億3,100万。ボーリング費用がちょっと幾らか

かるかわかりませんが、本数によっては値段が上がっていくということも含めて、いわゆる定期借地権での御説明をさせていただきますけれども、質問にもありましたけれども、坪約2,000円で計算をすることだそうです。路線価から出す数字ですから、まだ交渉の余地はあると思うんですが、その坪2,000円が300坪で約月々60万、12カ月で720万、事業用定期借地でお借りいただくということになれば、仮に30年とすると掛け30ということ、2億幾らになるんですが、そういったことを含めて、手持ちのお金が、この土地が売れたお金あるいは補助金、それとプラス定期借地権のお金をいわゆる費用に充てれば会館建設の一助になるのではないかということで、提案させていただいております。

また後、御質問等を受けようと思っておりますので、提案理由として出と入りの話をさせていただきました。以上です。

#### [質疑・応答]

○15番・野村伸昭代議員（広島） 15番、広島支部、野村伸昭です。

ここに配られてる内容なんんですけど、私も執行部の方がいろいろやられておるような細かい数字とか、そういうのは余りよくわからないんですけど、全般的にはぱっと見て、あそこの土地ですよね、借りるというか譲ってもらえたという。その土地は医師会と歯科医師会と薬剤師会が使ってくださいという感じでとってるんですけど、でも、会長とか言われてる定期借地権といったら、全然全く普通の一般の業者にそれを貸すということになると、その業者が看板上げますよね、そこへ。そしたら、医師会、歯科医師会、薬剤師会、それで一般の業者という感じで。それってすごく見かけが悪いと思うんです。どういうふうに考えられるとるんかなと思って一応書かせてもらいましたのが一つで、譲ってくださった機関の理解とかっていうか、国、県とかそういうとこから譲り受けたっていうので、それでやっぱりそういう一般業者を入れるっていうことになると、許可というか、こういうことをしますよっていうのは、そういうふうな手続とかはしなくていいのかなと思って書かせてもらいました。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） それでは、お答えいたします。

会館建設のために第3街区を手に入れるということができたのは、もちろん財務局の御協力と県の御協力があつてのことではあります。今、最初の外観上、確かに看板が出てどうのっていうのは非常にあれなんですが、先ほど二葉の里のまちづくりガイドラインの中に書いてありますとおり、実は景観要等全て規制対象になってまして、そこはきちんとしないと、ちゃんとしたものは許可されません。それとあわせて、医師会は実は随意契約で土地を買われたんですね。歯科医師会と薬剤師会は一般競争入札で買わせていただきました。それと民間というのは、我々もちろん民間なんですが、いわゆる一般競争入札という形で手に入れた土地に関しては、行政のそのとき立ち会っていただきました菊間部長からも確認とりまして、よろしいんでしょうかねということをお聞きいたら、一般競争入札の場合は一切それは関係ないと、あくまでも医療福祉ゾーンとしての土地の活用に専念してくださいと。ただし3団体、医師会、歯科医師会、薬剤師会のお互いの連携、協議のもとで事業をしていただき

たいということは申し添えられています。以上です。

○河内一仁議長 野村先生、ございませんでしょうか。

○15番・野村伸昭代議員（広島） 15番、野村です。よくわからんですけど、わかりました。

1つ言わせてもらってもよろしいですか。追加でというか。

○河内一仁議長 はい、どうぞ。

○15番・野村伸昭代議員（広島） 一応、前、病院に私、いまして、その看護部長とかそういうのとつき合いもありまして、それで話をちょっと聞いたんですけど、最近、看護協会は看護協会であって、その横にビルを建てるときに、会員一人頭3万円で、それで徴収して建てたって言われたんです。その細かいことはわからないんですけど。で、新しい新会員が入るときは、また入会金3万円。だけ、全員が3万円、3万円でちゃんと払って自分たちの協会でいろいろ行事をさせてもらったりしてっていうふうなことを聞いたんですけど、薬剤師会は、もとに戻るようなんですけど、前田会長言われたのは、会員に全然負担をかけないようにしてするって言われたんですけど、そういうことを最近聞きまして、看護協会のほうから。で、どういうふうになるかなと思いまして。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） だんだん私も年をとってきて、こここの会館を建てるときのことを思い出して、詳しいのは永野先生、一番詳しいと思うんですが、あの当時は支部ごとに各薬局、あれ、永野先生、何万でしたか、20万ぐらい。何ばかずつ集めましたよね。ああ、ランクがあったんですかね。そのランクがあって、周りの周辺の支部からは、広島支部がたくさん使うんだから、たくさん集めたらとかいう話が出たんでしたかね。そういうランク別の建設費とか会費というものを集められてやられたんですが、さすが土地を購入するだけで、県薬も相当、3億6,000万使ってますので、できるだけ会員さんの負担を減らすということと、何回目かの総会で周りからも御意見をお聞きしてると、特別会費はこの景気の悪いのになかなか集めにくいですよねって話もちょっといろいろ聞いてたもんですから、何かいい方法ないかなということと、ここが今約200坪ありますが、その約3倍近い土地が買えたということもあわせて、土地の利活用ということを少し考えさせていただいて、それでもどうしても足らなかったら、いろいろ会員の先生方にお願いすると。その努力をした後で、何か本当にこれはもう足らんわということになったときは考えないといけないかなと思うんですが、この土地が第一、3億で売れるかどうかが、まだ実は確定してません。3億ぐらいではないかなという御意見と、先ほど言いました1億2,000万と言ってたお金も2,000万削られてしまったり、時間がたつほどあんまりいい条件が出てこないというのも確かです。だけど、できるだけ会員さんの御負担は、ふだんから保健部会費とか普通の本会計の会費とかお願いしてるプラスまたそれをお願いするということは、私の気持ちの中ではそこまでしないでいい方法ないかなというふうに考えて提案させていただいきますので、本当に御寄附いただけるんであれば、喉から手が出るぐらい欲しいんですが、そこは足りるか足らないかということからいえば実際足りませんので、今後考えていただきたいと思っております。御助言ありがとうございます。

○河内一仁議長 ありがとうございます。

では、続いて、質問させていただいてよろしいでしょうか。それでは広島支部、番号とお名前お願ひします。

○13番・中野真豪代議員（広島） 広島支部、13番、中野です。まだ時間はたくさんあるようなので、じっくりした質問と私の思いを述べさせていただこうかと思っております。質問は事前にお渡しした質問内容で、質問1、3とあとその他と質問させていただきました。

まず、質問1の部分なんんですけど、会館の設計の件に関してなんんですけど、まずこの設計なんんですけど、7月18日にいわゆるプロポーザルってコンペみたいな設計コンペで、この後に建設に関するコンペがあるんですけど、設計のほうのプロポーザルのプレゼンテーションが7月13日ありました。その辺の経緯を少し代議員の先生方に説明、私も出席しましたので、説明したいと思っております。

7月18日に設計のプレゼンテーションがありました。それまでに1次審査というのがありますと、数社の設計会社が設計を提出したんですけど、3社ほど1次通過から残りまして、3社のプレゼンテーションが行われました。その中で、1次通過した設計会社は、ここにも書いてありますあい設計さん、これは前田会長の推薦の設計会社ですけど、あと感性舎さん、これは渡邊副会長さんの推薦の設計会社、あと企業名が出てないので伏せておきますけど、あとE社っていう、この3社でデザインのコンペが行われました。この3社ともデザイン、機能、三者三様で、どれも特徴を持ったデザインで、これがいい、あれがいい、それは個人的なデザインの好みがありまして、いろいろあると思うんですけど、その中で、我々の提示した整備方針で一番のポイントは予算です。これは今の話題になってる国立競技場も同じですが、最優先事項が予算です。予算を設計料等を含めて総予算5億で提示したところ、1社、実際これ決まったあい設計さんなんですが、1社のみが、このあい設計さんのみが、実は皆さんのお手元にある図面、これは事前に送られた図面があったと思うんですけど、これは実は5億円の図面じゃないんですね。6億4,000万の図面なんです。その6億4,000万の見積もりのプレゼンスを行って、ほかの2社は予算内の5億円内でプレゼントを行いましたが、なぜかその6億4,000万の企業が最優秀の企業に決まりました。ちなみに、このあい設計さんのこの図、建設設計業者は歯科医師会館さんもこのあい設計さんで建設する予定になっておりますが、その企業さんが最優秀として行われたんですが、プロポーザルのプレゼンテーションで予算をはるかにオーバーした、6億4,000万ですね、はるかにオーバーしたものをお示しすることは、これはありません。これはアドバイザーの森保先生も言っておりましたが、通常、整備方針で一応5億円内のデザインを出してくれって言ってるにもかかわらず、6億4,000万のような図面を出すことはまずあり得ない。でも、なぜかこれに決まりました。その言い分として、その業者の予算の数字が詳細に書かれていて、数字に信頼性があることとかっていうことだったんですけど、ほかの業者には信頼性がないとも思えませんが、その数字に信頼がある。あと、この後、安いプランを出しますから、実際プレゼンの場合で提出はされておりませんでした。この後、安いプランも出しますからという口約束で、それを信じて、安くなるんだろうなと。実際その図面にある建物じゃないわけなんです。わからない建物をこのプレゼンテーショ

ンをもとに審査委員会のほうでこれを決めちゃったわけなんです。なぜ予算をはるかにオーバーしたものをその審査委員会で決めたのか。代替案として図面の提出もなく、正確な予算もないのにどうして決めたのか。この辺を執行部の審査委員の方、御説明を求みたいと思います。よろしくお願ひします。

○河内一仁議長 執行部のほうから。

○13番・中野真豪代議員（広島） お願ひいたします。審査委員、言いましょうか。

○河内一仁議長 木平先生が。副会長。

○木平健治副会長（広島） 審査委員おられたのを御存じだと思うんですけど、代表して、少しその審査の経過というのを話させていただきたいと思います。

確かに提示されたものというのは6億4,000万ということでございましたけれども、そのときに別の設計図を提案しますというふうなことがございました。それともう一つ大きな要素となったものは、都市計画に対して提案がされているという部分が、ほかの2社にはなかったんですね。もう時間的に、今後エリアマネジメントとか都市計画委員会とかそういうふうなのを通すということについて、非常に危惧されるという意見がございました。それで、このあい設計のほうには、設計の金額をできる限り5億円というところに近づけるというふうな条件をつけて、それをお願いしようではないかということで、委員会で決定をしました。

以上ですけれども、補足を村上先生、お願いできればと思うんですけど。

○河内一仁議長 村上先生。

○村上信行副会長（福山） 審査委員会に入りました村上でございます。

基本的には5名の合議ということになります。審査委員5名で合議いたしました。

それから、まずは予算金額ありきで削除することはなかったということですね。6億4,000万の提出があつても、それを踏まえての審査となると、そのコストに関する項目っていうのは、総合、例えば100点満点としますとコストに対する点数っていうのは非常に低いものがありました。これは印象とコストの点数を単純に言えば10点程度ですね。ですから、そのほかには専門家の先生方の御意見といいますか、専門家の建設設計を見るときにどういうところに注目するかということ、施工管理がどれだけの信憑性がある資料で出てるかどうかという、そういうところも非常に点数的に積み上げていく方式でございました。

ですから、個々の意見、個々のものはどうあれ、総合的に今のエリアマネジメントの対策等も踏まえて、5億近い設計が出るんであれば、その点数がいいだろうと。それから、5億の中に1つ、通常のその他の業者にはなかった予算が含まれていた。これはほかの設計でも加わるものかどうかという御意見聞いたところ、それは加わることもあるというところであれば、それも点数に評価されてる。

ただ、5人の合議での決定ですので、私がどう、木平先生がどうということではなくに、5人の審査の結果としてこの結果を出したということを御理解いただきたいと思います。

○河内一仁議長 ありがとうございます。中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島） そのコストに関する評価が低かったっていうことなんんですけど、一番今これでも

めてるのがコストなわけで、コストに関する評価は低いというのはおかしいかなと個人的には思います。専門の先生が低くしたということではあるんですけど、それはイの一番に、一番重要視しなくちゃいけない部分かなと私は思っております。

それで、後から5億円の図面が出る、これは出してください。もう出てもおかしい話です。時期的に考えても20日にはもう出さなくちゃいけないし、もう実際施工会社のほうには出してるわけですから、5億円の予算の図面をここに提出してください。よろしくお願ひします。

代議員の先生方にもう私は事前に質問状を出したと思うんですけども、実際ここに提出されていると私は思って、きょうここに臨んだんですけど。出してください。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） 実は図面一つとりましても、その会社にとっては特許レベルの扱いなので、すぐ増刷してどうぞっていうのはなかなか難しいんですよね。だから、きょう、何枚要るかなということをお聞きしてから増刷しようかなということで対応しておりましたので、ちょっと今プラス増刷してますので、後、それ見てください。それと、それはここだけのデータですので、持って帰らんほうがええと思いますが。それだけお願ひしておきます。

○河内一仁議長 中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島） それとデザインなんですか、出してもらうということで、その図面と概算の予算というか、5億円ぴったりではないと思うんですけど、5億幾らになるのかということも出していただきたいと思います。

あと補足で、もうここの質問に書いてますけど、その設計会社さんですね、あい設計さんに対して、設計料、構造設計料、設備料、監理料、これを含めて、いわゆるあい設計さんのほうにお渡しする、含めて設計料なんですが、これはざっくりでいいですけど、5億円の中でお出しするのがどのくらいの金額になるか、概算わかると思うんですけど、お願ひいたします。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） お答えいたします。

広島県薬剤師会館の建設工事費一式が4億3,900万、設計業務料が1,700万、監理業務料が600万と、小計で4億6,200万、消費税相当額が8%とすると、3,696万足して4億9,896万、総合計になっております。

○河内一仁議長 中野議員。

○13番・中野真豪代議員（広島） ありがとうございます。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） これからお配りする図面とか今の数字は原案ですので、変わるべき可能性はどうしてもあります。御理解ください。

○河内一仁議長 中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島） これから配られる図面がその4億9,000幾らということですね。はい、わかりました。

そしたら、次の質問、質問2の部分に。

○53番・中嶋都義代議員（呉） 議長。

○河内一仁議長 何でしょうか。ちょっと待ってください。関連でございますか。番号と。

○53番・中嶋都義代議員（呉） 53番、中嶋です。

今の設計に関連してなんですか、今配られてる図面、

6億4,000万の図面ということなんですけども、お金をかければデザイン案も非常にいいものが、よりいいものができるで評価も上がるんだろうと思うんですけども、それを考慮したとはいえ、なかなか素人にはそういうのは難しいと思われるんですが、プロポーザル出されたときに北側は当面駐車場とするというふうに書かれてたと思うんですけども、この図面、4階建てで1階が駐車場にはなってるわけなんんですけども、その北側の計画というのはどのような案として出されたんでしょうか、あい設計さんのはうで。

○河内一仁議長 村上副会長。

○村上信行副会長（福山） 基本的には、このプロポーザルのスタートは、300坪、300坪でスタートします。ですから、その北側に関する提案は求めてません。したがいまして、薬剤師会館を300坪で、いかにどのような設計で建てるかというのがこの設計プロポーザルの基本になつてますので、北側に対する案は設計の中で今回は求めてませんので、それは審査対象にはなってません、薬剤師会としての案として求めてますので。そこを踏まえたまちづくりのことに関しての認識があるかないかだけを問うような状況にしております。だから、基本的には薬剤師会館の設計で、まちづくりに対するスタンスはどのように考えてるかっていう形でのプロポーザルになってます。

○河内一仁議長 野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島） 3社の方には、北側をどう使うかというのも一応プランとしては出してもらつてました。ですから、駐車場になってる社が1つ。また、プロポーザルする際に、一つはドライブスルーをもし考えた場合に、薬局をするときに、それをドライブスルーで考えるというのも一つ条件の中に考えてくださいという中にあつたんですが、それを1社は考えておられまして、その車の動線っていうんですね、それも書いてあるプランもございました。まちづくりで、単なる駐車場じゃなくて、樹木を植えたりとかして、3つの軸があるんですね、たしか。歴史の軸と東照宮が見える何の軸だかな、あともう一つ、桜の軸というのがあるんですが、それに沿つた形でのプランを立てておられます。

○河内一仁議長 では、引き続き中嶋。

○53番・中嶋都義代議員（呉） 素人的に聞いてもよくわからないんですけども、そういった北側のプランも出でていながら、何も話をされてない。北側を駐車場にというプロポーザルの提案書があったにもかかわらず、1階を駐車場、これ、じゃあ1階の駐車場をなくして3階建てでもいいという設計ともとれるわけですかね。

○河内一仁議長 理事者側、今の質問に対しての、ございませんでしょうか。

中嶋代議員、質問をもう1回、再度繰り返して。

○53番・中嶋都義代議員（呉） 北側は今、野村先生の話では周りを緑地で囲って駐車場という案が出てたわけなんですか。村上先生の意見とちょっと食い違うもんですから、どうなのかなと思って。

それと、今、北側を駐車場の案で出されてるんだとしたら、この1階駐車場の図面というの、なしで、そのまま下におろして3階建てでいいともいいという案をお持ちだったのでしょうか、もともとあい設計さんとして。といいますのは、何か1階を高くすると1億ぐらい、以上余分にかかるという話も聞いたことがありますので、そ

うすれば予算的にも、わざわざそういう高いのを出す必要はもともとなかったのかなという気がしますので、どのようなお考えだったのかなと思いまして聞かせていただいてます。

○河内一仁議長 村上副会長。

○村上信行副会長（福山） 設計プロポーザルまでのタッチでしたので、その後の、この後配られる設計図は私自身もまだ見てません。

当日のプロポーザルで、説明会のときに6億4,000万ということであれば高いということであれば、参考図案として5億4,000万、いわゆる駐車場部分がない案が実質出てました。多分その形で今度設計が出てくるかどうかはわかっていないけれども、設計図を見て、どれを選ぶかという過程の中で、6億4,000万でなしに、参考図案として1階の駐車場がない部分の図面が出てて、これで5億4,000万であるならば、アドバイザーの先生が、ああ、これでまた5億近い設計図を出してくれと直接言われてましたので、その部分での話が進んでると思ってますけれども、私どもの審査の状況であれば、5億4,000万の図面が参考図としてあって、そのほかの資質は非常にいいものがあるんで、この会社で設計を任せようということが審議した結果になってございます。ある意味、例えば端的な例えかもしれませんけど、薬剤管理指導料が41点と34点であるならば、きっちりお薬手帳があっても41点がいいんではないかというところの選び方も一部にはありました。ですから、5億4,000万ということでの図面がかわりに出てるんであれば、その部分で努力していただけるんであれば、その他の面では非常にいいかなというところが審査委員会の結論になったと思います。これは個人的でなしに5人の合議ということですので、そのような状況です。

今、これから配られる予定の設計図は私もまだ見てませんので、それを見て、また御意見させていただきたいと思いますけれども、6億4,000万の代案として出てたのは、駐車場部分がない、5億4,000万の簡略な図面は出てました。

○河内一仁議長 それでは、中野議員、引き続きお願ひいたします。

○13番・中野真豪代議員（広島） 先ほど村上先生のほうから、新しい4億9,000万の図面はまだ見てないと。それもちょっと驚きなんですけど、審査委員の先生が見てなくて、ほかの先生が見てる。事務局は知ってるというのもおかしい話だと思うんです。その辺の情報の流れっていうのも非常に危険な状況かなと私は個人的には今思っておりまます。

次ですね、質問2のほうですね。次は会館の施工、工事のほうですね。つくる会社を決めよということの件なんですけど、まず、その件に関して、前回もちょっとこれ質問で確認した事項なんで、再度確認なんですけど、前回、前田会長が提案した案で、400坪を定期借地権で貸す。300坪でなくて400坪で貸す。これは、その後撤回されたんですけど、その案が出たときに、理事会等でもうこれ会社名が出てるので話しますと、積水ハウス工業さん、もしくはその関連会社に貸す案があった際、その附帯条件で土地を借りるということとあわせて薬剤師会館本体の建設も積水ハウス工業さん、もしくはその関連会社さんに施工を行うという条件が契約にありました、まさか今回そんな口約束、今回コンペ済んでる、口約束

的なものはまさかないと思うんですけど、施工企業の選考、選定に関して、担当者と企業の接触の禁止事項なので、接触あれば社会的に大きな問題となることに関して、森保先生も厳格な対応を求めるような書面がありましたので、再度確認したいんですけど、そういう事項はないですよね。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） 最初のうちは情報いたいでましたんで、やりとりありましたけど、今はありません。

○河内一仁議長 中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島） そしたら、お出した質問について質問させていただきます。

まず、この質問2のところで、幾つか質問を分けて話させていただきます。整備方針の検討委員会、エリアマネ協議資料検討委員会の担当メンバーの構成は誰で、どの機関で決定したのか。委員会が開催されて、会館整備方針委員会は8月4日に開催されています。それと8月11日にも開催する予定になっております。このメンバーと、決定機関がどこで決定したのか、お答えをお願いいたします。

○河内一仁議長 渡邊副会長。

○渡邊英晶副会長（廿日市） 皆さん、こんにちは。まず、きょう出されたこの内容というのは、中野先生の非常にすばらしい、書いていただいたんで説明しやすいというふうに思っております。資料をおつけしるのは、ちょっとその前に会館建設について、ちょうどおととい、木曜日だったですかね、行政の松岡先生も一緒におられたんですけども、そこで地域医療構想についてということで平成27年の8月、医療介護計画課というところ、質問からちょっと外れますが、これ会館建設に非常に重要なことなので、ちょっとその旨を一緒に理解しといていただきたいなと思います。

ここで、読んでいただければ大体わかるんですけども、医療機関が今後……

○河内一仁議長 渡邊先生、どの資料でございましょうか。

○渡邊英晶副会長（廿日市） ついてる資料です。そうです、そうです。その設問事項ということで、中野先生の設問に対しての答えを書いてると。その中の地域医療構想についてというところの3ページ目、現実に機能が見えにくい現在の医療機関が高度緊急型A、B、C、Dというような、今後そういうふうな形に特化していくという形で、新聞にも書いてあったんで皆さんもよく御存じだと思いますが、その次の次のページなんですが、ここが2013年134万床が、2014年にはちょっとこういう状況で分かれてくるようにお願いしてるという行政のあれなんですが、2025年度には、実は30万床ベッド数が減っていくということで、この30万床減ったベッド数はどこに行くのかといったら、在宅医療のほうに行くということなんです。その在宅医療のほうに行くということは、広島県で1万人ぐらい、実は病院追い出された、おかしいですけれども、そういった形で在宅医療の方向へ変わっていく。次の図がありますけれども、そこで入院医療と介護、その真ん中に外来医療、在宅医療、それから歯科医療、薬局と書いてありますが、医療のほうもいわゆる在宅医療のほうに特化してください、あるいはそういうことについて点数を上げていきますよ、今までの医療の制度とは変わってきますよという。歯科のほうも、逆に訪問して歯科の治療をしていく。薬局も実は在宅医療のほ

うに特化していないかと、今後、今までの点数というのは上がる余地がない。要するに、在宅医療専門支援薬剤師という、これが今後どういうふうな資格になっていくかわかりませんけれども、ある程度そういう資格を取つていかないと、あるいはそういう勉強をしていかないと、今後、我々のもっと下の薬剤師さんに、というのはもうだんだんだんだんじり貧になっていく、あるいは薬剤師の存在価値がなくなってくるということで、そこでいわゆる、これは消費税の増額分で基金ができたわけですね。これを医療のほうと、それから今後介護サービスのほうに振り分けていくということで、この中で在宅医療支援薬剤師というのを薬剤師会のほうに、これは薬務課のほうが持ってきたわけですね。ですから、これをまず会館の設備の中に入れていかなくちゃいけないというところから、今そういう何坪かという、経歴があるということを御承知していただいて、今は薬剤師会が本当にまとまつていかないといけないときですよということを言いたいんですが、ここでちょっと質問のほうに戻ります。

ここで、先ほど言いました、総会で承認を受けて消費税、設計料、監理料を含めて新会館5億円の予算、こういったプロポで応募した設計会社を審査会で審議された。ここで、実際に6億4,000万の消費税別案を提案した設計事務所、これは6億8,000万ぐらいになったかと思いますね、消費税入れたら。急遽、これあい設計さんが予算内に集めた案を設計し直し作業を始められたということで、先ほども言いましたけども、正式な設計図を質問があった時点では見ておりません。現在、私も見てないような状況です。同時に、回答時に図面ができ上がってないということで、ここに書いてありますように会館整備方針の検討委員会、エリマネ協議資料検討委員会、これは任命されてないということです。

ただ、今、会長、各副会長、事務長が薬務課、それから広島市の都市計画課、これも私のほうもちょっと行ったりして、情報、日程、それから書類をどういうふうに出していくか、エリマネの対応の方法っていうのは随時役所のほうに問い合わせながら日程を調整、いつまでにこういうのを出していかなくちゃいけないのかということだけは、肅々と進めてるというような状態です。

○河内一仁議長 中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島） 任命されてない。

○渡邊英晶副会長（廿日市） はい

○13番・中野真豪代議員（広島） 任命されてないのにどうして委員会が開かれてるんですか。

○渡邊英晶副会長（廿日市） 何の委員会でしょうか

○13番・中野真豪代議員（広島） 会館整備方針の検討委員会、8月4日にもう行われてますよね。

○渡邊英晶副会長（廿日市） これありましたかね、8月4日に検討委員会。検討委員会はなくて、検討会。前田先生と木平先生、それから森保先生とあい設計ですか。これは整備方針の検討会っていう。

○13番・中野真豪代議員（広島） 検討会。

○渡邊英晶副会長（廿日市） はい、検討会です。

○13番・中野真豪代議員（広島） 検討会と、そしたら指名すればいいじゃないですか。ちゃんと委員会立ち上げればいいじゃないですか。なぜ検討会とか検討委員会っていう、そういう紛らわしい言葉の遊びじゃなくて、きちんと。図面ができないから任命してないんじゃない、図面できてなくても任命できると思うんですが、どうなん

でしょうか。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） 中野代議員のおっしゃるとおり、実際に委員を選定していくという中に実はエリアマネジメントのことの都市整備局との打ち合わせが2回あったと言いましたけど、非常に、打ち合わせで今終わっておりますが、実はやらないといけない仕事が相当あります。きょう、この代議員会済んだ後は、実に来週からタイトなスケジュールでまた役員さん等にお願いする仕事があるんですけど、全員が集まるというのはなかなか難しいんですね、実際やってみると。時々私も特別委員会、急に声かけたと言われるんですが、急にかけて急にやってくれと言われるのが、中野先生も御経験あるんでしょうが、森保先生のほうから突然メールが飛んできて、それからこれとこれとこれというような形でやるもんですから、皆仕事を持つていてながら、実に整備方針に関しても段取りをするよりも、むしろ現場でこういうことをやつたらどうかということで今、各例えは検査センターの広さとか、それから国保さんの広さとか、あと何階にどうやって置くとか、あるいは動線をどうするかとかといったことを設計事務所と打ち合わせをしながら、たたき台を今つくらせてもらってるところなんです。それは実際に数字を入れるだけじゃなくて、入る方々が、じゃあ便利がいいのかどうか、検査センターが今まま3階なのか1階なのか、あるいは2階をどういうふうにするのかとかいったことを今まで、そのたたき台をつくってる状態。だから、そこはこれからある程度の方向性が出て、各団体の御意見をお聞きした中で、24日には大体めどがつきますので、その後また特別委員会を開催させていただいて、お盆明けに改めていろんな資料を皆さんに見ていただきたいと思っております。だから、すぐ出せるものとまだちょっと準備段階のものとがまざってますので、そこはちょっと御理解ください。

○河内一仁議長 ちょっとその前に、今、先ほど来の資料をお配りしてますので。設計図と見積もりですね。 中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島） 13番、中野です。

実はこのさまざまな委員会、いろいろ立ち上げなくちゃいけないんですけど、先ほどの整備方針とかエリマネの委員会等ですね。これ7月の11日の建設委員会のとき、これは森保先生が招集した委員会なんですが、この場で決めましょうと、人選決めましょうって森保先生は焦っておりました。それを前田先生は、いやいや、この場では決めなくて、理事会があるからって、そこで決めたらいいからっていうふうな話でした。理事会が行われました。でも、この選定に関しては何ら決めようとかそういうことは行われてないようにお聞きしてますが、決める機会は幾つかあったと思うんですけど、なぜ決めずにそのままずるずるこの状態になってるのか。実際今動いてるか、前田先生、渡邊先生、いろいろ動いてますけど、もっと執行部全員が動けばいいのに、一部の先生しか動いてないような状況にしか我々は見えないですけど、きっと委員会立ち上げて委員会でやっていく、各セクションはセクションでやっていくという方法を今までずっとやってこらずに、時間がなくて、もうあと何日かというところで委員会立ち上げて、報告事項で終わってしまう。それが今までの流れなんですね。なぜこういう、立ち上げれなかったかっていうことが非常に危惧しております。

それと続いて、質問も続けて言いますと、今回資料、資料1ある、これが指名型プロポーザルの実施についてのお願いというのが資料についておりますが、この下のところで日程等を書いてますが、ちょっとこれ確認なんですけど、このプロポーザルの実施の日程、締め切りが8月中旬と、ヒアリングの案内が8月中旬、ヒアリングの実施が8月中・下旬、選定結果の公表が8月中・下旬になってますが、もう日程がこれも具体化してると思うんですけど、この辺の日程、ちょっと確認の意味で教えていただければと思います。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） 今、指名型のほうが8月19日締め切りで、薬務課のほうに提出しないといけない期限が24日です。20日の日に理事会開いて、そこで業者の選定をするということです……ごめんなさい、18日が締めだそうです。19じゃなかった、18でしたか。

お盆明けが締め切りです。非常にタイトなスケジュールで業者にお願いしているということだそうで、今の審査委員さんも、実は審査が終わるまでは非公表ということを森保先生から厳命されていまして、出せないんですね。

○13番・中野真豪代議員（広島） 何が出せない。

○前田泰則会長（呉） 審査が終わった時点で、審査委員の名前、非公表だと言われてるんです。それ私が言われてるんで、別に隠すわけじゃないですが、隠さざるを得ないということになってますんで、そこはちょっと御理解いただいて、24日以降に薬務課に書類を出した後ですと、ちゃんと公開されるということで聞いておりますので、そのような段取りでいこうと思っています。

○河内一仁議長 中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島） そしたら、締め切りは8月18日までということなんんですけど、だから、この質問にも書いてますけど、この指名型プロポーザル、建物ね、建設の指名型プロポーザルの選考組織の決定、機関決定が、まず、この選考委員会でなくて、指名業者選考組織の設定は機関決定が必要だということなんんですけど、まず、この選考基準の作成等を行う委員会、もう立ち上げて、実際やってて、業者を集めたと思うんですけど、これはどういうふうな形で、どういうふうな機関決定を行って、指名を行ったのか、お願いいたします。

○河内一仁議長 木平副会長。

○木平健治副会長（広島） これは答えることかどうかちょっとあれなんですけども、一応設計技術支援の選定にかかる指名型プロポーザルで業者というのは、県とか市で工事業者がランキングされていて、それは非公開か何からしいんですけども、そのAランクに入っている会社の中から15社ですか、を選んで、それでそなた方に今回の工事の部分について、もし可能であれば、どういんですかね、提案に乗ってくれるかどうかということですで募集をするということで、それは常務理事会でその業者について、15社を決めた、それで公開をして、それで募ったという経緯でございます。

○河内一仁議長 中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島） ということは、常務理事会のメンバー全員がこの審査委員会の委員ということを理解してよろしいということですか。

○河内一仁議長 木平副会長。

○木平健治副会長（広島） 最終的に出てきますよね、こういうふうな設計をしますというふうなのを、例えば15

社に、皆さんに言っても全部出てくるわけじゃないですね。それは中野先生もよく御存じだと思うんですけども、その後、出てきた中身について、誰がその審査をするかということについては、まだ決まっておりませんし、それは非公開ということです……。

○13番・中野真豪代議員（広島） それは選考委員会のこと、私は審査委員会の話をします。

○木平健治副会長（広島） そうです、最終的な

○13番・中野真豪代議員（広島） 審査委員会のほうは常務理事会のメンバー全員っていうことですね。違うんですか。

○木平健治副会長（広島） 15社は7月21日の全体理事会で決まったということです。その後の選考委員会というか、審査する委員ですね、それは決まっていないと思うんですけども、いいですか、それで、どこの審査のことをおっしゃってるんですか。

○13番・中野真豪代議員（広島） いや、だから、まず、指名型プロポーザルですから、指名しないといけない。そこを決めるに当たっての審査ですね、それを決めたのがどこかの委員会で決めなくちゃいけないので。

○木平健治副会長（広島） それは7月21日の全体理事会で決ました。

○13番・中野真豪代議員（広島） 全体理事会で。だから、委員会なしで、もう機関決定をそのまましてしまったということです。

○木平健治副会長（広島） そうですね、内容については、森保先生とか、そういうふうな方と相談しましたし、そういうふうなところでどういうふうな業者が、どういうふうな形で対応してくれるかということを見据ながら、先ほど言いましたリストの中から15社を選んでいったということですけれども。よろしいでしょうか。

○河内一仁議長 中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島） すみません、細かいとこばっかり言いまして。

それで、その業者が、一応推薦業者ですね、決まりました。この推薦業者、指名してるので、実際、私の手元にはその業者あるんですけど、これはまだ公表はできない会社ですかね。

○木平健治副会長（広島） できないそうです。

○13番・中野真豪代議員（広島） できないです。はい、わかりました。

また、この数社あるんですけど、この中から決まるということなんんですけど、だから、最終選考ですね、最終選考に関しては、選考委員会、これメンバーは教えないというのも、まだ決まってないんですかね。

○木平健治副会長（広島） 私は今、その委員になっていないと思うので、決まってないのか、決まっているのか、お答えしようがないところですけど。

○13番・中野真豪代議員（広島） 20にもう決まるわけなんでしょう、お盆を挟んでですよ。だけど、まだ誰も決まってない、自分は決めるのか、どうなんでしょう、それっておかしいじゃないですか。もう近々、もう目の前に迫つてることですよ。目の前に迫つてることで、どういうふうにしてこれ決めなくちゃいけないかっていうのも今後勉強会してやらなくちゃいけないので、恐らくもうばたばたばたっとやって、これに決めましょうということになってしまうのが非常に危惧してるんですけど、なぜ決めないんですか。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） 本当に私も危惧しております、森保先生と毎朝、そうですね、2時間ぐらい電話で話をすらんですが、夜は夜でまた話をされて、メールがどんどんどんどん来て、全部処理しながらやっているんですけども、この8月11日の日の中で勉強会開きますということで、プランはもうつくっておられるそうです。それにあわせて、声かけられた方々が承諾されるかどうかということを含めて、あと森保先生のほうでの対応をお願いしているということであります。誰かというのは、ちょっと申しわけない、今、言えませんが、何人かの方に声をかけるような状態であります。

○河内一仁議長 中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島） 8月11日にお声をかけて、8月11日にして出てきてくださいって、あともう来週ですよ、お声がかかった先生、いろいろ都合もあると思うんですけど、まだ出てない、いや、わしは、ちょっと出れん。じゃ、こういう重要なことですよ、委員をお願いする重要なことで、すぐ委員会を開きますっていうのは、あと来週、3日、4日後に出てくださいって、事前にもうわかってるんだったら、きっと言って、そういう、さっきも何度も言いましたけど、手続、きっと手續、できることはもう先々やっていけばいいじゃないですか。実際に森保先生はもうお盆でもいいから、これは理事会でも行ってというふうなのが最初のプランだったと思うんですけど、それが薬務課の日程がずれたもんで、ちょっと後ろに来たと思うんですけど、本来だったらお盆の、ちょっとここにも僕は書かせてもらったんですけど、8月18日に理事会予定、理事会でも聞いてもらって、機関決定して、明けの月曜日に薬務課に説明を出しに行くっていうふうな予定だったのがちょっとずれて、森保先生プランはそういうプランだったんですけど、もうそういう日々の状態で、森保先生は早く審査員は決めなさいっていうのは、7月の頭からもう言われてたことなんんですけど、そういうのはもう後回し、後回し、後回し、後回しして、はい、3日後集まりますよ、来れないのは来なくともいいっていうふうな形の、今までそういう委員会等、そういうスケジュール、タイトなスケジュールでやったことが多々ありました。その辺をもう一度考え方直していただければと思います。

○河内一仁議長 質問は、次の質問をお願いいたします。質問3ってということで、堂々めぐりをしておりますので。

○13番・中野真豪代議員（広島） 全然堂々めぐりはしませんよ。違う質問を僕はずっとしてはるはずですが、時系列を追ってずっと僕は質問してはるはずです。堂々めぐりはしません。

それで言います、次ですね、まず、今度は定期借地権の話なんんですけど、ここに書かせていただきました。300坪の借りる企業ですね、今までずっとお話ししてきてるので、もう業者は決まっていると思うんですけど、どこの業者か教えていただければお願ひいたします。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） お答えいたします。

企業名等は、ここに書面で提示と書いてありますが、当然書面ではちょっと出せませんので、口頭でしたいと思います。前から言っておりますが、先ほども中野先生言わられた大和ハウス系列、それから積水の2社のところから声をかけていただいております。まだ決まるかどうか

わかりません。順番に答えるんですか。

○13番・中野真豪代議員（広島） そしたら、その地代に関しては、これは積水さんも大和さんも同じですか。

○前田泰則会長（呉） それはちょっと大分前の資料ですので、基本的に聞きしてるのは、路線価を参照に坪、月に約2,000円というふうにお聞きしております。

○13番・中野真豪代議員（広島） それは8%の税込みですかね。

○前田泰則会長（呉） いや、それはちょっとわからない、それはまた話で。こっちがもらうほうが税金、どっちが払うんでしたっけ、この8%は。

○13番・中野真豪代議員（広島） 税込みで幾ら。

○前田泰則会長（呉） 向こうが払うときにということなんですね、だから、多分2,000円掛け1.08ってことじゃないんですかね。ちょっと私も、でも、これが10パーになつたら変わりますよね、数字が、多分。

○13番・中野真豪代議員（広島） あと、次の前受け金があれば。

○前田泰則会長（呉） これは、今、さっき言いました、30年だったら、年間720万でしたかね。

○13番・中野真豪代議員（広島） まだ決まってない。

○前田泰則会長（呉） 決まってないです。だから、ざっと720万の2,000円で計算していくと、10年で7,200万掛け2倍とか3倍とかというふうになると思います。

○13番・中野真豪代議員（広島） 次は賃貸期間ですね。

○前田泰則会長（呉） 今、一応30年というのが基本だったと思いますが、そこから不足額に応じて年数はまた交渉次第じゃないかなと思っております。

○13番・中野真豪代議員（広島） 通常、定期借地を契約する場合、保証金っていうのは必ず、必ずというか、通常取るわけなんですけど、保証金の額等は。

○前田泰則会長（呉） これはまだ聞いてませんね。今まで保証金額、あるいは保証する内容に関しては、今後の提携に向けての話し合いになるんだろうと思いますけど、今の時点ではわかりません。

○13番・中野真豪代議員（広島） わかりました。そしたら、その賃貸条件なんですけど、これはざっくり言うと、一般定借、借地借家法の22条で一般定借50年でいくのか、借家法の23条の1項目か2項目の事業用定期借地権でいくのか、どちらでするつもりですか。

○前田泰則会長（呉） 基本的には事業用というように聞いておりますが、はい。

○13番・中野真豪代議員（広島） 事業用ということでしたら、これは、いわゆる前から会長がおっしゃってたサービスつき高齢者賃貸住宅っていうのはあり得ないっていうことですかね。

○前田泰則会長（呉） 多分その予定だと思いますが、まだちょっとそこまで詳しくは聞いておりませんけど。

○13番・中野真豪代議員（広島） 次の6項目、入居施設の業種の条件なんですけど、いろいろテナントが入ると思うんですけど、そのテナントに入るに当たって、通常、入居制限するための目的制限契約を通常行うわけです。例えばその中に薬局が入ってもらったら困るとか、いろいろあると思うんですが、その辺の条件提示はまだされてないです。

○前田泰則会長（呉） まだ何もしてないんですが、それは契約の時点できちんとお互いに公正証書交わしてやりますので、御意見があればそれも集めていきたいと思っております。

○13番・中野真豪代議員（広島） それで、もう会長、よろしいですよ。ですから、何もまだ、今まで、今、会長がおっしゃったように、定期借地権に関しては何ら決まってないわけなんですよね。前回の代議員会のときもそうです。今もそうです。何ら決まってないわけなんですよね。何ら決まってないことをここで決めなさい、その前に、何ら決まってないことを、理事会で皆さん賛成したわけなんですね。何をもとに皆さん賛成したんですか。それがわからないです。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） 定期借地権という制度を使って会館建設時のコストの一部に充てたいということを決めていただきたいわけで、その中身が決まつてるとか決まってないじゃなくて、それは我々執行部に御一任いただきたいなというのが私の趣旨であります。

○河内一仁議長 中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島） その執行部に一任はよろしい、で執行部でちゃんと論議しましたか、中で。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） 定期借地に関する勉強会を開いており、それから理事会等でも何回もお話をさせていただいて、一般用定期借地があるね、事業用定期借地もあるね、何年だねっていうことも随分それは勉強会等聞いてますので、それは私としてはある程度やってると思っております。

○河内一仁議長 中野代議員。

○13番・中野真豪代議員（広島） 堂々めぐりになつてもあれですけど、そういう勉強会とかやつたからもうそれでじゃなくて、今はもう、それこそ臨時代議員会まで開いて、皆さん、急に開いたのを、予定をやりくりしながら出てきた代議員さんを前に、急に出すことでもないと思うんですね。もう具体的に、具体的にある程度決まったものを出していくべきではないかと私は思っております。

それで、私の思いをちょっと話したいと思うんですけど、今回の総会、前回、総会が継続会になったことに関して、前田会長は先延ばしをさせられたっていうふうなことをおっしゃっていましたが、まずその認識が大きく誤つてると私は思います。前回、我々は単に先延ばしを求めるのではありません。一度きちんと定期借地を含めた資金繰りのスキームを話し合って、論議して、まとめる努力をして、そしてこの案をここに提出してくださいとお願いしたわけです。しかし、今回、実際、何も提出されてなくて、何も決まってない状況ですが、1分1秒たりとも、あの代議員会の後、1分1秒たりともこの定期借地権、定期借地権のことに関して論議はしておりません。いわゆるつるしたような状態ですね。ほったらかしの状態で、そのまま理事会にかけて採決し、ここに提出されました。前回と何ら今の状況は変わってないわけです。今回も報道の方、じほうさんも来られてますけど、前回どういう話だったかわかってると思うんですけど、我々は話をちゃんとして、ここに出してくださいと求めたわけです。それなのに何も1秒たりとも論議しなくて、ここに再度定借やらせてくださいって、これは余りにも代議員会を軽視した行為ではないでしょうか。私、強く非難いたします。代議員の皆さん、今回の定期借地権は実はそんなに急ぐほどの事案ではありません。まだ審議する時間はあります。実際、何ら具体的なものも出てないが、その具体的なものを出してから、もう一度ここにお諮りする時間は

あります。

会館建設に関してのまちづくりの件とか、薬務課の補助金の件があると言われてますが、まず第1の会館建設のまちづくり、今回も資料出てますが、資料添付の、これはUR都市機構のまちづくりのガイドライン、これにのつとつても、残りの300坪を駐車場にして、もうガイドラインに合つた、ガイドラインにはいろんな植栽を植えていけば、一応町並みを確保されるっていうこと書いてます。駐車場にして、植栽をして、そういう方向でまちづくりをしたような形で、とりあえず駐車場ということにしても問題なく、これはアドバイザーの森保先生もとりあえず残りの300坪は駐車場で植栽して進む方向で審議しながら、土地の対応をその間で考えていく、この案を提示されておりました。よって、まちづくりに関しても駐車場でも問題はないのです。急ぐ必要はありません。

薬務課の補助金に関してなんですけど、薬剤師会館、これは本体の基本設計と工事予算2社見積もりを提出することが条件で、残りの300坪に関しては、定借でも駐車場でも何ら補助金に疑義を生じることはありません。

○河内一仁議長 中野先生、ありがとうございます。あくまで私見でございますので、ここで切らせていただきます。

○13番・中野真豪代議員（広島） もう少し言わせてください。

よって、今ここで定期借地権の案を通さなくても、会館本体のスケジュールに障害はありませんので、私はこの案を潰してしまえとか、何が何でも通す、そんな争いをしてるわけではなく、この審議の進め方、執行部、事務局も含めて、この場にいる皆さん、心の中ではこの手続は余りにも強行な議員運営ではないかと、公益法人の組織として誰もがおかしいと思ってるじゃないですか。思想信条の話はしたくありませんが、そもそも会長とは議会制民主主義の考え方方が余りにも違いがあります。

○河内一仁議長 本当にありがとうございます。

○13番・中野真豪代議員（広島） ちょっと言わせてください。言っちゃままずいんですか。

○河内一仁議長 もう結構でございます。

○13番・中野真豪代議員（広島） どうしてなんです。

○河内一仁議長 あくまで私見でございますので。

○13番・中野真豪代議員（広島） 私見じゃなくて、皆さんに訴えてるんです。

だから……。

○河内一仁議長 御自分で私見って最初おっしゃいましたですよ。

○13番・中野真豪代議員（広島） 最後に言わせてください。会長、正面から違った意見を受けとめて、それで話をしましょうよ。違った意見でもあってもいいじゃないですか。それで、そこから何か次のものが見えるわけじゃないですか。なぜ話をしないんですか。最後の、この後、採決に移りたいと思いますが、代議員の皆さん、さきにも申したように、この決議案を否決しても何ら大きな障害はありません、建設に関して。だから、今回の提出議案を再度否決して、真っ正面から論議し合える機会を、委員会、執行部に与えてみてください。そして前田会長、そのような意見を真っ正面から受けとめて、乗り越えて、再度ここに議案を提出してください。定借がどうのこうのとか言ってるんじゃないんですよ。きちんと話して、提出する、そういう手続、そういう手続を踏まえるには

もう一度これは否決しなくちゃいけないんです。話をせずにここに提出するっておかしいと思いませんか。だから、代議員の皆さん、もう一度、しつこいようですけど、もう一度否決して、話の場を持たせてください。よろしくお願ひします。

○河内一仁議長 前田会長、ございませんですか。よろしいですか。

では、引き続き広島支部、森川悦子代議員。

○20番・森川悦子代議員（広島） 20番、森川悦子です。このペーパーに上がってる会館建設についての質問はもう済んでるので、この7番の土地取得に当たっての利用規約には問題がないのかどうかを再確認と、それをちょっとしてもらいたい、とりあえずそれを、すみません。言つてもいいです、次。

それと今、図面見せていただいたんですけど、4階建てにやっぱりなってるんですよ。私の聞いたところによると、3階建てと4階建ては基礎工事が全然違って、大きく工事の工事費が変わるって聞いたんですけど、4階建てになってるので、3階建てだったら、もうちょっと安いかなと思ったりとか、それから、検査センターが4階にあるんですけど、検査センターを4階へ持っていくことについて、理事会とか建設委員会とかで話をされたのかなっていうのと、それからもう1個、これは可能かどうかはわかりませんけど、1カ月に60万円の賃料で貸すわけですよね。事務所なんかだったら1坪1万5,000円とか2万円くらいで貸せますよね。残りの300坪があるのに、平面の1階部分だけでも、200坪で建てても200万になるのに、60万で貸すのって私は思うんですけど、その点についてお願ひします。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） お答えいたします。

今の坪単価の2,000円というのは業者サイドの路線価を基準にした何か計算式があって言ってられるみたいですから、それと、今の家賃の部分は1万円、坪1万円なんですか。

○20番・森川悦子代議員（広島） はっきりわかりませんけど、駅前の辺なので、事務所とか何かだったら1坪が1万5,000円とか2万円くらいで貸せるのではないかということを聞いております。

○前田泰則会長（呉） ここの路線価が約40万、坪なんんですけど、二葉の里はそれより半分ぐらい、3分の2ぐらいかもしれません、ちょっと上がってきますのでね、そうすると、家賃の設定は多分今、4,000円ぐらいなので、その3分の2か半分ぐらいまでは考えれるかなというふうに考えております。

それと、何でしたっけ。7番の、借地をすることは土地取得に当たっての利用規約には問題ないのかというのは、これは先ほど野村先生の聞かれたこととあわせてお答えしますが、一般競争入札での土地購入ということを大前提にしておりまますので、規約的にも何ら問題はありません。

○20番・森川悦子代議員（広島） すみません、それと検査センターのこと、お願ひします。

○前田泰則会長（呉） これもあくまでも案ですので、まだこれから中の場所、2階、3階、4階、どこかにするかというのはまだこれからです。一応当てはめてみたらどうかというので書いてあるだけです。

それと検査センターは機器がかなり重たいので、1階に

持つていったらどうかなという話も出たり、それぞれしますので、今、ちょっと御意見調整させていただいてますので、それはまた図面に反映されると思います。以上です。

○河内一仁議長 次は。

○20番・森川悦子代議員（広島） オーケーです。

○河内一仁議長 オーケーです。

45回の代議員等々、それから理事会等、討論されてまいりましたんですけど、質疑、これで締めさせていただいてよろしいでしょうか。

37番。

○37番・池田和彦代議員（広島佐伯） すみません、ちょっとと、37番、広島佐伯支部、池田と申します。

今、この図面配られたのをちょっと見てたんですけど、1階部分、1枚目のとこですね、これ駐車場部分のとことかあいてますけど、こういうところを例えれば貸すとか、そういう検討とか、何かされてるものはあるんでしょうか。あいてる土地なので、ここを使って貸すとか、そういう話とか何か御検討されてる部分とかっていうのはあるんでしょうか。わかりますか、左側の下のとこですね、何か、先ほど森川先生が言われてたように、坪幾らで貸すとかっていう話があったと思うんですけど、それを、駐車場部分をどうするかっていう話が、1階部分におろしてとか、いろいろおっしゃってたので、そのあたりの、どういうふうに、このあいた部分の土地をどうしたらいいのかなとか、ここを例えれば貸すとかいう検討とかっていうのはないんでしょう、選択として。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） お答えいたします。

この図面は薬剤師会だけの図面になっておりますからわかりませんが、実は左に県の歯科医師会の駐車場が横並びにあるんですね。そこは、歯科医師会のほうは高速道路のおり口の一方通行があるために、出入り口が非常に拘束されるんだそうです。我々のところはどちらからも出れるんですが、ぜひこの通路を共有させていただけないだろうかと。地代を取るかどうかは別にして、請求書をつくってお金もらうかどうかは別にして、その意味でちょっとここの空間が駐車場兼車の通り道というふうに聞いております。

○37番・池田和彦代議員（広島佐伯） わかりました。ありがとうございました。建設費用とかを考えると、ちょっといろいろ、これで決まったというわけではまだないと理解してよろしいですよね。はい、わかりました。

○河内一仁議長 池田代議員、ありがとうございました。そのほかには。

○53番・中嶋都義代議員（呉） 53番、中嶋です。

先ほどの中野先生にもちょっと関連はするんですけども、この総会で定期借地を決めないといけないという明確な理由を会長から伺ってないよう思うんですが、再度確認させてください。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） 実は都市整備局との打ち合わせを2回したというふうに言いましたけども、実にエリアマネジメント会議というのが、年に何回かしか開かれない、都市計画審議会もそうです。それに向けて、歯科医師会の例をちょっと話をしましたけれども、その前段の打ち合わせに、今回準E C I方式という、何か取り入れ方をして、施工業者とも前もって打ち合わせをしながら進め

ていこうということを、国土交通省のほうから認めていただいたい進め方をされてるみたいです。そうすると、業者選定も含めて、早く決めないと、エリアマネジメントの会議にものらない、都計審にものれない、それから会館建設の許可ももらえないということがずっと続いているわけです、今までも。歯科医師会に比べると半年ぐらいおくれてるんです。その結果、何が起こるかというと、補助金申請の額の減額の話まで出てきましたし、このままいくと29年度は全くありませんので、そういうことを踏まえて考えると、やはり今、決めていただかないと、業者選定も含めての話を、今の定借の件は一つの資金繰りの話だけではありますが、それとそこを借りていただくところの話というのは実はみんなセットなんですね。やはりそこの企業の事業体系はどうされるのかということも、それを今度エリマネにそちらもかかるんです、同時に審査されます。我々が勝手にああだこうだと言うよりも、都市整備局と打ち合わせを前段で何カ月もして、その後、エリマネにかけられたところで都市景観条項を満たしてあるかどうか、看板がどうなるのか、そういうことも全部、いわゆる調整されていきますので、その中で、いわゆる業者選定の話も進んできてますから、それを皆さんに御理解いただき、定借を決めるだけじゃなくて、そういう全体の流れがあるということを御理解いただきたい。前もって打ち合わせをしなきゃならんというのもわかってますし、今後、今の契約書に関しては、特に役員の御意見、皆さんお聞きしながらやろうと思ってますので、そこはぜひ執行部に一任していただければありがたいというふうに考えております。それもまた順次、公表していきます。

○河内一仁議長 中嶋代議員。

○53番・中嶋都義代議員（呉） 何かいろいろ話は交錯していると思うんですけども、今みたいに、定借、今、決めないといけないっていうけど、別に隣を駐車場にしてもいいという、駐車場でたちまちしとっても、特に会館建設には問題ないという話とあって、判断しかねるところがあるんですよね。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） 実にいろんな景観条例とか、それから規定がありまして、駐車場を設けるなら周りに木を植えて隠しなさいとかあるんですが、実は都市整備局の打ち合わせのとき言われたのが、何の目的でじゃあ、駐車場を置くのか、隣のＪＲのところにかなりの駐車場を確保してるんだけど、それなぜっていう説明をエリマネにじゃあ、できるんですかと。それから、例えば更地で置いとくのはどういうことですかと。さっき私、言いました、コンクリートも普通のコンクリート使うのでは多分許可にならない、ヒートアイランド化されるということが懸念されるので、幾ら樹木で覆ってもそこだけは暑いわけです。そういういろんな要素を、書類審査もある、あれこれある中で積み上げていかないのがこれからです。今、決めなくてやると、エリマネの相談すら乗ってもらえない。そういう厳しい条件つきのエリマネなので、我々、最初ガイドラインだけ見たときはそうも感じませんでしたが、地区計画の中に拘束性を持って積み上げられたガイドラインですので、非常に市のほうも、それから県も、それから今の財務局も、いろんな人がそこに入つて審査されるんだそうです。そういうところでしっかりしたビジョンを持って説明しないといけないといふ

とを御理解いただきたいと言ってるわけです。

○河内一仁議長 中嶋代議員。

○53番・中嶋都義代議員（呉） 53番、中嶋です。

駐車場はいけない、いけないとおっしゃいますけども、会館で、例えば市民公開講座をするのに、駐車場もなしですか。体の状態の悪い人が車で来られても、遠くの駐車場に置いて会館に来ないといけないんですかっていうこともありますし、駐車場というのはある程度、こういった研修会なりなんなりする場というのはある程度は必要だろうと思いますし、例えば三師会で何かフェアするときだって、駐車場、薬剤師会はないのかっていうことにもなりかねませんし、例えば災害があったときなんか、医療ゾーンですから、医療の必要な人の避難所、救護所をつくることだってできるかもしれませんし、仮設住宅を設置することもできるかもしれません。だから、ある程度平地で置いとくというのは、それ自体が市民の皆さん役に立つ一つの手段でもあろうかとは思います。だから、全く広場をなくすのが、置いとくのがいけないということではない、十分理由は考えられると思います。そういうことで駐車場が一概にいけないとは思いませんし、ただ、今の説明でも会館建設に関して、通るものを見て今、定借で決めようといつても、その定借の案も何も決まってないので、私たちに無責任に、ただ執行部に一任しなさいと言われても、執行部の中でもいろいろもめてますし、この大事なことを、ただ定借で貸すだけの議決するというのは、先ほど中野先生が言われてたように、余りにもおかしい、無責任な形ではないかと思います。会館建設のためのお金を得るにしても、本来であれば自己資本、手持ちのお金でつくる。でも、それはないのはわかっています。この土地を売ったお金、補助金、あと借金がどうしていけないのか、借入金が。300坪の土地を貸すというのは、もうそのまま借金すると同じですよね、その土地が全くもう利用できないということになりますから。

借入金をしても、借入金も返せないということであれば、それは定借も案としてしようがないかもしれません。でも、借入金を使ってでも、自分たちの土地なんだから、自分たちだけで頑張って何とかしましょうよと。あいた土地で事業するんだったら、薬剤師会が何とかすることはできないですかね。歯科医師会も医師会もそれぞれ独自で土地を有効利用されてるわけですが、薬剤師会だけが定借ではかの事業者に頼って、その上りで会館を建設するというのは余りにも情けないような気がしていけません。もう本来だったら、自己資金で建て、借金をし、それでもどうしてもということしか、それが本来の順番だらうと、会館建設する上で順番の手続だらうと思いますし、そういう意味でも今回の、ここで定借だけを、金を得るための定借だけをとしか見えませんので、余りにもおかしい議決を求めるにあたるとしか私には判断できません。中野先生と同じ気持ちですね、これに関しては。

だから、もっともっと検討して、もっと有効利用する、特に若手の青年薬剤師会とかの意見はどうだったんですか。最初のとき、若い薬剤師の意見も聞いてくださいねってお願いしたとき、前田先生、うなずかれてましたよね。回答はもらえませんでした、言葉として。でもその場でうなずかれてましたね。そういう意見はどういうふうに反映されてるんですか。今、決めないといけないとい

うのがどうしても納得できないというのが、先ほど中野先生言われたとおりだと私も思います。特に若者の意見というのは何か聞かれてますか、前田会長。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） お答えいたします。

私も以前若者だったんですが、この年になって、やはり借金をするということは、かなり大変なことだなというふうに感じております。

それと、若い世代に御意見を聞いた場合、いろいろおられます。いいと言う人もおられれば、負担がなくて本当にできるんだろうかとか、いろいろ御意見ありますので、それは御意見として賜っております。全員から聞くわけにいきませんが、やはり次の世代が、例えば勤務薬剤師さんであれば、お給料ですから、そういったところからまた別途、特別会費を徴収するとか、できるだけそういうことを避けて、先ほど御挨拶で申し上げましたように、どうしてもここ足らないねっていうときに、定借だけが特化して話をしているわけではなくて、むしろ土地をやっぱり売却するタイミング、これおくれると、地価だけが、売ってしまったらこの価値は下がるんですよ。一緒に売ることによってこっちのメリットも多少は出る、そういったことも条件のうちです。それから今の補助金、基金にしても、次年度のその次はもうないよと言われてますので、今回このままずるずるずるずるいくと、ますます自己負担がふえるだろうと思いますし、やはりそこは現実的にお考えいただければなというふうに考えておりますので、順番はさておき、できるだけ土地の利活用をお願いして、定借は一つの手段だと、土地を売ること、基金を使うこと、それプラス定借のお金というふうにお考えいただければと思うんですけどね。

○河内一仁議長 はい。

○53番・中嶋都義代議員（呉） 今になってもう、あと言つてもしようがないかもしれませんけど、最初に野村先生が質問されたように、国有地を払い下げてもらって、600坪の土地を払い下げてもらって、半分ものものを定借で、金を得るためだけに利用するのかっていうのは非常に薬剤師会として恥ずかしい行為ではないかと思います。本当にもっとこれから検討すればいい案が出る可能性のある芽を潰してしまうというのは本当に残念な気がして、本当にここにきょう参加されてる代議員の先生方の良識、見識で判断していただくしかないかなと思っています。以上です。ありがとうございます。

○河内一仁議長 ありがとうございます。39番。

○39番・呑田敬三代議員（広島佐伯） 39番、広島佐伯の呑田と申します。

細かいことはちょっとあれなんですけども、ざっくり言えば、土地が最低3億ぐらいで、基金、補助金で1億で、減額されて1億だから4億にしかならないと。5億の建物建つのに1億足りんから、定期借地権を使おうじゃないか、それを審議しようという会だと思うんですけども、そもそも、コンペじゃなしに、プロポーザル出たときに5億だと言ってるにもかかわらず、6億4,000万のやつが出てきて、じゃあ、後で5億にしますからという、何か駆け引きみたいなことで、何か5億出したとこ、正直者がばかを見るみたいなんで嫌なんですけど、今度5億で出したの見ると、同じ4階建てで5億で出てるじゃないですか。そしたら、これもうちょっと考えりゃ、森田先生も言われてましたけど、4億でできるんじゃない

かと、3階建てにしたら。だから、建物ばっかり何か立派なの、医師会とか歯科医師会に対抗してみたんじゃないんですけど、それよりも、中嶋先生の言ったように、半分よそに貸すっていうのも恥ずかしいことじゃないかなと思うんですけども、本当にもうここで決めんでも、ほかのやり方、もうちょっとそんな、4億にしたからといって、そんなプレハブのあがが建つわけでもないので、もうちょっとそこは身の丈に合ったものを建てるという選択もあるんじゃないでしょうか。

○河内一仁議長 では、今のも御意見として伺っておきます。

では……。

はい。

○61番・作田利一代議員（福山） 61番、福山の作田でございます。

先ほどからいろいろ伺っておりますが、会館を建てるに当たって、医師会、歯科医師会、薬剤師会、薬剤師会が定期借地権を組んで資金調達するのが何か恥ずかしいような、そういう印象を持ちました、私は。だけど、やっぱりお金ないんですよ、薬剤師会。ですから、この資金をどうするかということで、定期借地権というのが出てきたと思うんです。先ほどからいろいろ、具体的な内容がどうだとか、いろんなことは言われてましたが、要は資金を調達するために、定期借地権をして、これに充てるという方向性をきょう決められたらしいと思うんです、方向性をね。それはなぜ、きょうそれ必要なんかいうと、会長もおっしゃられましたように、タイミングがあります。それから皆さん方、事業を起こす場合に、これだけの土地があって、これだけすばらしい立地のいいところに会館が半分建って、あとどうするか、それじゃあ、これほっといて、先になってどうするか考えればいいっていう、そういう悠長なことじゃないと思いますよ。やはりタイミングがあります。それから、チャンスがあります。だから、細かいことはいろいろあると思いますが、この資金を調達するために、借地権でいくという方向性を示して、あとは執行部の方で、それから委員会も立ち上げて考えられたらしいと思います。以上です。

○河内一仁議長 ありがとうございます。

たくさんの御意見をいただきましたんですが。

はい。

○20番・森川悦子代議員（広島） すみません、さっきの質問、ちょっと1個聞くの忘れたんですけど。

○河内一仁議長 番号をお願いします。

○20番・森川悦子代議員（広島） すみません、20番の森川です。

事業用の定期借地権を、ネット情報なのでわかりませんが、企業は30年では借りないって書いてあったんです。50年からよみたいのが、よくあった、結構たくさん書いてあったんですけど、前田会長さん、30年って言われましたけど、大丈夫ですか。50年って半世紀になるので、ちょっと確認。

○河内一仁議長 前田会長。

○前田泰則会長（呉） お答えいたします。

お借りいただく事業体、企業さんのお考えでしょうから、ネットに出てることが全て正しいかどうか私も知りませんけど、それはやはり契約事項ですので、そこら辺の話し合いというのはこれからさせていただければと思っております。以上です。

## ◆ 理事会議事録

1. 日 時：平成27年5月28日（木）  
午後6時35分～午後9時26分
2. 場 所：広島県薬剤師会館4階ホール
3. 出席者：（会長）前田泰則  
（副会長）木平健治、大塚幸三、野村祐仁、  
村上信行、渡邊英晶  
(専務理事) 豊見雅文  
(常務理事) 青野拓郎、有村健二、井上映子、  
小林啓二、重森友幸、谷川正之、  
豊見 敦、二川 勝、政岡 醇、  
松村智子  
(理事) 高野幹久、三宅勝志、新井茂昭、  
奥本 啓、竹本貴明、田邊ナオ、  
多森繁美、林真理子  
(監事) 水戸基彦、菊一瓔子
4. 欠席者：中川潤子常務理事、佐藤英治理事
5. 付議事項
  - 1) 【重要・緊急】薬局の構造規制の緩和に反対する決議文について
  - 2) 中国新聞掲載記事について  
掲載日：平成27年5月27日（水）
  - 3) 顧問の委嘱について  
公認会計士 石橋三千男氏
  - 4) 会館建設整備方針案について（プロポーザル説明書に附属する書類等）
6. 会議
  - (1) 開会  
野村副会長の司会により開会された。
  - (2) 会長挨拶  
皆さん、こんばんは。お忙しい中、夕方の時間に集まっていたいありがとうございます。6月14日の総会に向けて、改定等の審議、それから会館等の整備方針等の案件とあります。今回、急遽ですね、日薬のほうから、薬局の構造設備等に関する規制緩和に反対するという決議文が出ておりまして、それを参考にさせていただいて、広島県も理事会として決議文を出そうというふうに思っております。  
それから、中國新聞にのりました、残薬確認等のことも含めてですね、資料として会報に載せたいということもありますので、そのことも皆さん了承を取りたいと思っております。  
それから、会館等の建設に関するることは、整備方針。ま、特別委員会でワーキングを作っていていただいてますので、そちらのほうで、一生懸命お願いしている中で、森保先生。広島工大の名誉教授ですが、ま、昨日も午前3時までワークされてたそうで、非常に一生懸命やっていただいてますので、我々も、会館建設には、みんなで一致して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。  
挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

野村副会長より、定款第38条第1項の規程にて、会長が議事の運営をされることとされていることにより、進行を一任された。

- (3) 出席者数の確認  
理事27名中、出席者数23名により、理事会の成立を宣言された。
- (4) 議事録署名人の指名  
議長から、定款第41条第2項の規定により、出席の水戸基彦監事、菊一瓔子監事と前田泰則会長を議事録署名人として指名された。
- (5) 議事
  - 1) 【重要・緊急】薬局の構造規制の緩和に反対する決議文について

○豊見常務理事：資料1をご覧ください。ここに3ページほど付けておりますけれども、1枚目の裏表になっているのが、日薬が発出した文書です。その裏面の決議文がございますけれども、これを基にして、同じ文章でございますけれども、決議文の案を作らさせていただいております。今回の背景は皆さんご承知のことだと思いますけれども、内閣府の規制改革会議で今、薬局の構造的な規制を撤廃するという方向で話が進んでおります。これは、今まで、公道を介していないと薬局が開設してはいけないということになっておりましたけれども、その規制を撤廃して、門の中に薬局を造ってもいいのではないか、という議論が行われております。3月12日には公開ディスカッションが行われまして、ご覧になった方も多いと思うのですが、病院の中にある花屋やコーヒーショップと同じ、同列で薬局が語られておりまして、決して、そのままの状況で許す訳にはいかないという議論が、今進んでいるところであります。今後の流れとしましては、規制改革会議の健康医療ワーキンググループが担当してやっているんですけども、規制改革会議の取りまとめとして、6月末ぐらいに取りまとめが行われる予定というふうに聞いておりまして、日本薬剤師会では、6月19日までに各県で決議をという依頼が出ておりました。日薬発出決議文を読まれ、この決議をお願いしたいと発言された。

○前田議長：説明にありましたように、本会も薬局の構造規制の緩和に反対することを決議し、決議文を日本薬剤師会に提出したいと思いますが、何かご意見があればお聞きしておきたいと思いますが。

○豊見専務理事：これは薬連マターになると思うんですけども、県薬で決議をしたら、県会議員も含めて、衆議院議員、参議院議員にも我々はこういう決議をしてますよということを周知して、お願ひにあがるということも大事であろうと思いますので、よろしくお願ひします。

○前田議長：ええ。日薬のほうも日薬連との両輪で動くということは聞いておりますので。まあ既に、連盟のほうは動いております。県薬としても、そういうお願いを理事会で、本会で決議したということをお伝えしながらですね、連盟の動きをしたいと思っ

ております。渡邊幹事長、今回ですけど、一応そういうこともありますので、頭に置いておいてください。

○渡邊副会長：はい。そうですね。わかりました。

○前田議長：それでは、決議して、決議文を日本薬剤師会に提出してもよろしいでしょうか。挙手してください。はい、じゃあ全員賛成ということで。

## 2) 中国新聞掲載記事について

掲載日：平成27年5月27日（水）

○前田議長：一昨日の中国新聞にカラー刷りで出ておりまして、その記事を今、回覧させていただいております。これは会報に載せるということで、一応、いわゆる中国新聞の許可を取ったり、それから、お話をされてる方の了承を取らないと載せられませんので、その手続きを取ってもよろしいかどうか、ということが議案であります。

○木平副会長：説明はほとんどしてもらったんで、説明はいいかなと思ったんですけども。今、回覧していただいている中国新聞の記事なんですけども、もともと、地対協でやったものが基礎になっていて、東條先生がお話をいただいたものとかですね、それから岸川さんとかですね、呉の平本先生、梅田さん、私と広島大学の畠井副部長らが、色々コメントしたものが記事になっています。これから、薬局あるいは薬剤師が在宅に向けていかなくてはいけないという、そういう中で、医師の立場から、残薬が多いというか、薬をたくさん使うのは、これは問題ですねという、問題提起を、ずっと東條先生はしてきておられますので、それらが書いてある記事を県薬の会誌に転載をしてはいかがかという提案でございます。で、転載するにあたっては、中国新聞から、使用料として1,030円、不思議な値段なんですけど、まあ、1,030円という使用料を払う必要がある。それから、私と畠井は既に了解しておりますので、他の、記事に名前が載っておられる東條先生、岸川さん、平本さん、梅田さんに、それぞれ県薬のほうから問い合わせをして、本人の了解が得られれば、これを会誌のほうに載せていくということで、ここで承認いただければ、ということでございます。もちろん、本人の了解が得られるということが条件にはなっておりますけれども、手続き上、これを進めてよいかということをご審議お願いします。

○前田議長：はい。わかりました。今、木平先生のご説明で、何かご質問があれば。

○大塚副会長：あの、中国新聞の意図がどういうところに落ち着くような記事？

○前田議長：今、回覧してるんで。

○大塚副会長：あの、一個一個はわかるんですけども、そういうものを通して、どういうことが言いたいのか。

○木平副会長：中国新聞としてはですね、いろんな立場のことを言いたいというのがあって、シリーズでこういうふうなのを組んでも、というふうな話もあつたんですけども、今後どうなるかはちょっと、そこ

らはまだ、はっきりはしていないんですけども、まず、医師としては、不必要的薬を処方するなということがまず一つですね。それから、薬剤師はそれをきっちり見て、必要に応じて医師に疑義照会という、先程もあったんですけど、そういうようなことを通じて、不必要的処方がされているということがわかれれば、それについて意見を述べるということ。で、そのチームとして、今回、お薬手帳というのが前面には出でないんですけども、お薬手帳とか、そういうふうなことを進めていくて、将来的にはかかりつけの医師。それから、かかりつけ薬局。で、かかりつけ薬局というのをやっぱり地域の展開の中で、地域包括ケアの中で、地域医療あるいは在宅とか、そういういたところで活躍できるような、薬局薬剤師を育成していってはどうかということが、全体的な流れ。それで、薬の残薬のことも書いてありますが、もうこれ、結果の出ることなのですが、500億円も出でますねというようなのが、やっぱり、その、誰がそれを解消するのかといったら薬剤師しか無いでしょうというふうなお話をしましたので、そういう観点でこれからも、展開をおそらくしていただけるんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

○前田会長：今の説明を受けて、会報に載せるための段取りをしてもよろしいかどうか、よろしければ挙手で。はい。ありがとうございます。

## 3) 顧問の委嘱について

公認会計士 石橋三千男氏

○前田会長：3番目、顧問の委嘱についてでありますけれども、提案理由の説明を谷川常務理事、お願ひします。

○谷川常務理事：はい。そこに書いてありますように、公認会計士の石橋三千男先生を財務担当といいますか、会計を見ていただくということで、顧問にしていただきたいと。これはあの、前々から理事会でも申しましたし、先般の常務理事会でも、お願ひしているんですけど、とにかくあの、現状ではもう、本当、公益法人になって、今の状況ではにっちもさっちもいかない状況であるというのは、度々言ってますから皆さん、よくわかっていると思うんですけど、それを打開する方法として、政岡先生から紹介していただいたんですけど、石橋三千男先生、税理士である公認会計士ということで、中区八丁堀で事務所を構えておられます。で、実際にあの、公益社団法人の審査委員を、県薬が申請している時に委員をされてたということもあって、現状の総務課の人たちもよくご存知ということもありますし、実際に今日、後で提示いたしますけど、26年度の決算についても見ていただいております。で、簡単にどういった業務をということで、石橋先生のほうからは、公益法人会計に関する相談業、決算に関する会計指導、事業予算及び事業実績に関する広島県への報告書作成に関する指導業、内部統制の有効性の評価を中心とした監査、年2回程度っていうことで、

まあ、1回、1回で2日、2名ということで、会計処理の妥当性の検証をするというふうに、具体的には何をしていただくのか全然わかんないんですけど、一応、そういうことを中心に業務をしていただこうと思っております。で、先程、ちょっと電話で、今日理事会があって、顧問に推薦をさせていただきますと言ったら、ああ、じゃあ、よろしくお願ひしますということで、ご本人の承諾も得ております。で、付け加えて言うならば、今まで税理士さん、大西先生にお願いしている部分が、あと消費税の計算ということで、東税務署、償却資産、減価償却ですね、その申告書の作成ということで、これは中区の区役所に提出するみたいです。それと、法人の県市民税、事業税の関係ですね、それ、県、市、東税務署等に提出するものは、従来、大西先生が作成されておられたんですが、もうこれも、できることならば、お願ひしていきたいと。と言いますのが、今週、実際に起こってるんですけど、消費税、危ういところで、120万ぐらい余分に払おうとしてたんですね。で、あの、大西先生に電話したら、や、おたくが持ってきた書類を計算したらそうなったんよ。380万になったのよ。という言い方だったんで、検証してみたら、部会の会費が課税対象で1,500万ぐらいが行ってたんですね。で、それを、修正を今かけてる最中です。で、納付の期限が6月1日なんで、一応、6月1日に納付をするということで、今、作業をしています。で、これ、たまたま私がお金を払うっていう段階で聞いたから、なんで上がってるの？って。去年と比べてないよね？去年は、5%が8%になったから、上がった。というのはあるんです。で、今回それが無いにも拘わらず、一部、図書の売上げが増えてるんで、それは多少はあるかなと思ったんですけど、全然違うところから出た。で、そんなんしてると今度は、保険薬局部会の負担金になりますからね。そうなってくると、それは会費じゃないから、全部、消費税対象にされたら、800万ぐらい払うようになりますね。10%になったら1000万。っていうことになっちゃうんで、その辺もよくよく考えていかなきゃいけないと思うんですが、危ない。現状では。で、あと、石橋先生にお願いしたいのは、実際に来て、事務員に対し、会計の指導をしていただきたいという要望も持っていますんで、その辺も含めて、顧問として迎え入れて、お願ひをしたい。ただ、6月14日がですね、来ていただけるはずだったんですけど、13日から京都に行くからごめんねっていうのを言われましたので、ちょっと心もとないんですが、それはまあ、置いといて、一応、公認会計士、石橋三千男先生を顧問として認めていただきたい。詳しい内容については、財務担当、渡邊副会長をはじめ、青野常務理事と私としますので、そこで、詳細については、今の言ったような内容をどこまでお願ひするかというのを詰めたいと思います。よろしくお願ひします。

○前田議長：今までの、大西先生に関してはまだ、決まって無いんですよね？

○谷川常務理事：えー、今回払う消費税も、一応、修正をしてもらうように、大西先生にお願いをしてま

すし、減価償却も今まで作ってもらっていますし、27年度の県民税、市民税についてもそうですね、もう生きてるわけですから。だから、それについては、今年度は払わないといけないでしょうけど、それは、前年度の実績で今年度の税金をという書類を書いてもらったわけだから、27年度についてはもう、石橋先生一本でいくということでいいんではないかと思います。駄目ですか。

○前田議長：いや。ちゃうちゃうちゃう。誰が引導を渡すんかな。

○豊見専務理事：あの、決算のあれは別個に払うんじゃないん？一緒に？ひと月とか、一年分での顧問料で全部込み？

○谷川常務理事：大西先生に対しては別個ですよ。月々は払ってないですから。

○豊見専務理事：ああ、別個で決算のあれを払うわけでしょ。だったらそれを払って、今年度の会計については、もういいという話ですよね。

○野村副会長：この間、前の、前回かな、理事会で公認会計士さんなり、あともう一つ私、言ったのが、社会保険労務士さんもいるんじゃないかなというのを一緒に提案させていただいた記憶があるんです。ですから、やはり労務的なこともですね、ちゃんとやっぱり、今後やっていくべきじゃないかなと思いまして、それをちょっと、もう一回、追加させていただくのと、先程ちょっと、ちょっと、言葉だけなんかもわかんないですけど、顧問契約でいいんですかね？なんとなく、はい。業務委託するとかいうんじゃないなくて、そこの部分の。

○谷川常務理事：公益社団の、要は薬剤師会として、顧問として委嘱をしといて、契約内容が顧問契約というか、実際に業務をしてもらうわけですから、そこはちょっと、あの、実務をやってもらうという。なるべくふりたい。というところです。

○前田議長：あれと何か、谷川先生が言われた、あの、その、日頃の相談会というか、いうのはまだ、見つかっていない？それは。

○谷川常務理事：したらいいと思うんですよ、したらいいと思いますけど、実際のところまだ、山中さんぐらいしかそこにあたってないということで、で、実際に今、4月から始まってるぶんの中でももう、27年度の予算組みの中では、法人会計上で交際費を立ててますから、その辺の折衝とかっていうのは、実際出てきますから、もうそういうのである程度、石橋先生にお願いするということになれば。あの、相談を追って行かなかったら答えが返ってこないですから、実際、こういう人たちって。弁護士さんもそうじゃないですか。言って初めて、こういうケースはこうなのよっていうふうに言ってもらえるわけですから。

○豊見専務理事：あの、普通の僕、我々のお店での、税理士さん頼むのが色々あるやないですか。ここまでやって、後はお願いね、みたいな、そのここまでというのが、様々あると思うんですが、そういうレベルじゃなくて、もうちょっと上の部分だけ頼むのか、それとも、もうちょっと簡単に、今入力してい

たデータをばんと渡して、全部、後はやってもらえるのか、というはどうなんでしょうね。その辺よくわかんないんですけど。

○谷川常務理事：いくら払うかでしょう。

○豊見専務理事：なるほどね、えーっと。

○村上副会長：例えばあの、税務の、ま、三通り本當はあると思うんです。あの、通常の顧問で、何かの時に相談にのっていただぐのと、それからもう一つ、記帳代行っていうのがありますよね。こちらのデータを出すことによって、それを全部記帳してくれるっていう。で、その記帳代行の範囲が丸投げの場合と、それから振替伝票までの指導を受けて、委託する場合とかあろうと思うんで、それはまあ、もちろんお金にはなろうと思いますけれども、あの、当初1年ぐらいは、記帳代行含めてお願ひすれば、現場の事務の人たちも、わかりやすいかなとは思うんですけどね。それも今日の、範疇になろうかと思います。だから、公認会計士としての事務所と税理士事務所を持ってらっしゃるんで、税理士事務所に対する記帳代行という形の、お願ひをされればすっきりするかなとは思います。

○豊見専務理事：ある程度その、払っても、できるだけ負担が少なくなるように、間違いが無く、負担が少なくなるような契約を結んでいただければいいのかなあと思っているんですね。

○渡邊副会長：よろしいですかね。一応ですね、財務のことをある程度、まあ、今まで通り、まあ、あの、事務でやっていただいたものを、ある程度お出しして、で、これはどうこうこうこうっていう、振り分けのことを指導していただけるような形をとるんだろうとは思いますが、基本的にですね、あの、例えば、総会ですね、総会の時に、必ず出席をしていただいて、我々でんまりわからないような質問があった時にですね、きっちり、やはりあの、このことはこうですよという形で、あの、できるような形にしたいなと。そうしないと、なかなか説明も難しいですよね。で、そういうふうにできたらいいなというふうには、僕はちょっと希望しますけれども。

○野村副会長：あの、そういう感じで、大西先生のほうはもう、これで辞めるんだよとかいうことも、今日決めるわけですか。ですね。だから、二重にやるよりもということですね。

○谷川常務理事：今年はもうしてもらっていますから、実際。払わないといけないんですけど、今年度中で、とりあえず、ということで。だからもう、26年度の事業に対して、27年度で税金を払う。だから、消費税もそうじゃないですか。そういう仕事はしてもらってるわけですから。あとは財務のほうにお任せををしていただいて、とりあえず、石橋先生を顧問というかたちでお迎えをして、それでやると。ただ、今日の話では、6月13日、14日と、京都にいるから広島にはいないと言われてしまいました。まあ、でも今回は色々やって、わかんない中でやってるんで、だからこういう状況だから、ちゃんと顧問に迎えて、公認会計士さんにも、今度から立ち会ってもらうように改善をしていると言う言い方でいいんじゃない

かと思うんですけど。

○大塚副会長：あの、ま、あの、呉もあの、今度、一般社団のほうの総会のほうであれなんですけど、ま一応あの、毎月の締めの段階と、それから年度末の締めというものをお願いしている。どの程度で、毎日毎日、振替伝票をそれを毎日毎日ばんばんばん送って向こうで全部やってくださいというのはちょっと。だから、ある程度のことはやって、で、毎月毎月を先生のところに送って分析してもらってという流れになるんじやないかと思うんですよ。ま、そういうことをやっとけば、事務方も楽になるし、逆に会計事務、財務事務のほうも、おそらく、時間がほぼ、短縮されてくると思うんで、非常にまあ、楽。でまた、その、ミスの出にくい状態になりやすい。まあ、向こうはプロですから。我々も、前事務長が数字の移し替えを間違ってから、今、かなり指摘を受けてるところですんで。ま、そういうような、単純にその指摘で、煩わされるよりかは、ちゃんとお金払って、ぴしっとなつたほうが、非常に楽だと思います。

○前田議長：はい。では、渡邊先生、そういうことで、お願ひするということで、いいと思うんですが、あの、皆さん、ご賛成いただければ挙手で。

○渡邊副会長：はい、ありがとうございます。

○前田議長：じゃあ、そのように、今後お願ひしたいと思います。えー、あと、みろくの経理のあれはちょっとまた別問題で。

○谷川常務理事：会計ソフトがみろくっていうのを使ってるんですけど、それがちょっと、いまいち、我々が要望しているところまでいってないんで。なんとかそれに近づけるようにしたいです。まあ、石橋先生が関わっておられる顧客の中に、みろくを使って、消費税のほうでちょっと、大変な思いをしたというところがあって、みろくはねっていうのが第一声があったんですけど、まあ、みろく自体は全国的にちゃんとやってるわけですから、そんなことは無いと思いますし、あとはこっちの要望次第だと思いますんで、その辺は整理しながらやっていきたいと思います。

○前田議長：はいはい。じゃあ、よろしくお願ひします。じゃあ、えーっと。

○村上副会長：あ、ごめんなさい。で、今あの、公認会計士とか税理士事務所はほとんどその、選任の社会保険労務士がいらっしゃると思うんですよ。だから、それをもし確認していただいて、たちまちその、常勤でなくっても、そういう時に體計でお願いできるかどうかというのをしていただければ。多分、本人抱えてらっしゃるところが多いと思うんですけど、抱えてらっしゃったら、體計であ、そういう、申請書類を作っていたらのに3,000円ないし、5,000円払うかもしれませんけども、労務士のほうも確認しておいていただけたらと思います。

○谷川常務理事：監査法人の、公用会計社とかいうところにも入っておられるようなんで、なんかまあ、聞けばその辺は出てくると思います。まあ、今から徐々に。いっぺんに言うと値段がつり上がりちゃい

けないんで。徐々に言つていきたいと思います。

○前田議長：はい、では、そのように決定いたしますので、よろしくお願ひします。

4) 会館建設整備方針案について（プロポーザル説明書に附属する書類等）

○前田議長：続いて4番、会館建設整備方針案について、プロポーザル説明書に附属する書類等について議事といたします。ちょっと。言葉が難しいかもしれません、渡邊先生のほうから少し説明していただいて、質疑に入りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○渡邊副会長：はい。えー、資料の2のほうを見ていただきたいなというふうに思います。これ、広島県薬剤師会館整備方針、これは案でございます。で、あの、広島、これ、県の医師会、あ、県の歯科医師会さんですね、会館整備方針を実は参考にしまして、これ、前田会長もあの、いろいろ、それを参考にいろいろ書かれて、建設委員会の中野委員、ま、これ、広島市薬ですが、中野委員が一応、こういう形でですね、たたき台を作りましたので、これをまた精査しまして、で、実は森保先生に監修をお願いして、そして、いろいろですね、書きかえてもらったり、いろいろ。それから、正副会長会でですね、面積とか、そういったものをまた、皆さんのが聞いたことを付け加えたり、変えたりして、で、出来上がったのがこちらのほうになります。で、ま、これにですね、ま、これ、案ですので、ちょっと読んでいただいて、しっかり読んでいただければ、いいかなあというふうに思っております。で、あの、ここで、ちょっと問題になるのが、2ページ目にちょっと書いてあります、大ホールなんですね、研修部分の大ホール、これを430平米程度で、まあ、2分割可能にする大ホールっていうので、だいたい300から350人程度をまあ、予定はしておるんですが、ま、もちろん、机とか椅子を並べると、まあ200人程度になりますが、ま、この程度でいいのかなあということと、それから、在宅医療薬剤師養成会議・研修室なんですが、ま、県のほうからはですね、だいたい200、これは、だから、170平米程度で、あの、計算しております。が、果たして、あの、これで、あの、この部門で、あの、程度で、県のほうから予算が全て出てくるのかどうかっていうのも、もちろん、これから聞いて来なくちゃいけないことだろうなあというふうに思っております。それから、その裏の在宅支援センターですけれども、総面積がだいたい430、ということですね。研修部門とそれから、在宅医療薬剤師の支援センターということ。ま、これ、足したら、170とあれですから、丁度600平米程度。いわゆる、県が言ってた200坪を満たすのかなあというふうに思っております。あと、外観等、あの、外構ですよね。それから外構とか、そういったものについては、ちょっとここには、金額等も全く書かれてませんけれども、まだまだあの、附帯する費用が、これよりも、あの、これによってもう少し、考えとかなくっちゃいけない面もあるの

かなあというふうに思っております。それから、皆さんの支部長さんのはうにはメールがいったんすけれども、あの、公募、まあ、プロポーザルを公募するという形でしたが、まちよっと、時間等も切羽詰まっておりまして、あの、公開プロポーザルに近い形という形で、支部長の皆さんにですね、紹介をお願いするということで、昨日まででしたね、締切が。で、あの、送られてきたのが、資料の2-2に参加設計企業という形で、これだけの設計士さんが、設計・監理業務に係るプロポーザルを参加表明されました。で、まあ、だいたいの、どういう会社かっていうのが、こちらのほうに書いてあります。で、これをまた了承していただければ、プロポーザルの参加についての、いろいろな取り決めとかですね、それから、そういう資料をこの会社のほうに送りまして、えー、何月何日、ま、これも、あの、日程指定もありますが、プロポーザルを行っていただいて、えー、それで、あの、1. 2社、その場で。あ、そうか、それで、選ばしていただいて、最終的に1社を選定させてっていう、ま、段階になっております。ま、だいたい、簡単なことでしたらそういうことです。よろしいでしょうか。

○前田議長：えー。いいですか。はい。あの、この整備方針案ですね、ここに議事で出ております、プロポーザル説明書に附属する書類等というのは、実これはあの、指名プロポーザルで、ここ、資料の2-2に出ております、8社が、裏表あります、8社がありますが、ここら辺に声を掛けさせていただくというので、森保先生とか役員の何人かが、ま、提案していただいた設計会社であります。で、設計と監理が一緒で、施工はまだ別ですので。一応、プロポーザルというのはですね、プロポーズ。よく、あの、告白するとか、プロポーズするとかいう意味のプロポーザルですので、こっちから設計屋さんに、こんな建ててねっていうのをお願いする段階です。ま、そういったことから、色々な資料を作るのに、この整備方針に基づいて、あの、ある程度同じ条件じゃないと、これが10通りでもあるとですね、相手がまた迷いますので、ま、一応、これを方針案として、お考えいただきたいという意味の整備方針案であります。ま、歯科医師会も同じように段取り踏んでそういうふうにされたそうですから、まあ、指名プロポでやっていただくのは、ちょっと日程的にちょっと厳しいのですがですね、ちょっと、私のほうから言うのもなんんですけども、今、補助金申請、新基金で出してる締切がですね、7月の中旬なんですね。逆算でいくと、今日、期間決定していただいたらですね、すぐもう、明日か、6月1日からもう、これを全部メモリースティックに入れてありますので、それと併せて、お願ひすると。この8社の方にお願いして、何日までに何々してくださいと、いうスケジュールも含めて書いてありますので、それでもう、専門家がどんどんどんどん作業していただぐと。その作業した中で、ま、森保先生とか色々おられるんですが、いわゆるその、審査委員、これまあ最初、4・5名って森保先生言われてて、なるべく、まあ、決

定権のある理事者をお願いしたいというご意見だったので、私としてはあの、私と豊見先生と渡邊先生は、ちょっと、指定業者をちょっと、推薦してしまっているので、入れません。入るとややこしくなるので、そうでない副会長の野村先生と、木平先生と村上先生と大塚先生の4名と、森保先生のアドバイザーを入れて、奇数でないと決まりませんので、そこはそういうふうにしてください。というふうにしておりますが、その5名でいきたいと思うんですが、それで賛成の方は挙手いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○村上副会長：ちょっとすみません。あの、その前に私自身も、あの、昨日のお話でも、僕、欠席して申し訳ないんですけど、実質このたたき台をこれだけ作っていただいている中野先生で、奇数でないといけないなら、私自身、その建設云々、例えば、渡邊先生が言わされた、外構工事が全く入っていないっていうのは、4ページの⑤の外構工事とまた違うものであるのかどうかですね、概算工事。で、注記における9番で、その設計監理を捻出して設計してるように、尚かつその施工業者が別途また、その、算出提案するといったのは、何のための設計施工監理の、あの、5億で指名してっていう、その辺が僕、全くわかりませんので、今までの流れから見て、是非とも、中野先生を入れていただかないと、これだけのたたき台を作っていただいて、色々な案を持っていただいているのに、彼自身ももし、業者を推薦してるのは知らないですけれども、今の状況であればまあ、正直、忙しいのもあるし、是非ともこれ、私の代わりに中野先生を入れていただきたい。これ、理事の皆さんで考えていただきたいというふうに思います。

○前田議長：あの、今のご意見、あ、どうぞ。

○豊見常務理事：はい。あの、歯科医師会のプロポーザルをやって決定した経緯を見ていると、多数決ということではなくて、各項目のポイント制で一番高かった業者に決めるということだったろうと思うんです。となると、委員が偶数であろうと奇数であろうと、関係ないだろうと思うんですね。ポイントによって高い業者に決まる。という、決め方をおそらく森保先生はされると思うんですけども。であれば、これ、今の現状の今まで中野先生を、村上先生は副会長として入っていただいて、中野先生に入ってきていただくというので、何も問題は無いだろうと思うんですけどもいかがでしょうか。

○前田議長：うん？他にご意見あります？

○村上副会長：いや、あの、正直、僕、そのポイント付ける自信も無いんよね。色々な案が出てくるだろうと思いますけれども、実質、ポイント付ける自信も無いんで、ド素人よりは、まあ、そういう面では。

○豊見常務理事：あの、副会長の責任としてですね、我々皆さん、みんな素人なわけですから、ここは我々役員の誰かがやらなければいけないのは、間違いないわけで、そこは、副会長の方は、入るべきだろうと思います。

○前田議長：はい、あの、自信が無くても、まあ、副会長メインで、また、森保先生もですね、あの、ポ

イント制で点数付けながらやるということで、まあ、それは、皆さんもいい勉強になるんかなと思いますえー、それでは、今のままの推薦で5名でいくという案と、中野君入れる案と二つで決を採りたいと思いますが、よろしいですか。えー、副会長さん4名と森保先生、5名というのに賛成の方、手を挙げてください。ん？もういっぺん手を挙げてみて、林先生は？ああ、だから、正副会長さんだけでいくという案で、あ、私もそっちに賛成なんですけどね。一応だからあの、いいですか、正副会長さん、ま、5名で一応、推薦してます、私がね。はい。もういっぺんちょっと手を挙げてみてください。

じゃあ。23名ちゅう、13ね。一応、正副会長でいくということでおろしいですか。

それとあの、中野先生はワーキングのほうで、多分、中心になって動いておられるので、私もちょっとちゅう電話しますんで、そのほうでまた、必死で頑張っていただいてますんで、そっちでお願いしたいと思います。以上です。

それと、このグループингいうのは、これは、ちょっと今日、中野先生から相談があったんですが、あの、各団体がですね、どういう配置になるかという案が出てますが、ちょっとこれはまだ検討させていただきたいということでしたので、薬剤師会と地域薬剤師会と薬剤師国保さんと卸さんと、それからあと、在宅医療薬剤師支援センターのほうの場所ですね、こういう図面を、ま、こういうことも森保先生と色々、アドバイスいただきながら作っていきますので、導線とかですね、配置を考えないといけないということを知っておいてください。で、各団体から、どういう場所でどうしたいかいうこともお聞きしますので、その時に、団体さんのご意見を聞く機会を作りたいと思います。以上です。

○渡邊副会長：あ、ちょっと、補足説明してよろしいでしょうか。

○前田議長：はい、どうぞ。

○渡邊副会長：はい、あの、プロポーザルとコンペは若干違いますのでね。あの、コンペっていうのが、あの、要するに出来上がったものを各設計士さんが出して、それを点数取ってこれはいいなあ、これは同じ建設費の中で、こういった感じのものが出来た、あ、素晴らしいなあっていうことだけになってしまいんですね、コンペっていうのは。ただ、プロポーザルの場合は、ある程度そういう形の理想的なことを出していただきつつ、後でですね、あの、薬剤師会の意向を入れて、あの、直すことが、ま、変更、要するに相談しながら直していくことができるんですが、コンペだと、もうその、設計士さんの想いが入っておりまますので、なかなか変更が出来にくい。要するにあの、プライドを持ってからコンペで選ばれているものに対して、無理やろと、ものすごく機嫌を損ねる可能性があるんですが、プロポーザルの場合は、ある程度、そこら辺のところの含みを残したコンペじゃなくて、プロポーザル、まあ要するにそれで、指名をお願いしますというような形になりますので、今回はプロポーザルのほうがいいだろうという、森

保先生のアドバイスもありましたんで、プロポーザルという形をさせてもらいました。以上です。

○有村常務理事：5人で何をするのか、何を決定するのかをちょっと教えてもらえます？

○渡邊副会長：はい。あの、設計士さんを例えればあの、ここだ、ここだというのを、皆さんやっぱり、あの、ここがいいですよ、いいですよ、というのがあると思います。ま、それを皆さんで募集を、ま、色々、あの、支部長さんにも送ったわけですけれども、その中で、あの、一応、会の考え方、あるいは監理の問題、そして、設計して施行した後、その監理をどういうふうにしていただけるようなところのかっていうのが、私たちには全くわからないところなんで、そういったところの監理の考え方、それから薬剤師会の要するに、公益に沿ったような設計を技術を持っているかどうかっていうのを、ある程度そこで、ま、もちろん、指名をされ、あの、ここで参加されるっていうことを表明されたところはですね、一応、森保先生のほうで、どういう会社かっていうのはもう調べられてると思います。だから変な、あの、これはいけんなあとかいう、たまに公開のプロポーザルをした時にですね、とんでもない業者が紛れ込んだりとかいうこともあるみたいですね。よく聞くと。だから、そういったところをある程度、まあ、排除っていうかたちですか、あの、まあ、こういうかたちで出していただいて、そこで点数をつけて、ま、点数っていうのが考え方ですよね、薬剤師会の建物に見合ったような考え方をされてるような、あるいは、その後、ちゃんと監理ができるかどうかっていうことを全部含めて、あの決定、要するに、じゃあ、建設特別委員会がですね、じゃ、ぱーっと見てから、はい、ここをほいじゃあ、設計士さん、ここですよっていうことになりますと、不公平ですよね。じゃあ、どういう基準で選んだんかつつって、絶対そういうこと出てくると思いますので、ま、そういったことが無いように、皆さんに公平にという形をとったということです。

○有村常務理事：あの、何をして何を決めるんですかっていうことを教えて欲しいんです。

○渡邊副会長：何を決めるというのは？

○豊見専務理事：内容について精査して、あ、こっちのほうがいいねって。

○渡邊副会長：はい。それでよろしいかと思います。

○木平副会長：そういうことだと僕は理解してますけど。

○有村常務理事：そこで何を決めるんですかっていうことが聞きたかったんです。

○渡邊副会長：業者ですね。

○有村常務理事：業者を選定するだけ？

○前田議長：そうそうそうそう。そうです。それから施工はまた別です。

○有村常務理事：書類もそこで作りますか？

○前田議長：作ってもらったのを持って来てもらいます。こっちが作るわけじゃない。

○有村常務理事：で、そこで決定してしまうわけじゃないんですね？

○豊見専務理事：あの、設計業者をそこで、今回の場合は設計監理業者をそこで決めるということで、ここにある8社のうちから8社に色々、全部、全部が出してくるかどうかはわかりませんけども、この整備方針で、この8社にお願いをしてそこで、図面を作ってもらう。で、その会社が今まで実績はどうだったか、信頼できるかとか、そういうのも基本点数の中に入れて、出来たものが薬剤師会のお願いをしたものにどれだけ沿っているか、というのも点数にして、で、それで決まったら一応そこと、後はその、例えば今さっき言った、こここの会場の広さなんですけど、ホールの広さなんかはむしろ、今計算してみると、これでも広すぎるぐらい広いんですけども、もうちょっとここ、狭くして、安くならんかいなとか、そういう話ができるというのが今さっき、渡邊先生がおっしゃった、その、コンペと違う。コンペだったら、ギチギチに作ってしまって、これでなんばみたいなところで出てきますんで。特に今回、設計・施工じゃなくて、設計・監理プロポーザルですので、この図面で指名した業者、決定した業者が何とか作ってくれないと我々もお願いをする、ちょっとここはこう変わらんかという猶予もあるところで詰めていくという。だけどその、設計・監理業者だけはもうそこで決まってしまうので。あの、個人で言うと、家を建てる、頭領決めるようなもんですね。頭領が誰を雇うかはわからんけども、頭領と話し、今からしながらやっていくというような感じだろうと思っています。どうでしょう。それでいいですか。

○前田議長：それでいい。はい。

はい。じゃあ。このくらいにして、次の。時間がタイトですので。今から、メインのですね、総会の付議事項等について、議題としたいと思います。

○村上副会長：ちょっとごめんなさい。関連なんですけども。

○前田議長：はい、なんでしょう。

○村上副会長：今回のこの件に関して、代議員会にはどういう形で出るんですかね。前回の理事会では、2案、3案、4案出て提出することになりましたよね。

○前田議長：あ。まあ、貸して建てるか、まあ、自前で建てるかというのが、A案、B案だと思うんですよ。

○村上副会長：いやいや、あの、3案の場合には、200、400でこの間の理事会で通ってるんで。そこの修正をしなければいけないと思います。どういう形で提出するか。

○前田議長：はいはい。それはですね、修正していただくのは、渡邊先生、そこ、ちょっと説明していただけますか。

○渡邊副会長：はい。あの、200、400、この前もちょっと、説明はいたしましたが、200、400という分け方であれば、ちょっと駐車場がですね、非常に難しくなり、かつ、600、まあ、500なり600なりの建物を建てるということになりますと200の中だったら、ま、4階、5階と高層階にならないと、それだけの容積を満たさないことになります。それだけの容積を満たすために高層階にすると、やはり、建築コストも上がってくるということで、まず、300、300が妥当ではな

いかと、ということと、それから、県と話をした時ですね、県の議員さんとも、ちょっとお話をしたんですが、600という薬剤師会が土地を取得できたのに、200、400ということになりますと、母屋を貸して、軒先で住むような、そんなことを他の団体に見せつけていいのか、あるいはそれで通るのかというような、ちょっと厳しい意見もちょっと、県のほうから出して、実際はまあ、あの、菊間さんのはうに聞いてみても、200、400でも、まあ、薬剤師会が勝手に、ああ、勝手にじゃないわ、好きなように、もう、自分たちの土地ですから使ってくださいっていうふうに言われたんすけれども、一応、200、400であれば、まだ、そういうことを全体的に見られる可能性もある。ということで、あの、300、300でもいいんじゃないかと、現実においてここの建坪が200坪なんですね。で、それを300にすることによって、駐車場を今よりも、建て方によればですね、十数台から20台ぐらいまで、できるように。ま、ただ、周辺はですね、あの、要するに、コイン駐車場がたくさんできる予定です。あの、今、見るとですね、あの、要するに、鉄道病院も移動しまして、その跡地のところもすごく大きな駐車場にもなるし、周りに結構、駐車場がたくさんできるっていうのを、ちょっと図案でもう見せていただいたんで、まあ、せめて20台ぐらいは欲しいなあと、まあ、整備法案の中ですね、20台ぐらいは持っとかんと、やっぱり将来、せっかく建てたのに、駐車場も無いわとかいうような感じで、あってはいけないっていうことで、まあ、あんまり駐車場に関しては、そこまでの選定の事にはしてませんけれども、せめて300であれば、ある程度、低層でできる。例えば、200坪だったら3階で600になりますよね。っていうことになりますと、全体的なコストも下げるんじゃないかなということもありまして、じゃあまあ、300、300でいいのかなという形で思いました。思いましたというか、それで皆さんに、決議をあの、まあ、動議を発した訳です。だから、200、400では通りませんよという形で、私のほうからもちょっと、言わしてもらったという経緯で、一応、300、300で皆さんに、どうでしょうかということです。

○豊見専務理事：いいですか。今度の総会でその、300、300というのを出すんです？

○渡邊副会長：300、300で出そうと思っています。

○豊見専務理事：300貸すっていうのを出すんです？建物をその半分の300で作るというのは、もともと野村先生もおっしゃってたし、それはいいんですよ。半分の300というか、まさかバカみたいに大きい600の土地の中のど真ん中に建物立てる人はいないと思うんで。それは当たり前の話なんですけども。ね、こちらに寄せるというのは、初めから村上先生がおっしゃってたように、建て直すとき反対に建てられるからええやないかとうような話もありますし、端っこに寄せるというのは、もちろん当たり前の話ですけども、その残りの300をどうするかというのを今度かけるんですかというのを聞いています。

○村上副会長：ごめんなさい。僕はもう、その前の段階なんです。前回の理事会で、多分、理事の先生方

で300、300で動議をするかっていう説明を聞かれた、皆さん聞かれてますかね。理事会においての300、300っていうのはこれ、初めてだろうと思うんですよ。建設委員会なり、常務理事会なり、正副会長会議では出てました。だけど、前回決を採ったのは、3案、4案、200坪、400坪の案と、会館独自の案、というところでの、で、両案を総会に出しましょうということで組んだんですけれども、それがぱしゃった。その次の理事会なんです。だから、もし、その総会でどういう形に出すかってのは、ここで整理しないと、今のままで、前回の、200、400と単独でっていうのが、そのまま理事会決議して残ってますので、そこを少し、ご理解いうか、議長、采配していただきたいんですけどね。

○豊見専務理事：すいません。も一つ、追加なんすけども、200、400の時に1億8千万を前渡しでっていう資料が出ましたよね。覚えておられます？ 6億の前受け金で、1億8千万。そうすると、もしもそれが200、400が、400貸して1億8千万。で、もしも、300、300で貸すことを決議したら、いくらで入ってくるのかとか、そういうのは我々はまだ聞いていないですし、どこに貸すのか、何年で貸すのか、何にも聞いていないわけです。で、それで、そのままで総会にかけるというのは、あまりにもでたらめ過ぎません？

○渡邊副会長：あ、ちょっと、よろしいですか。じゃあ逆に、自分たちで建てるっていう時に、じゃあ、どれだけの予算で、それだけのものが建って。

○豊見専務理事：ここに、ありますように、5億以内で、外構までここに含めて、税込みで5億って、ここに書いてあるわけですから、3億で、その一番最初の会長が出されたアイデアの中の、3億はここを売ったお金で出るだろうという予算と、あと、2億ですね。で、1億2千万は補助金で入るだろうという予測も、会長出されます。で、そうするとあと8千万。あと8千万のお金は、実を言うと県薬は持っています。ですから、自前で建つでしょう。っていうのが、その単独の案です。

○渡邊副会長：あの、会計から言いますと、今1億2千万ぐらいあるんですが、3千万ぐらいは、貸借たい、の、あの積立き、で、会館建設の準備予備金っていうのが、2千、うーんと、3千、なんばだったかな。2千、3千なんばやったよね。うん。ま、ここを見ればわかりますが、あの、8千万は使えないと思います。で、現実に、例えば、あの今の、例えば600を、ま、自前で建てる。全部自分の資金で建てるということになりますと、もちろん土地の税金もかかってきますし、それから、じゃあ、5億で600坪っていう案を出されてますが、それが、坪単価が、今勘定してみたら、70万ちょいぐらいじゃないですか、消費税合わせたら、80万ぐらいになるんかな。で、そんなところでもし、建設会社がおらんかった場合、どうされるんですかね？

○豊見専務理事：だからプロポーザルかけるんじゃないですか？これで。

○渡邊副会長：ええ。もちろん。だから、そこの場合の、

ことも考えて、金額っていうのを一応、あの、A案を出すんであれば、

○豊見専務理事：なぜプロポーザルかけて、その図が出る前に、貸すことを考えなくちゃいけないのかが理解ができないですよ。だから、やってみて、ダメだなあ、どうしてもお金が足りないなあ。じゃあ、どうしたらいい？っていう話じゃないんですか。

○前田議長：議長として発言します。今の話、村上先生をはじめ、豊見先生もそうですけども、まあ、渡邊先生の話と併せていくとですね、この議案第1号というのが今、後でこの、審議される、最後のページちょっと見てください。で、ここにはですね、あの、まあ、前段で書いてある通り、公益社団法人広島県薬剤師会館建設の基本方針について、基本方針ですね、基本。改めて、平成27年4月16日午後、8時13分から開催し、理事会で審議を行いました。で、5月10日に第45回臨時総会を開催することとし、会館建設の基本方針について、2つのプランの説明があり、審議の結果、臨時総会に2つのプランを提案することについて採決を取り、可決されましたと。4月20日午後7時から、両監事の同席のもと、正副会長会議を開催し、5月10日第45回臨時総会の開催を中止することを決定し、6月14日の定時総会において審議されるになったと。第1プランと第2プランの中にはですね、1番が定期借地権を結んで会館を建設する案、第2案は公益社団法人広島県薬剤師会が自前で広島県薬剤師会館を建設する案。で、そのプランの資料はまた別添で配るわけですが、この整備方針にも書かれている通りですね、整備方針をちょっと開けてみてください。整備方針の1ページ目、表向きを開いて5番にですね、ここのあの、これがあの今の県薬剤師会が取得した600坪の全体の敷地の図です。で、これにですね、1ページ目の5番に、これは森保先生が付け加えていただいてますが、施設設計へ配慮すべきこと、①、赤字で書いてあるとこですね。建設予定地は、上記の2の①の施設の場所における、この今の全体のですね、敷地内の南側とすること。南側というのは医師会側ということやね。新幹線口側ということですね。で、周辺環境との調和に配慮すること。具体的には二葉の里地区まちづくりガイドラインほかを尊重し、広島駅新幹線口周辺地区的地区計画等に十分配慮した設計とする。それから、③はですね、ま、これはあの、さっきのA案を基に、貸す場合、敷地内の北側に、今後、別棟の建設の可能性も考慮して、建物の配置を考える。④番、会員、県民、市民が親しみやすく、気軽に訪れ、入りやすい施設とすること。それから⑤番、ユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。⑥番、環境に優しい施設とし、省エネルギーに配慮した施設とすること。というふうになってまして、ま、だいたいあの、敷地面積を最初はあの、200と400で貸してっていう話が出ておりまして、そのことがまあ、先行しておりましたけれども、いろいろご意見を伺う中で、300坪ずつに分けて考えてみたらどうかということを特別委員会でお諮りいただいた、その位置的なものは今配っている、豊見先生が作っていただ

いた、こういうところに会館を建てたらどうかなというのをいうのはまだ、何にするとも決まっておりません。ただ、定借でお借りいただいた所にお貸しするならする、しないならしないと。ということを決めていただくだけで、その、広さに関しては、敷地内の300、300坪を目途に、あと、どういう建て方をするのかというのは、我々会館側は決めていかなければいけですが、あと、北側のところは、例えば駐車場にするとか、どうするとかいうことはまだ何も決めてませんので、それは今後の課題であろうと思っていますが、あと、決めないといけないのはですね、この整備方針の中身の通りに作っていただく設計図がいるということだけですので、その広さに関しては例えば、A設計屋さん、B設計屋さんが必ずじゃあ、1フロア200坪で作るかどうかはわかりません。あくまでもその設計会社さんの、その考え方で色々図面が出てくると思いますので、そこはそこでまた、色々お考えいただいたらいいんじゃないかなと思っております。あの、会館建設に関してはですね、様々なご意見が確かにありますので、いつもは特別委員会で渡邊先生が言われてる、決めてしまっているんじゃないくて、資料の提供場というふうに考えてますので。

○豊見専務理事：ちょっとよろしいですか？

○前田議長：はいはい。

○豊見専務理事：先生、これ、6月十何日でしたっけ？

総会。

○前田議長：4日。

○豊見専務理事：14。6月14日に、例えば41ページの第1プランで、決着をつけたとしたら、7月にこれでプロポーザルやるというのはおかしくないですか？7月に決定するんですよ、最終的に。設計図は。ですよね。で、こういうプロポーザルをお願いしといて、300坪は貸してしまうよなんていうのをやったら、プロポーザルにならないですよ。だから、300坪の中で、先生がおっしゃったように自由に設計してもらうわけでしょ？600坪建てるのを。いいんですけど、300坪無くなるのと、300坪を駐車場込みで300坪の中になんとか建てるというのとは、全く設計図が違うし、で、これ図面見たら分かるように、もしも200×3で建てると、この図面通り、敷地がいるわけですね。そうすると300坪との間、4メートルしか無いんですよ。だから無理なんですね。3階建てというのが。要するに。下駄履かせないと無理です。で、上を広げて3階建てにしようにも、もう広げる余裕無いです。ですから、4階建てにしないと、1階を狭く出来ないんですよ。そうするとプロポーザルかけても、そんなことを考えて設計するのかどうか、全然変わってくるじゃないですか。だから、その6月14日の時点で、この第1プランというのは、私はあり得ないと思います。

○前田議長：あの、これはですね、あの、定期借地権をどう使うか、ということだけであって、まあ、実際にあのプランとしてはですね、総会の決議を得ていないとできませんので、一応それは、第1プラン、で、第2プランとしてその、会館建設を自前ですると。いう、2つの基本を選ぶだけですので、それをどう

するかということと併せて、図面の選択もいると思うんですね。

○野村副会長：えー。私は、自前でするということで、前、お話をさせていただきました。で、私ども一応、広島支部ということで、丁度、会館の建つ支部でございます。ですから一番まあ、使えもするし、使われもする。と思っております。で、実際に、薬局等、入ってくるに当たりましては、まあ、皆さんでやっていただくということは大前提だということで、会長からもみんなでやってくれよということで、話していただいてますが、どうしても距離的な問題とかもありまして、えー、そういった形では、やはり、会館を一番使うようになるだろうと思っております。で、基本的にはもちろん、そこの会館に入っていくつもりでおります。まあ、支部としての立場で、お話をしておりますが。その時に、まあ、実際に使い勝手が悪ければ、まあ、また皆さんに、やっぱり、当会でも考えて、結論出さないといけないんですが、その中に、まだ、私の案であります、まだ、理事会が開かれておりませんので、その時の議題にはしようと思っていることが一つあります。今、お金が足らないじゃないかということですが、毎年、えっと今、多分3,000万ぐらいは、退職金の積立て手を付けられない部分があろうかと思うんですが、あと1億円は残ってるとは思いますし、毎年、今の会費をそのままやっていきますと、毎年2,700万は積立てを起こしております。ですから、そういった部分でも払えるんじゃないかということと、あと、当会がいざ行くんであれば、前、ちょっとまあ、まだ私案の段階、私案ではございますが、例えば市薬がその中に入るんであれば、部分所有でそこを購入してもいいんじゃないかと。そこの部分所有という形でも、県薬も助かるだろうし、同じいい会館を建てようと思うんであれば、そういった形もできますし、あの、その借地を何年分か前払いするんであれば、じゃあ、そこの家賃を前払いするんでもいいじゃないかと。みんなで助け合って、いい会館を作っていくべきじゃないかなと思います。そういうこともありますあって、まずは、会館を建てる。あとは、またその状況に応じてですね、今の資材の高いときに、まあ、会館建てるのは補助金とかの問題とかもありますし、それはやむを得ないことだとは考えておりますが、といった厳しい状況の中で、オリンピック事業とかいろいろありますよね、復興事業もまだありますし、円安もありますし、ということで、その辺をもっといい条件で、もっとそれに三師会、まあ、あるいは多職種も含めて、より、こんなもんが出来たらいいんじゃないかなとかいう場所も残しとくのもいいんじゃないかなと思って。まず、この先、何年間は確実に縛られるよという形を最初から考えるのはどうかなと思ったのが案ですので。そういう他の、新しい案もありますので、お金が絶対足らないということばっかりが先行してもいけないんじゃないかなと思います。

○前田議長：あの、ちょっと。渡邊先生、例の一般と事業とありましたよね、定借の。そっちのほう、ちょっ

と先に説明していただけませんか。今、どういうふうにしたらしいのかっていうことの中で。

○渡邊副会長：はい。あのですね。実は、サ高住っていうことになりますと、あの、ま、老人向けマンション。みたいなもんですよね。はっきり言えば。人が住んで、そこにずっと。これは、あの、一般借地権でないと、あの、一般借地権っていいますと50年以上という形になります。で、事業用借地権ってことになりますと、別に20年でも、30年でもいいわけですが、事業用借地権ってことになりますと、例えば、医院、ま、病院をよんで来たりとかですね、あるいは、医療施設、それから、介護施設、幼稚園、それから、リハビリセンターみたいなものは大体、事業用借地権でいけるかなというふうなことです。で、一般用借地権っていうと、もう、ほとんど50年ぐらい経った、もう、自分達のものにはならない。まあ、私も生きてないでしょうけれども、やはり、次世代の会員さん達にですね、ま、50年間、ここは、あの、一応、薬剤師会の土地なんだけれども、まあ、50年後でないと戻って来ないよと。ただ、これは豊見先生も言われたんですが、50年経って、ほいじゃ返してくれるよということになったとしても、中に住んでる方がおられると。それを、じゃあ、排除できるかっていうことは、難しいんじゃないかなっていうことで、まあ、建設委員会、特別委員会のほうでは、ちょっと、サ高住っていうのは、そぐわないね。みたいな話が出たという。ま、これは別に決を採ったわけでもございませんし、そういった情報を集めたということなんですけれども、ま、それを集めまして、ま、前田会長のほうにお答えしたという経緯です。

○前田議長：ということは、あの、事業用定借を考えられるということでいいんですかね。

○渡邊副会長：はい。

○前田議長：はいはい。わかりました。

○豊見専務理事：えーっと、先日の400坪で1億8千万、家賃の前払い金をいただくと、1回にいただく。えー、例えばそれは400坪だったんですが、300坪にするとですね、1億8千万前払い金をいただくと、25年分の地代なんです。前、20年分でしたね。で、利子を考えずに、25年分の地代を前受け金としてもらって、それを建築に使ってしまうと、25年間は余分なお金は入ってこないんですよ。会費を安くする原資にはならない。今と、今と同じお金を集めるか、2,700万円は安くできます。2,700万円は安くできるのは確かなんです。これは先の話ですから。自前で今、建てても2,700万円は、今と同じ会の運用をすれば安くできるんです。ところが、何か違うかと言うと、1億8千万、たくさん、こちらが金を出さずに、1億8千万。いい建物が出来るかもしれない。でかい建物が。ところが、その建物は、1階に駐車場を作るために、下駄を履かせて4階建てにしなくちゃ入らないのは、この図面を見たらわかると思います。そうすると、その建物は約1億高くなるんです。1億8千万、前受け金をいただくんですが、1億高いものを建てるんです。こんなバカなこと無いでしょ

○前田議長：あの、ちょっと、議長という立場を外れて、ちょっと一言いいますが。今、豊見先生の計算がちょっとおかしいのがですね、実は400坪の場合、坪2,000円で計算してあるんですね。そうすると、400坪ですと月80万、12ヶ月で960万、10年で960万、20年で？1億、ですね、20年ですね。で、これはですね、300坪は同じ坪2,000円なんですが、60万×12で720万、で、20年で7,200万、あ、20年だとその倍ですね。1億4千いくらです。それから、30年ならもっとその、2億いくらですね。それはですね、貸す年数はそれだけ分、前払いしてもいいという話だったので、それはそれで、資料として提案してあります。で、今、それを建築費に全部充てたらというふうに言われましたが、実は、建設費はほとんどあの、土地を売ったり、補助金申請等でプラスアルファすれば何となるというのは、多分、自前もほとんど一緒だと思う。ただ、要はですね、あの、ここ会館売った後、壊さないといけないんですよ。解体費、これが約3,000万円。で、移設費用がですね、やはり何千万かかかると思うんですよ。まあ、そこの費用も、それから、基礎設計料、それから登記料、そういうものを入れていくと、あとまあ、消費税ですね、そういうものを入れていくと、まあざっと、1億8千から2億近いお金が別途要ります。それは正直、今の持ってるお金でありませんし、それから、補助金いただく1億2千万はですね、実はその、2億4千の1／2ですので、その半分の1億2千万がやはり、自腹を切らないといけないんです。その建物の中で。それもプラスしていくと、今の5億でいけるかどうか。まあ、3億と1億2千足したら、4億2千万。あと、持ち出しが1億2千万、まったく別途にかかるとすると、まあ、単純にそれを足せばですね、建築総予算が5億4千万、ただし、建設というのは事業として捉えてますので、本体工事費だけで、5億、あるいは5億4千万だとしても、実はそれにプラスして、付帯設備等、あるいは外構工事もですね、別途かかります。そうするとやはり、あ、外構工事入れてあるんですが、そうするともっと坪単価が下がりすぎてですね、設計図は出来ても、いわゆる、落札不調という形で、今、最近多いのはですね、坪単価を85から90に上げていかないと落札しないという事実がですね、呉の市役所もそうでしたし、それから、労災病院の宿舎もそうですし、あらゆるところでですね、落札不調という形の状況が出てきております。だから、あくまでも施工を分けたのは、本当にこれでいけるんだろうかということを懸念しておりますので、プロポーザルで、設計監理をお願いして、その図面通りやった時に、具体的に本当に、どのくらいかかるんだろうかなということを出していただくための第1ステップです。第2ステップに、その施工業者がじゃあ本当にこれで手を挙げていただけるかどうかということをお考えいただく。ということです。

○村上副会長：はい。あの、ごめんなさい。私も議案第1号を忘れてまして、会計の前に質問してしまって申し訳ないんですけど、もしあれなら、他の議案、

時間もかかりますから、それと今あの、プロポーザルの件、そのままいけば、南側で北側を空けて、尚かつ、貸すことがあるというプロポーザルなんで、もうこのままこれ1本でいけませんかね。あの、白紙委任みたいな形で、どういう状況になるかわからない、今、お互い言葉でやってるだけで、皆さん方、数字的なものは全く無いんですよね。で、5億で建てるっていうことで、今の言う、残り300坪で、であれば今言う、だから、従来の感覚であれば、持ち金から言えば、残り300を貸すとしても、8千万入ってくれば、前回1億8千万ですけど、400が300になった、8千万入ってくるだけで、それだけで前回の3案に変わると思うんですよ。だから、その辺がね、全く数字的なものが必ずしも出ると思います、危ないですっていうことだけで、この、定期借地権を含んで会館を建設する案、これが、決議がされなければ動けないと言ったら、今まで動いてきたのは何なんですか。決議無しに、定期借地権が云々という形で全部動いてますよね。だからここで総会で決議が無ければ、動けないということは無いんで、ま、後の議案で、もういっぺん審議できるんであれば、今の次元であれば、300坪のプロポーザルを将来的なものを考えて、南側だけでっていうことの決議でいいんじゃないかなって、私は思うんですけどね。で、状況に応じて危なくなるんであれば、計算して、今で言う、設計何もできない、施工業者も5億じゃとてもダメよっていうことになった時に、改めて初めて全体的に考えればいいんではないかと思うんですけどね。現状であれば、具体的な300坪の案は、全くゼロです。だけども、できますよと言う、ま、これこそもう、ありき論をここで通してしまうということは、非常に不安なので、今回はプロポーザルで、南側の300坪に建てる、将来的に貸す可能性を含めるということのプロポーザルだけを、今回、決議していただけるのがいいかなとは思います。

○前田議長：それは村上先生のご意見ですね。はいはい。えー、まあ、いろいろご意見、出つくしましたが、まあ、広さ、それから規模、そういうものがこの整備方針で、だいたい延べ床約600坪ということで、会館のほうはまとまっております。で、貸すか貸さんかの話の中で、相手側のほうがどういうのを建てるか全くわかりませんが、一応あの。

○豊見専務理事：えー、多分、今から決を採られるかもしれません。で、この第1案。今、貸さなくちゃいけない。貸すんだ。ということを、皆さん本当に、それを今、決める必要があるっていうふうに思って挙げられるんでしょうね？覚悟して、あと半分が。

○前田議長：あのー、ちょっと待って、あのね、豊見先生ね、ちょっと待って。

○豊見専務理事：言わせてください。

○前田議長：議長権利で先に言います。あの、決議する前に、うち、団体罰は設けてませんので、ちゃんと覚悟してとか、賠償責任が生じるとかいう言い方は辞めてください。

○豊見専務理事：いやいや。この図面を見てください。この上の300坪が使えなくなるんですよ。

- 前田議長：いやいや。使えるんですよだから。
- 豊見専務理事：いや、貸したら使えないわけですから。
- 前田議長：いやいや。貸すことで生きるわけですから、
- 豊見専務理事：で、それを今決めなくちゃいけないのか、そりゃお金が無かったら貸さなくちゃいけないかもしないです。もちろんそうです。ですが、それを今、決める必要があるのかどうかをよく考えていただきたいんですよ。
- 前田議長：そうですね、それはそうです。それはそうですが、最初、土地を買った時の3億6千万を払った時に、今のような、土地が例えばマックス3億で売れるとか、補助金申請の新基金があったとかいうことでなくて、最初のスタートの時は、まあ、豊見先生が言われました、特別会費は集めても、この時期集まらんだろうから特別会費は無いよと。寄付金集めんほうがいいよと言われたので私も、最初はですね、その時の会計の数字が随分少なくなってるんで、当然、土地買いましたんで少なくなっています。で、こここの土地がさあ、いくらで売れるのかなということを考えた時に、最初から会館だけを建てるという発想で私もやってたんですが、この600坪の何%かは活かせんかなというのが、その私の発想の原点です。従って今、定借という話も後で出てきたこと、事業も一般用借地も後で出てきたことです。それから、基金も2億4千万のうちの1／2、最初2億4千って言ってたんですが、途中で1／2になってしまいました。で、それと、持ち金の中で、1億あると言ながら、実際どの程度使えるかわかりませんが、一応、会館を建てる時ですね、やはり借り入れ金を起こすということは、逆に言えば理事者の判断がいるんですね。必ずります。それをなるべくしていただきたくないというのが私の考えの基本です。だから今、内々で建つと言われましたけども、坪単価で、今の一般の建築業界のデータを見て、じゃあ70数万円で建つか、消費税を抜いてですよ。そういうものでできるかどうかということを検証するのはその図面が出来て、その中で多分価格も出ます。それを見てですね、判断することと併せて、総会では一応、今、白紙にと言われましたけれども、私は1プラン、2プランで議決しといていただいて、どちらを取るかはですね、やはり、その数字を見て決めればいいと思うんですね。だから、どちらかだけですね、例えば建たないとなった時に、また一から探っていくのかということよりも、まあ、例えば持ち出し、自分で建てるということは多分、定借をかけるほうも一緒なんですね。持ち前のものは出していこうと。だけど足らないかもしれないから、貸すことも考えて、そういうスキームを考えたらどうかっていうことだけですから。
- 豊見専務理事：あの。金が足らなくなったら貸すということに反対をしてるわけじゃないんですよ。今、それを決めなくちゃいけないのか、定借をすることを決めなくちゃいけないのかどうか。だから、足らなくなったら時に、皆さんで、やっぱり貸さんとどうしようもないなあ、じゃあどんな所に貸したらいいんか、今これ、隣に何ができるかも、どんなものが

できるかも、皆さん何もわからない状態ですよ。前はまだ、サ高住というのがありました。400坪にサ高住を建てるというのがありました。今、ここの段階っていうのは、隣に本当に何ができるかわからない。で、例えば病院っておっしゃいました。病院で、例えば30年で、定借で貸したとすると、多分30年より病院は、建物は今は持りますんで、再契約をすることになります。多分話し合いの上ですよ。30年間、貸したままで済んだんだから、もうちょっと貸してよ、じゃあ、もう10年の定借をしようよっていう話になるでしょう。だから、30年で返してもらえるもんではない。話し合いですからね、後は。どうなるかというのは、皆さんのご想像の中でしょう多分。私も想像の中です。わかりません。で、それを、何が建つかはわからない。ピンク色の建物が建つかも何にもわからない状態で、ただ、ただ貸すことを先に決めろっていうのは、絶対おかしいと思うんですよ。だから、足らなかつたら貸すことを考えましょうよ、みんなで。やってみて。

- 前田議長：じゃあ、ちょっとひとつ、議長じゃなくて発言しますが、定借の場合ですね、地主側が解約の権限があります。従って、次も借りたいと言つてもですね、例えば30年で打ち切ろうと思えば、事業借地の場合は切れます。ただ、一般的な場合は50年はどうしても続くので、これはもう切れません。ま、但し、50年経った後、51年目以降をどうするかという時に、じゃあ、もうそれはやめようというのは、十分切れるということで聞いてますので、それはそれでいいと思います。それでですね、ちょっと、あまりにも話がいつも元に戻るので、一応、この総会に向けての理事会ですので、ここでの、1と2のプランの決を採ってもいいかどうかをお諮りしたいと思いますがいかがですか。いや。まだ、出すかどうか、今こここの理事会ですね、ここ、案がついてるんですよ。いや、だから300、300で今、渡邊副会長が言われたところに変えます。あ、どうぞどうぞ。
- 野村副会長：だんだんすり寄ってきて、そんなに変わらない案を論議しててるような気がするんです。最初は大きいものを建てるようなことだったですが、今はどちらも、3階建てで、建築コストを下げて、600坪程度の総建坪の面積でやろうじゃないかということを決めてるわけですね。で、実際足らないか足りるかわかりません。で、それがわかってから決めるというんじゃないんですか、将来、例えば事業用でも20年、あるいは30年の先のことを決めるのを、今、まだそういった数字も何も出て無い段階で、今決めないと、次の総会で、そこまで全部、もう“貸すこと”で決めないといけないんでしょうか。それとも、そんな長い先のことだったら、もう半年後に決めて、次の例えば総会で、やっぱり貸そうよねっていうことでもいいんじゃないですか？なんで、そんな20年、30年先のことをあと数週間で決めないといけないのかというの、ちょっと不思議でなりません。だいたい同じようなことで、安く建てようというのは同じになってきているんですから、じゃあ、貸すか貸さないかは、そういった場合も想定されま

すよねって言ってるわけですから、お互い、もう絶対貸さずに、ここはうちの土地ですから、何も貸しませんという意見は今のところ無い訳ですから、そんだけの先のことを考えるのに今、この、次の総会、6月にある総会で、そこまで貸すんだよということだけを決める必要があるのかなと私は思います。

○前田議長：えっと、渡邊先生、ま、今の第1プラン、第2プランもそうですが、あの、今、坪単価で、2案の場合はいくらぐらいになるんですかね？だいたい。

○渡邊副会長：2案の場合ですか。はい。例えば何にもないスケルトンの状態で、例えば、イオンとか、そういう感じの建て方で、まあ2階建て。上が駐車場になってますよね。あれをちょっと、それを建てた所にちょっと聞いてみたんですけれども、だいたいそれが75万ぐらいかな、70万から75万ぐらいかなあと。で、鉄骨で今だいたいがですね、相場の費用っていうのが、だいたい80万をちょっと超えております。例えば、歯科さんが84万なにがしだったんですが、今はそれがちょっと建てれない、その金額では建てれないっていうことで、87万か8万ぐらいに、ま、調査したところですけれども、それぐらいが。もちろん鉄筋だと、多少ちょっと、値段が上がりますね。

○野村副会長：そういうた、足らないっていうことの裏付けを言われているわけですが、実際やってみないとわからないのが一つ、足らなかったら、先程、支部でも考えを言いましたように、みんなの会館であれば、他の支部も、援助というか、県薬に対して、みんなで作ろうよという形で、あ、寄付をするわけじゃないです。今でも、運用できないから、うちでも保留の財産があります。普通の、無利子の決済型の預金とか、それは超低金利で貸すことができるかもわかりませんし、そのまま返すことだって、会員さんの同意が得られれば。そういうた形で、みんなの応援っていうんですかね、会費を上げるわけじゃなくてですね、みんなの相違でいいもの作って、それから、そういうた、やっぱり貸してから、借金も早く返そうとか、そういうた、柔軟な考え方も必要じゃないかなと思うわけです。

○前田議長：あくまでこれは野村先生の私案です。わたくし案ですね、だからこれは、足らなければ支部が応援しますよという気持ちは有難いし、できれば全支部からいただければ有難いんですが、でもこれはあくまでも、わたくし案ですので、今、ここの理事会でお願いしたい部分は、この1案、2案の中の、2案の自前で建てるということと、借りていただけて建てるという、この2つのスキームだけをお考えいただければいいわけです。それをあの、将来的にどうのこうのと言われてもですね、それは実際に自前でですね、建つと思ってるご意見と、いや、そりゃあやっぱり坪単価が。

○豊見専務理事：いや。建つと思っているというんじゃないくて、建てて、それでダメだったら考えましょうよって言ってる。だから、絶対自前で出来ますよと言ってるんじゃないんですよ。野村先生も僕も。自前で出来んかったら、その時に、例えば、野村先生

がおっしゃるように、今、私案ですけども、広島支部からも佐伯支部からも、今ちょっと余ったお金をちょっと貸して、その分を引っ越し費用に充てて一やと、後でゆっくり返してくれりやあえーからって、県薬に言えるかもしれない。そういう、色んなことを、建てて足りなくなった時に考えましょうよって言ってるんですよ。ね、だから、建てて足りなくなる前に、もう半分はありませんよ、駐車場はありませんよ言われたら、広島市薬可哀想ですよ、車でしか来れないんですよ。で、駐車場は遠くに置かなくちゃいけなくなるわけです。だから、出来たら、自分達で建てて、近くに車を置いて来たいじゃないですか、当たり前の話ですよね、これは。で、それができるもんだったらそうしたい。近くに駐車場が欲しい。自前の土地があるんだから、そこを駐車場に使いたい。というのが、当たり前の感情であって、で、そこを貸すよって、先に、訳の分からぬというか、はつきり言って、何に貸すか、どういう建て物ができるか、何年なのか、何にもわからない状態で貸すよって、決めることは無いんじゃないかなって言ってるだけの話ですよ。

○前田議長：ま、そういうご意見もあるということを踏まえてですね、改めてあの、大塚先生、何かご意見ありますか。

○大塚副会長：まあ、今、言われたように、建つか建たんかわからんけども、ということで、じゃあ、この、何？、何とか、ああ、整備方針案の中のぶんで、5億以内に、あーだらこーだら何坪何坪と書かれとる、この言葉は根拠が全く無いことですか？

○豊見専務理事：自前で、引っ越し費用が出るかどうかまではまだ計算してませんよっていう話ですよね。わかります？言っていることが。この、取り壊し費用が自前で全部ができるかどうかはわからない。その時に、もしも足らなくなったら広島支部に貸してもらうんか、引っ越し費用くらいだったら佐伯支部が出すんか、出すんじゃないですよ、貸すんか。そういう方法もあるんじゃないでしょうかって。どうしてもダメなんだったら、ほいじゃあどうしても隣は貸さなくちゃあしようがないですね、駐車場みなさん諦めてください。というふうな、その時に決議をしてもいいんじゃないでしょうか。その前に、隣は駐車場無いですよと何故決めるんですかって。皆さんの意見聞きたいですよ。多森先生どうですか、そういう思いませんか。

○多森理事：あの、まずその前に、5億でやるのかどうかということと、設計屋の設計料も、じゃあ5億のうちで、何パーセントかって取られるわけですよね。それも入れなきゃいけない、で、建物たてれば取得税がくるんです。取得税も考えなきゃいけない。ただ、建物が5億で建った。だけではないんです。その賦課的なものがありますから、それを例えば、広島支部はね、お金を持ってるからいいかもわかりませんけど、各支部に貸してくれよとか。

○豊見専務理事：いやいや。そんなことは言ってません。言ってません。

○多森理事：いやいや。いや。貸してくれよとかって

言るのはまず本末転倒で、まず、支部に負担をかけないっていうのが。

○豊見専務理事：それは言っていません。だから、隣の駐車場が無くなるぐらいだったら、広島支部は家賃の前払いしてもいいかもしれないって支部長さんがおっしゃってるだけの話です。だから、それから考えたらいいじゃない。という話です。税金を払えなくなったら時に考えましょうよ。

○多森理事：うん。それはみな架空の状態じゃないですか。まず、その5億で、どういう建物を建って、どういうふうになるんだということを具体的に示していただきないと、我々は判断ができない。っていうのがまず第一前提。で、その中で隣の土地をどういうふうに活用するかということは、その建物の出来てきた段階で予算があるわけですから。それによって、横の物をどういうふうに利用するかっていうのを、またそこで考えられるわけですから。で、貸すにしても、貸す側のほうが、権利があるわけですから、誰がくるか、これはいけんよということは、ちゃんとキャンセルできるわけですから、その辺はちゃんと、ジャッジができると思います。だから、要はその、全然こう、架空の状態で話をされてるというのが現実なんで、その横の土地を利用するかどうかも含めて、じゃあ予算がなんぼで、今、会がなんぼあって、で、なんぼ足りないんだと、そういうことのほうが、逆に、はっきり言っていただいたほうが、わかりやすいと思いますよ。

○前田議長：まあ、あの、渡邊先生、資産でちょっと言ってみてください。3億は土地、ここの土地。

○渡邊副会長：はい。えーっとですね、まあ、あくまでも、上下あると思います。まあ、県薬の新規の在宅支援センターの設備補助、まあ、2億4千万のうちの1／2の補助、これは1億2千万。で、現会館解体費用がですね、坪単価が5万から6万円、ですから大体、2,500万から3,000万円です。で、プラス、検査センター関連の施設、これ、検査センターがですね、今、80坪の容積を持ってるんです。ここで。で、これをですね、随分、城崎さんと色々、今日も打合せをしたんですけども、実際に出して、まあ、40坪ぐらいならば、ある程度納得できる、納得というか、もう最低ですね、40坪ぐらいは欲しい。これ以上はちょっと、機器とかそういうものが入らないということで。ただ、これですね、検査機器なんかの整備費用、それから調整費用、それから業者に引っ越しをする時にですね、もう一回向こうで、精度検査をしないといけないんです。要するに検査っていうのは、そのまま動いて、正常に動いたかっていうことだけではなくて、一旦動いて、動かしますと、これを、精度検査を必ずやらなくちゃいけない。で、その精度検査とか、もう全部見積もってですね、大体、3,000万から4,000万ぐらいかかるって、引っ越し費用を合わせて、約5,000万ぐらいかかるというような、これは業者の見積もりです。それから、会館移転の引っ越し費用は、まあ、これは実際に、あの、ここの中と、どれぐらいのものを持っていくかっていうことで、まあ、未定ですけれども。それから、固定資産税。

実際にですね、平成26年度で、いわゆる、この中区と、それから東区のが、今年の10月からでしたかね、10月だったつけ？谷川先生、払ったのが。あの、あそこの二葉の里の。

○前田議長：固定資産税の中区と東区の合計。

○渡邊副会長：うん。じゃけ、合計はですね、あの、566万円です。私、調べたのが。実際にもう、566万円。ただ、これ、東区のぶんは、一年のぶんでは無いです。一年間じゃないですね、はい。一年か、あ、そうか、そうか。ああ、一年間ですね。だから、566万円です。それから、あの、大体ですね、あの、建築コストの他に、新規什器品。例えば、これらは全部持つて行くとしても、壊れてる物、あるいは、更新をかけて、例えば、全部、税法上でゼロになってるもの。で、もう使えない。で、こういったものを放して、あらたに、まあ、買う物。あるいは、ソファーとか、いろいろ。まあ、椅子一つにしてもですね、やっぱり2、3万円はかかるわけなんで、これを、森保先生のほうから、また新規の什器品などは、坪あたり大体、2万円ぐらいは、予算取つといてくれと。あの、これは使う使わないは別として、それぐらいの予算は取つとかないと、例えば、カーテンをどういうふうにするのか。ありますよね。そういうもののとか、いろいろ、まあ、そういうものを全部含めて、まあ、大体、坪あたり2万円ぐらいは、用意しといたらいいんじゃないですか。だから、大体1,000万ぐらいは、余分に什器として、新規什器として、まあ、これは使う使わない、別として、まあ、持つとかれたほうがいいですよということで、で、これ、建築コストがですね、例えば、今の、歯科医師会のほうの建築コストで計算すると、85万円として、600坪だったら、大体5億1千万ぐらいかかる。で、これらを全部合わせるとですね、大体6億、まあ、簡単な計算ですけど、6億2千万ぐらいが、建築概算。これ、外構も含めてです。外構も含めて、大体6億2千万ぐらい。まあ、そのうちの1億2千万が、県のほうから補助があると。やはり、5億ぐらいはいるのかなと。3億、土地が売れたとしても、どうしても2億ぐらいですね、予算をどっから持ってくるのかなあというの、まあ、ゆとりを持った金額の取り方。まあ、これが大体、森保先生もそういうふうに、言われておりましたので、これから建築コストを削減すれば、これがどんどん減っていくだろうし、85万からですね。まあ、そういう状態だということです。以上です。

○前田議長：はい。わかりました。あの、坪単価はですね、現行の、まあ、消費税含めて上がっていくんですけど、だんだん、その、これが10パーなれば1割増えます。実際5億ですと、8パーで、はい、どうぞ

○政岡常務理事：これ、もう、堂々巡りで先に進みそうにないんで、例えば、建設資金不足の場合に限り、限り言うか、定期借地権を結ぶいうような案じゃダメなんですか。

○豊見専務理事：一つ、ひとつ。例えば2億足らないとしましょう。今のままの状態でやっていくと、薬剤師会は8年で返せます。ね、今までやってい

くと。お約束の会費の値下げは出来ませんが。今までやっていくと8年で返せるんです。で、それを、何十年にも渡って、この図面のように上半分を使わない？まあ、どっちを取るんか、かもしれませんね。

○前田議長：うん。ま、だから、選択肢があつていいと思うんですよ、ま、それはね。

○村上副会長：今、渡邊先生からも色々ご意見いただきました、じゃあ、先程の資料の2-1のこの整備方針ってのは何なんですかね。

これは、あの、もともとだから、建設にかかるぶんだけです。整備方針ですから。それから、附帯したものは、全部入ってるわけじゃありません。

○村上副会長：ああ。だから、その部分の案がどういうふうになるか、全く、だから、整備方針だけが何か一人歩きして、全体像が全く見えない状況。

○前田議長：あの、だから、整備方針は建物の附帯工事にかかる部分だけですので、誰がやっても。その、備品がいるとかいうことは書いてないですよ。もともとは。

○豊見常務理事：すみません。これを拝見しますと、その、プロポーザルでいくというのが、プロポーザルのところを読むと、まず、会館のみを作る案ですよね、で、その会館のみを作る案の資料は、えー、ここで出ている。で、ここは、何をする場かと言うと、総会に提出する議題を検討する場ということ。総会に、代議員の総会に提出する議題を検討する場ということだろうと思うんですけれども、そこに提出する資料として、プロポーザルの整備方針案ですね、が出ております。で、整備方針案は、これを読みますと、会館のみをまず建てるものの、この資料が出てるわけですから、そのもう一つのプロポーザル、あ、建設業者に貸与、えー、20年か30年に渡って貸与するという案の資料が無いと、それがいい案であれば、私も賛成させてもらうかもしれませんけども、その案が無いとですね、もう、比較のしようが無いんではないかと思うんですね。

○前田議長：それはもう、以前、何回も特別委員会に出してますよ。

○豊見常務理事：あ、もう300のは拝見いたしました。200、400のはまだ拝見しておりません。

○前田議長：200、400のは出してませんが、それはちょっと、按分していただいたら、大体同じような数字になります。

○豊見常務理事：それを出すのであれば、紙として出さないと審議が出来ないだろうと思うんです。

○前田議長：あの、実際にですね、200、400で計算した中で、地代で入るのはさっき言われたように。

○豊見常務理事：いやいやいや、数字のことはいいんですけれども、その、ここは、総会に出す議題を検討する場だと思いますので、その案が、もう一個のほうのこの、会館整備方針というのが出るのは、皆さんの手元にあると思うんですが、ということであればこの、会館整備方針案を総会に提出するかどうかということを。

○豊見常務理事：待って。今のスケジュールでいくと、プロポーザルは来週にかけるんで、総会にプロポー

ザルのこの案が否決されると、ちょっとおかしいことになるなあ。

来週早々にプロポーザルを始めないと、間に合わないのですわ。

○豊見常務理事：や、ですからその総会で、可決するからプロポーザルが出来るわけですよね。

○前田議長：だから、色々案を付けておかないと、急には対応できないので、1案、2案という形で、足らないときはじゃあどうするのと聞かれた時のために作ってるんで。

○豊見常務理事：プロポーザル案、プロポーザルをやることは、理事会の責任でもう決定しないと、間に合わないということで、総会には報告みたいな格好になると思います。現実に。この整備方針案は。

○豊見常務理事：ああ。わかります。それでいいと思うんですけど、ですからここで今、この配布される資料で我々が判断できるのは、このプロポーザルでいくかどうかが、判断できるところということだろうと思うんですね。それ以外のことを判断する材料が我々には無いものですから。

○前田議長：そしたらですね、さっき言ったように堂々巡りになってしまって、一応あの、理事会案で、まあ、一応もう、議決するわ。

○野村副会長：先程、わたくし案と言いましたけども、来週の月曜日です。理事会開きます。この分は議題にあげておりますので、来週月曜日には、はっきりした答え、わたくし案で無くなる案でご報告できます。

○前田議長：それは、2番の自前で建てるほうの話なわけね。だから、自前で建てるほうにそれを加えるわけね。その今の、だから2案のプランに、広島市薬は1億を、貸してくれるということ？それとも、区分処理で金を払って、区分処理するということ？まあ、それはじゃあ、また、別の所でね、決めてください。それじゃあ、あの、時間もあれですので、今のこの第1プランの、定借で建てるほうはですね、会館を建てることがメインですので、会館建設は一緒です。ただし、その隣の土地を貸すかどうかということと、事業用借地で、一般用借地じゃなくて、年数を限っていくということを前提に、第1プランに賛成していただけると。

○豊見常務理事：すみません、すみません。そうではなくてですね、ここで議決できるのは、この会館整備方針案を。

○前田議長：それはもう一緒にやりますから、ちょっと待ってて。

○豊見常務理事：出すかどうかということを。

○前田議長：先に、この議案1号の。

○豊見常務理事：決を採るべきではないかと思うんですね。

○前田議長：じゃあ、そっちを採ってもいいんですけど、ちゃんとだから、議長の話を聞いてください。まず、その先に出ている議案1号のほうが先決だったので、整備方針は今日やっとできたとこなんです。ちょっと順番としては、さっき私が言ったとおり、1か2の選択肢をやった後で、整備方針をちょっと採りま

- すので、ちょっと待っててね。
- 豊見常務理事：1の案を拝見したいんですが、もしいい案であれば、僕も賛成を、挙手をするべきだろうと思いますので。その1の案が出てないわけですね。
- 前田議長：だから、定期借地権で貸すというだけですから。それは案じゃなくて、その定期借地権の、事業用借地で貸して、相手が何を建てるか、そっちは費用、一切かかりませんのでね。結局、地代だけです、入ってくるのは。土地代が入ってくるだけです。だから中の案を練るんじゃなくて、定期借地権そのものが案です。いいですか。で、第2案は自前で建てる。従って今、広島市薬さんが言われた部分は、この第2案のほうの、足らなかつたらそっちで出だから、第1案は取らないという話ですから。
- 豊見常務理事：あ、それで言うとですね、正確に言うと、第2案のほうは自前で建てるでは無くて、とりあえずこのプロポーザルで動いて、ダメな時に、定期借地権を考えるというのが正確な表現だらうと思うんですね。
- 前田議長：ま、同じことですよ、だから。第1案を取って、第2案も取るということで。両方兼ねるわけですから。自前で建てるのは第1案も一緒ですよ。自前の金も出すですから、やっぱり。
- 豊見常務理事：だから、第2案のほうが、両方と一緒にした案じゃないですか。
- 前田議長：これ違うでしょう。だって。
- 豊見常務理事：足らなくなったら、どういう方法を取るか考えましょう。定期借地権を否定しているわけではありませんっていうのは、最初から我々言つてゐるわけですよ。
- 前田議長：ただ、ここには書いてないので。
- 豊見常務理事：だから、なぜ、なぜ、その定借というのを、300坪を使えなくなるアイデアを、この総会で決めなくちゃいけないか。という疑問を呈してゐる訳です。ね、今決めなくてもいいじゃないかと。いくら足らなかつたかがわかつて。
- 前田議長：だからそれが、第2案でしょう。
- 豊見常務理事：そうです。だから定期借地権を否定してゐるわけではない。第2案は、まず、まず、自前で建てられるだけのことをやってみて、足らなくなつた分をどうするかは後で決めましょう。ね。定借も含めて、後で決めましょうと言つてゐるわけです。で、広島支部の提案も含めて、後で決めましょう。今決めることは無いじゃないですかっていうのが第2案です。なぜ、なぜ、定借を、この6月の14日に決めなくちゃいけないかが理解できないですよ。
- 前田議長：まあ、そういうご意見があるということで一応置いといてください。それから、大塚先生。
- 大塚副会長：今あの、広島市薬や佐伯がお金出しちゃるよと。いうぶんが、その案は、だから、じゃあ、よその支部はどうせいいと。
- 豊見常務理事：別にしなくていいですよ。
- 大塚副会長：しなくていい。あー。そういうと、この会館の時と同じように、広島市薬はたくさん出したから、やれ、下の。
- 豊見常務理事：いやいや、あの。
- 大塚副会長：聞きなさい。
- 豊見常務理事：買つたら別ですけど、返してもらいますから。
- 大塚副会長：聞きなさいや。だから、出したから、中の会館を作るじゃ、事務所を作るじゃと言うて、ま、やってきたんです。たくさん出したからって。
- 野村副会長：いえいえ。あの。
- 大塚副会長：いや。そうじゃないですか。
- 野村副会長：あの、作ってくださるんなら、呉で作つていただいて結構です。私あの、大変なのはわかってるんです。24時間とか、色々なことを考えると、不安でたまりません。ですから、薬局とか、事務所とか、あくまでも入ることを前提にしておりますけど、入らなくても大丈夫です。
- 大塚副会長：いやいや。そういうんじゃなしに。そのお金を出す出さない。
- 豊見常務理事：その支部が出す出さないというのは、この議決には関係ないので。
- 前田議長：ちょっと待って。ちょっと待って。ちょっと待ってください。あの、今の大塚先生の話じゃなくて、あの、話がですね、そうぐるぐるぐるぐるいくんじゃなくて、第1案は定借で、するかどうか。貸してするかどうか。第2案は、今、野村先生言つた部分は、まだ、わたくし案ですので、入れるかどうかは別にして、自前で建てるところまでやろうと。で、尚かつ、足らなければ何かの方法を考えるということで、決を取りたいと思います。
- 豊見常務理事：あの、監査の先生にちょっとこの、決議のとり方について、疑問が無いかどうか、ちょっとご発言をいただきたいんですけども。この案が出ていない状態で、この定期借地権の議決を取るというのは監査の先生、いかが思われますでしょうか。
- 前田議長：いやいや、案は、定期借地権をするという案ですよ。それは十分説明した、事業用と一般用があるというのは渡邊先生も説明されて、ここも勉強会開いたでしょう。定期借地権の勉強会を。それはご存知ですよね。理事さんを対象に全員でやって、まあ、欠席者もおられたかもしれません。
- 有村常務理事：あの、ここで決め直すのは、僕もまあ、みんな揃つてるからいいと思うんですが、1案と2案、どうなつたのという答えはどうなつてるんですか。
- 前田議長：だから今、整理してるのは、第1案は定期借地権で貸して地代をいただくプラン。それから第2案は。
- 有村常務理事：300、300というのはここで決め直すんですか。
- 前田議長：300、300で、それは特別委員会でもそういう案が出てましたんでね。それはそれでご了承いただけたらと思います。200、400はもう無いということで、渡邊先生も特別委員会で言われましたんで。そこは整理してください。
- それから、建物は会館がメインで、建てることは、1案も2案も一緒です。違うのは、その、隣の近くの、隣の半分を貸して建てるか、定借で建てるか、ま、

それも事業用ですから、30年というスキームがあつても構いません。50年じゃなくていいです。で、第2プランは、公益社団法人の広島県薬剤師会が自前ですから、その、他支部のですね、お金をあてにしてるのを自前というのは、ちょっと違うと思うんですが、それを合算する、あるいは区分処理するというのは、これはまた、別個の話だと思いますが、それは一応、置いといて、第2プランは、自前で建てるところまでいくと、そこまで一緒なんです。だけど、色々な費用が、本体、躯体工事以外に、5億以外にかかるであろうということで心配して、1プランが出てます。第2プランはあくまでも、自前で絶対建てる。しかし建てれなかつたら、考えてみよ。

○豊見専務理事：絶対建てれるなんて、誰も一言も言つていらないじゃないですか。

○前田議長：いやいや。そしたら、だから、建てれなかつたら、だから、あれでしょ。

○豊見専務理事：建てれなかつたら、それから考えましょうって言っている。

○前田議長：考えましょう。だからそれが第2、第2プランの案です。その二つをお考えいただいて。

○野村副会長：もう少し先に結論が出せませんか？という案です。

○前田議長：はい、第2プランはね。だから第1プランで、定借で、ある程度、心配のない、ある程度、ゆとりのある建て方が出来るという、私はそう思つて、第1プランを出しているわけですが、その第1プランに賛成していただける方の挙手をお願いします。第1プランのですね、あの、定借でいくということの、はい。高野先生いいですか？

○高野理事：ちょっとすみません、あの、よくわからなかつたんで、最終的にはだから、ここで、第2案の場合だったらですね、この段階自体で業者を決定できるんですか。

○前田議長：あの、今の整備方針が出る時にですね、だいたい予算が出ますので、そこら辺でまた考える時がくる、それと施工業者がまず、手を挙げてくれるかどうかでも考えないといけませんので、それはあの、もうちょっと後です。ただ、この際、6月14日に決めないといけないのは、そこまで準備しといて、まあ、足りればそれは別に第1プランでなくてもいいんですよ。ただ、第1プランは定借で準備をしこうという話です。

○豊見専務理事：あ、いいですか。

○前田議長：はい。

○豊見専務理事：第2プランを賛成する立場から言わせていただきますが、第2プランでいつ決めるのかと言われたら、本当にぎりぎりまで。ぎりぎりまで別に遅らせるという意味じゃなくて、出来るところまでやってみないと分からないじゃないですかっていう話です。で、どういう方法を取るか。例えば、定借にしても、相手が誰かによって、今さっきおっしゃったように、当然そうですね、うんって言えるかどうかわかりませんよね。

○前田議長：そうです。

○豊見専務理事：うん、そうです。だから、例えば、

建てるものはここに頼むよっていうのと同じように、貸すのはこの人に貸していいかっていうのも、やっぱり言ってもらわなきゃ困ると思うんですよね。

○前田議長：あ、それとですね。

○豊見専務理事：貸すと決めたら。

○前田議長：改めてあの、もう一回言いますけども、定期借地権というのはですね、公正証書で契約をしますので、これは、普通の会社同士の契約とかじゃなくって、きちんとお互いに弁護士を立てて、お互いに不利にならない範囲の話をしますので、そこはご承知おきください。

では、改めてあの、第1プランでいってもいいよという方の手を。賛成の方は手を挙げてください。あ、私は挙げれんのか。14ですか。はい。わかりました。えーと、念のためにじゃあ、第2プランの方、手を挙げてください。

14と10ですね。はい。わかりました。じゃあ、この議案第1号はあの、この通り出すと、ということで、第1プランが多かったんですが、まあ、そういうことで話を一応切ります。

それから、谷川先生、ちょっと時間が色々押してるので、早速この、会計のほうの話をしてください。あ、そっか、ごめん、整備方針があった。失礼しました。

○谷川常務理事：あの、この整備方針案の中にですね、薬事情報センターっていうのが無いんですね。

○前田議長：え。載せてない？いやいや、在宅医療支援情報センターになつとんじゃないん。

○谷川常務理事：になってますよ。だから、薬事情報センターじゃないですよ。で、公益社団法人の申請をしてる時に、公益事業の内容で、薬事情報センターはちゃんと、課目をあげて、項目をあげて出しているんですね、薬事情報センターの事業。ということはこれをやめて、その在宅というよりも、完全に、その在宅医療薬剤師支援センターの中の情報センターという位置付けになるんであれば、これは事業変更になりますから、

○前田議長：違うん？

○谷川常務理事：違うと思いますよ。これは、意味合いが大きいいと思いますよ。あり得ないと思いますよ、これは。だから、これでは私は反対です。

○前田議長：だからこのグループね。

○谷川常務理事：でも、載って無いですから。あり得ないと思います。

○大塚副会長：このあの、今の資料についてはですね、おそらく、在宅のお金を使うために、全部、その割りりふりを、そこにぶち込んだだけのもんだと思う。これは公式文章では無いと思ってもらえばいいと思うんですが、もし、公式文章として扱うんでしたら全ての文言をやり変えなくっちゃ。

○谷川常務理事：これで。これでプロポーザルをかけるんでしょう？

○前田議長：そうですよ。

○谷川常務理事：要は、これで建ててくださいって出でますわよね。

○前田議長：だから、プロポーザルですので、ちょっと。

○谷川常務理事：だから、薬事情報センターは無いっ

ということですよね。

○前田議長：いや、違う違う。プロポーザルですから、後で修正はきくんですよ、だから。それは。あくまでもこれで出しといて。

○谷川常務理事：でも、これ、例えば、薬務課とか総務課とか、もし見た時に、公益社団法人の薬剤師会で、事業の中の薬事情報センターは、無くなってるって思いますよね。

○前田議長：今の、その谷川先生のご意見。うん。そしたらですね、それは付け加えたらいいんですよ、ここの中に。まだこれ、案ですから。

○谷川常務理事：付け加えるんだったら、どういうふうにするのかっていうのをしとかないと。

○前田議長：何平米なんかを、うん、そうですね。わかりました。じゃあ、ちょっと、それは、渡邊先生、今のですね、情報センターは、ここのあの、整備方針案でいくとあの、在宅医療支援情報センター50平米程度となっているんですね。名前が。ま、これはこれでいるとしても、今の、公益社団で取ってるその、薬事情報センターの名前を被せるんであれば、それはちょっと別枠ですね、あの、この整備方針案の中にちょっとこれ、森保先生に相談してみてください。お願ひします。

○渡邊副会長：はい。わかりました。

○野村副会長：えっと、先日、前田会長には電話でご確認をしたんで、もう、解決はしてたとは思うんですが、一応、まあ、皆さんも知つておかれたほうが多いのかなと思いまして、例えば貸しますよね、貸すと利益が生まれます。その利益が、公益性がある利益なのかどうかというのが、どうなんですかということをこの間、電話させていただいたんですね、50パーセントを、あの、公益性を50パーセント上回らなければいけないという問題がありますので、そういう事業をやることが、どうなのかな、それは大丈夫ですかということはお聞きしたら、前田会長からは大丈夫だということがあつたんで、それは間違いないでしょうか。一応、議事録のほうに。日にちも無かったんで、もしあれだったら、総務課のほうに行かないといけないんでしょうかと思って、行かないといけないかなと思って、事前に聞いたわけです。

○前田議長：あの、実は事前に聞いておりましてですね、総務課の瀬戸さんと何回か打合せをしております。石原事務局長も一緒に行つていただいて。まあ、収益が上がつてもですね、今の野村先生の心配は、1億とか2億とかいうお金が入つてきたら、当然50パーセントを超えるじゃないかと言われるんですが、これ年数で割りますので、年間720万という金額は、仮に300坪借りていただいた場合は変わりません。これは例えば、10年、20年、30年かけたら2億なんばになるから、1年で合算するんじゃなくて、前受け金ですので、年数で割るために、当然、720万ですと、全予算の50パーセントを超えることはありませんので。それから、入ってくる地代というのが、公益性があるかどうかということと、それから、そこに建てられた方が医療福祉ゾーンで、仕事されるということを、ま、制限が

ありますんでね、一般競争入札で購入はしたんですが、そこにじゃあ、マンション建てていいのかっていうことではありません。それから、貸し主のほうが、優先的に相手を選べます。それと、やっていただく事業の中では、県薬剤師会と常に、相談をしていただかないと、契約書が結べませんので、その、誰それ借りるということにはなつておりませんので、ご理解ください。それから、一般競争入札で、OKと言われたのは、財務局に立ち会つていただいた、菊間部長という方が、そのことは、いわゆる、事業として使うことに何ら問題は無いということを踏まえて、説明いただいております。以上です。それでいいですか。

○谷川常務理事：それなんですけど、それを、事前に、変更する場合は、事業を興す前に、事前に、変更届。

○前田議長：出ださにゃあ、いけんのんじょ。

○谷川常務理事：出さないといけないということで、それをしないと、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑罰が待つてますよ。

○前田議長：そうですね。わかりました。そうならないように弁護士と相談します。はい。以上です。それではあの、本題の、総会のところで、ええとこれは、谷川先生が全てやるんですかね。会計の決算報告ですね。事業のところも全部やるの？

あ、そうか、それで、一応ですね、あの、整備方針案ですけども、今、豊見先生言われたように、もう本当、時間が無いので、この、えっと、情報センターのこと、ちょっと森安先生に確認とつた上で、あの、実行したいと思いますが、よろしいでしょうか。検査センターじゃない、情報センター。薬事情報センターを付け加えるかどうかを相談します。

○豊見専務理事：あの、ちょっと、非常に簡単な話ですが、在宅医療支援センターを25平米にして、薬事情報センターを25平米にすれば解決です。

○前田議長：大丈夫かそれ。名前だけでいくとね。

○豊見専務理事：大丈夫ですというのは、面積的には二百十、あの、坪とつてありますんで。

○前田議長：あの、一番うるさいのはね、財務部なんですよ。だからそれはまあ、ちょっと本当に森保先生に相談しながらいきますんで。

○谷川常務理事：あの、事業計画にちゃんとある名称なんぞ、それを入れとかないと。ということですから。面積は別に。そんなに関係ないとは思います。

○前田議長：そうですね。はい。ありがとうございました。

## 5) 第45回広島県薬剤師会定時総会付議事項について

○報告12件（報告第1号～12号）

○議案1件（議案第1号）

（説明・質疑・表決・その他）

・司会者 松村智子常務理事

・開会の辞 大塚幸三副会長

・閉会の辞 木平健治副会長

- ・資料発送 5月29日（金）
- ・出欠回答日 6月5日（金）
- ・書類送付 6月5日（金）以降【委任状、書面表決（議決権行使書）】
- ・提出期限 6月12日（金）午後5時まで（事務局必着）
- ・事前質問提出 6月9日（火）

○野村副会長：今年はあの、3月の臨時総会の時に、12月末までの事業報告をさせていただきましたので、それ以降に、あらたに事業をやったのが赤い字になりますので、また、見ておいていただければと思います。まあ、実際の、当日のは全部真っ黒になっておりますけども。赤い所が、今日の資料では新しいところでございます。

○前田議長：はい。ありがとうございました。じゃあ、続いて、谷川先生。

○谷川常務理事：はい。ちょっと、一部ですね、決算額自体は変更ないんですけど、内訳、要は割りふり、貸借勘定のところで、ちょっとあの、要は6月末までに総務課に決算報告をしないといけない資料を作成している課程で、要は突き合わせをしていると、その、割りふりの仕方にちょっと問題があつたりしたので、今回、また修正を入れてます。で、おおもとの貸借対照表、正味財産増減表、財産目録。それが変わったわけじゃありません。ということで、一応、新しく今日お配りしている資料の22ページ、報告第5号、これが、貸借対照表になります。今まで社団法人でやってたのは、部門会計ということで、会計ごとに決算をしてました。だから、本会計、保険薬局部会、検査センターと後は、会館等ですよね。3部門を合わせた会計。それがそれぞれ、貸借対照表、正味財産増減表、財産目録っていうのを、別に作ってましたけど、公益社団法人になつたら、もう一本です。で、それの、おおもとが、22ページと23ページにあります。で、前年度っていうのは、これはもう、科目同じなので、全部合算したものです。ですから、流動資産として、27年3月31日末では、全体を合わせて、70,521,669円、今年はありましたよと。で、去年、各会計を全部足したら、79,580,084円ということでした。ということで、後は、流動資産として、現金と未収金、でその合計と出てます。で、固定資産。基本財産として、まず土地。この土地と二葉の里の土地を合わせたものが、464,117,903円。これ取得土地の金額ですからね。路線価で土地が変わらうが、基本的には財産はこれですから。変わりません。で、基本金の積立資産として、1,521,403円です。これも変わってない。増減していない。で、その合計になります。で、特定資産として、退職給与積立預金として、年度末で32,017,707円。職員2名退職で、退職金を払ってます。積立と相殺して、マイナスの9,293,877円ということでした。で、あらたに積立を行っているのが、財政調整積立預金が800万。これは、いわゆる昔の本会計部分ですね。で、2,650万です。で、会館施設設備整備積立は行ってませんから、昨年度と同額。医薬分業施設設備整備積立預金は1

千万積んでますから、25,421,894円。財政準備積立預金。これも部会ですね。700万積んでますから、3千3百万。ということで、その合計で、特定資産として、129,468,136円の積立金があります。ただし、後で言いますけど、職員の退職金は資産の中に入りませんので、それを引いた金額が資産ということになります。固定資産として建物ですね、ここの建物の、早い話、減価償却がまだ残っているのが50,357,349円あると思ってください。去年からみたら、2,400,062円償却をしているというふうに見ていただければ、わかりやすいかと思います。同じように構築物も減価償却します。で、車輌運搬費は1円ですね。もう、償却終わって。ただ、車自体は捨ててませんから。1円というので残ってます。で、什器備品も償却をした後が4,855,153円という金額でした。で、その固定資産の合計が55,630,504円。で、固定資産の合計で、資産合計全体で、732,098,045円。ということで、まあ、積立をしてるぶんだけですね、10,722,623円ほど増えているというふうに見ていただければと思います。で、負債として、未払い金が、各会計を合わせまして、6,407,011円です。で、前受け金が、434,000円。預かり金が、701,270円。これ、職員の福利厚生費か何かも入っていますね。で、23ページが固定負債ですね。さっき言いました、職員の退職引当金は入れないので、ここでその金額をマイナスにするために計上してあります。ということで負債の合計が、39,559,988円。ということで、正味財産として、一般正味財産。薬剤師会の資産として、正味、692,538,057円でした。というのが、貸借対照表です。それの内訳ですが、それが24ページ、25ページにあります。公益目的事業で、まず左から、公衆衛生っていうのが、今までの、本会計と保険薬局部会の2会計の合計です。で、あと、検査。で、それが、公益目的の事業になります。で、収益は、この会館の運営。で、共益っていうのが、用紙部と配布物。図書の販売ですね。その合計があります。で、法人会計っていうのが、いわゆる管理費です。で、その一番右が全体の合計になります。さっき言いました、現金。70,521,669円がどこにあるか。公衆衛生、二つ、本会計と部会で57,867,405円。検査が903,311円。会館が3,307,624円。共益が8,443,329円です。法人会計、管理部門は、本会計の中から、だいたい事業で、9対1の1割が出てるだけですので、資金としては持つませんから、ゼロです。入れてません。で、合計がその一番右にきます。で、同じように未収金もそういうふうに出てます。で、一番困ったのがですね、貸借対照表の会計ごとの正味財産と正味財産増減表の会計ごとの正味の財産が合わないといけない。合うわけないんですけど、合わないといけないらしいです。そこで、他会計に振り替えたら正味財産増減表の中に入りますし、公益目的事業から収益のほうにお金を回すことはできません。ということで、それをできるのは、他会計貸借勘定という会計処理の方法があるそうです。ということで、検査のほうから、これは後で説明しますけど、検査は実際、お金が無いんですけど、割合で出してますから、固定資産。土地や

何かで、検査が持ってる資産が多いんですね。現金は無いけど。ということなんです。で、これは、公益社団を申請する時に、出した割合なんで、変更することができませんので、その割合をそのままいくと、検査から公衆衛生のほうに、7,611,628円出した形にしてます。で、同じように共益のほうから公衆衛生に、2,547,649円。会館に441,211円。で、法人会計。管理費。お金が無いってさっき言ったんですけど、お金は無いけど、最終的に資産を持ってるということなんで、法人会計から、公衆衛生のほうに、7,170,110円。一応、持ってたという。貸してるよっていうね。これは、下のほうで今度、返してるんですけどね。で、基本的に、それで合計が出てます。で、固定資産。土地。基本金もそうなんですけど、同じ割合でふってあります。で、これは後、財産目録のどこで出てくると思うんですけど、全体で土地が、464,117,903円あって、公衆衛生では390,213,379円。検査が、22,661,799円ですね。現金90万しかないけど、ここで、2千2百万。お金があるような形の会計になっちゃうんで、先程言ったような会計処理をします。で、会館が3,044,122円。で共益が、3,720,594円。で、法人会計が44,478,009円ですね。これも割合で出してますので、そういうことになります。同じ割合で基本金もふってます。で、下がその合計額になります。で、特定資産。退職給与引当金ですけど、これは、32,017,707円を、これは職員の従事割合で配布しております。ということで、ちょっと、あんまり時間が迫ってますから、ちょっと、端折って割合だけで、少し流しましょうか。で、財政調整と会館施設設備整備はもともと本会計の割合だったので、その割合。これも財産目録のところに出てます。割合は。で、医薬分業施設設備整備と財政準備は部会なので、全額公衆衛生という会計処理をしてあります。で、その他の固定資産、建物、構築物は同じ割合でふってあります。車輌が検査で1円残ってます。先程言った1円ですね。で、什器備品もそれぞの、検査は単独ですけど、それ以外のところは、割合でふってあります。ということで資産合計で、公衆衛生の資産が604,697,877円。検査が50,876,269円で、公益目的事業が655,574,146円です。で、収益の会館が9,742,622円。共益が14,870,061円。で、収益部門が24,612,683円。法人会計が69,721,814円。ということで、合計の資産金額が732,098,045円でした。で、同じように今度は負債のほうになるんですけど、未払金。これは、呉と三原でしたかね、事業をしていただいたんですけど、未収金。県からお金が入って無いんで、払えませんでして、それらを入れて公衆衛生が5,540,841円だったということです。で、前受金が公衆衛生が2,000円と検査が432,000円ですね。預り金が、これは職員の福利厚生費なんかは、割ってますので、色々なところに入っています。まあ、合計が701,270円ということです。で、その合計が流動負債合計というところに、それぞれの会計ごとに入って、総額で7,542,281円。で、固定の負債。これがだから、退職給付引当金ですね。積立と同じ額がそこにきております。で、実際の正味財産として、

その資産合計から負債合計を引いた正味財産として、公衆衛生が579,920,012円。検査が31,568,968円。会館が8405,719円。共益が11,208,280円。法人会計が61,435,078円の合計が692,538,057円。さっき言った数字に合っていると思います。というのが、貸借対照表の説明と内訳の説明になります。正味財産増減表、これがだからいわゆる収支計算書、今まで決算書として報告してたものです。科目会計区分で、表記が変わりましたから、前年度はゼロです。これはあの、以前、薬事衛生会館と薬剤師会が合体になって、新しい会計になった時に、同じような正味財産増減計算書を作っておりますけど、それと同じような形です。で、受取会費が235万だったっていうことですね。ああ、入会金が235万。会費が105,096,500円です。これ、科目で正会員受取会費になってますけど、準会員つくってますけど、それも同じようにここに入っています。っていうのが、賛助会費については、公益目的事業だけを使う。で、会費はそれぞれ振る。例えば4割を法人会計に振ってるとかいうのを公益法人を申請した時に行ってますので、そういうふうにしております。で、事業収益が5,363,926円です。まああの、見てください。収益部門も全部そこに入っています。受取補助金として、20,215,755円です。県、日薬などからのものですね。受取負担金が95,969,780円。部会の会費などがここに入っています。で、あとは雑収益ということで、27年度の経常益、収益が278,250,785円でした。で、経常支出の事業費として、全体が199,818,181円です。まあ、ここらはずっと今までの給与、臨時雇い、総額ですからね、全部出てます。事業費関係がずっと入っております。前の時に説明したように会議費が減って、旅費交通費が増えてます。というところですね。それと、まあ、租税公課も結構、7,136,520円でした。で、管理費が59,972,138円です。これが、管理費、いわゆる法人会計部分です。で、28ページですね。だいたい事業、項目の立つ事業はそのまま法人会計の中で処理をしますけど、従来の一般事務費みたいなものは、9対1。で、法人会計に1を振ってます。で、租税公課、諸謝金、その辺については、従来の配分、6対4のところは6対4をそのまま守って配分しております。で、以上の経常費用として、259,790,319円でした。ということです。えー、評価損益等調整前当期経常増減額18,460,466円で出てるんですけど、これは、計算上出てくるんで、要はその下の、当期一般正味財産増減額がくるんですけど、計算式があります。で、一番困ったのが、期首の残高。期末はもう当然出るんですけど、期首の残高で、全体の期首の残高は、去年の期末の残高を入れれば、全体は出るんですね。674,077,591円と出るんですけど、それを今度は29ページからの会計ごとの内訳表に反映させるのが、非常に苦労いたしました。で、正味財産増減表の内訳表。これは、今言って、見ていただいた数字を、会計ごと数字を落とし込んでおります。ですから一番右の合計の欄が、今言ってた数字になります。ということで、じゃあ、端折ります。で、29ページ、30ページですね。で、これが、表記の仕

方が、さっきは法人会計が同じような科目の所の右、えっと、事業費と同じようにきてたんですけど、事業費と管理費。あ、きてないですね、すみません。別ですから、要は事業費が終わって管理費がくるということで、同じように、ちょっと長くなっています。空白がいっぱいあるのも、そういう所です。で、会計ごとにいきますと、収入と支出で合計が出まして、31ページの一番下ですね。他会計振替額っていうのがあると思いますけど、その上の数字で、経常増減額。収益部門で利益が出た場合は、50パーセントを公益目的事業に振り替えるというのがあります。で、これが50パーセント以上は理事会で決めたらいくらでもいいとも書いてありましたけど、端数ちょっと数字が合わない部分もあるんですけど、一応、計算上で半分。収益部分で会館が4,772,126円の黒字。共益が217,465円の赤字。差し引き4,554,661円が収益部門の収益でした。そのうちの1／2、2,277,331円を公衆衛生のほうに振り替えを行なうという作業をしております。で、次、32ページですね。それで、2段目ですね。一般正味財産の期首の残高。先程言った合計欄。674,077,591円をスタートの時にどうするか。これがそれぞれの固定資産とかそういうのもも全部割りふりを、申請時のパーセントを割り当てまして、最終的に出た数字が公衆衛生のスタートが558,596,530円。検査が26,623,174円。さっきも言つたと思いますが、こういう数字で期首が決まりました。で、この1年間の増減を足して、最終的な期末が、公衆衛生が579,920,012円ですね。それが正味の残高です。で、検査が31,568,968円というふうに数字が出てます。で、この数字とさっきの貸借対照表の会計ごとの数字と合わせないといけないという作業を貸借対照表の中で行ってまして、最終的にはどちらもそうですけど、期末の残高。692,538,057円というのが、この正味財産増減表の内訳表です。で、報告第9号が、これが決算時に提出する書類の中に必要な財務諸表に対する注記というので、会計方針。重要な会計方針として、固定資産の減価償却の方法、定率法ということでやってますよっていうことです。リースについては、貸借方式により、会計処理をしてますと。で、引当金退職給与引当金は、職員の退職金の支給に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上しております。ってなってますが、そこまではまだ貯まってません。で、消費税は税込みで行ってますよっていうことです。で、2番目として、基本財産及び特定資産の増減額及びその残高です。これは、さっきも説明してました、その基本財産と特定資産の増減を別個にあげなさいよっていうことです。で、特定財産ですね、こっちは、財産及び特定資産の財源の内訳。どっからきたかということで、要は、次のページで積立をしたぶんが、どっからきたかっていうので、一般正味財産からの充当額というところで入れております。4番が固定資産の取得価額、減価償却累計額の期末の残高ということで、それぞれそこにあげております。この建物が、取得が268,642,476円で、さっきも言いました減価償却をして、残ったのが、その5

千35万なにがしということです。という表です。で、補助金。補助金等の内訳並びに交付者。ま、県からなんで、あれですけど、要は年度末にお金が入ってませんでしたというだけです。えーと、災害時の2,907,055円だけ入ってて、それ以外が入ってません。というところです。で、あと、その他として、リース取引関係ということで、リース。どういうふうにしてますかっていうのが、載つけてます。総額のリース。で、本期でいくら払ったか、その支払いの累計額。で、後の残額です。で、真ん中と下、再リースっていうところは、もう、総額じゃなくて、本期いくら払ったかというだけを表記するということなので、こういうふうに表記をしております。で、次の36ページが報告第10号で附属明細書。ということで、色々あるんですけど、1番の基本財産及び特定資産の明細。前回、常務理事会の資料ではここに同じ表があつたんですが、さっきの財務諸表に対するところに表がありますよっていうことを書いてます。2番、引当金ですね、引当金。要は、退職給与、二人退職が出たから、12,793,877円支払って、期末でこんだけ残ってますよっていう明細書です。で、財産目録11ページからですけど、流動資産が手持ち、あとは預金、未収金ということで、そこにあげております。で、流動資産の合計額です。で、固定資産。富士見町と二葉の里です。で、だいたい同じパーセントを使ってるんで、富士見町の場合は、公益目的保有財産で共有財産であるが、うち69.7パーセントが公益目的財産。で、4パーセントが収益事業。26.3パーセントが管理。というのが、その次のページにも結構出てきます。で違うのが、下の二葉の里の割合ですね。公益目的が93.3パーセント。で、収益が0.9パーセント。管理が5.8パーセントです。これは、申請時に定期預金であったものを取り崩して、払ってます。部会の定期は全額、公益目的保有ですけど、本会計が持ったのは、上のパーセントを計算して出したらこうなったということです。あとは、基本財産。基本財産は、基本財産としてということですよね。で、特定資産、退職金と以下ずっとあります。で、部会の積立は全額、公益目的保有財産であるというのを謳っております。で、その他の固定資産も同じ割合がきてると思いますので、やめときます。車輌だけが公益目的保有財産1円ということがあります。あとは、39ページですね、流動負債ということで、未払金ですね。えー、昨日？今日送金してる？あ、もう入りました？、ということで、お待たせいたしました。で、前受金と預り金がありましたということです。さっきから言ってますね。で、最終的に、固定負債というのは、退職給与引当金がくるということですね。職員2名退職して、その人たちを引いた10名分ということです。で、正味財産、6億9千なにがしという数字がまたそこにきます。一応そこまでが、私の担当です。

○前田議長：はい。ありがとうございました。で、それでは早速、監査報告を水戸先生、よろしくお願ひいたします。

○水戸監事：5月の16日の日に監査を行いました。そ

の結果、事業、及び会計共に適正に執行されていました。詳しくは40ページをご覧になってください。以上です。

○前田議長：はい。ありがとうございます。えー、すみません。時間も押してるので大変ですが、

○谷川常務理事：今の水戸先生の報告のところの40ページの書式なんですけど、これも定形ですので、こうなります。公益社団だったらこういう監査報告書になると思ってもらわないとしょうがないです。

○前田議長：はい。わかりました。はい、実はあの、報告第何号とかいって言えばよかったんですが、そのまま流していただいてありがとうございました。報告第1は公衆衛生、2号検査、3号会館、4号共益、その他貸借対照5号、内訳表6、増減計算が7、計算書の内訳が8、財務諸表が9、第10号が附属明細書、第11号が財産目録、それから今、水戸先生の監査報告書が第12号です。議案の第1号は先程話をしましたので、これは置いといて、その事業報告と会計に關してのご質問は何かありますか。了承していただければ、挙手でお願いしたいと思いますがいかがでしょう。

はい、全員ですね、ありがとうございます。異議無しということで、1号から12号、議案第1号はさつき済みましたので、それで総会にかけます。それから、えっとですね、ちょっと、あと、細かいことだけ報告させてください。それで質疑を一応、集結して審議の過程で一部、あの情報センターのことも含めて、また、変更して、書き直します。それから、議事運営について確認させてください。司会者は、松村智子常務理事、それから、開会の辞は大塚幸三副会長、それから閉会の辞は木平健治先生、議長は広島支部、河内一仁氏と、副議長は安佐支部の下田代幹太氏です。定時総会当日はよろしくお願ひします。それから、各報告及び議案の担当者もよろしくお願ひいたします。それから資料、発送及び出欠の締切等についてです。先程ご審議いただきました、各報告及び議案について、関連資料を含めて、明日5月29日に各代議員、各地域・職域薬剤師会長、各役員の方に発送いたします。定時総会出欠の回答締切日を6月5日といたします。なお、欠席される代議員の方には6月5日、金曜日以降に委任状、書面表決議決権行使書を郵送し、書類の返信期日を6月12日午後5時まで、事務局へ必着といたします。次に、代議員からの定時総会への質疑事項の事前提出につきましては、6月9日火曜日を締切日といたします。

○谷川常務理事：あの、今日あの、事前にお送りしてた資料をまた、あらたにお渡したということで、資料の差し替えということで、24ページと37ページと41ページ。

○前田議長：26ページ

○谷川常務理事：24ページっていうのが、貸借対照表の内訳表のところですね。そこと、財産目録の文言のところと、41ページの先程のあの、ダブってたところですね。

○前田議長：ああ、字がね、はいはい。あ、臨時総会臨時総会って二つ同じ言葉が、あ、てにをは直すわ

けですね。はい、いいですか、そこだけちょっと読みますね。下から2行目、5月10日（日）第45回臨時総会でも一つ臨時総会とあるのをこれ、一個消します。臨時総会の開催を中止することが決定され、6月14日、日曜日の定時総会において審議されることになった。と、“こと”を入れてください。以上です。

○谷川常務理事：それを差し替えで一緒に送ります。

○前田議長：はい。よろしくお願ひいたします。えー、その他がありますが、一応これで、積み残しは無いよね。

じゃあ、あの、以上で終わりたいと思います。非常に長い時間でしたけれども、ちょっと時間、オーバーしまして誠に申し訳ありません。

○豊見常務理事：すみません。一点確認したいんですけれども、理事会で決まったことをですね、会長・副会長会で、変えることができるというのがちょっと、定款読んでもちょっとわからなかったんですね。でその、理事会で決定したことを会長・副会長会で変えるというふうに思っていてよろしいですかね。

○前田議長：うん、ちょっと締めさせていただいて、それ、ちょっと改めて、あの、取ります。一応もう締めます。で、それから何？正副会長会？

○豊見常務理事：ああ、そうですね、ええ。で、理事会で決めたことを正副会長会で変更するということが可能なのかどうかをちょっと一点確認しておきたいんですが。

○前田議長：それは多分無いと思いますが。

○豊見常務理事：や、えっと、この議案第1号はそういう話ですよね。

○前田議長：うん、あ、でもそれは、あの、ここで話し合っていただいて決めたことですから、正副会長会は議決機関じゃありませんが、方向性を出すところでは、意見が変わればそれはスキームとして変えることはあります。ただ、決議してるわけじゃなくて、話し合うテーマを探す所ですからね。以上です。

○豊見常務理事：総会を開くことを決めたのを、会長副会長会で止めたわけですよね。

○前田議長：さっきのぶんはですね。それと、併せて、改めて理事会開くということで日にちを設定しておりますので、それは続けていけば同じことです。

○豊見常務理事：よくわかりませんが、回答として受け取りました。

○前田議長：えー、以上で終わります。ありがとうございます。

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

## ◆ 理事会議事録

1. 日 時：平成27年7月21日（火）午後7時～9時11分
2. 場 所：広島県薬剤師会館
3. 出席者：（会長）前田泰則  
 (副会長) 木平健治、大塚幸三、野村祐仁、  
 村上信行、渡邊英晶  
 (専務理事) 豊見雅文  
 (常務理事) 青野拓郎、有村健二、井上映子、  
 小林啓二、重森友幸、谷川正之、  
 豊見 敦、中川潤子、二川 勝、  
 政岡 醇、松村智子  
 (理事) 高野幹久、三宅勝志、新井茂昭、  
 奥本 啓、竹本貴明、田邊ナオ、  
 多森繁美、林真理子  
 (監事) 水戸基彦、菊一瓔子
4. 欠席者：佐藤英治理事
5. オブザーバー：広島工業大学名誉教授・工学博士（東京工業大学）森保洋之氏
6. 付議事項
  - (1) 設計業者の機関決定について（資料1）
  - (2) 定期借地権を結んで会館建設等費用に充てる案について
  - (3) 平成26年度貸借対照表内訳表、平成26年度正味財産増減計算書内訳表の訂正について（資料2）
  - (4) 諸規程について
    - ア 会費の割当額に係る届出について（内規）（案）（資料3）
    - イ 公益社団法人広島県薬剤師会会計処理規程（案）（資料4）
    - ウ 公益社団法人広島県薬剤師会旅費規程（案）（資料5）
  - (5) その他
7. 会議
  - (1) 開会
 

野村祐仁副会長の司会により開会された。
  - (2) 会長挨拶
 

皆さん、こんにちは。ご多忙のところ全体理事会、機関決定のためにお集まりいただきありがとうございます。先ほど、森保先生から頼まれておりました会館建設のグランドデザイン（案）というものをつくりております。まだ、全部できあがったものではありませんが、皆様方のお知恵をおかりしながら、完成させていきたいと思っております。森保先生には、プロポーザルの件、土曜日のヒアリングの件も含めて、超多忙な時間を使っていただいております。契約以上のプロポーザルの仕事の内容、あるいは、準備等もですね。実は歯科医師会とも協議中なんですけれども、まだ、いわゆる継続してお願いしたいということありますが、ひろぎんのひろしま信愛不動産とも打合せ中でありますので、後日、きっちりとしたかたちで先生には仕事の段取りもまたお願いしたいと思っております。今日、木平先生、村上先生、大塚先生、野村先生の審査委員をしていただいた設計会社の選定ということを機関決定するということ、総会で代議員の先生方にお示しするひとつの案として、資金調達の方法としての取り組みを定借ということで、またお願いしたいということで、掲げてお

ります。後は、規約のことが少しありますので、そのことも含めて議案に載せておりますので、十分なるご審議をお願いしたいと思っております。簡単ですけれども、挨拶に代えさせていただきます。

- (3) 会長が、定款第38条第1項の規定により、議長として議事運営を行われた。
- (4) 出席者数の確認
 

理事27名中、出席者数24名により、理事会の成立を宣言された。
- (5) 議事録署名人の指名
 

議長から、定款第41条第2項の規定により、出席の水戸基彦監事、菊一瓔子監事と前田泰則会長を議事録署名人として指名された。
- (6) 議事
  - 1) 設計業者の機関決定について（資料1）
  - 2) 定期借地権を結んで会館建設等費用に充てる案について
  - 3) 平成26年度貸借対照表内訳表、平成26年度正味財産増減計算書内訳表の訂正について（資料2）
  - 4) 諸規程について
    - (7) 会費の割当額に係る届出について（内規）（案）（資料3）
    - (イ) 公益社団法人広島県薬剤師会会計処理規程（案）（資料4）
    - (ウ) 公益社団法人広島県薬剤師会旅費規程（案）（資料5）
  - 5) その他

- (7) 提案理由の説明・質疑・応答・採決
 

○前田泰則会長 それでは、先ず、(1) 設計業者の機関決定についてを議事といたします。提案理由の木平先生の方からお願いする予定でありますけれど、今日は、森保先生に来ていただいておりますので、木平先生、よろしいですか、お願いして。

○木平健治副会長 7月18日の土曜日に、プロポーザルに関しまして、審査委員会を開催いたしました。それぞれの3者のプレゼンテーションを受けた後、D者に特定するということで、いろいろ議論をさせていただいて、最終的に審査報告書にあるように、結論出こととなりました。その経過につきまして、森保顧問といいますか先生の方からご報告をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○森保洋之先生 森保でございます。座って恐縮でございますけれども、話をさせてください。木平先生から振っていただいたんですけども、前に戻って、グランドデザインは、私がお願いしたわけではなくて、私がグランドデザインが気になりますと申し上げたんで、それを修正といいますか、ご理解をいただきたいと思います。私はお願いを申し上げる立場ではございませんので。すみません。それで、木平先生からの問い合わせのことになります。次第の次のページ、資料1がございます。資料1は3ページに渡っております。今、お話をございましたように、土曜日にヒアリング、この会場でいたしました。3者ともに非常によい提案をいただいて、審査員ははたはた困ったわけでございますが、結局はですね、建物をしっかり作る、それから広島駅の北口でございますので、地区計画という、専門的な表現ですけれども、つまり北口のまちづくりの問題がですね、

財務省・県・市の合同にてしばらく前から動いております。実は私は10年前からそれを指導をいたしております1人でございますけれども。そのまちづくりの観点からですね、建物作りだけでなく、まちづくりへの、なんていいましょうか、試算、眼差しと、あるいはきちんとしたデータの提供と、2つを求めてまいりましたが、3者残っていたんですが、3者の中で、少しく味が違っておりました。C者はですね、建物作り大変熱心でございましたが、まちづくりについては書かれてはいたんですけども、その書かれる度合いというんでしょうか、いうふうなものについていかがかな。それから、D者はバランスよく書かれおりました。が、コストの点で少し張り切りすぎて、オプションの方を表にだしてしまったと。5億円というふうなことで指示したお願いした件については、そうでない案として5億をちょっと越えて提案されました。その他のところは、D者の場合は大変優れおったと思います。それから、E者はですね、実は第1次の選考の時、非常によい評価を先生方からいたいたいたのですが、最初の案を変えた上で、新しい案として第2次に望まれました。設計提案、それからまちづくりについて、ともどもよい提案をいたいたいたわけすけれども、設計提案及びまちづくりともにですね、D者と比較するといかがかなというところが要点でございます。3者ともに大変熱心に、この薬剤師会さんのためにですね、賢明になって準備し、賢明になって説明をしてくださったと私は思います。そういう意味では、審査員の1人としてですね、3者に敬意を表したいと思っておりますとともにですね、内容的には今申し上げたようなことで、D者がですね特定、そして第1位ですから最優秀者ということになります。それから、C者が特定、そして優秀者となります。E者、最後のE者は残念でございますけれども、非特定、特定に至らずということで、1位・2位・3位のそういう表現で申すのは大変失礼なんすけれども、そういうことで、そういうふうにいたしますということで、広報いたしております。説明書にも記載しておりますので、お許しいただいて、特定が2者、非特定は1者と相成ったわけでございます。細かい審査の経過及び状況については、お手元の資料のとおりでございます。今日は機関決定ということでございますので、2ページ目の7番のところにですね、最優秀者、優秀者の企業名が書いてございます。実は土曜日には、傍聴席に何人かの方が来てくださいまして、具に状況をみていただいたかと思っております。ということで、一応全体としてはそのようなことで、公平、忠実・公平に、誠実に、審査委員会としては動かせていただいたということでございます。審査委員会の開催実績は、下に参考として書かせていただいたとおりでございます。以上です。

○前田泰則議長 それでは、今の森保先生のご説明に対して、質疑に入りたいと思いますが、質問のある方は、挙手の上、お願いいたします。はい、どうぞ。

○森保洋之氏 私、失礼しました。よろしいですか。ごめんなさい。説明を失礼をいたしました。先ほどD者がですね最優秀者として審査委員会としては特定したいと。D者の提案したものの姿はいかがな

ものかということですね、提案書類の中の26ページ目にですねこういう資料がございましたので、先生方がどういう姿なものが提案されたのか、図面を全部になると大変な量になりますので、姿絵をですねお示ししたということでございます。失礼いたしました。先生方よろしいですか、私が説明して。いいですか。1階はですね薬局とかですねいくつかの機能と駐車場というかたちでございます。ただ、その時に、費用がどのくらいかかるかということになるわけで、代替案の方は建物の中の駐車場はやめて、機能で全部詰めるというふうな案が出ております。おそらくそちらの方向になろうかと思いますけれども。一応、現状ではL型に駐車場、そして、メインは薬局とかいろいろ検査機能とかが入るスペースということでございます。会館で名前が書いてある方は駅の方からみてという姿でございます。以上です。

○大塚幸三副会長 一応、D者にはほぼ決定をして、D者の設計図が予算オーバーということでしたので、改めて予算内での設計を提出してくださいというお願いをしております。ですからその予算内でこのかたちを維持したまま縮小するのか、デザインが変わることかというところすけれども、いずれにしてもD者ということで熱意を感じたということで、審査員全員にして、極端に言えば先ほど森保先生も言われましたけど、5億までの予算でプロポーザルというものが、5億超した姿でこういう形で出たと。しかし、予算内に会館を建てるという大義名分を最優先して、改めてデザイン等はおいて、D者に改めて提出してもらうと。そして、一応優秀業者というところで、手を結ぶというところの意見がありました。

○前田泰則会長 はい、ありがとうございます。はい、はい。

○重森友幸常務理事 その値段は別にしてじゃなくて、予算ありきでしょ、問題になっているのは。だから、それは別として熱意があつていいっていうのはいいんだけど、予算5億なら5億に入るんじゃないと、みなさんこれでいいと決められたようになりますすけども、もう決められたから、決めらるつちゅうか、我々はお任せしてからオッケーですよ、オッケーしますけども。値段につきましては、ここで決めておかないと、また、それだけうやむやになって、別問題として動くような感じがするんだけど。だから、次の5億に入るような設計してもらって、最終にオッケーにしないと、今決めとかないといけないんじゃないかと、そう思いますすけれども。

○森保洋之先生 審査員の先生方、ちらっとは言ってくださいね。資料の1の8番を見ていただけますか。資料の1の2枚目の8番は中程にございますすけれども、今後の対応っていうのは失礼かと思って言わなかつたんですけども、今、先生から話ございましたので、2つ目のドットをごらんください。審査員としてはですね、最優秀者として、まあ、審査委員会としては結論なんですね。この機関決定がなされた場合、すぐ契約ではなくて、契約前に平面計画及びコスト（工事費）等の課題について具体的に協議をし、契約について検討・決定の上で、締結という運びを提唱したいということが審査委員会で話題になつたことでございます。はい。ありがとうございます。審査員の先生方よろしいでしょうか。

○野村祐仁副会長 姿図があるのは駐車場を多くとったかたちぶんで、実際の予算では1番高くなるぶんなんですね。そして1階部分を先ほどおっしゃいましたように、すべてあの車が建物の下に置くぶんじゃなかったら、たぶん16台が8台になるんですかね。駐車場の台数がですね、減りまして、8台になるというのがまあ案なんで出ておりました。そして、どちらの案も5億は超えてきているんですが、それがですね、私たち素人ではわからない部分がありまして、森保先生のその分析によりますと、わりと細かく書いてあるから、正直に出してきてるとか、何かの参考にある程度そういったものを元にですね出してきているのではないだろうか。そのところは悪い言い方をすれば数字上はどうやってでも合わせられるのではないかなという、実際にまた設計の段階になると、実際はもっと高いかもわからないし、というようないろんなことがありますて、そういうことも考慮いたしました。そして、後は、実際にあの先ほどまちづくりの部分で、エリアマネジメントの会議にいかに通すかという、とにかくもう期日が迫っておるというのが大きな問題点で、そこをまずクリアできそうなところというが、かなり大きな評価を持たされたというか、持ったというか、そこでの書き込みというのですか、そういった部分が1番大きかったんじゃないかなと私は思いました。はい。

○豊見雅文専務理事 はい。ちょっといいですか。

○前田泰則会長 はい。何かある。

○豊見雅文専務理事 はい。先日傍聴をさせていただきました。その時に代替案もあるということで、今日、森保先生言われたのはそのことだろうと思うんですね。もう、そっちの方、代替案でもかなりいろいろな資料を作ってるという、お聞きしております。なぜ今日その代替案の方を中心に今から折衝していくんだとおっしゃったのに、その代替案の方の図面が、図面というかパースが出ていないのはちょっと不思議に思ったのですが、そのパースはないんですかね。この間出てなかったんですか。

○森保洋之先生 この間、出てなかった。

○豊見雅文専務理事 出てなかったですか。何かあるようなことを言ってましたよね。業者。

○森保洋之先生 そうですね。

○大塚幸三副会長 休みでしよう。

○野村祐仁副会長 連絡とれなかった。

○豊見雅文専務理事 連絡とれなかった。それは非常に残念だったと。ですから基本的にはこの図面、このパースじゃなくて、その代替案の駐車場が8台。

○野村祐仁副会長 全部8台ですけど、ただそれもオーバーしてますから。

○豊見雅文専務理事 それでも5億をオーバー、5億4千万って言ったかな。

○野村祐仁副会長 5億8千万。

○豊見雅文専務理事 8千万。これが6億なんば。

○野村祐仁副会長 4千万。

○豊見雅文専務理事 6億4千万。

○野村祐仁副会長 あ、いや、6億2千万。

○豊見雅文専務理事 6億2千万。代替案はそれから4千万下がって、5億8千万だそうです。

○森保洋之先生 よろしいですか。

○前田泰則会長 はい。どうぞ。

○森保洋之先生 あの、先生方ちょっと聞いていただければと思うのですが、ちょっとわかりにくいと思うのですけれども、主なものが提案、提案する主なものがあったと。それに対して代替案として、まあ縮小したか、金額はおしゃるとおりですね、あったと。主なものの作り方の作法、デザインとか、プランニングっていうんですけれども、そういうふうなもので代替案がどうできるか。そして、ちょっと抑えめにできるかっていうことは私は専門ですので想像がつくんですね。その想像がついたものは今、絵にして示せとっていうのはちょっと難しいんですけども、そういうふうな議論も確かにしましたので、そういう意味では、間違いないのは、デザインとか、プランニング、この薬剤師会館としてのものについては質が高かったと、これは私個人の思いですが、質が高かったと思います。思います。まちづくりについては、終わってから審査の項目に入れたわけではなくて、建物づくり、まちづくりとともにですね、プロポーザル説明書、それから動かしている中で、注意してくださいということで、それを確認する意味の連絡もいたしております。まちづくり対応はきちんとお示し検討してほしいと3者に等しくお願いをしております。その上で提案があつたわけですね。提案があつた内容を重視するという言い方からすれば、3者それぞれなんですが、その中でトータルな意味ではD者が優れている。ただコストが問題。ですから、コストについては、今、豊見先生がおっしゃられたように、豊見先生、傍聴で私の後ろで熱心に聞いておられたんですけども。コストは代替案というか、金額合せたかたちの5億円案で、少しシフトしていただく。私はシフトのイメージはつくんですね、専門ですから。わかるようにきちんと示してほしい。そして、その意味の協議をちゃんとやるというふうな人たちが、私は大事なのかなあというふうに思います。

もう1回いうと、建物づくり、まちづくりについては、プロポーザル説明書にきちんと示してほしい。それで気になったのですよ実は、気になったので、改めてそのことの確認の連絡をして、その上で出てきたのでした。コストもちゃんと言っておりました。が、その上ででてきた案でございます。そういう意味で考えると3者の中では私はD者か、D者と全体の中で決めていただいたわけで、私も同感であるということでございます。以上です。

○渡邊英晶副会長 よろしいですか。豊見先生が言われたように、もともと5億でやって、じゃあ6億でとか言ったら、もっといろんな案が出るわけですね。もっといい感じで。だから5億でやるっていう最初に言ったことは必ずやっぱり守らないと、なかなか選べないんじゃないかなというふうに思います。

○野村祐仁副会長 はい。そのことも出ました。最初からそれだけ動く予算が出してきていいんだったら、もっといろんな、もっといい違った案も、他者の2者もですね、出せたんじゃないかという議論も出ましたのは確かです。土曜日に4時半ですかね終わって、1時間くらいを予定しておりました決定するのに、もうヒアリングを終わって、すぐその場で会議をしたら、やっぱりここよねと、私はある程度簡単に決まるもんと考えておりました。実は7時過ぎま

した。2時間半はまわって。いろんな意見が出ました。当然、最初からやってないのはずるいよねって。それはちょっとルール違反だよねっていうこともありますし、そのことで、実際に代替案が出ないと比べられないじゃないと意見もありました。だけど、今の状況で全部それも加味して判断をせざるを得ない状況なもんですから、それで、喧喧譁譁、5人で疲れ果てるくらい議論をして最終的にそうなったということなんでございます。

○前田泰則会長 それでは、よろしいですか。渡邊先生、いいですか。はい。ありがとうございます。お忙しい先生ですので、あんまり長い時間とれませんが、機関決定をさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。それでは、最優秀者・D者・株式会社あい設計、優秀者・C者・株式会社感性舎さんということで、機関決定することに賛成の方は挙手お願いいたします。

○前田泰則会長 わかりました。はい、ありがとうございます。18名ということですので、決定させていただきます。はい、木平先生どうぞ。

○木平健治副会長 審査員として、8番のところにある最優秀者、優秀者として、D者、C者ということになったんですけれども、先ほどの経費の問題ということが絡めてですね、今後、最優秀者・D者と、契約前に、平面計画及びそのコスト等の課題について、具体的に協議して、契約について検討・決定の上で、契約締結の運びとすることを期待したいというふうに記載されているわけですから、このことをどこで確認して、それをどういうかたちで機関決定の場に関連するのかということについては、少し言葉が必要なのかなといふうに審査員の1人として思っております。そこらあたりを事務的なものでもよろしんすけれども、先ほど、豊見先生もおっしゃいましたけれども、代替案としての図面も今回提出されておりませんし、説明も一応を5.8億という説明でございましたので、それを審査委員会の中では、5億以内という条件は厳しく言っておかなくてはいけないということで、森保先生の方もそういうふうなご意向でしたので、契約というふうなことにあたっては、その点をしっかりと確認した上でということになろうかと思いますので、その時間をどういうふうなかたちで作るのか、あるいは、どこの時点でそれをするのかということを少し、会長、副会長が決めることか、審査委員会が決めることか、建設委員会が決めることかわかりませんけれども、そこを誰がどういうふうなかたちで確認するのかということを、ここで決めておいていただけたらというふうに思います。以上です。

○前田泰則会長 一応どうしましょう。審査委員さんの方で決めていただけます。また後日ということですか。それと、明日タイトなことになりますので、審査員の野村副先生、村上先生、大塚先生、木平先生、森保先生5名の方は、引き続きいろいろ審査する対象が出た時、ご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○豊見雅文専務理事 理事の方に説明していないですね。形式、方式を。だから、明日は。

○森保洋之先生 今、それを会長に申し上げて。誰がどうするか。

○豊見雅文専務理事 だから、そのどうするかというか。手順が、これからの手順が、常務理事会は聞きましたけれども、理事の先生方はその手順が、明日のことを何もご存じない。

○森保洋之先生 すみません。私が説明させていただくのは実は極めて変なんですけども、お許しください。先ほどの木平先生のことは全くそのとおりで。例えばですね、機関決定されれば、明日の朝にはですね、特定された企業さんに連絡ができるんですね。そうすればですね、一生懸命やってくださる、どの会社さんもそうですけれども、特定されたあいさんもですね、やってくださるんじゃないかと、夕方ぐらいには資料出しちゃうんじゃないかと、私は願っております。むしろ、出せよって言いたい。そんな気持でおります。普段はやさしいんですけど、厳しいですよ、言いますから私は。それは先生方だいぶわかって、前田先生なんか、しゃべる私は言っています。申し上げてます。申しわけないけど。そんななかたちで最初はソフトに出せよというかたちで出してお願いすると、強くお願いすることがまず必要で。それを当会の責にある方どなたかが会っていただいて、私も同席せいということであれば、1回だけじゃ済みませんので、私は何人か人数増やしてですね、いろんな方に知っていただいて、共有化した方がいいと私は思っています。常々思っていることなんで、ぜひ、前田会長先生その方向にお導きをいただきたいなと思ってます。今、お話が出たことなんでございますけれども、実はですね非常に切羽詰まった状況があります。で、ここまで前田先生からの話がなされているかどうか私にはわからないので、出過ぎたり、失礼だったりするかもしれません、お許しください。実は、建物を作る上では、資金の問題がございますね。私は資金の問題については、極めて弱いので、何ともお恥ずかしいんですが、非常に気になっております。例えば、補助金の問題、軍資金の問題、それから、どれくらい不足するのかという問題、等々が気になっているというのが率直なとこ。補助金については、当然、県の薬務課とか、わかりませんけど、それから厚労省とかいろいろあるのかなあと想像してますけれど、具体的には今申し上げた中で、薬務課さんの方で条件を厳しく先般つけられたと聞いております。その条件は、基本設計が出て、そして、その基本設計に対して、施工工事の総額がどのくらい出るのかっていうことをオープンなかたちで、施工業者つまりゼネコンに求めて、2者つまり基本設計が同じで2者あるいは3者、専門では2者見積あるいは3者見積って言うんですけども、それを求められたとこういうことです。日にちも限られました。最初は8月17日ということになって、その後、前田先生がいろんな意味でご努力なさって、ちょっとそれはもうちょっと延びんかいということで、交渉されたと漏れ聞いております。今日、私が知っておりますのは、1週間は延びないが少々延びるようなこと、ただ、延びたとしても1週間。そうなるとですね、さて、苦しい。図面はですね、100ページぐらいの図面ができるで、さあ見積もりしてほしいっていうと1カ月はかかるんですよ。1カ月。今回はA4サイズで言えば、せいぜい30枚くらいでよ。いろんなデータ入れて30枚くらい。基礎デー

タはちゃんとあると思うんですよ。ですから、30枚くらいのデータプラスアルファっていうものですから、1カ月はかかるないとしても、でも、今日頼んで明日できるわけじゃない。もう1つの条件、オープンに募ってくれと条件つけられたんですね。オープンに募ってくれって本当いうと一般競争入札だけなんですよ。公募で。これはできません。なぜかっていうと、資料がついていかない。そんなA4の3・40ページのもので一般競争やった例は、私が知っている限り、日本国中でない。そうなると一般競争入札以外に方法はないのかということになるわけでございます。実は、ありました。規制緩和ということで、スタートは東日本震災の時に動いた話ですけれども。設計割れして、施工に出す段階になって施工業者が決まらない。こういうことが起きたそうです。国交省がですね、それは困ったということで、しかしそれだけに対応する特別なもの以外も含めて、新しい仕組みを編み出したわけですね。それがですね、アルファベットのECIという方式なんですね。本當いうと、基本設計ができるって100枚くらいの図面がやっぱりできてからなんですねけれども。これを準用して、援用して、要するに応用して、簡便にして、ならばできる可能性があるのではないかということで、私は県とも相談を命ぜられて、前田先生が行ってくれということで行ってきました。それから、国交省の方にも行ってまいりました。それで、この準を付けないとまずいんですけども、そのままじゃないから。変形バージョンで乗り切ろうかということで、先ほどの薬務課の依頼に、依頼ってより命令に近い、指示に近いので、それは従わないといけないのかなあと、たいへん強い、全く強い合金です。ネバーならんという合金を感じましたので。たってですね、新しい方式を智恵をしづって考えたということで。どういうかたちかというと、アドバイザー契約をして、その企業を選ぶ。その企業をアドバイザー契約する時にアドバイザーとしての資質はどうかっていう問いと併せて、コスト金額も聞いちゃおうと。それから、設計途中でいろいろ提案とかアドバイスいただこうと。そうするとどういうことが起きるかっていうと、実施設計の時にかなり知った図面になるわけですね。なつかつ、それを通してですね、実施設計が出れば、改めて見積りを出していただく。見積りを出していただくってことはですね、内容をよく知って、施工の効率もいいし、質も上がるし、費用も安くなるし、施工期間も短くなるということで、大変このシステムは薬剤師会さんにとってよろしいのではないかという、私の最後の案です。むしろ、この牌しか私は今薬務課さんの強い合金に対して、対応する仕組みを私は知らない。いろいろ考えましたけど、外にないのではないかと思ってます。良い案があったらお教えいただきたい、そういうことです。そういう中で、先般、豊見先生が今振っていたときましたけれども、そんな話をしました。どうするんですか。今日の会があるということの中で、実は今機関決定をされたということで、じゃあ動けるか明日から。明日から動いて1週間後に動き出そうかっていうのはもう無理で、2つの要素があります。エリアマネジメントっていうまちづくりについては、もう本当に尻に火が付いてて、火がボーボーって

いう状況なんです。一時を争う。それから、もう1つの要素は、建物作りですね。先ほどのコストも含めて、建物づくりについては、3案の中ではデザイン的にはプランニング的にはまとまった案だと思います。質がいいと思います。それをもとにですね、皆様方の館として、生活の場として、いいものを作るということに燃え上がって対応してもらうということで、例えば私が提案したいのは、明日にでも企業さんに来ていただいて、どなたかが会っていただいて、森保、横にいろいろってことでは、いていただくないうかたちでそっちは動かす。一方で、エリアマネジメントについては、今申し上げたようなかたちで進めるわけですが、そして、その上に建物を作るってことに対して、もう1回言いますけれども、ECI方式に準じた準ECI方式によって企業さんに声をかけて、そして、企業さんの中から同じように特定する会社さんを1位、2位、3位と決めると。要点はですね、アドバイザー契約した会社が最後にコストを上げてきたならば、けっていいんです。このルールはけっていいんです。その場合どうなるかっていうと、順位2位の方に特定する。それがだめだった場合は3位。まあ、3位まではなんとか決着をつける。そういう意味で通常ですね、3位まで決める。社会には2位まで発信する。今回といっしょです。というかたちでこれをやらしていただいたらどうかということを、先般、常務理事会で説明をさせていただきました。それで、皆さんがよろしんではないかということで、今日、お諮りをしてっていうことですけれども。もう、並行して行かないともう無理なので、普通だったら申し上げますけども、並行していかないと時間的に、もう火がボーボーなんです。そういう意味で、多少、どういうふうに説明していくかわかりませんけど、動かすというかたちをとらせていただいたというかたちであります。建物を作る上の補助金は、私にとっては大事なものではないかと想像致すございます。そういう意味で、非常に切羽詰まった状況が一方であって、これはいろいろ先生方が検討された結果今ここであるですから、それは全部どっぷり飲み込もうと。そして、できるだけ良い方にはう、いかにしたらいかというかたちで、おつきあいするしかないなと思っております。私の思いで、先ほどの豊見先生が振っていただいたことを説明させていただきました。あのECIというのは、早めに請負業者を決めて仲間に入ってもらって検討するという、そういう意味の英語のイニシャルでございます。資料はきっとお示しする必要があると思いますけれども、一応、要点としては以上のようなことでございます。豊見先生いかがでしょうか。

○豊見雅文専務理事 はい。

○前田泰則会長 配って。今、お配りするのが建設会社リスト一覧。森保先生の方から出していただいているものでございます。

○森保洋之先生 説明しましょうか。実はですね、先ほどの設計監理業務については、私が係わってますのは、先生方から薬剤師の会員の方からですね、8者推薦があったと聞いてます。同じような手続きを取ったらどうですかというのが、私の本心ですけれども。実は先般の常務理事会においてですね、それ

から、その前の何かの会の委員ですね、まあ公平にという立場で案を作つてみたらどうですかというふうな提案がございました。私は、とんでもないと申し上げてたんですけれども、先ほどの火がボーボーという切羽詰まった状況の中で、これは一腹二腹脱がなくちゃいかんと一晩考えて思いました。で、この今お示ししているのは、私が作った資料じゃないんですけども、選んだことは私の仕事です。どう選んだか。広島県と広島市の施工関係のランク表があります。これはマル秘ですので出せません。で、広島県と広島市の施工ランク表を入手をいたしました。事務局の方にこういうふうにすれば手に入るよということで、入手していただきました。しばらく持つていただきたいんですけども、私は持つていませんでした。で、先ほど申しましたように切羽詰まった状況於の中で、「森保さん、中立の立場で案作ってくれんか」ということになりました。私は一晩考えて、とんでもないと、私の任せじゃないと思いましたが、思いましたがですよ、本当に火がボーボーなんですよ。なので、致し方ないなあと。本当にクリアに、誠実に、案をお出しするほかないと思いました。大変失礼でしたけども思いました。で、選び方を言います。実はですね、これオフレコにしてほしいんですけども、ここ以外出たらお忘れください。これあるな。後でやって。Aランクっていうのはここからここだと思ってください。だから、大丈夫なようにします。こっからここまで、こっちがBランク、Cランク。ここからここ全部じゃなくて、ここからこの辺から上にしました。巨大企業、スーパーゼネコンは外すと、中堅の企業で一生懸命やってくれそうだな、みんな一生懸命やってくださいますけども、薬剤師さんのこの建物を思いながら、この建物の模型を作ったことあるんですよ、模型を、どうしても愛着がね、隣もそうですけども、愛着がわくんです。薬剤師さんのために動いてくださるんじゃないかなあっていう会社を、そうですね、10者は選びたいなってことで。選んできましたら14者になったんですよ。14、もう1者なんとかなんいかってことで、15者にいたしました。それがこれです。1番最初の2つはですね、ハウスって何ってって皆さん思うでしょ。でも、この2つのハウスメーカーはもう、ハウスメーカーではなくて、ゼネコンです。スーパーゼネコンで言ってもいい。受注高は他のスーパーゼネコンより上です。ただし、ハウジングとかいろいろ入っています。ここでの利点、メリットは、大変マネージメントに強いんですよ。だから、いろんな新しいこと、この広報とか、新しいことやってくれるだろうと。この会にとってやってくださるんじゃないかなという読みです、私の。で、推薦しました。それから、それ以降はですね、順番は先ほど知ったことで、わかつてしまうんですけども、これ忘れてくださいね。忘れてくださいね、順番は。この資料は、役員会かな理事会か、出たわけだから、先生方お持ちいただいていいわけ、当然ね。でも、順番とかは忘れてください。これはある時に順番を出すんですよ。でも、マル秘として資料に全部押されてますから。ただ、素直がいいでしょ、素直がいいので、1カ所ちょっと違ったのがありましたけども、順番が違うのがありましたけども、逆に言えば、それでわからなくなつ

たんでいいんですけども。だいたいある順番で選ばせていただきました。結局14者、最初10者、で14者になって、ちょっともう1者ぐらいってことで増やして。もう1回復習。Aはこっからここまで、Bはこっから、こっちは見ない、で、Bのこの辺から上で、上から取つて、積水と大和さんを加えたと、こういうかたちです。広島に、広島県の中に支店があるということですね。一定程度技術を持っていて、アドバイザーとして機能してくださるのではないかということで。AランクがBランク、Cランクなれば、そういうことのアドバイスをいただけないって言うんじゃないですよ。ただ、アドバイスをいただきやすいという意味で、Aランクの中のちょっと上、で、1番上を外して、そういうふうなことで選ばせていただきました。これは、私の分を遙かに超えていますから、森保帰れってことであれば、今から僕は帰りますから。ただ、この切羽詰まった状況ですから、なんとかお役に立てばよろしいという意味で、今申し上げたわけでございます。また、失礼な表現しました。お許しください。はい。

- 前田泰則会長 このリスト、だから、絶対外に出さないようにして。回収した方がいいですか。
- 森保洋之先生 いいんじゃないですか。
- 前田泰則会長 いいですか。それじゃお持ちください。はい。それでは、1はそれで終わりたいと思います。
- 森保洋之先生 明日は指名プロポがあります。
- 前田泰則会長 明日は、大塚先生と。先生、時間ない。4時頃時間ある。
- 森保洋之先生 いや、これは。
- 前田泰則会長 夜、夜、7時。
- 森保洋之先生 それでですね。今、ちょっとこそそこそ言ってすみません。
- 前田泰則会長 すみません。
- 森保洋之先生 あの、今のようなことで、ものすごく切羽詰まった状況で、1日遅れたらばもう応募する企業ない。それでなくたって短いタイトな中で。だから、一刻を争うってことで。今日の結果を待つて、私としては、明日、朝、事務局が特定した1位、2位に電話して資料を用意してくれと。これこれの資料ってことはもう伝えてありますから。用意してもらって。そして、それを15者の内、何者来るかわかりませんけど、私の読みは3分の1が辞めるだろうと思っています。で、10者。そして説明して、具体的に出てくるのはどうかということで。県から求められているのは3者見積、2者以上ですから、5者来ればと思っています。これは増えればいいんですね。増えればありがたい。いずれにしても1者でも2者でもありがたいというふうに思うんです。明日ですね、7時からここで、15者に声かけてますが、15者来るかどうかわかりません。公平にやります。実はこの中のある方には大変ご苦労かけて資料の下ごしらえをしていただきました。私この何日か徹夜でやつてます。明日のために。明日だけじゃないけれども、こういう報告書も含めて。何とか乗り切つて、皆様方がよかったですというふうに思つていただくことを期待したい、祈念したい、願つていて、のワークというふうにご理解をいただければと思います。具体的にはですね、私わかりませんけど、ど

あなたの委員と相談してってことは、明日の朝、今度は徹夜でやりますけど、体小さいんですけど割と元気なんですよ、元気なの。だから、この勢いでなんとか乗り切って準備をしたいと考えております。明日の朝には、あらかたのものが出て。で、前田先生から、決めてくださいね、どなたが中心にやるか。で、その中心は仮に1人だとしても、明日2人だとしても、今後増やしていただきたい、そして、皆さんでやるというふうにしていただきたいなあと、私の希望であります。明日の7時からやらせていただく説明会においでいただければ、それは大いにね、よろしいので。すみません、余計なこと言いまして。余計なこと言いますけども、明日7時からここでしますから、説明会においでいただければ、お互にいいなあと。できるだけパブリックに、ガラス張りでいいんですよ、私の思いは。そんな意味で。ただ、要の案ですね、要が、竹の節が、その節の時にちゃんとやらないと伸び伸びになっちゃってだめになっちゃうと私は思います。ポイントは押さえるというふうに思いますので、大変失礼ですけども、いろんな思いで、そうさせていただければいいなあと思っていたところ、森保、動けというふうな声が聞こえて、何人かから同時に聞こえて、ありがたないなあとと思って、考えた上でのことでございました。お許しいただいて。仕組みについては、もう1回言いますけど、ECI方式ということで、後で資料は用意しますけども、後で資料を配布させていただいたらよろしいなあと、先生方にですね、と願っております。以上です。はい。

○前田泰則会長 明日7時から企業の説明会ということで、出られる方は、本当に理事者の方を対象に募集しますので。ここでやるんですか。

○森保洋之先生 ここです。

○前田泰則会長 何人でも。

○森保洋之先生 そうですね。企業に、15者声かけてますから、1者2人以内、ですから最大30人来ます、最大。

○前田泰則会長 向こうが来られる。

○森保洋之先生 で、こちら側が1人2人じゃ困るんですね、かっこつかない、はっきり言うと。だから、最低3人ですね。

○前田泰則会長 明日、出れる人おられますか。ちょっと今。渡邊先生、夜は大丈夫。

○渡邊英晶副会長 夜は。7時ですか。

○前田泰則会長 7時。

○渡邊英晶副会長 7時じゃったら、ええかも。

○前田泰則会長 大丈夫ですか。

○森保洋之先生 ぜひ。

○前田泰則会長 ジャあ、ぜひ出てください。木平先生は東京。

○木平健治副会長 出張で。

○前田泰則会長 出張。大塚先生はじゃあおられます。

○前田泰則会長 野村先生は。

○野村祐仁副会長 出ます。

○前田泰則会長 大丈夫。今、3名。村上先生は。

○村上信行副会長 僕は明日だめです。

○前田泰則会長 用事があるん。豊見先生は。

○豊見雅文専務理事 僕は東京です。

○前田泰則会長 東京。じゃあ、しようがない。

○森保洋之先生 出られる人どうぞ。ねえ。その方が

いいですよ。

○前田泰則会長 後、出したら、どなたでも。

○森保洋之先生 ぜひぜひ。

○前田泰則会長 ぜひ、聞いといいていただければですね、説明が。3名、4名でもよろしいですか。

○森保洋之先生 もう何名でも。ただ、表にでることを横にいる人ってかっこうになる。

○前田泰則会長 井上先生、出れる。

○森保洋之先生 ぜひぜひ。

○前田泰則会長 ジャあ、井上先生と。青野先生は。有村先生。小林先生。谷川先生、明日、7時、いいですか、じゃあ。豊見先生は。中川先生。何その手は。二川先生。

○二川勝常務理事 出た方がいいですか。

○前田泰則会長 出た方がいいです。なるべく。政岡先生、いいですか。

○政岡醇常務理事 用事があるんです。

○前田泰則会長 用事があるんですけど、出ます。松村先生、はい。大学の先生はちょっと急がしいんでいいですか。竹本君。

○竹本貴明理事 はい、出ます。

○前田泰則会長 大丈夫。ジャあ、出てください。奥本さんはどうですか。ちょっと。田邊先生、多森先生。

○多森繁美理事 多職種あるんで。

○前田泰則会長 多職種やるん。ああ、そう。ジャあ、今言って行けるという方は、7時にここにお越しください。よろしくお願ひいたします。はい。ジャあ、これで。

○森保洋之先生 これは。

○前田泰則会長 これは、また、先生、明日にしましょう。時間がないので、申しわけない。これで一端切りますので。

○森保洋之先生 あい設計との時間が決まったら。

○前田泰則会長 そうですね。はい。

○森保洋之先生 決めていただいたら。

○前田泰則会長 えっと、お昼。

○森保洋之先生 いやいや、お昼じゃ、15時。

○前田泰則会長 15時。

○村上信行副会長 森保先生、森保先生。

○前田泰則会長 はい、どうぞ。

○森保洋之先生 はい。

○村上信行副会長 審査の立場でちょっとあれなんですが、明日の建設業者のプロポー説明の時に出る図面っていうのは、それは、一応代替案ですか。それより進んだものですか。

○前田泰則会長 はい、どうぞ。

○森保洋之先生 あの設計企業は、今日この状況を知らないので、今日が終わってから初めて言えるんですね。だから、時間考えると、明日の朝に、組織同士ですから、なると。で、そうすると、その段階で持っているデータを出してくれということになりますので。私が設計事務所の仕事の仕方もわかりますので、データについては、村上先生見られたとおりで、試算まで出てます。細かい数字については、先ほど野村先生おっしゃったように、難しいんですけどね。ですけど、まあ出てるっていうことは、バックデータがあるということですよ、データが。ですから、表に出したものと代替案と、その途中もあるかもしれないけども、平面図が簡単には必ずある、そして、

細かく描いたのが今回出てきたと。代替案は細かく描いてないけれども、あると。でも予算が出てるっていうことは、要するに図面一式と、パースは代替案ないかもしれませんけども。コストはデータがあるはずですから、私はその両方を求めるといいます。

私はD者については、全体はいいけどコストはねってことを言った立場ですよね。きっと覚えてらっしゃると思うんです。大きな声で言いましたから。だから、その点を踏まえると、向こうは少しかつとなってると思うんですよ、きっとなってると思うから、その勢いで出してもらいたいというふうに思います。あした事務局、事務局から言っていただいた上で、よければ私のほうでも確認とるために電話してもいいですけどね。それで両方出てくると思います。

じゃあ、先生お尋ねはもう一つ、それを元にゼネコンさんにどう説明するんですかっていうことです。やり方としては2つ方法があります。片方だけを説明するっていうやり方。もう一つは、今回のものは、オプション案がベースで代替案があって、代替案をコスト的には絞るって案がありますね。設計事務所が読んだコストですから、ゼネコンが読むコストとは違いますよね。ですから、一度は今の案でもコストを僕は出してほしいと僕は思ってるんですよ。その上で、つまり平面図は2つある。案が、案1、案2があると思います。それに対して、両方に 대해5億は目標なんだが、その程度のものが積算で出せますかという問い合わせができるだろうと。2つやり方がある、1つに絞って出すのと。

私は、私個人は、もしくは村上先生が森保さんどっち思ってるのとお問い合わせがあるとすれば、私は両方を聞いてみたらどうかなと思っております。ただ、重視するのは5億に近いものなんです、当然。

私は、ちょっと先ほどおっしゃってくださったように、細かい数字まで出てるんですよ、今回、D者は。ということは、相当積み上げた上での細かさっていうこともあることもあるかもしれないけど、何か類似のものがあって、それに、それを比例的に用いたんじゃないかなという、そういうふうな感じもしてますよね。申し上げますけども。ですから、そういう意味ではちゃんとしたものをゼネコンさんの目で、つくるっていう目で拾ってほしいなと思っております。そういう意味で。

○村上信行副会長 ですから、案で出てたところのコストを確認した上での契約っていうことになりますけれども、建設業者のプロポ始まってゴーサインが出来てしまった場合には、建設業者のほうも戸惑いますよね。そこで出た案とまた違ってくる形で、設計業者契約とが。だから、どっかでその今、木平先生がおっしゃったのはどっかでその判断基準。極端に言えば、ペーパーでもいいから5億のものがあす提示されるんであれば、審査委員、我々としても大賛成でD者でぜひやっていただきたいんですけどね、その他のものを考えれば。

ただ、そこが不安定なまま行って、D者としてはもう最低限5億8,000だということで、そういうところで出してしまった場合には、今の言う契約等々をやり直すわけにもいかなくなってくる。

○森保洋之先生 わかりました。

○村上信行副会長 その辺だけ、ちょっと懸念があります。

○森保洋之先生 それはですね、私はこう考えております。図面がA案B案とあったと、あるわけですね。提案されたものと代替案と。代替案がB、片方がAと考えてください、A案、B案。それは設計事務所が、面積はたしか合ってるんですよね。合っていて、両方とも合っていて値段が違うと。それに対してコストをはじいたと、設計事務所が。今回は、私の2つの案でいえば両方の案について5億以内、税込みで5億以内という形で考えておる。それをもとにしてコスト試算をしてほしいと仮に言うとすれば、A案、B案に対してコスト試算が出るんですよね。結局、決め方はクオリティーとコストです、最後は、審査委員どなたになるかわかりませんけど。それによって決まるでしょう。でも、決まった会社はその出した、コストを出した図面が決定じゃないんです。

というのは、アドバイザー契約っていうことは、ずっとプラン、間取りがですね、皆様方で言えば間取りが動いていって、それで基本設定がまとまって技術設計に行って、その途中途中でジョブが入ると。入れていいと。つくり方って見方で、ゼネコンという立場でよい提案であればどんどん言ってくれという形になりますので。それについては緩やかな対応でゼネコンさんは見ると。つまり、おつき合いすると。アドバイザーとして横にいてくれると、こういう形になる。ですから、最終的にはゼネコンさんは実施図面がでて、そして積算をして、それによって積算をして、でき上がった図面についてこの値段に対して、この会が予算より下だからいいよというふうに言ってくれるかどうか。言えば契約、印鑑を押すと。こういう形になりますので。

だから、私としては今回のもので図面が確定ではなくて、図面については動く。ただ、基本設計原案として捉えて、そしてその原案について幾ら費用がかかるものかと。ただ積み上げではなくて、5億で、税込み5億でっていう条件をつけると。それで5億超えてきたならば、それはもう、申しわけないけど、やっていただいてありがとうございます。という形になるというふうに思います。

○豊見雅文専務理事 一つですね、豊見です。今、すごく急いでいるのは、実は先ほどおっしゃったように薬務課を通じて、国の補助金、県の補助金を得るために急いでいるわけですね。それが最大限で1億2,000万なんですよ。これはもう最高の、坪何ぼでしたっけ、野村先生、120万ぐらいだったかな。坪120万ぐらいの見積もりを出して、200坪で。そうですね、2億4,000万、200坪でね。その半額ということなんで、その1億2,000万を満額は多分出ないです。120万の予算なんて組めないですから、見積もりが、ですよね。120万で組んだら何ぼになりますか、600坪で7億4,000万ぐらい、違うな、7億2,000万かぐらいの建物になってしまふわけですから、多分その見積もりは出せない。そうすると、1億2,000万は多分満額というのは多分非常に難しい、その部分だけいろいろ細工をして、とれるかとれんか、非常に難しい状況です。

そうすると、今急いで、しようがないというんで6億2,000万の建物つくってしまったら、1億2,000万

飛んでしまうんですよね。補助金なかつて5億でつくると全く一緒っていう話になっちゃうというふうなこともありますので、その辺よく先生も、補助金で急ぐのは当然なんですけども、大事なことだと思うんですが、そのことが原因で高くなってしまうというのはちょっと本末転倒になってしまうかなというふうにも思っています。

これ、私、非常に今ここで言うのも何なんですけども、あい設計さん、選ばれたんですね。これ会長に個人的にお聞きしたほうがいいのかどうかわからぬい、後で出てくると嫌なのであらかじめ聞いておきます。あい設計さんは呉の出身の設計業者だと伺っています。そこで例えば、呉に会長のお兄さんがおられるとか、そういうことは、同級生がおられるとか、そういうことはないですか。

○前田泰則会長 ないです。

○豊見雅文専務理事 同級生、ないです。はい、それだったらもう。

○前田泰則会長 そういうのは全く、情報はいただきましたけどね。いろいろ資料はいただきました。

○豊見雅文専務理事 はい、わかりました。ありがとうございました。

○森保洋之先生 一ついいですか。

○前田泰則会長 はい。

○森保洋之先生 実は、審査する過程で、また、先般の常務理事会ですか、のところで、コストの話を質問される方もいて、また、質問されるような気配を感じてお話しいたしました。5億がどういうお金なのかっていうことですね。先ほどの豊見先生のお話の別の立場ですけども、5億がどういうお金かっていうことですよね。税込みです。設計費用も入ってます。今回のゼネコンさんに、設計事務所に頼んだのは全部込みで5億税込みです。ただし、家具、備品、検査機器と書いてないで、機器等のコスト、そういうのは除いてあるんですね。そうすると、じゃあ除いて全部できますかっていう話なんですよ。ところが、できないだろうと私は思ってるんですね。一番は地盤です。あそこは地盤が余りよくないんですよ。皆様方のお耳に届いてると思うんですが、医師会さんのほうはかなり苦労されております。歯科さんもそれに次いで、ちょうど45度ぐらいの角度で悪いのからよくなってる。ということは、逆に言えば、薬剤師さんの保有された土地のほうはよい方、が、もう手を挙げて全く問題ないということではないということです。地盤の問題、アルファ1として加わるだろうと。

2番目はアルファ2、これは外壁です。今はプロポザルっていうのは設計案が出てきて、設計案だけじゃなくて、外壁も大事なんですけど、外壁の細かいことまで聞いておりませんから、外壁がどうなるかによって外壁の費用っていうのは結構、外回りですけど、かかるんですね。外壁によって内壁をどうおさめるか。ほかの材料をどうおさめるか、外壁を含めて、そういう材料の問題。

3番手が、アルファ3。外構ですね。外構っていうのは建物周り、敷地の際まで。庭にするのとか、道はどうなの、そういうことですね。そういうふうな問題があります。今回出てきた図面は大ざっぱですから、それによって積み上げていくと外構の費用も

どうなるかっていうこともありますね。事務所からは一定の提案がありますけども、その提案内容を聞いた上で外構もプラスになるだろうと思います。

ということで、アルファ1、2、3、4っていうのが乗ってくるわけです。そういう構造で5億円はプラスアルファ1、2、3、4というのがありますよと。特に一番最後のところの検査機器はこの会の特徴ですよね。検査センターに置いてる機器はちゃんと検査しないと使えないですね。年間2回ぐらいはやっているんじゃないですかね。そういうことを考えると、移動すればすぐ検査しなくちゃいけないとかそういうのについて回りますから、結構な費用がかかる。家具なんかもこれ全部持つていて使うんですかって。買うんだったら結構かかりますよ。そういうふうなことで積み上げて御用意、前田先生いただいているかどうか知りませんけども、胸算用はされてるんじゃないかと思うんですが、そういうふうに思いますので、5億で全部おさまるわけではないと。だから、できるだけ5億の中でおさめておかないと、後で影響が出てくるというのが私の、余計なことかもしれませんけど、思います。この薬剤師会さんの予算とか、そういう資金力は私は知りませんので余計なことを申し上げましたが、お許しください。豊見先生のお話はわかりましたので、私だけでじゃなくて皆様方も胸にされたらいい、大事なことだなと思います。ありがとうございました。

○前田泰則会長 それでは1番を打ち切って、先生、じゃあお仕事にお帰りください。よろしくお願ひします。

○森保洋之先生 よろしいですか。それじゃあ、失礼いたします。

○前田泰則会長 どうもありがとうございました。

○森保洋之先生 私が出た後でアドバイザーほごにするっていう形で結構ですから。森保は言い過ぎだということです。楽なんです。

○前田泰則会長 いや、そんなことないです。信頼して協力協議してますんで、よろしく。

今いろいろ御説明ありましたけど、本当に時間がタイトなんで、本当に皆さんにもまた協力していただきたいと思っております。

それでは、ありがとうございます。1番終わりました。それでは、2番の定期借地権を結んで会館建設など費用に充てる案についてあります。提案理由はどうしましょう、私のほうから言っていいですか。

皆さん御存じのように、定期借地権の話も勉強会開いたり、いろいろとさせていただいて、代議員会では1案、2案という形で出させていただきました。その後、まちづくり、二葉の里地区まちづくりガイドラインですかね。何か、結構厳しい、二葉の里地区まちづくりガイドライン、エリアマネジメント推進調整会議というところの了承をとって建設の許可が出る、会館建設の許可が出るということで。これも本当に広島県・広島市、それから中国財務局、それからJR西日本。それまではURという都市再生機構というところも入っていたそうですが、5者が今4者でこの会議を構成されているということで、7月の2日に渡邊先生とそれから森保先生、広島市の都市整備局にそのお話を聞きに行ってまいりました。非常にタイトなことも言われましたし、それか

らまちづくりに関してはさまざまな取り組みがあるんだということをお聞きしました。

今回のプロポの設計事務所さんも、このまちづくりガイドラインをベースに会館建設等の図面を引かれたと聞いております。そういった中で、やはり先ほど、今、森保先生言われましたが、例えば5億で丸々やるとしても今のアルファ1からアルファ4、それから引っ越し費用、検査機器等の移転に伴う費用、さまざまかかるということで、大体1.2倍ぐらいを想定した。5億だったら1.2倍ぐらい、それプラスアルファが実はついて回りますので。その数字は、実は野村先生らも指摘されましたように、かっちりじゃあ何ぼ足らんかっていうんじゃなくて、やはり引っ越し費用に関しては日通の資料、それから外構工事に関しては工事の大体の平均値で坪単価4万ぐらいじゃないかという話が出たり、そこら辺から積み上げております。それから今の検査機器に関しては、検査センターのほうで島津製作所の見積もりをとっております。ただ、それは少しは節約できるんじゃないかなと期待しておりますが。それだけでも5,000万出でますので、ちょっと私たちそこはいかがかなと感じております。そういったことで、この土地が売れたとしたら建設コストの一部にはなると。それがマックス3億ではないかというのと、それから今、豊見先生の言われたその補助金が、2億4,000という設定をされてる中の2分の1ではあるんですが、なかなか営繕、県の営繕課の査定とか聞いてみると結構厳しい。坪単価を120万に設定すること自体がかなり厳しいので、ひょっとしたら100万あるいは90万になるのかなというところで予算組みをすると、3億足す1億2,000だったものが、3億足す1億とか、あるいは9,000万とかなると、持ち金資金としてはかなり厳しいです。それプラス、私が提案させていただいている定期借地権というのは、実はきょうガイドラインをちょっと取りまとめておるんですが、やはり在宅医療薬剤支援センターを会館の中につくりながら、その現場を実はその北側に出てきていただけないかなという思いもあって書き上げております。これから高齢社会に向けて、薬剤師会も調剤プラス在宅に向けての薬剤師の研修事業も進めないといけませんし、そういった事業展開を含めてもなかなか在宅で薬剤師会、薬局から出していくというのは難しいんですが、やはりさまざまなスキルを使ってそこを伸ばしていくかといけないんではないかと思って、その建設費用の全額ではありませんが、一部に充てることをさきに提案させていただいて。それを今度は公正証書で契約に向けての皆さんの御意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

そういった資金繰りの話を先に決めんでもええじゃないかと総会では言われたんですが、ある程度のめどはつけておかないと、急に後でこれを定借でどうこうと言われても、非常に足元を見られますので、決めることは決めといいていただいて予算立ても考えるというふうに思っておりますので、皆様方の御審議をいただいて議決したいと思っています。以上です。

あと、大塚先生、何かありますか。いいですか。じゃあ、提案理由としては私のそういう話ですので、御意見等がありましたら承りたいと思います。

○野村祐仁副会長 定期借地権使うということなんですが、これは、今お考えなのは何坪で、何年で、何をつくられるのか。何かもうある程度決めとかないと間に合わないということであれば、それなりの腹案があつてのお話だと思いますので。普通こうこうこうしたいから賛同してっていうことのほうが、皆さんの御理解を得られるんじゃないかなと思います。ですから、何か御腹案があるのかなと思いましてお尋ねをします。

○前田泰則会長 腹案をしゃべると、必ず否定されても困るんですが。医療福祉ゾーンですので、このまちづくりガイドラインに沿ったもので建てられる会社をまず募集するという形になると思うんですが、中身に関しては医療福祉に関係のないものは、例えばホテルを建てるとかいうことは無理でしょうから、そういうことを含めて定借でお借りいただければなということあります。事業体系に関しては、契約書等にこれから話し合いをしていけばいいんじゃないかなと思います。それはまた、皆さんの御意見をお聞きしてお考えいただければなというつもりでございます。あくまでも定期借地権を使うかどうかということを基本にしておりますので、そこで御議論いただければと。

○野村祐仁副会長 今申し上げた、使うかどうかということなんんですけど、私どもにとてはその広さとか、もちろん医療ゾーンと言われてもすごく限定されて、大手の薬局でも医療ですよね。そういうことも言えるし、そういうたる程度、少し具体的なお話ししていただかないと。あと、それ何年をお考えなのかによっても話が変わってくるのではないかと思うんです。そういうのはわからず、何もわからない状態で、とにかく定借で何坪でございますか。

○前田泰則会長 基本的には600坪ある中の半分が今、会館ですから、その残り半分の北側をどういうふうに使われるかがその会社が。

○野村祐仁副会長 ですね、今、悪いことに今言ったように、先ほどのこのたび選定した、機関決定した業者が、まだ代替案も出てない状況ですね。そしたら、どんな建物がどういう形で。例えば、たとえ8台の駐車場であってもどっち側につくのかとか、その辺も全部変わってくる話になっちゃいますので。そういったことも含めて、いきなり全てを何もわからない状態で決めるということなんでしょうか。

○前田泰則会長 議長の私ばっかりがしゃべってます。どうぞ。

○重森常務理事 この件についてね、私も発言は今までしていないんですけども、話聞いてると、もう全部もとに戻ってます。今、副会長の言われた歯科の話も全部もとに戻った話ね。それじゃあ次に行かない。えっ、だめなの。

○豊見雅文専務理事 だから、次に行かない。次に行かないから、提案をちゃんとしてください。

○重森常務理事 しゃべらせて。ちょっとしゃべらせてください。でね、要はね、結局、資金、資金、資金が足らんからそれをっていうのも一つの案があるんだけど、僕の考えとしては、要するに医療ゾーンとして。例えばここへ今回できた薬剤師会をぽんと建てて、それで医療ゾーンとしてそのさっきのまちづくりの中がオーケーになるんですか。

- 豊見雅文専務理事 なります。それは。これ、ちょっと、この間傍聴して。
- 重森常務理事 ちょっと待って、それが一つあるのと。だから、薬剤師会が例えばあこの土地を手に入れたことによってね、何を貢献してくれるのと、医療の中では。というときに、いや、会館だけつくるんですよと、あとは駐車場をつくるんですよと。そのうち考えたら何かできたらいいじゃないのというような発想か、ないしはもっと積極的に、例えば今、サ高住であるとか。実はサ高住に関していろいろな意見というか考えがあるんかもしれないんですけども。これから時代っていうのは、我々が実はもうあと10年したら高齢者になるじゃないですか。物すごい重要なんですね。これ国が進めてる話であって、確かにそれが30年、40年したら少し変わってくるのかもしれないけども、でも、それはやっぱり当然、どう考えてもそういう施設がないとやっていけないという時代になっていることは確かだろ。だから、国も進めてるし、それから、先ほどのちょっと森保先生の話にあったけども、セキスイハイムなんかは実はもう既に介護というのは、2002年ぐらいから実はもうどんどんどんどん進出していって、特にサ高住なんかに関しては極めて実は全国で多くのものを実績をつくっているようですね。
- その中で、ちょっと最近目にした中に、例えば、その施設を電気をもちろん自家発電する、それから太陽光を入れる。それから、災害が起きたときにその災害の人たちを弱者をそこに入れることができるようなものというようなことで、だから、その地域でそういう弱者を、何といいますかね、助けることができて、なおかつ電気も停電になったときには自分のところで電気ができるようなね。そういうものを実は目指して、サ高住なんかをやってるようです。そういうところはね。
- だから、先ほどの森保先生が言われたように非常にアイデアがあるんだよって言われたのは、まさにそうなんだろと思うのね。だから、そこにやっぱりかなり特化して、昔のゼネコンとはやっぱり違う形なのかなと。別にセキスイハイムがいいって言つてはいけないんですけど。そんなことが実は出てました。だから、そういう意味からいえば、我々が例えば薬剤師会が入手した土地を例えば他のところにそれを貸すことによってそれをやるのが、これが認められるんであるならば、それに対して市とか財務局が文句言ふんであったらばできませんけども、もしそれが認められるんであるならば、私は個人的には積極的に打って出たほうがいいかなというふうに思います。したがって、もし決をとられればオーケーということで、賛成に手を挙げさせていただきます。
- 前田泰則会長 そのほか。じゃあ、大塚先生。
- 大塚幸三副会長 今、そういう代替案というかそちらのほうの案が出まして、駐車場だけでもできるよという案もそれはあるでしょう。ただ、もうこの場に、先ほどもずっと黙ってましたけども、要は最初の設計会社の認定をするときに一応委員会のほうで取り決めをして、とにかく順番をつける、点数をつける、こうこうこうでこういううまいに技術点をつける、そして1番が優先するということをやってき

ました。2番目、今度その3者の段階で一応、こうこうこういう条件でという形でその3者に、要するに見積もりというか、再度提出をしてもらいました。それで、我々5人が一生懸命審査したわけですけども、先ほど言ったように、金額金額というところの部分でしたら、そのときには5億8,000万以上の数字を出したD者が、要は、我々はおかしいということで4億9,990何万と、5億弱ですけども、そこの会社のC者を選定しました。そうすると、残りの2人の方は要するに5億8,000万以上のところがいいと。しかし、わずかな差で2位だと。じゃあ、僅差だからどういうような査定をしようかというので、じゃあ、上と下を切って、そしてもう一遍平均点を出そうと。そうすると、今度はD者が要するに1位になってると。

しかし、あくまでも要するに、今までお金、お金、お金がと言つてきただの彼らが、要するに5億8,000万以上のデザインを採択し、そして5億8,000万は高いから、もう一回差し戻して5億に近い案を出そうじゃないかということを言つてきただけです。前へ進めてないのは誰かわかるでしょう。我々は一生懸命、そしてなおかつ5億だと言つてきただから5億以内の案をつくった、出した、選んだわけです。しかし、彼らは高い、高い、要らんもんだ、要らんもんだと言つながら5億8,000万以上のデザインを選んで、これがいいと言つたんです。こんなばかなことがありますか。なおかつ、今ここで使い道がないからどうのこうの、審議はどうのこうの、まあよく言つたもんだと思いますよ。前へ進まない。確かに進みません。これだけ来て、そしてせっぱ詰まつた。せっぱ詰まつて、誰がどのようなことをしてたのか。彼らは文句言つだけです、ずうっと。ずうっと文句ばっかりです。我々はどんだけこういう準備をしてきたか。それが通らないんで、そして何のビジョンも持たない会館つくつた。そして補助金が入つてから少しそれらしきものをつくつて、ああ、やつとけばいいよというんなら、もうどうぞ御自由にやってください。

○村上信行副会長 いいですか。ちょっといいですか。大塚先生、彼らっていうのはどういう例ですかね。今、審査委員会のお話で、彼らっていうのはどういう例なんですか。

○木平健治副会長 それは、大塚先生言い過ぎですよ。表現が悪い。

○村上信行副会長 彼らがその選んだっていうか、今の森保先生の説明でもあるように、金額的には5億というものが附帯決議としてつきましたよね。審査の方法等はここの場で言つべきことではないと思うんですけどね。

○大塚幸三副会長 審査の場どうのこうの問題じゃないでしょう。これだけぐちぐちぐちぐちやつたら。

○村上信行副会長 いやいや、だからぐちぐちやつらって、僕今まで一切もしゃべつません。

○大塚幸三副会長 うん。

○村上信行副会長 それでなおかつ、審査会。

○大塚幸三副会長 だから、あんたはまだ常識があるからいいんです。

○村上信行副会長 いやいや、それはおかしいんですよね。

もう一つ言うならば、さらに言うならば、そこでエリアマネジメント通すからD者を選んだんですよね。D者の場合には、ほかに物を建てるからエリアマネジメントを通しますよという案ではなかったですね。

○大塚幸三副会長 ちょっと待ってください。いいですか。CとDが接近したからですよ。

○村上信行副会長 そうですね。

○大塚幸三副会長 だから、どうするかの話なんです。5億超したものが悪いんであれば、接近するわけがないじゃないですか。はなからだめなんです。そうでしょう。

○村上信行副会長 うん。でも、審査の項目の中では。大塚先生、35項目の項目の中でコストに関する文言は4点なんですよ。

○大塚幸三副会長 そうよ。でも、出したらいけないものをD者は出してきたわけです。それをいいと判断すること自体がおかしいじゃないですか。

○村上信行副会長 それは合議でしょう。

○前田泰則会長 ちょっと、ちょっと、ちょっと待ってください。木平先生、じゃあ、ちょっとどうぞ。

○木平健治副会長 ちょっと今の話、また審査委員会の中の話なので、これは大塚先生、少し言葉を控えていただきたいというふうに思います。

私自身の今回の建設に関する、新会館の建設に関する考え方というのを話させていただきたいと思います。ここ、実は200坪です。ここもいろんな経緯で安く購入できたというのは皆さん御存じだと思います。たまたま駅の北側にまとまった土地があって、そこに医療福祉ゾーンをつくるということで、そこに医師会、歯科医師会、薬剤師会が来ないかということで声をかけていただいたわけです。しかも格安でその600坪という土地を手に入れることができました。もちろん、ここの会館自体ももう随分古くて、いずれは建てかえなくてはいけない、あるいは、かなりのお金をかけて耐震補強というものをしていくなくてはいけない状況。そういうときに、ちょうど600坪という土地を非常に格安で入手することができました。そこへ新しい会館をつくるに当たって、条件として在宅という今、結局、国が消費税を上げたお金というのをどういうふうな形で使うかという中で、薬剤師会の会館の建設費用の一部にそれを使ってもいいよということで提案をいただいて、その会館の中に200坪という面積を加えて新しいものをつくろうということです。

今、この会館自体は200坪のところに建っています。400坪の建坪です。それが300坪にふえます。建てるものとしては600坪ということで、使う土地は300坪です。ですから、300坪という土地がいわば使う、使わないで済む土地として残っているわけです。この600坪の建物を建てるということについては、いろいろ議論をされてますし、5億がどうだ。それで抑えるとか抑えないとか言っておられますけれども、たとえ5億に抑えたとしても、森保先生の言われたようにプラスアルファが最低でも4つまであるんです。1. 何倍、1.2倍とか、あるいは1.5倍というお金がかかるだろうというふうに言われてます。実際にこの土地が3億で売れて、薬剤師会が持てるお金というのは、この前の総会でわかったのは、使えるお金というのは8,000万です。1億2,000万もらって、

2億円。それと、ここが売れるという3億を足して5億円。それでまだ2億円ぐらい足りないかもしれません。ですから、そういうふうなものを借金を抱えていくよりは、最初から定期借地権という、残りの300坪というのは、実はそういうふうに有効に使うためにいただいたと。たまたま300坪余分にいただいたというふうに考えて、それを有効活用して会の運営の費用に充てたらどうなんですか。そうすれば、会の運営自体も楽じゃないですか。借金をしてするよりも、でしょう。それを新しい事業とか、そういうふうなところに活用すればいいんだろうと思います。

将来その300坪をどういう形で使うかわからないから、定期借地権で30年。定借でサ高住の場合は住居がついているので50年。50年も何もできないのかというふうな御意見。確かにそういうふうな意見を言われて、それは確かにそうかもしれませんけれども、じゃあ600坪の建物をつくって、さらに何百坪といった、300坪に建物を建てて新しい事業をこれから薬剤師会がしようという計画があるんですか。それをもしやるんであれば、定期借地権を設定して建物をつくっていただきて借地料をもらって、そこの部分に、逆に今度はテナントで入って、自分たちが新しい事業をするためにどれだけかの面積が要るとか建物が要るということであれば、それでもいいじゃないですか。ですから、最初の立ち上げのときからマイナスになるよりは、プラスで動いたほうが絶対に有利だと思います。

しかも、薬剤師会の建物を南側に建てて、何年かしてやっぱり資金繩りがどうよねと。じゃあ、定期借地権をしましょうと。それもありだというふうにおっしゃってます。そうした場合に、じゃあ今、最初から、例えば今回の分でアドバイザーという形でこういうふうな建設会社が入ってこられるわけですから、アドバイザーという形で最初からそういうふうなものも一緒に考えていただけませんかというふうな提案をして、それで600坪というものを計画的に考えていったほうがいいんじゃないですか。5年して、6年して、それじゃあやっぱり定期借地権しよう。そういうときにそれを提案したとしても、今度は、ああ、やっぱりあそこはうまいこといかんのじゃからというふうな感覚で、足元を見られるだけですよ。結局、今、最初からきちんと薬剤師会館、こういうものが建つんですと。それに合わせて、定期借地で医療、福祉に関係したこういう建物をつくってくださいというふうな提案でやったほうがよっぽど今後の薬剤師会の運営に資すると思います。

僕自身はもう本当にこれで、ことしで最後だと思ってますので、遺言のような形で言わせてもらいますけれども、そうじゃないでしょうか。僕はそう思います。ですから、最初から定期借地権を設定して、しっかりしたいい建物。しかも、これから薬剤師の運営のための資金も確保しながら、新しい会館、新しい建物の中でみんなが一緒になって今後の薬剤師というものをみんなで考えて、在宅なら在宅いうふうなことを進めていく。そのために力を合わせてもらいたいと僕は思ってます。ですから、そういうふうな意味で、僕は定期借地権というのを最初から設定してきちんとやらないといいものはできないという

- ふうに思って提案をさせていただきます。
- 前田泰則会長 ありがとうございます。(発言する者あり)
- あのですね、いや、もうこれで質疑は打ち切ります。議事を進めます。
- 後もまだありますんで、手をおろしてください。
- 野村祐仁副会長 質疑じゃない……。
- 前田泰則会長 では、議決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
- 野村祐仁副会長 異議あります。異議あります。質疑、質問ではありません。
- 前田泰則会長 いえいえ、もうこれで議案として、何回聞いてもですね、もう決まっているので。
- 野村祐仁副会長 いやいや。
- 前田泰則会長 建設的な御意見ではない。
- 野村祐仁副会長 建設的なんですよ。
- 前田泰則会長 はい、じゃあどうぞ。
- 野村祐仁副会長 先ほど重森先生が変わらないと言われたのは、何にも変わらない状況で同じ議論、決議をしようと思われたんで、じゃあ普通はこうしたから皆さんどうですかって、こういうことをやりたいんだって言うのをお聞きしたかったわけですよ。歩み寄ろうなり、何をしようということで、建設的に考えて、状況を変えて、賛成なら賛成という。
- 前田泰則会長 わかりました、もういいです。重森さん、どうぞ。
- 重森友幸常務理事 いやいや、今、木平先生が言われたとおりですが、あれがもう計画ですよ、あれが。ああいうふうにやつたらどうなのということですね。
- 野村祐仁副会長 はい。
- 重森友幸常務理事 それとね、意見ですけどね、ちょっと私、今まで発言してませんでしたけど、発言されてない方にちょっと意見聞いてください。もし、意見を求められるならば。
- 前田泰則会長 ほかに御意見ありますか。
- 重森友幸常務理事 意見を聞かれてない方に聞いてください。
- 前田泰則会長 聞かれてない方。
- 重森友幸常務理事 今手を挙げられてる方は、皆さん今までずっと意見言われてる方なんですよ。そうじゃなくて、意見を今まで言われてない方でね、この場でちょっと聞いてみたいと思いますけど、どうですか。
- 前田泰則会長 おとなしい二川先生、どうぞ。
- 二川勝常務理事 意見を言えということなんですが、私はもともと人のふんどしで相撲をとるというのが大好きなんで。言い方が済みません、非常に悪い言い方なんですけれども。自分らの薬剤師会だけでできないものを、できればもうちょっと大きいところで巻き込んでしていただく。私の意見は、いつも言うんですけど、そううまくはいくかなというような話もあるんですが、それをできれば薬剤師会がしてのような感じで。つまり、定期借地権でA者ならA者にもししていただくんにしても、ある程度薬剤師会の意向をきっちと聞いていただけるようなところ、もう一方通行でそこだけはさささっと行つてしまつたんでは、例えば福祉なら福祉にするようなものというものはきっちとやっぱり、薬剤師会がやってるような感じで、ああ、いいものをやってる

ねって言われないんではやっぱり、ただ、言い方が悪いんですけども、家賃がいただけるから貸したのよねだけでは、やっぱりちょっと、どういう、片手落ちなんで。私はもともと、うちの安芸薬剤師会でもそのように説明しますので。

どちらにしても早く決着して、早く進んでいただかないと。もう、どっちかっていうと半分溺れかけてるんで。なかなか、どういう、行政に出すいろんな計画にしても、あっぷあっぷっていうとこまでもう来てますので。もちろん、それは今までにいろんなやはり、どういう、議論をする時間がやっぱりちょっと足らなかつたっていうところもあるんで、これは今さら言っても誰が悪いとか、彼が悪いとかいうんじやなくて、それは一生懸命議論してましたので、ただ。

○豊見雅文専務理事 その話なしで進むように、今進んでるんですよ。だから、貸すことなしで進むように進んでるわけです、業者は。

○前田泰則会長 ちょっと、手を挙げて言ってくださいね。

○二川勝常務理事 そのような話を、私は一向に聞いていませんので、今それを言われても。

○豊見雅文専務理事 そうですよね。

○二川勝常務理事 一応、私はそのような意見です。

○前田泰則会長 はい、わかりました。

話はいろいろあると思いますが、もう何回も話をしますので、もうあと次の時間がありませんので、ここで採決だけさせてください。あとのこととは、まだ、例えば契約書を結ぶときの皆さんの御意見を聞かないとできませんので、そこで皆さん御参加いただければと思います。

この2番の議案に賛成の方の挙手を求めます。はい、数えてください。

(挙手多数)

○前田泰則会長 24分の14。24名、参加されてるのが24。14名の賛成ということで、過半数を超えておりますので、2番は議決されました。以上です。

次に、臨時代議員会はまた日程調整させていただきますんで、また後日、2週間でしたかね、最短で。(「はい」と呼ぶ者あり) 事務局、はい。追って連絡いたします。

あと、今、予定としては2週間ということで8月の土曜日だったら8日。カレンダーがないんで、ちょっとわかりませんが。ここがあいてない。9日は。日曜日でもいいですかね。理事者の方の御都合で、代議員さんの御都合を聞かないといけませんので、一応9日を第1候補と上げときまして、後、その次はお盆になる。できれば9日ですね。8日がここがあいてないということは、研修会、はいはい。それからもう、ほかの場所にしようか。それはちょっとまた考えます。以上で。

司会者等のことは、また後日改めて皆さんにお願いしたいと思います。基本的には9日の日曜日の午後を予定しておりますので、また御都合を聞かせてください。議長は河内先生、副議長は荒田先生か。荒田さんというのは一体どこだ。違うやん、これ。あっ、失礼しました。これはちょっと間違い。下田代くん、はい、わかりました。

次に、第3、平成26年度貸借対照表内訳表、平成26

年度正味財産増減計算書内訳表の訂正についてあります。

これは、谷川先生、説明してください。

○谷川正之常務理事 6月の29日に第1回目というの  
があります、平成26年度の。

○前田泰則会長 資料出てるんでしょう、資料は。

○谷川正之常務理事 出てます。

○前田泰則会長 はい。

○谷川正之常務理事 2ですね。決算の報告を総務課のほうに提出いたしました。前回の6月14日のときに総会で決算承認をしていただいたんですが、決算額自体が変わるわけではないんですが、要は、総務課に申請を、決算の全部の申請をする際に、そのときになって資料2の最終版の正味財産増減表のところの最終、3ですね、他会計振替額。要は収益部門で収益が出た場合には、2分の1以上を公益目的事業のほうに振りかえるというのが公益社団としてあります。そのときに入れてた金額の算定が、算定方法が違うというのが違うというのが申請の段階になってわかりまして、今度お願いする公認会計士の石橋先生の事務局の方のほうから指摘を受けまして、そこの数字の訂正が入りました。そこが他会計振替額とある、要は収益部門の会館の収益が実際に477万2,126円あったんですが、実際に振りかえられる金額が173万974円ということです。実際には240万近く振りかえてたんですが、そうじゃなくて173万しか振りかえれないということで、そこの数字が修正になりました。

それによって正味財産の期末、次ですね。最終版、4の一番最後のところの正味財産期末の残高という数字が変更になりました。この正味財産の期末の残高に対して、貸借対照表の最終版の2ページの一番後ろの正味財産の合計額、下から2段目ですね。その数字が合わないといけないということで、赤字のところの修正をしました。

赤字になってないのが流動資産で、科目として法人会計として、法人会計から公衆衛生へ振りかえてるところの数字も赤字になります、実際には。そこを含めて、検査から公衆衛生へ。共益から公衆衛生、会館へということで、実際にお金が、正味財産の中で残ってる金額と貸借対照表の中で残ってる金額を合わせるためにそこの差異を修正するというのが、他会計貸借勘定という公益法人上の会計だそうです。ということで、そこの数字が変わってしまいました。決算上の金額じゃなくて、あくまでも会計の会計部門ごとの内訳。その会計金額の修正ということです。

それともう一つが、貸借対照表の内訳表の2ページ目の固定負債のところの退職金の引き当て金額のところが、公衆衛生のところが1,849万4,395円、これが4円になってまして、要は四捨五入の関係でエクセル上の問題なんですけど、合計額は変わらないんですけど、その数字が1円違ってたっていうのがありますて、その修正もあわせて行うということで、内訳表の数字の変動が決算を迎えた後、申請する、決算報告を申請するに当たって判明したということで、その内訳表についての数字の一部変更というものを総会においても一応諮っといつてほしいというのが、今度顧問契約をしました公認会計士の石橋先生

のほうからの意向もありましたので、実際には3月でもよかったですけど、一応総会、臨時総会をするということですので、忘れないうちに一応承認をとっておいていただきたいという提案でございます。

○前田泰則会長 質疑を、説明でいいね。わかりました、済みません。

それじゃあ、続いて、次の。

○谷川正之常務理事 細かいことを聞きたいと言われる場合はこれをお渡ししますので、見てください。

○前田泰則会長 うわあ、それはボリュームがすごいね。

それでは、4の諸規程でいいんですかね、谷川先生。

○谷川正之務理事 これも会計に関する規程がまだ全然通っていないということで、それではまずいということなんで、とりあえず。

○前田泰則会長 失礼、ちょっとちょっと、一応賛同。 そうそう、賛同していただきながらということで。  
(5分) 会長先生が云々と、前田先生が議題を二つ

(「今の谷川先生が言られた修正を上程議題として決議する」) これが決議された。

めていただく」と呼ぶ者あり) そつかそつか。ちょっと誤差があるということで、御理解いただいて、賛成していただけますか。会計処理のことなんですが。挙手を求めますか。賛成多数でいいですか。(「総会で」と呼ぶ者あり) はいはい。ということはやっぱり、一応賛成とならないけんな。そうですね。はい、わかりました。

じゃあ、今の3番目の説明で、質問がなかなか難しいんですが、質問がありますか。ない。

○渡邊英晶副会長 金額は全然変わってないんで。

○前田泰則会長 そうです、そうです。そういうことですね、はい。

○渡邊英晶副会長 振替だけなんで。

○前田泰則会長 そうですね、はい。賛成していただける方は挙手。

(賛成多數)

○前田泰則会長 はい、ありがとうございます。賛成  
多数です。

じゃあ、続いて第4番ですが、諸規程についてあります。

アの会費の割り当て額に係る届け出についての案。イ、公益社団法人広島県薬剤師会会計処理規程（案）、ウ、公益社団法人広島県薬剤師会旅費規程（案）について、一括してその提案理由の説明をお願いいたします。

○谷川正之常務理事 では、(4) の諸規程のアですね。会費割り当て額に係る届け出についてということで、資料3を見てください。これは特別変わったわけではございません。今まで公益社団法人じゃなくて、旧の社団法人としてのものをそのまま公益社団としての案ということで、一応必要なので会費の割り当て額ということで提案をさせていただきます。

第1条、会長は毎年会計年度の当初において、区域、職域薬剤師会に対し会費の割り当て額を通知しなければならないということで、全く今までと一緒にです。

3月31日現在で薬剤師会の会員であれば、そのまま日薬の会員にもなりますし、その第4条ですね、3月31日現在の会員数の確定に当たり、4月の最初の開所日の、というのが、要は4月1日にしますと、3月31日が休みだったりとか4月1日が休みだったりするとということで、いろいろ考えたこの文章を

そのまま公益社団においても適用をさせていただきたいという提案でございます。

資料第4ですね。公益社団法人広島県薬剤師会の会計処理規程の案です。これもいろんなところの会計規程を見て、改めて決めていただきたいというのが、特に変わったところではないんですけど、まず規程がなかったので規程を定めていただきたいということと、一つ承認を。これ理事会で決定だけなんであれなんですけど、4ページのところですね。4ページじゃない、済みません。まず、第1ページの第5条、経理責任者ということで、経理責任者は県薬の事務局長とする。これはどこの規程を見ても事務局長、事務局の長が経理規程、要は経理の責任者ということになっております。4ページの一番上に会計責任者ということで、金銭の出納保管について、その任に任ずる会計責任者を置かなければならぬということで、会計責任者は経理責任者が任命する。実際、県薬においては、もうこの経理責任者っていうのは山中さんが任命されるというか、でないと会が動かなくなると思うんですけど。それで、会計責任者は金銭の保管及び出納事務を取り扱うために会計事務担当者を置くことができるというのは、各部門会計をやってる今までの事務局の人たちが会計、それぞれの会計担当者ということになります。

その次の19条、金銭の出納ということで、ここは、大体金銭の出納は経理責任者1名なんですね。承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならぬというのが通常なんですが、県薬がミロクを導入したときに、会計ソフト、ミロクなんですけど、当時の村上事務局長に言われたんですけど、やっぱり1人が承認するんであったら、自分に何かがあったときにその業務が滞ることがあるという指摘をされたんですね。私と一緒に承認できるような体制をとるようにと言われてたんですけど、ちょっと荷が重いということで、当時は断ってそのまま様子を見てたんです。公益社団になって、この1年間でいろいろやってたんですけど、やはり事務局長石原さんが休まれたりとか不在のときに、そのミロク上に入力をしても承認されなかったら、コンピューター上、反映されないというのがありますと、それでは困る。我々会計の担当者が見に来ても、それがコンピューター上に反映されてない状況があっては困るんで、要は会計というか、財務担当理事。現状でいうと、私かまたは青野常務理事になるんですけど、そのどちらかが一応承認できるような体制づくりをとりたいということで提案をさせていただいております。それがこの19条です。

それ以外のところは、大体一般的なもので。ここだけ、2人が承認できるような体制になってるっていうのがちょっと特徴です。それ以外のところは、特に問題はないと思います。

- 前田泰則会長 渡邊先生も統括されてますけども。
- 谷川正之常務理事 なんんですけど、実際に調書見たりとか、判ついたりするのが僕と青野先生なんで、そのどちらかができる状況のほうがいいのかなと。
- 前田泰則会長 で、よろしいですか。渡邊先生、よろしいですか。
- 渡邊英晶副会長 よろしいですよ。
- 前田泰則会長 わかりました。そのことも含めて、

さっきの金銭の出納の会計責任者を置かなければならぬ。経理責任者が任命するというのは、これは正とか副とか要らないんですか。1人だけ。今、山中さんと言われましたけど。

- 谷川正之常務理事 大概1人ですよね、これ。どれ見ても1人です。

○前田泰則会長 うん。

- 谷川正之常務理事 ただ、こういう書き方でそれが複数。会計責任者だから、やっぱり1人ですよね。事務局長ですから。

○前田泰則会長 会計責任者、副責任者とかいう言い方をしないと。いやいや、その、本当にお金の出し入れなんで、ちょっと。

- 谷川正之常務理事 1人のほうがいいんじゃないですかね。

○前田泰則会長 1人でいいのか。

- 谷川正之常務理事 逆に。

○前田泰則会長 大丈夫ですか。それじゃあ、一応それで説明はよろしいですか。

- 谷川正之常務理事 それともう一つですね。もう一つが、最後に資料5としてあります公益社団法人の広島県薬剤師会の旅費規程です。これは11月か12月、年末ちょっと私が常務理事会を欠席した月がありまして、そのときに1回提案していただいたんですけど、航空賃のところでちょっと審議されて、とりあえず全体を日薬に合わせたほうがいいんではないかということでそのままになってました。日薬の規程を見まして、それを文言として入れたのが、まず、第5条の鉄道賃ですね。鉄道賃の額は旅客運賃のほか、自由席特別急行料金。今、急行はほとんどないから特急になるんでしょうけど、片道50キロ以上の場合には、要は新幹線利用してもいいですよということです。100キロ以上の場合は、その新幹線の指定席もいいですよということになります。

航空賃の場合には、片道が700キロ以上だから、今、広島を起点として、発着でいうと東京便よりも遠いところということになります。あと、あるとすれば沖縄、東京より遠いから仙台。どこですかね。

- 前田泰則会長 大体目安はその辺と。

○谷川正之常務理事 目安、今あるとしたらそうですね。名古屋便がもしできたとしても、たしか700キロなかったんじゃないかなと思います。というのが一つの目安です。

- 前田泰則会長 名古屋便は今ない。今んとこないです。

○谷川正之常務理事 はい。だから、東京便しかほとんど該当しない。

- 前田泰則会長 はい。

○谷川正之常務理事 というのが日薬のルールです。日薬にはないんですけど、その下の車賃、要は薬送とかですね。自家用車を県内で役員が出したりとか職員が出したりした場合には、1キロ80円ということで計算をします。これは従来、日薬にはないルールですので、一応それを残しておきます。

あと日当のところで、第3条ですね。宿泊料は会議の開始時刻及び終了する時刻により支給するということですが、ただし、起点となる最寄り駅を午前7時以前に出発する場合は前泊を加算し、午後10時以降に到着する場合は後泊を加算すると。これはあく

までも会議の始まり、終わりを起点して、そこで帰るにも帰れない、だから7時前に出ないと会議に間に合わないということです。家じゃなくて、最寄りの駅ですから。ここでいうと広島駅を中心にはということで、出発の運賃料は前泊がつくかつかないかというのです。

○前田泰則会長 これは前はこうじゃなかったんですか。

○谷川正之常務理事 これは、考え方は一緒なんですが、文言としては入ってなかったんです。

○前田泰則会長 入ってなかった。

○谷川正之常務理事 はい。で、入れました。

それで問題なのが、これをそのままにしますと、多分山陽新幹線ができるからその当時は結構便数が少なかったからだと思うんですけど、東広島支部、尾道支部、因島支部の3支部が、少し減額になるということになります。東広島支部が現在といいますか、今までは新幹線が使えてたということで、実際には31.8キロしかないということで、これはもう特急料金を加算しないということになります。尾道、因島においては82.9キロで計算してるんですけど、新幹線と指定を入れてたというのがありましたので、なぜこれが残ってたのかっていうのはよくはわかんないんですけど、一応規程どおりに変えさせていただきたいということです。

○前田泰則会長 尾道、三原、入ってないの。失礼しました。微妙なとこですね。

○谷川正之常務理事 ちなみに、キロ数だけいいたら三次が68.8キロなんですけど、これは特急がないですね。芸備線には。急行もないですね。竹原も68.1キロなんですけど、これもないですね。実際、竹原の先生、実際、車で来られてるんでしょうけど、起点がやっぱり竹原になるんで、回ってこられててもやっぱり規程どおり支給をするということにお願いをします。これも理事会決定になります。

ちなみに、一緒に決めさせてもらいたいのが、会計をいつからするかなんですね。きょうは従来どおりの計算をします。これをいつから変えるかっていうのも、きょうあわせて決めさせていただきたいと。

○前田泰則会長 この間、半期でって、何か言われましたかね。

○谷川正之常務理事 一つの考え方として、きょう決めたら次回からっていうのも考え方としてあるでしょうし、いついつからっていうのもいいでしょう。

○前田泰則会長 どちらがみやすいんでしょうか。

○谷川正之常務理事 それは事務局にいつからするよっていうふうに、ここで決めさえすれば。

○前田泰則会長 あしたからでも。

○谷川正之常務理事 それはできると。

○前田泰則会長 それも決めないといけない。そのいつからっていうの。ああ、はいはい。じゃあまず、順番としてはじゃあ、ア、イ、ウ。認められて、最後ね、いつから。はい、わかりました。

それでは、アの会費の割り当て額に係る届け出について、一部改正してよろしいでしょうか。賛成の方は手を挙げて。

(賛成多数)

○前田泰則会長 多数。ありがとうございます。

イの公益社団法人広島県薬剤師会会計処理規程（案）

を制定してもよろしいでしょうか。賛成の方は挙手。(賛成多数)

○前田泰則会長 じゃあ承認と。原案どおり承認されました。

ウの公益社団法人広島県薬剤師会旅費規程（案）を一部改正してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手。(賛成多数)

○前田泰則会長 ありがとうございます。それぞれ挙手多数がありました。それで取り計らっていきたいと思います。

それでは日にち、いつからというのは、これ挙手いうてもちょっとおかしいな、どうしたらいいんだろう。

○谷川正之常務理事 実際に書類に入るのは、きょうの日付が入って一部改正し、平成26年の4月1日から運用するという文言になるんですね。

○前田泰則会長 もう過ぎとる。

○谷川正之常務理事 うん、そうなんですよ。だけど、その旅費規程については今言っている理由があるので、実際には附則としてここに入れるとではなくて、実態としてはいつから変えるということでお願いいたします。

○前田泰則会長 じゃあ、あしたからでも4月1日からということになるわけですね。文言的にはね。

○谷川正之常務理事 去年です。

○前田泰則会長 去年か。

○谷川正之常務理事 公益社団になってからですね。それがまだできていないからということなんで。

○前田泰則会長 そうですね。なるほど、わかりました。じゃあ、そういうふうにさかのぼってですから、あすから段取りをお願いしてよろしいですか。賛成の方は挙手。

(賛成多数)

○前田泰則会長 ありがとうございます。じゃあ、そのように取り計らいますので、事務局、じゃあよろしくお願ひいたします。

じゃあこれで審議を終了いたします。御多忙のところをありがとうございました。終了いたします。締めたので、あと何でしょう。はい。

○豊見敦常務理事 すみません、もし御検討いただければなんですかね。8月の8、9っていうのが僕と竹本先生が連盟のほうで千葉に派遣されてる日なんですね。もし、2週間で緊急ということであれば2週間後でも大丈夫、定款上は問題ないことにはなってるんですが、通常の4週間というスパンでなければ、この8月24日のE C Iのほうも決まった後に、代議員総会という形もあるかなと思いまして、御検討いただければと思うんですけれども。

○前田泰則会長 ちょっと検討します。ありがとうございます。以上で終わります。

## (8) 閉会

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

## ◆ 理事会議事録

1. 日 時：平成27年8月20日(木)午後7時～午後8時18分
2. 場 所：広島県薬剤師会館
3. 出席者：(会長) 前田泰則  
(副会長) 木平健治、大塚幸三、野村祐仁、  
村上信行、渡邊英晶  
(常務理事) 青野拓郎、有村健二、井上映子、  
小林啓二、重森友幸、谷川正之、  
中川潤子、政岡 醇、松村智子  
(理事) 三宅勝志、奥本 啓、竹本貴明、  
多森繁美、林真理子  
(監事) 水戸基彦、菊一瓔子
4. 欠席者：豊見雅文専務理事、豊見 敦常務理事、  
二川 勝常務理事、高野幹久理事、  
佐藤英治理事、新井茂昭理事、田邊ナオ理事

### 5. 附議事項

- (1) 広島県薬剤師会館の建設に関連した「施工技術提案方式(準ECI方式)による設計技術支援者(施工予定者)選定に係る指名型プロポーザル」選定結果報告について(広島県薬剤師会館 設計技術支援者選定委員会)(資料1)
- (2) 広島県薬剤師会館の北側敷地の利活用事業に係る事業者の適格性審査について～会館についての準ECI方式のプロポーザル選定企業(第1施工予定者)の北側敷地の利活用事業者(定期借地権による事業者)としての適格性審査～(資料2)

### 6. その他

### 7. 会議

- (1) 開会  
野村副会長の司会により開会された。
- (2) 会長挨拶

大変お忙しい中、機関決定を要することが最近多くございまして、理事会、今日は常務会だったんですが、そちらに当てるということで、会館建設等のことも具体的な進捗状況も皆さんにお知らせさせていただきたいと思っております。

その中で、盆休みにこういう『2025年の薬局・薬剤師』という本をちょっと読んでおったところですね、“コミュニティファーマシー”という一つの考え方、『地域薬局』と直訳するんでしょうね。薬局だけじゃなくて、いわゆる無菌調整も含めて、相談コーナー、それから喫茶店、それからプライバシーを守るコーナー等を作つてですね、地域の方々の「何でも相談出来ますよ。」と要望した薬局を作つてはどうかという社団法人があるんですね。一般社団法人日本コミュニティファーマシー協会というのがあります、代表が吉岡ゆうこさんで、色々な方が賛同されて、長井記念館の長井館長もこの協会の理事長として、仕事をされているそうです。

まあ、医薬分業のバッシングと併せて、「薬剤師のこれから未来像を拓くんだ。」という意気込みで薬局づくりを考えようということで、たまたま、ちょっと九州におったんですが、九州で見つけた本なんです。読むと、かなり厳しい薬剤師の

将来像を抱えておりますけれども、まあ、そうは言っても、これから処方箋調剤だけじゃなく在宅も含めて、地域への貢献度を試される我々薬剤師の立場だということを、謙虚に反省しながらですね、会館建設等あるいは、定借も含めて、様々な事業展開をされる中での協力体制を作つてきたいと思っておりますので、これからもご協力、よろしくお願ひいたします。

野村副会長より、定款第38条第1項の規程により、会長が議事運営をされることとなっていることから、会長に議長として議事運営を引き渡された。

### (3) 出席者数の確認

理事27名中、出席者数18名により、理事会の成立を宣言された。

### (4) 議事録署名人の指名

議長から、定款第41条第2項の規定により、出席の水戸基彦監事、菊一瓔子監事と前田泰則会長を議事録署名人として指名された。

### (5) 議事

- (1) 広島県薬剤師会館の建設に関連した「施工技術提案方式(準ECI方式)による設計技術支援者(施工予定者)選定に係る指名型プロポーザル」選定結果報告について(広島県薬剤師会館設計技術支援者選定委員会)(資料1)

○前田会長 これは、昨日ですかね。会議が開かれて、やられたそうですね。その提案理由のことをアドバイザーの森保先生の方からご説明いただく。

資料は添付されているんですかね。

○野村副会長 あります。

○前田会長 あります? はい。その資料を見ながら、あの、かなり専門的な言葉も多いので、まあ、それでも、かなり分かり易く書いてあるんですが、是非、ここを説明していただいて、ご審議いただければと思います。それでは、森保先生お願ひいたします。

○森保先生 ご指名でございましたので、私が説明してよろしゅうございますか。

それでは、説明させていただきます。資料の1表と裏にございますので、ご説明をこの紙を以て資料を以てさせていただきます。タイトルは長いんですけども、こういう形の指名型プロポーザルのネーミングにいたしましたので、ご理解ください。で、設計技術支援者選定委員会という委員会を選定委員を選定していただいておりまして、それが委員会の形式になっているということですから、委員会として報告させていただくということでございます。

あの、大きな1番から裏の7番までございます。この順番ですけれども、端折りながらさせていただきたいと思います。あの、準ECI方式による設計技術者支援選定に係るこのプロポーザルをどうして採用したのかということなんですね。で、細かいのは見ていただきたいと思いますが、7月21日にですね、設計管理業務のプロポーザルの最優秀設計企業の特定をこの会としてされました。これを含めて、本会館の基本設計図面が出ましたので、工事費のことやら色々なことについて、明解な手続きによって求め

ていこうと。こういう検討に入った訳ですよね。で、当初、県の方からは、一般競争入札というようなご指導をいただいたんですが、あの、細かい図面がございませんので、苦肉の策で、本当に苦肉の策でですね、施工技術提案方式、ECI方式と言うんですけれども、それを応用したかたち、準ECI方式を適応したらどうかということで検討した結果ですね、準ECI方式による設計技術支援者選定に係るプロポーザルを時間もタイトですので、指名型で行うということになった。これが採用の経過であり、理由である。大きな2番ですけれども、特徴ですけれども、ECIって何ていうことになるんですよね。ここに、イニシャルにして書いておきましたけれどもね。それを私が翻訳するとですね、初期段階、早い段階からゼネコンさんに関与してさせて、関与していただいて、設計とか工事の確実化を図る方式ということで、皆様方ご存知のように、東日本大震災後にですね編み出されたんですね。設計は出来たが施工業者がいないという状況。それから、設計技術者が施工の費用とか読みにくくなつて、色々な状況があつて、それに対応した国交省が組み立てて提案したものです。で、具体的には見てください。結構いいところばっかり。実施設計の段階から関わってもらつて、アドバイザーとして関わっていただいて、アドバイスによって設計のクオリティーを上げるという。それから、施工計画を確実にすると。工事費もキチッと実質的にすると。実効的にすると。実質的にすると。施工期間も出来るだけ、出来れば短くしたいと。いうこうことなんですね。それを頭に入れておいてください。施工業との工事契約は、最初、アドバイザーですから、実施設計がまとまった段階で、工事費の算定を改めて積算して工事費を出していただく。そして、この本会の方でそれで良いということになれば、施工者として工事契約を結ぶということです。それまでは、アドバイザーであります。で、工事材料とか工事人員の事前の手配とか、それから、発注者の方から、工事人員さんが少ないから何とかならないかと。予算削減とかということにも寄与するだろうと風に言われております。

で、以上がですね、今、申し上げましたECI方式を採用したい訳ですが、実は、規模が大きなものに採用してございます。国は。或いは、地方自治体は。話題に上がりました新国立競技場がこの方式を採用する予定であったんですね。これからどうなるか分かりませんけれども、そういう状況でございますが、ですから、そのままで応用できないので“準”というのを付けてやりたいと。じゃあ、“準”っていうのはどういう意味なのか。まあ、2番見てください。

実施設計段階から行うのが普通なんですが、本会館の場合は、基本設計の原案段階からやるんだと。そこがちょっと違うと。延べ床面積2000平米くらいですよね。その結果、十数億円以上40とか40億円を超えるような場合が多いんですけども、5億円程度の場合はODCの総額が貴会の場合は。実施期間がタイト。ということに照らして、“準”と付けよう。“準”と付ける限りは、様式は一般的の様式に従うが、記入の仕方とか、記入していただく内容・深さについて

は出来るだけ、簡素化・簡略化する。ということを含めて、“準”と付けました。ということで、苦肉の策で編み出したものであります。国が提言するものを変形したと。アプライ（応用）したということです。

3番ですけれども。それを行うための状況でございますが、指名施工業者の選定ということが、確か常務理事会だったと思うんですけども、15社くらいですね、これは、本当ならば選定委員会を作つてちゃんとやっていただきて、私はそう思うのですが、もう時間もない。「森保がやってよ。」というような状況もあって、「まあ、いいんですか。」ということで、一晩、考えましたけれども、考えても動かないんで、14社提案しました。そうしましたら、ある先生が「1社増やして15社にしたらどうか。」というご提案を受けて、15社にしました。県と市の施工企業リストのAランク企業から選びました。ただし、いわゆる昔のスーパーゼネコンは申し訳ないけど、外させていただきました。

で、2番。説明会を7月22日に開催して、タイトル・要綱を説明しました。この場所で、説明しました。で、参加企業ですが、15社で説明会に6社来ました。その後、辞退がありました。正式には2社または3社が応募されるのかな。出来れば、多い方がいいなと思う訳でございます。

で、4番。提出がなされました。8月18日17時までに2社の応募がありました。提出の順番でA社、B社といたしました。

5番はそれに基づいてと言いましょうか、その方々に対しまして、ルールに基づいて審査をさせていただき、選定をさせていただきました。

今日は、その結果の報告でございまして、結果として機関決定をしていただければ、有り難いなと思う訳でございます。これは、先走ってしまうんですが、機関決定をいただいた後のことになりますが、選定結果は企業さんへは通知、一般社会に対してはホームページに以て公表ということをこれは、一般では常であります、ということであります。

大きな4番。審査選定結果を2つあります。参加資格はOKですか。OKでした。技術等提案審査を行いましたが、大きく4つです。一番目は、企業の技術力とか施設。②は設計企業、つまり特定したあい設計という企業さんから、原案が2案、新築棟の大規模案と小規模案というのが出ました。これに対して、工事費の見積もりをですね、税込みでスタンダードにやるとどれくらいですか。コストダウンを目一杯してください。すると、どのくらいですか。機能を上げて、コストも上げる。機能も上げて、コストは下げる。いう風な形で、考えた場合はどうですか。この三種について、VE提案をしていただきました。VEというのはちなみにどういうことなのか。ValurEngineeringという意味です。③は、小規模案のコストダウン型に対して、施工をするとき。例えば、広島駅の北口のあの場所で施工するときに、どういう技術提案をしますかということです。沢山の技術提案の内容を同意して懸案していただいたという訳でございます。

4番目は、以上のを主としつつも、その他の事項について、本会館は検査センターを持っていますよね。検査機能を持つ施設の建設実績があると安心ですよね。それから、ECI方式等の新しい建設システムへの姿勢。全然良くないでは困るんですよね。で、対応実績はありますか。「あります。」と言っても、全国的に実績はまだ少ないのである。「ある。」と言ったら、凄い希少。希少価値。今の段階では。で、ということを伺いました。そして更に、アドバイザーとして、ご就任していただくことになりますので、本会に来て、薬剤師会に来て、パートナーとしていか・悪いか。「いいよ。」ということになれば、そういう総合評価のことについても、全体的に検討いたした結果ということでございます。

以上の各事項について、慎重審査をいたしました結果、実は、A社もB社も結構、言い点数でした。で、多少の僅差ながら、B社はA社よりも少し高い金額。よって、B社を第一施工予定者と選考委員会ではさせていただいたというご訳でございます。

裏をござんください。選定した第1施工予定者のB社さんの特徴は5つです。1つは10年間で新築工事、今回のような類似する新築工事がかなりありました。検査機能を持つ施工実績もありました。豊かな実績をお持ちの企業さんなんだなとういうことが分かりました。ということが第一点です。

第二点目は、さっきのVE提案についてですが、材料の品質を落とす風なことの外に、A社さんは多様な検討要素を対象に提案しておりました。つまり、豊かな引き出しが多いと言いますか、豊かな対応の可能性が伺えるということです。

③番は、新築棟の小規模案のコストダウン型に対する施工に関する各種の技術提案を求めましたが、安全に係る施工上、配慮すべき提案内容、近隣への配慮、施工上の配慮です。に、特に評価される側面がございました。そして、今回この薬剤師会にとって有益な提案内容、メンテナンス他を期待して提案してございました。それから、総合施工計画については、時系列で3つの時点でですね、有益な提案を示しておりました。

4番、ECI方式についての思いなんですが、実は、B社さんは、企業さんとしては極めて実績の少ない中の1社だったんですね。ECIの経験がありました。驚きました。私個人として。ですから、対応にかなり期待する想いが逆っておりました。

⑤番は、総合的に見て、アドバイザーとしてのパートナー性を有しているのかなあとまとめさせていただきました。

以上が、選定させていただいたB社の特徴です。では、A社・B社さんはどういう企業ですか?ということですが、選定された第1施工予定者さんはB社さんで、大和ハウスで、A社さんは第2施工予定者で積水ハウス株式会社でございました。A・B共に立派な会社で、立派な提案をしていただきました。僅差でした。どこに差があったかと言うと、微妙なんですねけれども、5番。上にまとめたような特徴。まとめたようにB社の特徴にご理解をいただければ、2社の特徴をご理解いただけるんじゃないかなと思います。今後、

これを踏まえてどうするか。

7番。準ECI方式による設計技支援者選定で、選定させていただいた企業さんとのアドバイザー業務契約をする必要がございます。

えー次です。2番。会館整備のことをしっかりしなくちゃいけないということで矢印、どんどん、どんどんありますけれども、これも追いまくられています。やらざるを得ないんで、是非、是非、参加していただいて、いただくといいなと思います。

それから、③は、三者協議会のECIの場合、大体、提案されます。この場合も、提案させていただきました。三者というのは、本会ですね。本会というと漠然としていますけれども、皆さんで決めていただきたい。設計管理企業というのは、もう決まっています。アドバイザー業務契約というのは、今日、決定すれば、決定になる訳なんですね。

次の4番。会館の北側の利活用事業の検討が要ると思います。私は、利活用のことの特に、定期借地権。定借のことは、私の友人が国の政府まで持っていたんですが、ただ私は、定借は専門ではない。ですから、本会がどこまで検討されるかは分かりませんが、私にとってはエリアマネ。この会館建設が色々な意味で、トータルな意味で動かないと、エリアマネも動かない。エリアマネって何なのかなって言うと、建築でいえば、確認申請みたいなもんなんですね。まちづくりの確認申請ですよ。ですから、エリアマネは十日前まで確認申請が出来ない。こういうことなんで、ここを通さないとダメ。で、年に何回かしかないから、そのスケジュールに合わせて、対応していかなければならぬことを考えると、④番のエリアマネの利活用事業というのは、私は要るんじゃないかなと思います。と考えています。で、エリアマネを通って確認申請すると何が始まるかというと、工事の着工です。県の薬務課さんからは、「平成28年度中に着工してください。そうしないと補助金は出せません。」という風に課長さんの顔が目の前に浮かぶんですけれども、で、竣工・供用開始。参考のところですけれども、選定された施工予定者について、実は、今まで伏せていたんですね。ECIの場合は伏せるんですね。どうしてかというと、金額がすごく大きいので、色々なトラブルがあってはいけないので伏せる。今回、どうかなって。でも順に従って伏せていただいて、この報告書をもって公表するということになりますので、私、字を間違えていたら失礼なんですが、一応、もう一回審査員の先生方気をつけていたつもりですけれども、ご確認をお願いいたしたいと思います。

一番最後の参考は、委員会の開催実績です。「余りにも多く無いじゃないか。」と言われそうですね。時間、タイトな中で、精一杯やって、これが目一杯でした。8月17日に準ECI方式の勉強会をやりました。で、参加表明書等々の評価方法の検討をしました。2回目は、提案書が2通、A社B社と2社、提出がありました。で、提出内容を見てからじゃなくて、審議を先にしたんですね。こういうことでございます。3回目は評価をして、予定者を第1・第2と出した。で、選定結果報告書、この報告書の概

略も打合せをしたとで、第4回目はメール審議を行つたと。結果、理事会にこの結果の報告を今、させていただいている。そして、お認めいただければ、第1施工予定者どこどこ、第2施工予定者どこの機関決定がなされる。そういうところでございます。私、勝手に言いましたけれども、ご覧になってください。渡邊先生、いいですか？はい。以上です。

○前田会長 はい、ありがとうございました。改めて、よろしいですか。

それでは、森保先生の方から丁寧にご説明いただきましたので、書類等も見ていただければと思いますけれども。

質疑に入りたいと思います。ご意見のある方は、手を挙げていただけたらと思います。どうぞ。

○有村常務理事 ちょっといいですか。2回目の見積もりというか、図面を出してもらったときに、5億円を超えていましたよね。超えていなかつたですかね。理事会の時に、最初、見たときが6億円。

○森保先生 設計提案者の方から出た原案は、6億円を超えていました。面積の少ない方は5億8000万でした。

○有村常務理事 今度の施工業者が、アドバイザーですかね。この人にはどういう説明を。

○森保先生 はい。すみません。あの、とても良い質問ですが、私が、加えておかなければいけなかつたことで、反省します。実は、その点が苦労したところでございますけれども、どういう風にしたかと言いますと、先生方の資料で言えばですね、資料1の表の4番の中の②番を見てただけますか。設計企業から出てきた基本設計原案。今、先生が言われた大規模のものと小規模のものです。大規模のものは6億何千万。小規模の者は5億8000万くらい。この資料を全部出しました。で、仕上げ表も出しました。で、出した上でですね、建設工事費を見積もってくれと。3タイプ。お宅ならば、あい設計はこう見積もったが、お宅はどう見積もりますか。素直に見積もった場合はどうなりますか。これを標準型としました。例えば、5億8000万で出してきたけれども、我が社は5億6000万で出来ます。ということです。これが標準型。2番目は、コストダウン型というのは、5億8000万が5億6000万くらいで出来るなら、もっと何とかなんいか。ギリギリまでコストダウンしてください。こういう風にお願いいたしました。その結果、実は、5億近くなるかもしれない。3番目は、あい設計の図面とかを見ると、この日差しは取っちゃてもいいかなと。取っちゃうと安くなるね。機能的な支障はないなと。そういう風な機能をちょっと変えて、コストを下げる。或いは、逆に言えば、機能をちょっと上げて、コストも余り上げないで出来ると。こういう風な事を工夫していってみてくださいと。これが、3番目の機能・コストダウン型なんです。

ですから、結果としてですね、大規模の案は金額も大きいが、これは標準型で幾らか、コストダウン型で幾らか、機能・コストダウン型で幾らかということが出る上に、「何をいじって、何を操作して金額を出したか証拠を出してください。」と言っていますので、セットで求められるように、工夫しました。か

なり工夫しました。でも、もう一つ、大規模案でですね、小規模案では困るということになりますので、先生、あの、これでよろしいでしょうか。元々、資料を出したと。

○有村常務理事 出てないですよ。出てないから、その金額が出てくるのが納得いかない。

○森保先生 出ております。

○有村常務理事 それは今、教えてもらえますか。

○森保先生 はい。今が、あの、結構なんですねけれども、あのですね、前田先生含めて、薬務課との関係があつてですね、あの、率直に申し上げまして、本当は明日出せってことだったのですが、明日。でも何日かに連絡があつて、24日でいいということがあって、24日の午後、事務局長の方が持って行くということになってるんですね。それで、実は、今日、通つた上で、前田先生にはお願いしているんですが、数字が結局6つ出ているんです。大規模について3つあるんですね。2社出ていますから。小規模案についても2社でていますから。その数字をどういう風に解釈するかについては、政策的によく見ておかないといけませんよね。金額出すことは当然いいんですけども。そういう風なこともセレモニーというか式典なんで、その上でした方がきれいだと私思つたんで書かなかつたことと、金額はちょっとオープンに出来ないんで、控えたということです。オープンにする必要があればいたしますが、どういたしましょうか。

○村上副会長 これ、あの、内輪のことかもしれませんけれども、代議員会の時に配られた資料は、6分の1ですか。森保先生、あの、6つの案が出たと。代議員会の時に示された5億いくらかの資料は、6分の1案ですか。その案の中の1つですか。

○前田会長 私、それ見ていません。知りません。明日。いやいや、明日ちょっと薬務課に出て詰めをちょっとしたいなど。

○村上副会長 だったら、代議員会に出た資料というのは、どういう根拠の資料なんですか。

○前田会長 ん？代議員会に出た資料。

○村上副会長 後から回収させていただいた。まだ、表に出せない資料ということで、金額的なもの。

○前田会長 図面は？

○村上副会長 5億8000万ですか。

○森保先生 はい。小規模な。

○前田会長 小規模な案の方を出させていただいた。

○村上副会長 いやいや、4億9000いくらで、6億4000の3分の2辺りか。金額ですか。

○前田会長 図面じゃなくて数字？

○村上副会長 図面に数字が付いていたもの。

○前田会長 図面に数字が付いていたもの？

○村上副会長 若干のスケールが3分の2位で4億9000の資料。

○前田会長 4億8000でしたらあったかと。5億以内のがありましたよね。

○村上副会長 それを代議員会の時に、資料として提出されて、回収されたんですか？ただ、その資料が、森保先生の6分の1の中なかを確認したかったです。

- 森保先生 あの、代議員会に何の資料が出たのか私は知らないんですね。
- 村上副会長 森保先生ご存知ないので、私、会長にお尋ねしたんですね。
- 石原事務局長 あい設計さんが5億円の資料。
- 前田会長 え、何て。あい設計さんが5億円の資料。
- 石原事務局長 先生、代議員会の時にお配りになりました。で、回収いたしましたよね。
- 前田会長 はいはい。
- 石原事務局長 その事をおっしゃっている。
- 前田会長 あい設計さんが出しちゃった分。
- 石原事務局長 あい設計さんが出された5億円の資料。
- 前田会長 それ、後で出すって言った分で、出した。はいはい。
- 森保先生 それじゃあ、ECIで基準でやった、前田会長、説明してよろしいでしょうか。その辺りはいですか。
- 村上副会長 いつまでもあれなんで、今の代議員会の資料を出された森保先生の6分の1を代議員会の資料として出されたのかということを、会長にお尋ねしているんです。
- 森保先生 私、答えられますんで。出してません。
- 野村副会長 前の6億4000万。5800万のものをで、出したんですね。
- 村上副会長 代議員会の時に費用的な事で、実質、我々、設計の時に叩いて決めたんよね。代議員さんの意見の中で、手腕はあるというところの中で、あの資料が配られたと思うんですよね。これ、理事の先生も出されていると思うんで、あの時、配って回収された資料は6億。5億の予算で、それ以下のものでも造れるんだという提示をしていただいて、後、集められた資料なんですね。代議員会の資料として、それを参考に決議された代議員もいらっしゃるかもしれない。6分の1で縛りやすい案ですと提示されました。そこをご確認したいんです。
- 森保先生 前田先生。
- 前田先生 あい設計に出してもらったのは、5億の分だった。丁度。マイク。
- 渡邊副会長 えーとですね、代議員会の時に一応、5億4000万、5億8000万この2案が一応、提示されたんですが、これは、総会の代議員会では5億で決定するというところでですね、案にはなっていないということで、結局、森保先生にマイクを渡したと思うんですけども、5億4000万ですかそういう金額ではなくって、5億以下で皆さんに認めて貰うために、一応、あい設計さんが4億円台だと思うんですけれども、その資料をちょっと出させていただいたんですよ。これはまだ、こういう風な感じでは出来ますよということで、これは決定ではないんで、一応、資料を回収させていただきますよというようなかたちで回収したもんで、で、それを判断していただいて、一応、5億までで出来るんだなということで、代議員さん皆さん納得される。それで、投票された方もまあ、中にはおられると思います。ですから、先程、森保先生が言われた5億4000万になる。或いは、5億になるべく近づいた金額が出る

というよう、6案ということではなくて、一応そこで、金額っていうのがですね、代議員では決まっている金額が一応あるんで、これを超えるとまた皆さんの理事にですね、承認を受けなくちゃいけないということがありますよね。そこら辺のところももう一度、確認をしてくださいという村上先生からの話だったと思います。よろしいでしょうか。

○前田会長 まあ、あの時出した資料と併せてですね、実質、これから未だエリアマネジメントに向けて、話をしなくちゃいけませんし、まちづくりに関して、うんと細かい詰めはこれからですので、まあ、基本設計としての5億の中でご決議いただいてますので、もし、それからある程度、どうしても要るんじゃなかということが出てくれば、また理事会に掛けさせていただくということにさせてください。はい。

○森保先生 有村先生からお尋ねのあった金額については、いかがしますか。

○前田会長 有村先生、よろしいですか。金額を出すのはちょっとまだ、24日の日がありますので、それまで一応、6案あると。

○有村常務理事 6案あって、その中で一つ一つを教えていただくということではなくても、最低金額から最高金額、そりゃ、いいもん使って高いのは誰でも分かるので、ザッと教えていただくと。

○森保先生 私からいいですか。

○前田会長 ちょっと待ってください。

○村上副会長 ちょっと、ご免なさい。もう一つ前に戻させてください。

私が今言っているのは、代議員会で5億と言ったんで、6分の1案でなくして5億で進んでいるというその結果、質とか云々で、高くなりますよということであれば、また別の話なんですけれども、代議員会で出された5億のものに基づいて決議されたのであれば、今、6分の1案ということであれば、代議員会で6案出さなくちゃいけないと思います。ただ、5億だから、まあ、これは理事会の決議なんで、皆さん、こんなもん関係ないカンニングなしに賛成したんだと言われるんならいいですけれども、あの時の5億の資料を皆さんに配って、5億の案だっていうことで納得された代議員さんもいらっしゃるんじゃないかなと思うんです。その部分の精査を結果的に高くなるっていうのは、色々な説明、色々な事情があって、それはまた、別の審議になると思うんですが、今現在の段階では、5億で進めるべきじゃないかなという代議員決議を尊重するべきじゃないかと。

○前田会長 おっしゃる通り。それを守るために6案ある中の実は、薬務課と何回も打合せをしておりますが、議長の私が答えるのは何ですけれども、一応、補助金の相見積もりということもあって、県も国もですね、補助金と言いながら、一番安いランクのものしか出せないというのを前以て、まあ言い渡されていますので、例えば6案の中で、A・B・C・D・E・F・Gがあるとすると、基本的には一番安いものでお願いせざるを得ないかなというのが流れとしてはあります。そこを明日、ちょっと詰めさせていただいて、要するに5億以上のものでなくて、なるべく5億以

下で出せるものを基準に6案の中から持って行かざるを得ない。

また、言ったらナンボでも貰えるならいいんですが、そういうことは無いみたいなんで、それも何回も言われていますので、だからそこは、補助金対象の相見積もりということでご理解をいただきたいと思います。はい。

○村上副会長 そこまで苦労していただいているのは十分承知の上で、まああの、代議員会決議の中では単純に会館建設費幾らという決議なんで、あの、安いもの云々ちょっと離れているものがあると思うんで、それをあの、私の意見として代議員会では出された資料を基に決議をされたということと取れますので、それに対する理論武装というか、それに対する6案出ているということであれば、そこら辺りの説明をする必要があるんじゃないかと思いますし、勿論その、今の建設委員会なんかは、投票できない。本来なら、委員会の理事会決定で設置するはずなんですが、それなしに設置された委員会ということもまあ、皆さんへの説明で機密性は保たれる。それは分かりましたので、代議員会での5億という金額提示を見て設定されたということは、ちょっと私、チグハグになりますので、よろしくお願ひいたします。

○渡邊副会長 はい、分かりました。その他、よろしいでしょうか。

○森保先生 ちょっと、村上先生のお話と関連してですね、ご説明させてください。

このECI方式の機能は、はっきり申し上げまして、前田会長がおしゃったように、相見積もりが目的なんですね。だけど、それだけじゃ面白くないでしょ。要するに、その企業さんの提案内容というか失礼ですけれども、柔らかいところをその何て言うんでしょうかね、力を勉強させてただいて、パートナーとしてお願いすれば、というのも図りたいというのもあって、二つの意味でやらせていただいているんですね。

○村上副会長 森保先生あのね、分かります。ただね、代議員会での議会決議してますもんですから。

○森保先生 はい、分かりました。私は、ECI方式の仕組みを。

○村上副会長 それは、勉強させてもらいましたんで、代議員会というものが最高議決機関である代議員会の資料が一つ出されたのが6分の1でなかったということの現実を会長以下ご認識していただかないと、代議員会に虚偽の、虚偽というか、いいものだけ出して決議を取って後、ちょっと経って変わりましたと言うことであれば、代議員は納得しないんじゃないかと思います。

○前田会長 そうです。はいはい。分かりました。はい。それではあの、何かあれば、じゃあ、1に対しましてご承認いただけますか。挙手でよければ。ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。ちょっと、大塚先生、木平先生。今、皆、理事者ですから。挙手多数ですので、承認させていただきました。ありがとうございました。

(2) 広島県薬剤師会館の北側敷地の利活用事業に係る事業社の適格性審査について

～会館についての準ECI方式のプロポーザル選定企業（第1施工予定者）の北側敷地の利活用事業社（定期借地権による事業社）としての適格性審査～資料2

○前田会長 それでは、続きまして、先程から森保先生が説明されておりましたけれども、第2議案ですね、広島県薬剤師会館北側を利活用事業に関わる事業者の適格性審査について。これは会館について、準ECI方式プロポーザル選定企業（第1施工予定者）の北側敷地の利活用事業者（定期借地権による事業者）としての適格性審査ということです。森保先生、資料があの、2番、資料の2をご覧ください。

○森保先生 先ず最初に、私がこれを提案することについて、私個人は、如何かと思っている気持ち一杯であることをお伝えしたいと思います。もう、ギリギリなもんですから。やむなく提案させていただきました。「森保、何言ってるんだ。」と言うことが出ると思うんですよ。で、その通りなんですけれども。今から説明させていただきます。ギリギリなんで、説明をさせてください。

えーっと先ず、タイトル長いんですけれども、要するに、第1施工予定者とされた企業さん。第2でもですね、日本を代表するスーパー企業よりもまあ、工事落札工事金額はこの2社がトップなんですね。その中で、2社共に定借を含めた住宅サービスですから、定借関係結構やってるんですね。で、第1施工予定は、特にやってるということになってるんですね。

別に、定借で選んでるんじゃないんで、会館の施工を行う前に設計技術者と協議するアドバイザー施工経験者とするアドバイスをしていただくという意味で選定をさせていただいたんですね。

ただ、北側のことが気になっていて、選択肢があるだろうと。例えば、説明しますけれども、先ずはね、気になっているところは、敷地の中の計画が急がなくていいんですか。私は、別棟のことについては関わっていませんし、相談も受けていませんから。ただ、エリアマネの会館を動かし、他も建てるんであれば、一緒になって出さないとダメだということは、広島市から強く言われていますので、9月の上旬限度でエリアマネの検討に入らないと、もう時間がありません。ということですね。この上旬をすれば、エリアマネ調整会議2月に載せようとしているんですが、次回になりますから、5月になっちゃうと。で、この場合は都計審がすると。決定告示もズれる。そうすると、28年の12月になると。それが済んでから建築確認申請となって、工事契約が成されて、工事着工、材料の手配をして着工となると。薬務課の課長さんの顔が浮かぶんですけども、28年度中着工は、ギリギリか危ないかは、はっきりしています。ということなんです。私は気になるんです。余計なことでしょうが。

2は私のミッションを超えてます。お許しください。ということです。で、だから、遅くても9月の中旬。できれば、上旬に、迄に以下のことを検討されればいい。以下の動きを提案したい。理事会に今日、お話しする機会をいただいたので、有り難いと思って

います。では、大きな2番。9月上・中旬までに決定せねばならぬこと。以上の事を受けて企業選定。これは、今は申し上げてしまいましたけれども、第1施工予定者という意味の方がいいかなと思いますが、これでいいのかどうかということを確認ということで、どうするの?で、一つの提案としては、今、申し上げてしまいましたが、第1施工予定者は、あくまで会館施工予定者施工技術支援者アドバイザーだけの業務を行う施工企業ですから、別棟を頼む訳ではないんですね。で、別棟を頼むとすれば、別にやって、そこで全部改定を閉じて、共用システムで別棟までやっていただくというやり方と、この度のことと併せて、定借を動かす事によってその利潤をよく分かりませんけれども、この薬剤師会さんの方に少しでもお支払いしていただくということを仮に考えた場合ですね、定借を行う企業としての適格性確認すればいいんじゃないですか。できるだけシビアに。オープンに。余計な事を言いましたけれども、出来るだけ多く参加して確認すればいいんじゃないかと思います。それで了解されれば、定借を行っていただければいいんじゃないかという考えがあり得るんじゃないかなと。そういう風な立場で考えた場合、改めて書きますが、赤で書きましたが、薬剤師会の広島駅北口第3街区の北東側の約2000平米の敷地の北側に定借による建物機能を考えた場合、定借実施企業として、会館の設計技術支援者として選定されたアドバイザー業務を行う施工企業は適格かどうか、適した資格と言うんですね。資格が適しているかを問うで、定借事業者に係る適格性の審査、北側敷地利活用事業に係る事業者の適格性審査行う事が考えられます。もしか、それを行っている審査員であれ、審査要綱というようなもの、誰が作るの?またこのタイトな中で「森保やれ。」っていうことになるので、半ば覚悟していますけれども、誰がやるの?ということがあり得るんですね。で、審査の要件。適格性審査の要件は、1案として、次の5項目を考えました。1) 書類審査。定借に係る実績。2番、書類審査。事業者の提案内容の審査。これは、建物づくり・まちづくりの両面に係る提案の内容の審査。あえて言えば、設計管理プロポの時に、お願いした内容です。1番はコンセプト。2番は計画諸元。諸元って言いますね。括弧の中に書いてあることを諸元って。③番は図面。それから④はコスト・採用方式、定借なんか、業種・機能、契約期間とかこれは、片括弧で審査すると。方法として上げました。で、⑤番は二葉の里まちづくりガイドライン。エリアマネですね。との調整。項目毎の対応表をちゃんと出してもらうということが必要。条件を言えば設計管理の時に求めたのと同じことを別棟についてもやっておかないといけない。で、3番は同じく書類審査で、先程の④番につきまして、賃料とか借金・借地に係る取り決め事項のマネージメントの審査を行う。括弧中もご覧ください。4番は面接審査。先程、お認めいただいたんですけれども、準ECIの時にも面接したかと。審査員の先生方も皆さん言っておられて、私もしたい。でも時間がなかったんですけども、ただこの適格性審査について、やらないと不味い。

絶対に不味い。前も不味かったんですよ。はっきり申し上げて。不味いんですけども、ご了承いただいたんですけども、面接審査。そして、総合評価が、こういう画一審査の場合はですね、評点が80点以上です。80点以上でないと具合が悪いですよ。で、それらを以上の全部オールラウンドでやってしまってから動く訳にはいかないんで、もしか、選任を先生方がお許しになっていたら、「森保の提案、無理だよ。」ということであれば、それはしょうがない。

ただ、これを逃すと、エリアマネに間に合わない。てことは、建物がずれる。ということは、補助金も出ないということになります。そういうことの繰り返しになりますので、それは、先生方がご判断することです。私は、勝手に決めたんです。で、申し上げますけれども、そのルートでやって、そのリズムをよろしいとしてやる場合、この、1) ~ 5)まで全部ステージにやってから、これを作業してください。と言われると、多分、間に合わない。例えばですね、後半はですね、例えば2番の2)のコンセプト。そういうのは後にして、大枠なところを審査員会で打合せをして、それで「よろしい」ということになれば、今申し上げた2番のコンセプトだとかを入れていただいて、第2次審査を迎えるればいいなという風に思う訳であります。鉄砲です。鉄砲。そうしないと間に合わない。審査結果の機関決定をされる。私は、「機関決定をうるさく言ってください。」と前田先生から嫌われてるんですよ。ショッちゅう、「機関決定をやってください。」って言っているので。

次3番。9月上・中旬頃ですが、以上の内容に関して、会館の各種成果については、出ていますし、追加がなされていると思います。で、今、申し述べた別棟の下記成果が出来ますね。「両方ちゃんとやって欲しいよ。」と言って、それも付けて広島市に出すとどうでしょうか。多分、ずれてますよ。調整しないと。調整が必要ると。で、その上で、会館・別棟、一緒になって全体の成果をまとめる。つまり、会館の計画と別棟の計画を合わせた全体で、やった建物づくり・二葉の里まちづくりの対応のシナリオができる、資料を一本化して出さないと市の担当者の馬場さんはうるさい。そうなるんですね。だから、私は気になりますが、先生方はどうなんですか。で、これら遅くとも、9月の下旬の初めには完了していないとダメなんですね。それは、馬場さん。市の担当者から言われています。で、以上全体について機関決定が必要であると。以上を基に、9月の下旬から遅くとも上旬から、10月の上旬からエリアマネジメント事前打合せ・協議に移行しましょうやと。そして、広島市に資料を出します。指導を受けましょうと。そして、迅速に対応しましょうと。その他の事項ですけれども、日にちを書きました。ずれない場合ですよ。ずれない。エリアマネの事前打合せ・協議は、27年、今年の9月から12月まで。これは、市から言われております。9月・10月。元々の資料は、12月になっています。でも、結局ですね、あるとことでは2カ月くらいかかるっているんですね、それで懲りているんですね。

では、9月にしましょう。私のシナリオで行くと9月の下旬。遅くとも10月の上旬から入るので、まあまあ、遅れてすみません。と言う格好で持って行くということを覚悟する。2番目はエリアマネジメント調整会議が28年の2月で、それに通ると企画提案書を出してください。3月です。そして、都合審が7月です。決定告示が8月です。それを受け、事前に確認申請を流すという手はあるんです。正式には、その8月を受けてから確認申請です。ここに書いた通りです。そして、審査が出来て初めて工事契約をして、工事着工に入ると。で、工事期間はだいたい9カ月～10カ月ですよ。場合によっては、11カ月かかりますよ。まあ、だいたい10カ月かかると考えると共用開始は、

29年の8月くらいになると思います。私は読んでおきます。

私が勝手に気になっている。先生、「森保、気にしないでいいよ。」ということであれば、私の思い込みすぎ。ただ、これが動かないと、エリアマネは動かない。別棟のことは、私は関係していませんけれども、別棟を気にして、「南側に持って来てくれ。」としたことは、整備方針に書いてありますよね。そうすると北側はどうなるのか、気になる。北側はどうなるのか。ということにおいて、で、市は、両方まとめて出してくれ。という風な指導です。指導を受けると、この書いた日程を守ろうとすると、もう一つの建物の別棟の方の計画を私が申し上げた時間的シナリオに併せると。私の欲得じゃなくて、気になるから、失礼を顧みず申し上げている訳で。です。お許しをいただきたいと思います。以上です。

○前田会長 はい。どうもありがとうございました。今の資料の2の説明をしていただきましたので、ご質問があれば、挙手を。どうぞ。

○竹本理事 すみません。先日の代議員会の方に僕、出席の方、させてただいていないので、ちょっと分からぬ事等があるんですけれども。

あの時、定期借地をする・しないということを決めるのであって、その事業、前の整備方針は、当面は駐輪場にする。今後、別棟が建つ可能性があるということで話があった。で、まあ、今までも、会館建設に関することでのマネジメントであったのにも関わらず、なぜこの度、別棟もエリアマネジメントと一緒に出さなければならないのかというところが、ちょっと分からぬ。

整備方針案に關しても、委員会等は組まれてなく、整備方針というものが、きちんと出来上がっていないんじやないかというところもあるんですけども、その辺について、別に後釜でもいい訳じゃないですか。別棟については。

○森保先生 今、二つお尋ねがあったですね。2番目から先に言います。

私はお手伝いで、大変失礼ですけれども、機関決定をなぜうるさく言うかと言いますと、委員会を作つて活動をして、色んな人の意見があるでしょう。早めにやらないと、色んな人の意見を吸い上げられないでしょう。一方的になっちゃうから。それが私の意見です。それから、これを機会に、この会がそん

な風になるといいなあと勝手に思っています。それは、会館のアドバイザーの域を超えてます。お許しください。

だから、整備方針については、(竹本)先生がおっしゃったとおりと、私も思っています。ただ、色んな人の想いがあって、想いがあるけれども、それを上手くE.T.みたいになつてないんです。優秀な先生がいっぱいいるんですから。みんながE.T.みたいにすれば、そうすれば整備方針も上手くいくと。

1番目は(竹本)先生がおっしゃったように、私どもも、会長を筆頭に僕が周囲に張り付いて、行政の指導を受けて。そうしたら、ダメだと。提案について、時間がずれる。行政の仕事ですから。だから、どうしようもない。これ、通らないと建築、先生が家を造るとき、確認申請を取らないと出来ませんよね。出来ませんよ。同じ事です。まちづくりの確認申請と思つてください。エリアマネについて。だからそれは、段階的にというか。書いたんですよ、それで行けるかなと思って入れていたんですよ。そうしたら、段階的にって言ったのは相当難しい側面があって、NOとは言わないけれども時間的にキツイ。だから、ちゃんとやるんだったら合わせて、合わせ技で両方出した方がいいんじゃないですか。という文書です。

○竹本先生 今まで補助金を受けるに当たって、会館に関するもので、まあ、補助金申請を行っていた話だったじゃないですか。一緒に出さなければ、というところで、それをひっくりめて、その着工に間に合うように出さなければいけない。

○森保先生 そうです。セットで出される事を指導。「出してください。」と指導された。まあ、まちづくり全体のシナリオを作ってきたもんですから、仕掛けてすみません。だから、そう意味からすると、私が悪かったんですよ。逆に、国の方の立場で言えば、そりや、「まとめて出してください。」ということです。ただ、段階的に、段階的に検討していいと書いてあるんですよ。まちづくりガイドラインに。それに託けて、何とか突破できないかということで言つて。私だけじゃなくて、木平先生も十分頑張られて。

○竹本理事 それが分かったのが代議員会が終わってから、一週間・十日程度ですか。

○森保先生 時間のことは分かりませんが、すみません。そういう経緯で、今、先生がお尋ねされた一番目については、最初、段階的にって事に想いを馳せて相談を行つたと。でも、こう横向かれちゃつた。どうしようもない。私が担当者だったら、私も横向くでしょうね。私は何とか、薬剤師会の事が上手くいくように思つて動いたんですけども、ああいう状況であつたということで。だから、私の提案が重になつてしまつたのかもしれません。私のこの提案が。「先生、心配しなくていいよ。」と言われるのであれば、私は鞄を持って「失礼します。」と帰ればいい。だけど、そうじゃない。ギリギリであるならば、やらなければいけないということを申し上げている訳で、合わせて、時間はタイトだけれども、E.T.みたくしてやってくださいよと。色んな事に対して。そうじゃないと、これから薬剤師会が大事なことで、

これはミッションを超えていきますので、「謝れ。」ということであれば謝ります。すぐ、出でいきます。言つてください。いですか。

○小林常務理事 本当に、森保先生にはお世話になっているんですけれども、良くしていただいているのは本当にあります。前田会長も、本当に一生懸命にしていただいている、ここの会館、二葉の方に土地を求めて、本当にご苦労されていることがよく分かります。

私は、理事会・常務理事会で最初、当初、会で何とかなるんだったら、その方が絶対いいということで、反対もしましたけれども、まあ、理事会で行くという方針が決まった限りは、それはそうだと思って。後、代議員会でも定期借地権ですかね、行くというかたちで承認を得たんで、その線で行こうと。前に向いて行こうというかたちで、理解して途中からそういう感じで賛成しました。

もう一つですね、この資料の2ですが、私、一番大事だと思いますが、コンセプトですね。あの時も、一番問題になったのは、じゃあ何が建つのかいうことが分かっていないと、ここだけはですね、変なものが建っちゃあ困るんですね。代議員の先生の中で反対をされた方で、かなり言われていました。「どんな物が建つんか。」というものが限り、変に賛成出来ないです。

後、行くんだったら、行くと。寧ろ、高騰している人材・資材もですね、高騰している中で、大きいところが責任持ってやってやることであれば、それに乗っかる方が絶対、いいと思いますね。確実に。その期限を逃さない。本当、どうなるか分からないですよ。私も、あの時から資材が1.5倍になっていとか、かなり高騰しているというのは大分前に聞きましたけれども、その中で物事を先延ばしにすると、ますます二進も三進も行かないような気がします。どんな物が建つんだろうか。それだけは。中の構造とかはですね、どういう風になるとかは、そこが分からぬ限り、私は、「お願ひします。」とは言い切れませんし、それさえ分かれば私は、この前の代議員会の雰囲気とすれば、何とかなるんだったら行こう。というような勢いがあったような気がしますね。それでも、かなりの反対もありましたけれども、ここに来て、あの、行くしかないという感じですね。この会館もこのまま維持するのは難しいことですし、土地も買ってしまっている訳ですから。て、いうようなことで、ただ先程、先生が②は後でっていうようなことを言われたんですが、コンセプトってどういうようなことを建つんだろうかという案を。

○森保先生 ちょっと、ここだけいいですか。二段階です。二段階。一番最初のコンセプトは全部後でつて訳いきませんよね。動かすためにコンセプトは要りますので。だから、大枠コンセプトが通って、やらないと不味い。細かいことは、図面とかとも関係しますからね。それはセットでと。正確に言えば、大枠のコンセプトと建物の細かい平面とかはないけれども、配置の全体イメージとか。大枠のものを暫しクリアしてOKになれば、細かいのをやると。中のコンセプトを詰めると。ということになるでしょう。

私が承っていることだけで申し上げるとね。

○木平副会長 僕の理解だけだけどね、「中に何が出来るのか。」と言われれば、今の段階では、決まっていないんですね。「定期借地で行く。」とか言われていますけれど、この前、初めてお認めいただいた。だけどね、今まで会長がずっと言われてきた事は、「そこは医療・福祉或いは介護、そういうことに関係した施設をその中に入つてもらう。」と。そういうものが入つてもらうことを建物を建てるときの条件として提示して、その条件の中で契約を交わしていくということで、内容的なことを今すぐに、「じゃあ、具体的に。」と言われると、それは答えられない。というのが実状じゃないかなと思います。

だから、あの、変に訳の分からない商売、食べ物屋、レストランが入るとか、レストランと言っても、どう言うかな、健康志向のレストランがあるかもしれませんけれども、ヘルスセンターが入るということはあり得ない。医療或いは福祉、或いは介護。そういう健康関連のものを選んで、そういうものに入つていただけるような建物を考えて、掲げて、それを提案していただぐと。それについて我々が、これは薬剤師会のコンセプトと合つてるとね。これはちょっと不味いんじゃないという風なことは、これから協議していくべきことなんだろうと思うんですね。でも、それ程、時間的に余裕がある訳じゃないということを森保先生おっしゃっていますので、早めにそういう風なことをご提案をいただきて、それを何らかのかたちで、皆さんに審議されるといいんだろうと思うんですけども、僕からでも2社ほど審査をさせていただいて、面接とかもなかつたんで、残念だねというのがあったので、今回、1社決まった訳ですから、その1社が「今後どういう風なかたちでやって行きますよ。」というプレゼンテーションですね。皆さんの目の前でしていただきて、その中で判断をしていくという風な手順を踏んでいけば、森保先生のご提案の審査という風な事をですね、合わせて進めて行けるんじゃないかなという風に僕は考えています。ですから、小林先生、色々聞いておられると思いますが、よく分かるんですね。今すぐ、じゃあ、あそこに何が入るんかいうのを具体的にというお答えは、出来ないんじゃないかなと。

○小林常務理事 具体的じゃなくても、こういうかたちで、それが代議員の方、総会で反対された方が「いいんじゃないの」と言ってくれるようなものが出来れば。より具体的にじゃないです。どういうかたちで、ってまあ、理念みたいなのがあるじゃないですか。基本方針。それでいいんです。その方針を具体化するために、こういうような行動をします。というような事です。

○前田会長 あの、今的小林先生のお話で、以前からプランとか色々出していただいているのがあるんですが、元々、まちづくりの取り決めがこんなに厳しいと思っていなくてですね、あそこは第3街区で医療・福祉ゾーンですので、もう一つその、低炭素社会のゾーンとか車の乗り入れに関してとか、細かい取り決めがあるんですね。それは、ガイドラインを初めて見て知ったんですが、色々な取り決めの中で、

業者との、勿論、公正証書を交わさなければいけませんので、やっぱり、先程、木平先生が言われたように変なものが入ってくるようなことは、そこで先ず網に掛けていきますから。それはまた、皆さんにご意見を聞くし、決まっていく過程で理事者の先生方にも目に見えるかたちでこういうのが入っている予定ですよということは、お示ししながら行きたいなと思います。先ず、そこは時間をかけていくと思いますね。

○野村副会長 ありがとうございます。確認なんですが、代議員会で明言されましたように、業務借地権ということでおろしいでしょうか。

○前田会長 まあ、そこら辺のところは、事業内容によってはですね、相手方の話し合いも要りますので、また、弁護士を立てて、また市との相談を含めて、やっていきたいと思います。

○野村副会長 え？事業用借地権で。

○前田会長 まあ、基本的には、事業用で話が出ていたんですね。

○野村副会長 はい。

○村上副会長 すみません。ちょっと、確認させてください。木平先生、おっしゃっていただいたように。まあ、こういうものが出来るよというコンセプトを理事会辺りで示していただいて、我々が意見を言える時間があるんですか。だから、非常にタイトですよね。「これで行かないといけない。図面出したから、これで行かないといけない。」というような、まあ、理事会としての意見を言う場面を是非、作っていただきたい。

○前田会長 そうですね。そのように私も。まだ、意見言っていませんで。これから、そういう話をする中で、積み上げて行きたい。

○村上副会長 まあ、福祉医療で定借でということは決まっているんで、小林先生言われるよう、公正証書を書いてとはお聞きしていますので。どういうものが出来るのかというのを、一点。まあ、会長、聞かれているように、医療機関が入って、門内薬局云々。これだけは絶対に止めていただきたい。

○前田会長 厚生局と話をしながらね。

○村上副会長 いやいや、日本薬剤師会と話をしています。

○前田会長 そうですね。日薬と話をしながら。

○村上副会長 門内というのは、我々薬剤師としてのコンセプトで、同一敷地内はダメだと言ってやっていっるんですから、これ、薬剤師会が託けて会営薬局でポイント出すようなもんですから。それだけは。もし、案の一つにあるんでしたら、これ、必ず日薬に。

○前田会長 そうそう。日薬の森先生に相談させていただきたいと思います。

○村上副会長 「相談させていただきたい。」ということは、医療機関が入るということですか。

○前田会長 いやいや、ないです。そういうことがあればですよ。

○村上副会長 全国から睨まれるようなことだけは止めてください。

○前田会長 ええ、そのようにします。ご指摘、ありがとうございます。

○森保先生 先程の、小林先生ですかね、お尋ねの関係ですけれども、あの、先程、話しに全部つぎ込んであるんですが、まちづくりの方からすると先程の木平先生がおっしゃった、医療・福祉・介護ですね、そういうファンクションを設定で、第3街区が決めたんですね。だから、どういうことを言っているかといいますと、その機能であるからって出してきて、エリアマネに乗っていったもが一つある。国の側からすれば、だから注意しなくちゃいけない。ということですね。で、もう一つは、変に敷地を割るなど。元々一枚のでっかい敷地であったんだから、これ以上割るなど。機能的にはちゃんと考えろよ。これが国の立場だと。補足で言いますと。そういう見方ですね。あの、一生懸命考えて、これくらいならいいだろうということでは、不味いということを申し上げたい。先生のおっしゃる通りだと思います。コンセプトとして。もう一つは、アドバイザーになっていただく会館マターになっていきますから、お知恵をお借りする相手としては非常にいいなど。この努力で案ができるているんです。万が一ということもありますが。動き出しますよね。期間が空いてしまったら。そういう意味では相乗的に両方上手くやって行けると思います。余計なこと言いました。

○前田会長 よろしいですか。それでは、あの、今の第2に関してのこの提案のとおり、森保先生にちょっとお願ひしたいと思っております。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

一応、挙手多数ということで、急いでこれに取りかかっていただこうと思います。

○森保先生 私は、今のことでお受けいたしますが、私と仲良くやりたいという方、いらっしゃいませんか。

○前田会長 ええ？

○森保先生 本当に。メル友でね、一緒にやるんだと。さっきのご質問にすることなんです。やりません？竹本先生。こういう風にしておかないとね。

○前田会長 メル友というか。仲良く。

○森保先生 余計なこと、言いましたが。これからは、すごい多忙ですよ。是非。

○前田会長 はい。それではこれで、一応、審議を打ち切らせていただきます。

後、野村先生の方から、次の段取りをお願いします。

○野村副会長 次は、本当は今の時間まで全てを、常務理事会までを終わらせる予定でしたが、取りあえず、これを待ちまして、理事会の方を締めさせていただきます。

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

## ◆ 理事会議事録

1. 日 時：平成27年9月7日（月）  
午後7時05分～午後8時25分
2. 場 所：広島県薬剤師会館4階ホール
3. 出席者：（会長）前田泰則  
（副会長）木平健治、大塚幸三、野村祐仁、  
村上信行、渡邊英晶  
（専務理事）豊見雅文  
（常務理事）青野拓郎、有村健二、井上映子、  
小林啓二、重森友幸、谷川正之、  
豊見敦、二川勝、政岡醇、  
松村智子  
（理事）高野幹久、佐藤英治理事、  
三宅勝志、新井茂昭、奥本啓、  
竹本貴明、田邊ナオ、多森繁美、  
林真理子  
（監事）水戸基彦、菊一瓔子  
（アドバイザー）森安洋之
4. 欠席者：重森友幸常務理事
5. 議 事：

### （1）開 会

野村副会長の司会により開会された。

### （2）会長挨拶

皆さん、こんばんは。お忙し中、最近、理事会ばかりで申し訳ないんですが、機関決定を要するということで、まあ、大切なことですので、一歩ずつ、場を踏まえていきたいと思います。きょうは特にあの、広島県薬剤師会館の北側敷地の利活用事業に係わる事業者の適格性審査についてということで、まあ、副題としては、会館に係る準E C I方式のプロポーザル選定企業（第1施工予定者）の北側敷地の利活用事業者、括弧して、定期借地権による事業者としての適格性に係わる審査検討結果等のことで、お話をしたいと思っております。またその、報告書等をですね、事前にお配りしておりますが、結論は多分さっき、下でお話をいただいたことありますから、順番としては、そのことを踏まえて進めたいと思います。事前に書類を作っとくわけにいきませんが、まあ、段取りとして、森安先生のほうから、あ、木平、ごめんなさい、木平先生のほうから次第を説明していただき、内容に関しては森安先生のほうから説明していただきたいと思っております。では、よろしく、あ、ちょっと待ってくださいね、先にですね、すいません、理事会の成立の話をしないといけなかつたんで、すみません。それではですね、挨拶は一応これで終わります。

○野村副会長：一応、形式的ではございますが、定款第38条第1項の規定によりまして、会長が議事の運営をされることになっておりますので、これから会長、よろしくお願ひいたします。

○前田会長：すみません、頭の中ではわかつたんですが、どうも口が先、動いてしまって、申し訳ありません。

それでは、定款の第38条第1項の規定によりまして、わたくしが議事を運営させていただきます。

### （3）出席者数の確認

理事27名中、出席者数23名により、理事会の成立を宣言された。

### （4）議事録署名人の指名

議長から、定款第41条第2項の規定により、出席の水戸基彦監事、菊一瓔子監事と前田泰則会長を議事録署名人として指名された。

### （5）議 事

1) 広島県薬剤師会館の北側敷地の利活用事業に係る事業者の適格性審査について～会館に係る準E C I方式のプロポーザル選定企業（第1施工予定者）の北側敷地の利活用事業者（定期借地権による事業者）としての適格性審査～

○前田議長：それではこれより、議事に入ります。本日、ご審議いただくものは、別紙、会議次第のとおりであります。まず、両括弧1でですね、広島県薬剤師会館の北側敷地の利活用事業に係る事業者の適格性審査について、会館に係る準E C I方式のプロポーザル選定企業（第1施工予定者）の北側敷地の利活用事業者（定期借地権による事業者）としての適格性審査を議事といたします。それでは、森安先生、あ、失礼、木平先生のほうから、進行をお願いいたします。

○木平副会長：私がするより、森安先生のほうが中身は詳しいので、いいのかと思いますけど、一応、副会長として、今回の審査員の一人に加わりましたので、報告をさせていただきたいと思います。で、報告と言いますか、今回のヒアリングに至る経過というのが、資料1のほうに書いてございまして、まだこれは、いろいろしなくていけないことがあるんですけども、かなり、時間的にですね、余裕が無くなっています。今、進んでいることをご理解いただきたいと思います。そして、敷地内で、北側をどういうふうに活用していくかというふうなこと、それから、それを、どういうふうな事業者に頼んでいくのかというふうなことで、まず、設計は、あい設計さんに決まって、準E C I方式ということで、その全体の施工とか、そういうことについてアドバイスをいただける方をどなたにするかということで、大和ハウス工業さんが、一応、第1候補者として選ばれました。それが、適格かどうかということについてを今日のヒアリングにおいて、審査をさせていただいた訳ですけれども、それが、今日配布された、2枚もの、全部で3ページの資料でございます。まず一つ、長い文章なので、最後の、会館の北側敷地の利用に関する的確性審査の報告書ということでございます。で、一つ目として、県薬剤師会館の北側の敷地を何故、こういうふうなかたちで適格審査をしなくてはいけないかということなんですね、やはり、半分、公共的な事業ということもありますので、透明性ということを一つは求められているということで、会として、これ

を機関決定していく、そういうふうな手続きを一つずつ踏みながら、さしていただいたということでございます。ですから、1の④にありますように、会館に係るE C I方式のプロポーザル選定企業として、大和ハウス工業さんが、一応、第1ということになりますて、そこからヒアリングを受けたということでございます。で、今回の北側敷地の利活用に係る事業者の適正審査の特徴というのは、そこに書いてありますように、1から4の項目が書いてあるわけすけれども、現実的には、その土地の正確というものが、ご存知のように、国から安くいただいた。と言ったらおかしいですが、その中で、医療福祉ゾーンという、そういう中で、どういうふうな活動をしていくかということで、その内容について、1から4に書いてあるようなことで、事業者としてお願いをした場合に、その適格性の可否を審査したということでございます。で、3番目に具体的なこととして書いてある、手順が書いてありますけれども、実際には今日の4時40分に先程プレゼンテーションされた資料を大和ハウス工業からいただきまして、皆さん、同席された方もたくさんおられますけれども、説明会をして、それで質問をさしていただいたということでございます。そして4番目、審査検討の結果ということなんですねすけれども、先程のプレゼンテーションありましたように、利活用については、内容的にはよくご理解いただいていると。それから、定期借地についての実績もたくさんございます。それから、全体的なコンセプト、あるいは街づくりとか、そういったことについても、十分なご理解と、これからの方針とか、エリアマネージメントとか、そういうふうなものに十分、対応していただけるのではないかというふうな評価をしました。ということで、それから、パートナーとしての適格性という意味では、十分な評価ができるのではないかということです。そして、6) 総合評価について検討の結果、大和ハウス工業すけれども、本事業者は高く評価されるものというふうに判断をいたしました。ということで、事業者の選定、【5】のすけれども、大和ハウス工業株式会社、第1位の提案者だったところすけれども、を、今後の会館北側敷地の利活用事業に係る選定業者としてアドバイス、あるいは今後の設計、あるいは事業の展開といったものをお願いしてよいのではないかと、的確な企業というふうに判断をさせていただきます。審査の報告は以上でございます。で、その次の6番以降はですね、私が説明するよりも、森安先生に言ってもらったほうがいいのかなとは思うんですが、いかがですかね。この6番、今後の検討しなくてはいけないことというのを。

○森安アドバイザー：森安でございます。よろしく、どうぞお願ひいたします。今、木平先生から、6番のところということだったんですが、ちょっとその前にですね、復習なんですけども、頭を整理しときたいんですが、会館の、新会館の設計と管

理は、あい設計に決定したんですね。プロポーザルで決定しました。じゃあその会館の施工をどこに頼むかってことで、すぐ頼むんじゃなくて、E C I方式を準じて、準E C I方式っていうのをあみ出して、そして、アドバイザーとして最初に絡んでいただくと、それはどこかと。結局、大和ハウスさんになったんですね。ですから、会館の設計と管理は決まった。会館の施工はまだ決まって無い。が、アドバイザーは決まった。で、実施設計が固まった段階で、見積もりをとっていただいて、それを本会と打ち合わせて、移転費用の中に入っていれば、そのアドバイザーが施工者となるんです。今は施工予定者なんですね。そういうことなんですね。ですから、それをはっきりとしとくと。それからもう一つは、それは本館です。会館です。別棟については、どうなったかと言うと、この間の理事会ですね、私、心配だと、このままでいくと、で、エリアマネのことがあるし、お尻にもう色々火が付いてるよと、どうすんですかと、で、私は別棟関係してませんので、会館のアドバイザーなんですね、それで、はたと困ったと、これ、別棟もやらなくちゃいけないのかと、もう辞めたいよというふうに前田会長に言ったんです。で、もうちょっとやってくれということですよね。それで、じゃあ考えなくちゃいかんなということでの間、そこで演説したんです。でも帰ろうと思ったんです。結局、最後どうなったかというと、私が提案した方向で、つまり会館の施工アドバイザーですね、施工に関するアドバイザーが大和さんだったと。施工実績は、多分日本でナンバーワンでしょうね、定借に関する。現実に、竹中とか全部入れて今トップです、大和さんは。積水さんが2番目ぐらいかな。そんな状況ですよ。ちょっと変わりますので、月によって。まあ大体そんなもんですよ。そういうふうな状況で実績があるから、じゃあそこを曖昧にやっちゃいけないから、厳格にですね、厳正に審査して適格性を審査して、オーケーだったら頼もうかと、だからきょうの話はオーケーかどうかなんですね。可否なんですよ、可否。これから協議するんですね。ですから、別棟の、じゃ何をやるかというと、決まった場合何が動くかっていうと、大和さんに企画、計画、設計、それから、施工、それから、入っていただく企業さんの、大和さんも入るし、関連企業さんの力もかりるでしょう、きょうの話からすると。そういうことになる。で定借として動かす、動かし方をきょう提案された、案ですよ、提案ですよ。ですから、これらについてきょう適否ってことで、可否ってことで、きょう審査委員会では木平先生が報告されたように可であるというふうに判断を、審査検討会、面倒ですね、僕、審査委員会をしたいんだけど、前田先生やめてくれっていうことで審査検討会で、会員ですから、会員だったら森安やめますよっていうことで、ですから委員にしたんです。していただいたんですけども、要するにそういうふうな中で、結局、可否については可であったというこ

とが木平先生のお話なんです。そういうことで、建物の設計と監理、あい設計、本館の施工のアドバイザーが大和ハウス工業で、状況によってそこが施工者になるという、そういうことです。

今度は別棟については、きょうの話のように大和さんに頼んでいいのかな、適格ですか、厳正審査を経て適格であれば、これから協議をして具体のことを詰めていきましょうと。3者協議の話が出来ましたけれども、あれはすごい大事ですよね。私は、あいさん入れて4者協議だと思いますけども。何か別棟については、あいさんと必要なところで引いてもらうと、出てもらうと。部屋から出てもらうというふうな形をやつとけばいいかなというふうに思ってます。

それで、木平先生から振っていただいた6番のことを説明します。今のようなシナリオで事業者選定の機関決定が仮になされるならば、今、そのなされるかどうかの話ですよね。なされるならば協議に入っていただいて契約をすると。じゃあその協議どうやってやるの、3者協議会を組織化してもらうと。これについては、実は24日の日にちょっと私、ぼろっとしゃべっちゃったんですね、それを大和さんはメモしてたんですよね、頭の中にメモしてたんでしょう。ぜひやってほしいので、書いていただいてよかったです。ものすごく、ますます、審査委員会の先生方の中でもこの3者協議会についてはかなり期待が寄せられていました。の組織化と開催、ここに書いたとおり。内容は、業種を勝手に大和さん決めちゃいけませんよ、機能を。それから、定借に関しては、時々刻々ってわけにはいかないけども、1年間ほつといて、30年後に検討するんじゃなくて、毎年定期的に検討しながらいくと、マネジメントしてると、経営マネジメントということが要ると。こういう2つの機能が3者協議会に要るんじゃないかなと。もちろん契約の前段階の検討も入ります。その他、下に書いてあるとおりなんですけども、大事なことは、先ほど例ええば木平さんおっしゃったように、建物づくりとまちづくりが、あの場所は建物づくりだけやってられないですね。エリアマネジメントっていうのはそのために、こないだも質問ありました、広島市と県と財務省、ちょっと個人的なことですけど、きょう2時から財務省、私の家に来て、打ち合わせをいたしましたけれども、そういう、まちづくりと絡んでるんですね。まちづくりが先に査定があるんですよ。それがエリアマネジメントであり、都市計画審議会である。それは都市計画審議会でオーケーになると、いわゆる一般の建築確認申請に入つていいと。つまり、2つの確認申請みたいなもんがあるよと、まちづくりの確認申請がエリアマネの関係だと、建築の確認申請、よくある建築の確認申請はその後に訪れるもんなんだということをしたためたわけでございます。その後、参考として審査検討委員を書かせていただいて、検討会は非常にタイトもいいところですけども、薬剤師会さんはタイト好きです

ね。結果的にすごいタイトで、私寝る時間がないんですけども、そういう状況でございます。

以上、木平先生から6番のことをと伺ったんですけども、ちょっと意味を整理しておきたいので説明をさせていただきました。以上です。お返しします。

○木平副会長：はい。ということで、今後のことも含めて、大和ハウス工業さんと薬剤師会と一緒にになって、事業体も含めて事業を進めていくということで、適格ということで我々は判断させていただきましたので、このここにある検討委員の判断について、理事会で御承認をいただけるかどうか諮っていただければと思います。

○前田議長：それでは、提案理由の説明終わりますが、多分ヒアリングに遅れてこられた方もいろいろ多分、今の説明で若干おわかりかと思いますが、大和ハウス工業に会館も、あるいは北側の利活用にも入っていただきたいということで今、話を進めております。

それでは、先に質疑に入りたいと思いますので、御意見のある方は挙手の上、お名前をおっしゃってください。はい、どうぞ、マイクありますか。

○豊見専務理事：はい、あります。先ほどヒアリングも聞かせていただきました。一つ、ここの決議は、要するに今さっき木平先生がおっしゃったように、審査委員、審査検討会の委員の先生方が決定された大和ハウスが、アドバイザーとして、適である、可であるということを報告されたというのを了承するということですね。要するに、その審査は我々できませんので、資料もないし、ですから、ここで審査をするわけでは無いですね。

○森安アドバイザー：先ほど私、ご説明させていただいたのは、ちょっと混乱しやすいので、もう1回申します。会館の設計、監理はあい設計に決定しました。それから、会館の施工は決まってませんが、施工予定者は決まった、それが大和ハウス工業です。大和ハウス工業は施工、設計者が施工に持っていくためにいろんなことを問い合わせていただく。それを大和さんがアドバイスするという形で、実施設計の終わるまでは大和さんは施工予定者としてアドバイザー業務に携わっていただくと、こういうことです。実施設計が固まりますと、細かい見積もりが出来ますと。その見積金額をこちらの本会に提示されて、オーケーであれば施工者として契約すると、今度は施工予定者じゃなくて施工者になります。アドバイザーについてはそこで切れます。

きょうの話は、それとは別で、北側の別棟をどうするか。このあたり理事会で私が気になって提案したんですね。別棟は私はかかわってないので、余計なこと言うかもしれないけども、時間的にもうないですよと、やるんだったら一緒にやらないと通りませんよという話をいたしました。その結果、前田先生が決をとられて、何票か知りませんけども、可になったと、森安さん進めてくれと、こうなったんです。その進めてくれって言われた

話は、北側の別棟、北側敷地に別棟を建てる、それは定借で建てる、その提案をその大和さんに頼む、提案がオーケー、可か否か、可であるならば北側の北側敷地の建物、別棟の企画、計画、設計、施工、それから、ここに入る方々の調整も大和さんにしていただくと。具体的に定借の契約状況は何、どういうふうな状況、これこれですっていう、こういう御説明があった。だからアドバイザーについては、本館の会館のほうの施工のアドバイザーがあい設計の設計、基本設計と実施設計の間だけアドバイザー業務があります。今度は、きょうの話は北棟、北側の敷地の別棟の建物ですから、これアドバイザーではありません。アドバイザーではなくて、企画、計画、設計、施工、それから、オーナー、入る方の調整、全てやっていただくと、こういうことになります。

じゃあ、ちょっと余計なことで、先生、よろしいですかね。別棟と本館のほうの施工者が一緒になる利点ていうのは、皆さん考えられたと思うんですよ。恐らくメリットがあります、こないだちょっと申し上げましたけども、もう一回整理すると、どういうメリットがあるかというと、同じ業者が入るから、今資材のこととか、工事の人、人員の手配とか、かなり厳しいんですね。それがかなり円滑に行くだろうと。きょうちょっと話では言いましたが、説明の方が、ちょっと時間をずらすことによって、一気に押し寄せるんじゃなくて、ずらすことによってそういうものの調整をしていきたいということを、ちょっと私はそういうふうに読み取ったんですね。そういうふうなことがあります。それから経費も恐らく有利になると思います、これ本会としては。コストですね。

それから、もう一つは、設計の質ですね、アドバイザーで入ってもらっているのは、本館については会館については、よくなくちゃ困るわけですよ。じゃあその勢いで別棟についてもよくなってほしい。そういう意味で幾つかの点、今3つ申し上げたんですけども、そういう意味で本会としてはメリットがあるんだと、そういうふうに私は考えて、この間理事会で勝手なことを提案しましたが、一定の御理解いただいたので、森安進めろということで、ちょっと大変だったんですけど、進めてまいっと、こういうことです。先生、すみません。

○豊見専務理事：ですから、北側の提案者として、例えば今、予想してるんですけども、ここでこう、あの、きょうの議事、ここにあります適格性審査、利活用事業者としての適格性審査で、ここでいいよということになったら、我々が隣をショートステイにすることを認めたということになるわけですね。決めたということになるわけですね。

○渡邊副会長：いや、だからそれを質問した……。よろしいでしょうか。

○前田議長：済みません、マイクで発言を。じゃ、渡邊先生。

○渡邊副会長：ええとですね、先ほどちょっと質問させていただいたのは、その中の提案の中にショート

ステイ、幼稚園をつくったり、保育園をつくったりということが入ってましたので、これは一つの案ですよねって。あるいは、もっといろんなことを提案していただけるかどうかっていう形で、私のほうも質問したつもりです。ですから、別にショートステイだとか、そういうことではなかったと思うんですけども。

○豊見専務理事：ただ、その設計図によると、ショートステイしかできませんねということになりましたね。多分ショートステイなんでしょう、町提案としては。それで、難しいのは大和ハウスが適格者かどうかっていうのをここで我々は、ショートステイって今初めて聞かれた人もいるでしょ、多分。ですね、今、後から来られた方はね。多分そうなんですよ。それで適格者がどうかを我々は判断するのは無理なので、資料がないですよ、大体ここに書いてあるのが適格性を判断するための①、②ありますね。3の3に、提出を求めるごとにしたと、適格性を判断するためにはこの①、②なんかの資料が必要なわけなんですけども、それがここには出てないわけですから、我々は適格性を判断できない。そこでその委員の先生方が審査をされて、適ですよとおっしゃってるんだから、さあそれを認めてくれというのがこここの会でしょうね。そう考えてます。ですから、正直、もう先まで言っちゃいますと、ショートステイのアイデアがでていますし、え？ 3、4、5。4、5、6？ あ、3、4、5。皆さんが審査員の方が持たれている資料でないとわからないです。先ほど僕たちも口頭で聞いただけですからわからない。2階が保育園、3、4、5がショートステイで40部屋でした。40部屋ぐらいのショートステイ。この中でショートステイを訪問されたことがある薬剤師さんがおられると思いますが、ショートステイに入る患者さんというのは、そこで初めて入るわけではなくて、ちゃんとケアマネジャーがついていて、どこにかかってどういうチームでその方を、ショートステイから帰られる、あるいは、ショートステイに入る前にもちろん在宅はやっておられる方が入られるわけで、要介護1、2、違う、要支援1、2から要介護までずっといろいろ金額決まってるわけなんですが、大体こう入ると、夜徘徊を防ぐために鍵がついてましてね、出られない。もちろんあけっ放しだったら危なくてしようがないですよね、そういう介護が必要な方が。そういうふうな建物で自由に例えば薬剤師が入ってということは、ちゃんとと言ってから入らないと、入れないようなところです。そういうところで、本当に要するに私が言いたいのは、最初からその多職種連携はそれぞれ別なところでやっている人が入ってくるということですね。その方に関する多職種連携を、ショートステイで始めると言ふことはまずあり得ない訳です。ケアマネジャーが連れていくと言ったらおかしいですが、手配をしてショートステイに入るわけですね。大体もうちょっと30日って書いてありましたけども、現実にはもっと短いですね。多

分、ご存じの方おられると思いますが、結婚式とか、2、3日ちょっとしんどいかなと、介護がしんどいからちょっとショートステイ入ってとか、大体3日から1週間ぐらいよく出たり入ったりするのが施設であろうというふうに私は解釈しているところです。大体そういう建物になるんだろうなと。何か違いますか。

それと、もう一点は、2億1千何百万が30年で入ってきますよという提案でした。保証金は360万でしたっけ。300幾らですね。（「半年分、6カ月」と呼ぶ者あり）6カ月分。60万の6カ月分ですから360万。これは途中でだめになったときに建物を壊す費用だと思ってもらえばいいんで、もしも、ちゃんと満期になったらお返しするお金ですから、預かり金です。それで2億1千何百万の賃貸料が30年で入ってくる、ただし、それが前々から会長がおっしゃってたような前受け金で受けるのか、それとも、今から入ってくる予定の賃貸料を担保にして我々は借金をして大和ハウスに払うのか。それは何も提案はなかった。途中で抜けた場合でも、あと5年残して抜けたような場合でも、すぐ次の人が入るでしょうということで、それは大和ハウスが保証してくれるわけではないというふうな話を今さっきのヒアリングで聞いて聞き取ったところです。大体こんなもんですね。先生。

○前田議長：いろいろ、ご説明ありがとうございます。えー、ほかに質問は。あ、マイクどうぞ。

○豊見常務理事：常務理事の豊見敦です。今回の決定で、業種はまだ確定ではないということですね。あと、会長が求められたのは3億の前受け金と他職種連携を求められたところで、きょう審査された方はそれより下回る条件で合格を出されたという形になったと思うんですけども、その3億の前受け金を2億1千万でオーチーを出されたということと、多職種連携を諦められたという点について、審査員の方に経緯をお伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○木平副会長：他職種の連携を諦めたという表現が、ちょっとよくわからないんですけど。

○豊見常務理事：多職種連携、ショートステイと保育所という話だったということであれば、その多職種連携を求めていったような形のものは、在宅支援センターとの連携というのは余り想像がつかないので、何かあるんだったらちょっと教えていただければと思うんですけども。

○前田議長：マイクあります？

○村上副会長：多分3億の部分は、50年のときの話じゃなかったですかね。途中から坪2,000円で60万で2億っていうのは、途中から多分その数字覚えてるんですよ。それから、多職種連携っていうのは、これは定期借地権には何も条件もなしにいうことですか。だから、今さら多職種連携でなつていったら定期借地権云々というのは、今この理事会、代議員会では言えません。代議員会のときに、そういう条件なしに何の説明もなしに定地借地。だから、その定期借地権をどうするかという

ことできょうの審査の中であれば、我々つけてたと、医療機関では難しいよ、いろんな条件の中で最低限ショートステイと保育事業というんであれば、薬局も独立性、土地の担保、そのあたりから見て適格かなということで話しました。だから、この内容に対して定期借地権をするという決定自体は、多職種連携は条件で定期借地権するということじゃなしに、医療福祉に資するというところで代議員会、理事会となってます。そういう立場であれば、きょうの審査の中でいえば、天下の大和ハウスであれば将来的に何かあったときにも、私どもが見つけてきますと。それから、30年間保証しますよというところの補益をいただいてるんで、適格かなという判断を、この審査委員会は本当に秘密審査なんで、審査委員会全体の合意がなければいけないと思いますけれども、きょうの流れの中ではそのように決定させていただきました。

○前田会長：よろしいですか。

○豊見常務理事：ありがとうございました。

○前田会長：はい。そのほか、よろしいですか。はい、どうぞ。では、有村先生。

○有村常務理事：あの、勘違いかもしれません。森安先生が最初何回も説明していただいてる。

○森安アドバイザー：2回。2回。

○有村常務理事：ちょっとよくわからないんで。なぜその北側ですか、のうち、部分だけと別にして決める。そこがちょっとよくわからなかつたんです。

○森安アドバイザー：いいですか。

○前田議長：どうぞ。

○森安アドバイザー：全体の経緯が私にもわからないんですよね、はっきり申し上げると。去年の9月にこここの部屋で話をさせていただいて、その前に話があったのは7月ぐらいだったのかな。私は伺うのは、何ていうかな、流れに基づいた話じゃなくて、話を伺うときに頭の中で整理してるっていうのが実態ですよ。そういう中で会館の建設を設計、監理かな、を急ぎたいというふうなことになつたんですね。これも物すごいタイトで僕は徹夜の連続で用意したんです、膨大な資料を。結局先ほど申しましたように、設計と監理があい設計さんに、多数の応募があった中で審査の結果、あい設計さんに決まったと。そうすると、あい設計さんが敷地全体の真ん中に建てちゃったならばどうなりますかっていうときに、聞かれた方あったと思うんですけども、あの2,000平米かな、の敷地を割って区分すると残りの敷地が建てられるんですね。それは建築のルールでそうなってるんですね。敷地を割るというふうな形で、会社さんによっては南側に寄せるっていうのが整備方針で出てますけども、北側に寄せるっていう案があります。たしか感性舎さんかな、が提案があったんですね。そういうこともありますよ。つまり、いずれも敷地を1枚の敷地で使うんじゃなくて、例えば半分にして会館を建てたほうが後々、薬剤師会としてはいいんじゃないかと、こういう提案があったわ

けです。そして、設計と監理が決まったということですね。それは北側云々については、実は私は承るときに、整備方針を承るときの条件できたんです。ですから、今先生からお尋ねがあったところは、私は経緯の中でばらばら情報を頭の中で整理して、私聞いた話は結構覚えるたちなんで、頭の中で整理をしたんですね。そうすると、それは皆さんで決まったことなのか、整備方針を、誰がつくったのかわかりませんけども、整備方針で決まったことなのかというふうな形になって理解をしたと。そうすると、じゃあそれで決まったと。そうすると残り、北側か南側かわかりませんが、南にしたほうが有利なんですよね、新幹線のほうから来ると表の空間ですから。それなんで南にされたのかなと、私は想像した。となると、北側が残ると、半分が残ると。その半分をどうしようかと、ほっとくとエリアマネでつつかれちゃうと、だめだと、こうなつたら困るでしょって、それでも困ってもいいんだと、いいんですよ。ただ、時間的に物すごいタイトになっちゃってて、一方で、耳にすると補助金の話とか、たくさんこう算出してきて、それとの全部の折り合いを頭の中で整理すると、こないだ申し上げたように、大丈夫なんですか、私は気になります、余計なこと言つてんだったらすぐ私は帰りますというふうに申し上げたんですね。その結果、決まったと。こういうことなんで、先生今おっしゃった北側、敷地を割る件についてはいろんな経緯の中で、私は南側に会館をつくる、それは変わってもいいんです。北側になつてもいいけれども、しかし南側のほうが総合的に考えて表の顔だというふうなことで、そして北側に持っていくと公園との関係もあるからちょっとやりにくい点が出るのかなと、それで南側とったというふうな判断を勝手に私はしましたから、むしろ一番先のもとつていうのは私もわかんないですよ。むしろ教えていただきたい。ただ、私に耳に入つてくる情報から総合的に判断すると以上のようなことです。全部入つてません。きょうの3億なんて話は全然私は聞いてませんから。だから、わからない。ただ、私は聞いた話については意外と覚えてますから。頭の中で整理するということをしてここまでご提案申し上げ、動けつていうことですから、決して夜を徹してでもやると。そして、薬剤師会の役に立てばいいと、終わつたら、失礼って帰ると、こういうふうな決心であります。いつでもやめる決心はついてます。ということなので、先生の今のご質問については私も伺いたいの、一番先のところは。それ以降は今説明したとおりですね。先生ご理解いただけましたか。以上です。

○有村常務理事：南側の敷地で、適格性審査というのはあり得るんでしょうか。

○前田議長：あ。

○豊見専務理事：もうない。

○森安アドバイザー：もうない。あの、先ほど申し上げてよろしいですか。

○前田議長：どうぞ。

○森安先生：あの、南側については、設計と監理のプロポーザルをやりましょうというふうになって、私が受けたんですね。いや、むしろやりましょうというときに、先ほどのばらばらの情報を整理すると、設計と監理のプロポーザルが一番いいと判断したので提案しましたが、その結果、あい設計に決まったと。ですから、適格であったから決ましたんですね。適格性審査というそれ含めて、提案も含めて決ましたということですね。ですから、適格性審査を南側について改めてやるんではなくて、北側についてのみ事業者として適格かどうかを審査されたいというふうなことをこないだ理事会で提案して、動けということで動かせていただいたという経緯であります。先生よろしいでしょうか。

○有村常務理事：はい。

○豊見専務理事：一つ。先生、一言。

○前田議長：マイク。

○豊見専務理事：はい、いただきます。きょう見てはっきりわかったのが2億1千何百万というお金のことです。そのお金は、30年貸すことによって入つてくるでしょう。2億1千万のお金っていうのは、谷川先生、今、多分1億使えるお金があるとしたら、あと4年で終わるお金です。はっきり言って借金するとしても、例えば1億借金しても4年あつたら返せるお金です。そのために30年貸すこと皆さん賛成されるんですからいいんだろうと思うんですが、その借金借金言つてるのは、今さっき言ったように2億1千万前受け金でもらうんだったら借金なしでできるかもわかりませんが、もしもこれが前受け金でもらわなかつたら、それを担保に今から入つてくるであろう家賃を担保に、銀行から2億1千万借りて大和ハウスに払うということになる。30年かかる返すという話です。で、同じ借金だったら、もしも、これが2億1千万入つてしまふんけども、あと4年あつたら返せるお金であるということだけを理事の皆さん、わかっていていただきたいと思って発言させていただきました。間違いないですね、谷川先生。会計として。

○谷川常務理事：それは、今のが会費というのをそのままにして。

○豊見専務理事：はい、そのままにして、そういうことです。

○谷川常務理事：会計をいじるというのは、まだ先生、話が出てないですね。

○豊見専務理事：ないですね。

○谷川常務理事：ですよね。だから、これからどういう資金繰りをするのかっていうのは、それを決めてからの話になると思いますし、どこでどう借りるかって、逆に前回のときには、防災フェアのほうに私は総会に行ってましたから、臨時総会に。野村先生と入れかえで行っておりましたので、実際に内容を全部は知らないんですけど、中に代議員の先生で借金するという話は聞いてないというのを直接言ってこられた人もいらっしゃいました

から、その辺のところは今からまた説明する義務は出てくるんだとは思います。それ以上言うと……。

○豊見専務理事：あの、私が聞きたかったのは、今、約ですが、約1億ぐらいのお金があって、毎年2,700万積み立ててるんですかって聞いてる。

○谷川常務理事：積み立ては従来どおり積み立て、ただ、公益社団になってから事業年度、最初のときに積み立てはできませんから、まだ積み立てるような予算措置は講じてないですね。

○豊見専務理事：これから、今のままだと。

○谷川常務理事：だから、今の、これから借りたら返済に充てる形になりますよね。

○豊見専務理事：いやいや、だから2,700万積み立てるお金は今まで入ってきてたんじゃないですかって聞いてる。

○谷川常務理事：それは今まで積み立てたとおりですよ。

○豊見専務理事：ですよね。です。

○前田議長：マイク、どうぞ。

○大塚副会長：今、谷川先生が言われた、積立の金、まあ、保険部会の余剰金だと思いますけども、保険部会の余剰金の貯金の今、積み立てた口座の名前はどういうような名前なんですか。

○谷川常務理事：それは、保険薬剤部会の積立は、施設設備整備の積立と財政準備積立金ですよ。

○前田議長：それでいいんですか。

○野村副会長：えっと、まあ、今、豊見先生がおっしゃった、その財政の状況というのは、私もよく説明してなかったのもいけなかったと思うんですね。私はきょう5時に来て委員になって資料をいただいて見て、もう判断しなければいけないという状況だったんで、私が一番、それぞれの先生のいろいろな観点があろうかと思うんですが、私はまず代議員で決定されたのがもう定借はするんだとなっていましたから、それはするにしても、その前に50年はいけないよということが決まってたと思うんですね。ですから、大和ハウスさんもそういう条件のもとに提案されたんだと思うんですが、ただ、またきょう見ますと、10年以上50年未満とするときには一般定期借地権と同様に云々という部分があったんで、それはちょっと最初と違うよなと思いましたんで、契約期間も30年と書いてあって予定と書いてあったんで、未満と以上じゃまた話が違うというようなことがありましたので、そこだけはちょっと委員会のほうでも確認をさせていただいて、一応30年未満でお願いしたいということは言いましたので、契約期間の更新はなしと、もちろん30年後ですから、それまでにいろんな状況等変わってくると思いますんで、その後の分の経緯はもう見ながら、今後もそれ以上延ばすんか延ばさんのかは、また後生の方に決めていただければいいんじゃないかなと思いまして、今回の今の現状では未満で更新なしで、あとは入ってくる分についても、先ほど出ておりました3者協議会でよくよく検討して医療機関等の入らないように、

そういうことも検討十分していかないといけないと、もう決まったことに対するはもうそれで守ってこられたんだなというのがありましたので、先ほどちょっと意見求められたんで、そういう形で可ということにしてます。

○前田議長：はい、ありがとうございます。えっと、他はないですか。一応時間もあれですので。はい、どうぞ。

○村上副会長：先ほどの渡邊先生が言われてた部分の確認で、今現在適格かというのは、ショートステイと保育、そして30年で、何があっても30年を守る、もしそこに住居人がいない、言われたように人がショートステイでも30日、60日っていうのは出たり入ったりする例があるんで、そういう場合も計画的に追い出すということまでの大和ハウス工業の話なので、今現在の状況であれば適格だろうということになります。そこから先のその3者協議、4者協議というところで、これはもう公正証書でそのあたりを確認すると同時に、3者協議、4者協議の中で、こうさしてくれということになれば、我々が借用拒否する権利もあるというところもありますので、現段階の適格性の審査では、先ほど言いましたような定期借地と、それから、行う予定の事業、それも誰が入るかわからないということじゃなしに、大和が責任を持って取り扱うということなんで、適格性であるかという審査はさせていただきました。

○前田議長：ありがとうございます。

○森安アドバイザー：先生方の議決の後がいいんですけども、忘れないうちにと思っております。それはですね、この文章の中で、最後の2ページ目に参考事項っていうのがあって、これは理事の先生方、理事の方含めて役員の方々にはぜひひび承知いただきたいってことで審査検討会としては書かせていただいたんですね。2ページですね。あ、きょうの審査報告書のほうです。何を申し上げたいかというと、先生方の理事会で私が説明したときにはいろんなことがありますので、適否の可否の決定は企業さんにはしますが、社会的公表をするとは言ってないんですよ、わざと。それは、先生方の私は判断を聞いてなかったんで、雰囲気もわからなかったからそうしたんです。ですから、この最後の、可であった場合、可を前提とした場合、大和ハウス工業さんに可であるという書類を出す必要があるんですね。それは、きょう決まれば機関決定なんですかね、すぐ出せますよね。だから、その結果をホームページに載せるかどうかというのは別ですので、先生方にご判断いただきたいってことを申し上げます。これは可否の判断を超えて、可否の判断が終わってから進むべきことなんですね。仮にですね、ホームページに載せようと、ガラス張りでいこうよと、こういうことであった場合ですね、この参考事項のこの黒丸のところは、我々というか、先生方が知っていたいみたい。かなりこうお尻に火がついてるんだということを知っていただきたいという

意味の資料ですから、これは省いていたいで載せていただくということが要るし、これを大和さんに出すのであれば、大和さんに出すときもこれは省いていただくということが必要なのではないかと、最近年をとると忘れますので、忘れないうちに申し上げておきました。以上です。

○村上副会長：すみません。もう一遍。あの。

○前田議長：はい、どうぞ。

○村上副会長：採決取る前に、一応理事会の先生方に、本来なら、前回の理事会でも言いましたけども、委員会っていうのは理事会の決をとるべきっていうのが委員会だろうと思うんですね。今回はその決をとらないで、審査会っていうだけで委員会等の名前をつけてないんですけども、こういう形でその適格性を判断した、副会長5人で判断したということの了承は、私、理事会でとっていただかないと、今その私どもが判断しましたって偉そうなこと言える立場じゃないので、だから前回のその準E C Iの部分もそうですけど、そのあたりを理事会の会長、議長として了解なりご意見を求めといていただきたいんです。前回は私は欠席したら断ったということになって、今回は出席して一応承諾書にはサインしました。だけども、こういう不適、イレギュラーな委員会で判定してますので、そのあたりを理事会で承認いただけないと、理事会の決定自体も余り意味ないんじゃないかなと思いますんで、その辺よろしくお願ひいたします。

○前田議長：ありがとうございます。非常に、森安先生の説明にもありましたように、エリアマネジメント等のスケジュールがかなりタイトなために、今、村上先生がご指摘いただいたような手順をですね、きっと踏みたいと思っておりましたが、実はその場その場である程度、皆さんのご了解とりながら動いてきました。今回、前回の施工業者の決めることも、きょうのヒアリングの結果の可否も副会長の先生方にお願いするということで、私のほうからも声をかけさせていただいたのであります。その都度、承諾書をいただいて対応させてきました。そのことを踏まえて、タイトなスケジュールであったことと、そのことは私自身の責任で対応したいと思っております。ご了解いただけるということで、きょうのヒアリングの後の理事会を開催することになりました。そのこともご承知の上できょうの結果に関して、広島県薬剤師会館の北側敷地の利活用事業にかかる事業者の適格性審査について、可とされた検討委員というんですか、6名の先生方の結果をご了承いただける方は挙手でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○村上副会長：6名っていうのは。

○前田議長：ああ、先生ら。

○村上副会長：6名っていうのは……。

○前田議長：1、2、3、4、5、6。副会長の先生方、5名と、森安先生入れて6名ということ。

○村上副会長：あ、だから、外部委員等を指名する

ときには、それなりのその今のいう、手続きが

○前田議長：そうですね。

○村上副会長：だから、前田先生としては隨時相談させていただきましたと言うけれど、誰にどう相談されたかわかんない。表向きは今回のあれなんで、自分としてはこれこれの方をこのようにお願いしましたというところの詰めをしておかないと、理事会において他の委員が出るっていうことの、そういうのはしといてください。5人かなと思ってたら、6人は知らなかつたんで。森安先生も入られるんであれば、そこを押さえといてください。

○前田議長：ああ、はいはい。

○森安アドバイザー：先生私からも、ぜひきれいな格好で私が言いやすくしてください。言いにくんですよ、物すごく。もうすぐ僕がかばん持つて出るっていう構えでいるんだけど、できるだけガラス張りにして、皆さんの意見を聞いて、皆さんの意見の上で決めて、決まったものは動くというふうな形の仕組みになるといいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。先生、おっしゃるとおり、村上先生がおっしゃるとおり。

○前田議長：すみません。代わりに言つていただいてありがとうございます。まあ、あの、はい。

○有村常務理事：あの、別に大和ハウスが悪いっていうんじゃない。悪いんじゃない。あそこに定期借地権で何か建てるっていうのがはっきりわからってないわけですよ、僕らには。それで、まるでその大和ハウスが悪いように反対ってこと言いにくいし、賛成いうても、何するか何となくわからんていうことで賛成っていうので、私ちょっと、どうやって入れようかと思ってるんですけどね。

○豊見専務理事：この議題は、北側敷地の利活用に関してですね。で、適格性…。

○有村常務理事：あれで終わり？

○村上副会長：あれで終わり。今、逆にあれで我々判断します。ショートステイにしろ、保育所にしろ。で、月60万の家賃払いますよという、30年間で更地にして返しますというのが、大和ハウスです。

○有村常務理事：今でも、あれもらえるんですか。2億。

○村上副会長：だから、一時でもらえなかつたら、こちらから払うべき建設費用があるわけですから。こちらが払うべきもの約束してて、前払いてくれるつもりだったなら、どっちみち払わないといけん費用ですから、それを払わんだけの話やし、1社にしとけばその辺は、融通が多少利くきくのかな。だからアドバイザー費用として300万をいただきませんとおっしゃいていただいたんだけども、逆にお隣に土地を、その大和ハウスが利用されるんであれば、そのぐらいの価値はあるのかなと内々思ってます。

○前田議長：はい、ありがとうございます。ある程度のお話は、大塚先生、よろしいですか。

○大塚副会長：はい。

○前田議長：それでは、いろいろご意見も出たようでの、きょうの案件としての可という判断で、

ご賛同の方は挙手をお願いいたします。

出席理事者25で15の賛同を得たということで可とさせていただきます。どうもご協力ありがとうございます。

この際ですので、その他に何か発言があれば求めますが、よろしいですか。ご意見ありませんか。

○森安アドバイザー：お願い申し上げていいですか。

○前田議長：じゃ、ちょっと、森安先生からお願ひということで。

○森安アドバイザー：きょうの話からすると、3者協議をですね、どうやってやるかっていうことなんです。急ぐんですよね。その組織化を先生方ご検討をいただければ。

それから、設計、監理の監理はいいとして、設計が動いてどんどん加速的に動かなちゃいけないけれども、それを皆さんのもにするためにはやっぱり手続が要る、それからメンバーも要るわけですね。そういう意味で、できるだけ迅速に皆さんのご意見を聞かれて前に進むよう確認をして、前進むような仕組みを是非是非執行部の先生方、お作りいただければというふうに思いますので、これは伏してお願ひいたしたいと思います。そうしないと間に合わないですよ。本当に間に合わない。余計なこと言いました。以上です。

○前田議長：すみません。人数訂正。26分の15です。

1人増えちゃった。ありがとうございました。

きょうお配りしてる資料の一つに、JACPの「アボピッテ」というのが配ってあると思います。これも、実は社団法人じゃなくて、一般法人のコミュニティファーマシー協議会、というのが東京にあるんですかね、吉岡ゆうこさんという方が中心で動いておられて、かかりつけ薬局というよりも行きつけ薬局で町との連携、まちづくり、そういうことを提唱されておられます。ドイツの薬局がモデルだというふうにお聞きしております。薬局のこれからその調剤、あるいは残薬確認、そういうことを踏まえた上の、改めての相談業務、OTCの活用、それから、いわゆるここに出てるのはちょっと喫茶店風の相談コーナーとか、いろいろなものを提案されております。北側の敷地もそういったものを含めて薬局が会館側、北側にそういうことをコミュニティ的なものがあればいいなというのがちょっとこう、絵面でちょっと見ていただけたらなと思ってこの資料いただきました。またいつかこの人の話を一回聞いてみたいなと思うんですが、ちょっとヨーロッパ結構行っておられるんで、なかなか日程が合わないんで、ちょっとこれからまた機会があれば、吉岡先生の話もお聞きしたいと思っております。

きょうは長時間、ご審議いただいてありがとうございます。はい、何でしょう。

○有村常務理事：今に関連して、一つ、ちょっと委員から言っておきたいんですが、要支援1、要支援2がなくなるわけではないんですけども、介護保険で。残るのが医療系リハビリ施設等、訪問看護は要支援1、2使えます。それ意外はですね、

市町村がやるようになるんですね。それで、これ関連してるので、今、皆さんの地域で、地域の中に小さなグループがたくさん立ち上がってます。これ社協がやってくれてるんですけども、なかなか薬局でこういうことできればすばらしいんですけども、できるだけそういうことで参加していただくように会員の人に言っていただきたいんです。私、参加しますけども、薬剤師はほとんどいません。ですから、今コミュニティみたいなものを、その空き地を使ったりしてね、どんどんやっています。是非ですね、顔を出して欲しいんですね。薬の相談しますよみたいなのを言ってもらって。地域に帰られたら、是非行っていただきたい、そういうふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○前田議長：はい、ありがとうございます。えー、様々な……。あ、どうぞ。

○村上副会長：すみません。こういう動きっていうのは非常にいいことなんんですけども、日本薬剤師会は、かかりつけ薬局ということでやってるんですね。だから、そこで、行きつけとかいう新しい概念を、県薬として取り上げること自体は、これは個々でいろんな勉強会あるよというのにはいいんですけども、日本薬剤師会がかかりつけ薬局でやってるときに、こういうところでの行きつけ薬局の推進っていうのは、僕はおかしいと思うんですね。

○前田議長：ああ、そうですか。それそういうご意見があつてもいいと思いますよ。ええ、いろんなご意見を拾いながら、こういう団体もあってんだなというのでちょっときょうは参考に配させていただきました。

○村上副会長：ま、あの、会長のお立場が…。

○前田議長：すみません。いや、いろんな、いやいや、もちろんかかりつけ薬局はメインなんですが。この中でええとこ取りするとかですね、考えてみればよろしいんじゃないかなと思ってね。

○村上副会長：だから、5万軒のうち2万軒はこれに反するんであろうというところを、今の薬剤師会は認識しとかないと進めていけないと思います。

○前田議長：そうですね。いろいろとご意見ありがとうございました。それでは、これで理事会を終わりたいと思います。ご協力ありがとうございました。

(6) その他：意見等なし

(7) 閉会

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

## ◆ 理事会議事録

1. 日 時：平成27年9月24日（木）  
午後7時15分～8時56分
2. 場 所：広島県薬剤師会館
3. 出席者：（会長）前田泰則  
（副会長）木平健治、大塚幸三、野村祐仁、  
村上信行、渡邊英晶  
(専務理事) 豊見雅文  
(常務理事) 青野拓郎、有村健二、井上映子、  
重森友幸、谷川正之、豊見敦、  
中川潤子、二川勝、政岡醇、  
松村智子  
(理事) 三宅勝志、新井茂昭、奥本啓、  
竹本貴明、田邊ナオ、多森繁美、  
林真理子  
(監事) 菊一穂子
4. 欠席者：小林啓二常務理事、高野幹久理事、佐藤英治理事、  
水戸基彦監事
5. オブザーバー：広島工業大学名誉教授・工学博士  
(東京工業大学) 森保洋之氏  
(株)あい設計担当者3名、  
大和ハウス工業(株)担当者2名
6. 付議事項
  - (1) エリアマネジメント調整会議等に係わる会館及び別棟の建築計画（案）の承認について（資料）
  - (2) その他
7. 会議
  - (1) 開会  
野村祐仁副会長の司会により開会された。
  - (2) 会長挨拶  
遅い時間の理事会に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。  
公益社団法人としての会館建設と、それから、また、北の利活用ということも含めて、課題山積であり、また時間に追われております。そういうことでは大変、森保先生に御迷惑ばかりおかけしておりますが、ここで改めて、感謝申し上げるとともに、まことに申しわけないという気持ちでいっぱいです。よろしくお願ひいたします。
  - (3) 会長が、定款第38条第1項の規定により、議長として議事運営を行われた。
  - (4) 出席者数の確認  
理事27名中、出席者数24名により、理事会の成立を宣言された。
  - (5) 議事録署名人の指名  
議長から、定款第41条第2項の規定により、出席の菊一穂子監事と前田泰則会長を議事録署名人として指名された。
  - (6) 議事

いいながらもそういった事業もされてると。それから、医師会、日本医師会はその山手線の一番北のところにありまして、森深い中に建ってる会館です。我々、今、二葉の里に移ろうとしている会館は新幹線口ということで、これからどのように開けていくかわかりませんが、土地の活用ということからすれば、いかようにも役に立てるのではないかなど。あるいは、それが地域の住民の方、県民の方、医療福祉ゾーンとしての役割、そういったことを全て網羅しながら、医師会があり歯科医師会があり、また、我々薬剤師会がそこに形を整えると。形を整えるだけではなくて事業展開をしていくことをいろいろ計画しております。非常に長い将来にわたっての計画ですので、正直、最初は惑い、戸惑い、悩みといろいろありますが、でも、やはりここまで来て、広島市とこれからエリアマネジメントの協議をする中に当たって、相当練った案件を持っていかないとなかなか了承していただけないということを森保先生からお聞きしております。

今後の仕事としては、ぜひ皆様方の御支援と御協力をいただきながら一歩ずつ前に進みたいと思います。時間の速度に合わせてそれもしっかり足を踏まえていきたいと思いますので、言葉だけではなくて、体勝負でありますのでぜひ皆様方の知恵と機転と全ておかりして進めていきたいと思っております。

きょうは、演題のとおり議事のとおりエリアマネジメント調整会議等に係わる会館及び別棟の建築計画（案）の承認についてということで、今、会館が本来の我々の仕事の第一歩ですので、会館側の枠をきっちり決めさせていただいて、北側の話をまた、大和ハウスさんのほうにもお願いしたいと思っております。

今、決まってる範囲での話はこれからですので、A案、それからB案ということで、話を進めていきたいと思います。議長の前にこのA案のピロティー案という南側の駐車場プラス屋根がつくという部分と、B案は屋根はつかないけども、北側に3.6メーターはみ出るというプランなんですね。大きく違うとすればそこで中に関しても広さが若干違うかもしれません、大まかなことは網羅されていると思います。そういうことを詳しくあい設計の先生方にお教えいただいて、それから、また話を進めていきたいと思っております。きょうはよろしくお願ひいたします。

- (3) 会長が、定款第38条第1項の規定により、議長として議事運営を行われた。
- (4) 出席者数の確認  
理事27名中、出席者数24名により、理事会の成立を宣言された。
- (5) 議事録署名人の指名  
議長から、定款第41条第2項の規定により、出席の菊一穂子監事と前田泰則会長を議事録署名人として指名された。
- (6) 議事

1) エリアマネジメント調整会議等に係わる会館及び別棟の建築計画（案）の承認について（資料）  
2) その他

（7）提案理由の説明・質疑・応答・採決

○前田泰則会長 これより、議事に入ります。本日御審議いただくものは、別紙会議次第のとおりであります。

それでは、まず、原案の1、エリアマネジメント調整会議等に係わる会館及び別棟の建築計画（案）の承認についてを議事といたします。

提案理由の説明ということですが、きょうはあい設計さんのはうの図面が出ておりますので、まず、あい設計さんのはうから図面の説明をお願いしたいと思います。

マイクはありますか。

では、お願いします。

○長屋尚史氏（あい設計） では、あい設計の長屋と申します。よろしくお願ひいたします。

御説明のはう差し上げる前に、本日お配りしました7ページございます。落丁等がないか御確認お願ひいたします。6ページ、で表紙合わせて7ページお願ひします。

○前田泰則会長 ああ、そういう意味ね。

○長屋尚史氏（あい設計） では、おそろいのようすで、内容のはうの御説明をさしあげます。

まず、1ページのはうごらんください。こちらA案の1階兼配置図のはうになっておりますが、先ほどの会議の内容を反映させていただきまして、今回A案のはうを修正しております。まず、修正内容としましては、全体の面積が少しやはり多いだろうというお話をいただいておりますので、そちらのはうを、面積のはうを絞りまして、前回2,330平米程度ありました全体の面積を2,115平米程度に減らしております。約215平米ぐらいですね、のものを減らした計画となっております。

こちらのはう前回の内容と引き続き一緒になりますが、敷地のはう、敷地のはうは上に表がありますとおり敷地面積993平米、約300坪のはうになっております。この300坪の根拠としましては敷地の南側から北側、北側の敷地を分ける線が隣地境界線として記載させていただいてますとおり、約28.5メートルのところで線を引かせていただいて、北と南を300坪で割っているような計画のはうになっております。前回から面積のはうを若干絞っておりますので、全体的に建物が少し南北方向にコンパクトな建物になっております。それによりまして、北側、南側に少し余裕を持たせたような計画のはうになっております。また、その余裕によって前回御指摘いただいたとおり、ピロティーが少し狭いのかなという御指摘いただいておりますので、6メートル確保しまして、駐車場のはうも奥行きを6メートル確保する、約12.3メートルぐらい、薬局の壁面までが南側の境界からあるような計画のはう、修正のはうさせていただきました。

各、2ページのはうを見ていただければと思うんですが、前回から若干面積のはうは各居室でですね、

増減はしておりますが、ほぼほぼ御指示いただいた内容です。のほうに沿わせていただいて、面積の確保しておりますので、面積は若干絞ったんですが、不都合になるような点はないような計画のはうにさせていただいております。

3ページのはう、ごらんください。前回は、ふたば大ホールというものが少し向きが逆になっていたんですが、東西方向に向ける形でホワイエを長くとするような計画にさせていただきました。こうすることで少し、ホワイエから大ホールへ向かう動線がゆったりすることができることですね。それと、今回、大ホールのはうを2つに分けた計画に移動間仕切りできるような計画しておりますので、ゆったりとアプローチしていただけるような計画のはうにさせていただいております。ふたば大ホールからは前面道路側に二葉テラスが隣接しているということで、こちらの扉等をつけて、一体的に利用できるような計画のはうにさせていただいております。

次のページ、04ページのはうごらんください。前回の理事会で御指摘いただいた内容を少し反映したような計画のはうにさせていただいております。前回、御指摘いただいた内容で南側に歯科医師会館側へ車路と駐車場をまず確保しまして、その北側に建物計画したらどうかというお話をいただきました。そのためにはちょっと敷地が狭いので、北側へ3.2メートルずらしてはどうかということで御指摘いただきました。うちのはうで検討したところ、3.6メートルぐらいはせば何とか建物としての機能を確保しながら、配置ができるのかなというところで計画のはうさせていただいております。予定、北側の部分に3.6つていうふうに書かせていただいている赤いポイントですね、見ていただければわかると思うんですが、その矢印の点線から北側の実線の矢印のところまで隣地境界線を広げております。

それによりまして、敷地面積のはう、右の表ありますとおり、A案のはうでは993平米程度だったものが、1,133平米ぐらいになりますので、約42坪ぐらい、こちらのはうが敷地を多く占めるような計画のはうになっております。その関係で北側の敷地面積は42坪ほどちっちゃい計画のはうにならざるを得ないというような計画になっております。こちらのはうは、全体の敷地の、トータルが28.5メートルだったものが32.1メートルということになっております。こちらのはうは建物、1階ピロティーの部分ありませんので、その部分に建物がしっかりと1階から配置できます。そういう関係で薬局、検査センター、そういうものを1階に設けるような形で計画のはうをさせていただいております。それにより、面積的には全体で1,950平米ぐらいのままで押さえておりますが、もう少し打ち合わせを重ねることで50平米ぐらいは減らしていくのかなといったところの計画をさせていただいております。

05ページのはうの2階、3階の平面については、大きくはA案と変わりありませんが、多少室のレイアウトの関係で面積の関係で上下階に用途が少し移っているところも若干ございますが、ほぼほぼ、今回

のB案のほうでも2階、3階については十分居室はとれるというふうな計画になっております。次のページ、06ページ、ご覧ください。こちらのほうは4階のほうになります。A案と比べて同じような配置のほうにさせていただいておりますが、先ほどの説明どおり1階の部分で南側に車路と、駐車場をとっております。そして、3.6メートル敷地を北側へずらしておりますが、どうしても建物建てるY方向ですね。南北方向のメーター数が少ないといったところで、今回、多少横長の建物になっております。B案ですね。B案のほうは横長の建物になっておりますので、この建物のホワイエのほう見ていただければと思うんですが、約3メートルぐらいの南北方向の開きになっております。これがA案の場合は4メートルぐらい確保できるんですが、どうしても建物をちっちゃくする関係で、大ホールの所要面積、それから、便所のほう確保するためにはここをちょっと狭くする必要がありました。そういうところでデメリットとしては、このホワイエのたまりが1メートルほどちょっと少ない関係で各棟置くとちょっとせせこましくなっておるように見えると思います。大きくはそういう形のA案、B案ですね。修正をさせていただいております。以上です。

○前田泰則会長 ありがとうございます。藤原さんとかは別に追加はないんですか。

○藤原正友氏（あい設計） 前回からの流れでございます。

○前田泰則会長 そうですね。ありがとうございます。それでは、今、A案、B案というのは出て、説明を受けましたので、これに関してアドバイザーの森保先生のほうから御助言があればお願ひしたいと思います。

○森保洋之先生 ちょっとこちら。

○前田泰則会長 そっちでお願いします。

○森保洋之先生 森保でございます。いさせていただいてよろしゅうございましょうか。（「いいです」と呼ぶ者あり）それじゃ、います。1回ごとに聞こうと思っているんです。

まず、整理しますが、A案というのは、もともとあるいはさんが表に出した案ですね、それを私がA案と名づけたんです。B案というのは、本来は道路が北側に来て、そして、代替案として示されたものですね。だから本当はB案というふうなことではないのかもしれないんですね。皆さん方の記憶の中で、特にプレゼン聞かれた方はまぶたに残って、まぶたビデオに残ってると思うんですが、そういう意味で正式なB案ではないんです。ですけど、わかりやすくするためにA案、B案というふうにさせていただきました。

この、きょうのB案というのは、A案の南側の風情を残して、A案はピロティーで西に抜ける形ですけども、ピロティーをやめて単独の建物でできた場合にこの程度のものができるかと、こういうことです。で、3.2と私がこの間案を示したんですけども、それは北側にそのもともとのB案、代替案として示されたもともとのB案は敷地外に道路を設ける、そ

の道路の半分ぐらいまでおさるとよろしいなという意味であって、私は図面を描いて3.2と言ったわけではないんですね。ですから、3.2は1つのモデルというか、考え方というふうに御理解をいただければと思います。それが今までの理解、今までの流れから見た今、復習的理解ということになります。

実は、私はこれは、前田先生に厳しくきょう申し上げたんですけども、敷地について私はアドバイザーなんんですけど、建設アドバイザーなんですが、情報が来てなかつたんですね。だから、半々という理解は正式に決まったということは聞いてないんですね、私は、はっきり申し上げて。きょう随分、前田先生と議論しました電話で、聞いてないんです。

それで、図面は整備方針を決めるときに前田先生から、ある理事の方を指名され、その後、ある方、中野先生ですけど、に依頼したので仲よくやってくれということで、仲よくしました。中野先生から来た敷地の図面は、薬剤師会の土地全部が赤く塗ってあったものです。割れていませんでした。割れていないそのままがプロポーザル、設計監理プロポーザルに出た、当然出たと私は思っていたんですね。土曜日、僕はあいさんのところで聞いて、そうじゃないよ、そうじゃないよって図面見せてもらったけど、私は見てない。

つまり何申し上げたいかというと、敷地が割れた図面でプロポーザル8社にデータが渡ったということです。これはもうしようがない。しようがない。私からすれば何言ってんだ、世話をした私に何の連絡もないんだと言いたい。激しく言いたいですよ、私は。怒ってますよ。怒ってるけれども、それは後で前田先生が謝るっていうから、どういうふうに謝るのか知らないけども、前田先生がされたのかどうかも知りません。だけど会を代表して前田先生が謝るほかないですよね、私に。私が許すかどうかは別ですけど。9月いっぱいまでやめる覚悟で来ますからきょうは。私は。とんでもないと思っています。

ただ、オープンに8の8つの設計事務所にそれが渡ったんですね。私が知らない情報が渡った。私が知ったのは、先週の土曜日。しかし渡っちゃった。そうすると半々ということの話は聞いていたが、決まったということは一言も聞いてない。ましてやその図面は見てない。こういう状況の中で、8つの設計事務所にそのデータが渡ったんだよ。これが事実です。変えられない事実です。私としては欲求不満だけね。ですが、変えられない事実です。

薬剤師会を主として考えると、私の憤りは置いて、とりあえず置いて、薬剤師会を主として考えた場合は、それで図面が渡ったと。そうすると変な話で、プロポーザルの説明書には敷地、北側敷地、南側敷地としか書いてないんですよ。いろんなきさつがあって。中野さんから来たのは、何も書いてなかつたんですよ。敷地としか書いてない。それで北側敷地、あるいは南側敷地というふうに私が加えていいんですからってことで前田先生の了解のもとに書いたんです。ですから、私は1,000平米、1,000平米になったという事実は何も聞いていない。それを先生方、

耳に残してください。それで、しかし、1,000平米として書いた28.5かね、長屋君ね、28.5、先ほどの説明のとおり、そこでこう線を引いて敷地境界線、そしてその中に300坪っていうふうな枠を描いた図面がオープンになってしまった。私は一切知らない。だけど、オープンになってしまったとなれば、300坪、半々でいくっていうことがデータとして薬剤師会としてはオープンにしたっていう事実は残るんですよ。私は不本意だけど、残るんです。言ってくれれば直したんですよ。言ってくれないから直せない、出した後だって直せたんですよ、説明が。修正っていう形で、でも、何も誰も言わない。前田先生も言わない。それで言ったじゃないかって責めるんですよ、私に。私は証拠がありますからね、そんなこと聞いてないって証拠が。きょうは随分、前田先生とがんがんやりました。憤っています、私は。

それで、ところがね、プロポーザルの説明書には北側敷地、南側敷地っていうことで1,000平米っていうことは一切書いてない。でも、整備方針、中野さんが用意してくれて、僕が何度もチェックした、整備方針、これは不十分ですよ、申しわけないけど。不十分だけども、どなたかこないだ質問あったね。不十分じゃないか、あなたかな。どなたか質問あった。不十分だと思いますが、彼は彼なりに一生懸命やったんですよ。そこには南側敷地、北側敷地と私は書いてもらったんです。わからないから、何の話か全然わからないから。ところが、その整備方針にぶら下がってる資料の換地図という資料は、ところが私が持った中野さんから来た資料とは違っていて、28.5のところに線があつて、先ほどのような形。そうすると設計事務所はどうするかと、設計事務所迷いますよね。正式なのは、説明書のコメントですよ。資料は付随ですよ。付随のほうが細かくて、本文のほうが粗いんですよ。そのことは二次審査の作品まで全部影響しました、はっきり言えば。だから私は困るんですよ、そういうやり方は。変えるんだったら言ってくれ。言ってください。そしたらすぐにでも直しますよ、私は。それは薬剤師会が主で、私が従ですかね。私はアドバイザーなんですね。だから、よかれと思った方向に対して言っちゃった、先生すみませんけど、出しちゃったんだと言ってくださいば、私が直しますよ。これこれなので、これこれの整備方針については北側敷地だけでも1,000平米とさせてください。失礼しました。ついては、資料のほうの、資料を見てください。それはつじつまが、そうすれば合いますねって、そんなことを簡単に書いてさしあげればいいわけで、できたんですよ。二次審査まで全部影響しましたよ、それ。簡単に言うと二次審査に出てきた〇者は半分を超えてたね、敷地が完全に。ただ、そういうふうな戸惑いを与えるんですよ。こういうやり方はまずい。ですけど、そういう状況のことを伝えてきます、はっきり申し上げて。嫌みも含めて、なぜ俺に言わないんだと、私に言わないんだと、一生懸命苦労してですよ、やってくれってことで、中野さん途中までやっていただいて、その後私が全部やりましたけれども、そういう

う状況の中で、出ちゃった。出ちゃったけど、じゃあどうするのと、薬剤師会中心に考えれば、曖昧だけど半々っていうことをオープンにしたようなもなんですよ。

あい設計でこないだ図面見てくれって行きました。前田先生に一緒に行ってくれってことで、行きました。そこで初めて長屋君から見せてもらって、私見てないよと。だから前提でやってるんだと、前提でやってるんだったらA案はいいけども、B案はなぜ代替案としてあんな形のものを出すんだって。それはまずいよって、ねえ、藤原さんね、まずいよって言いました、それは。審査員の人、わかると思う。

だから、敷地の中におさまるることを前提の資料が出ていた、私は見てないけども、見たのであれば、その中におさまるようにするということが大前提ですよ。だから、B案として代替案はそういう意味じゃ、藤原さんに、それはちょっと違うよって、もっと強く言ったよね。とんでもないと思います。

ただ、あい設計さんは、私は決まって、僕はどこでもいいんですよ。いいものを出してくだされば、どこだってことはないですよ。一生懸命出てきた提案書で判断したんですから、ですよね。提案書で判断して、あい設計さんに決まった。あとは、様子見えてると一生懸命やってくれてる。これは事実です、間違いない。薬剤師会のためにもろ肌脱いでくれというふうに私は長屋さんに言葉は違ったかもしれないけど、一番最初に会ったときに2人だけのときにお願いしました。お願いしました。強くっていうか強く言いました。現にやってくれてる。だから、あい設計さんは一生懸命やってると私は思います。

ただ、最初はまずかった、プロポーザルはね。それは申し上げておきます。それで、状況としては半々だってことがどの程度強く考えるかって問題なんですよ。私は、聞いてなかった。でも、半々と決まったって、6月の何日かに決まったって、私が動かしてるときに半々の、もう様子があつて、だから図面もできてたんですよ。どなたが言ったか知りません、私は。それは追及せずにしましょう、もうしようがないから。ただ、おかしいよっていうことは言いたい。なぜ森保に言わないんだ。無理して、徹夜してですよ。本当に無理してやってるんですよ。それを皮切りにぐっと今なお、その本人に言わない。森保はアドバイザーだから、こっちで勝手にやるから言うこと聞けっていう話であるならば、私はすぐ帰ります。そういう人が一人でもいれば、とんでもないからね。この状況をきっちと説明しますよ、私は。前田さんから頼まれて、森保さん何とかやってくれ、E C Iだって苦肉の策で考えた。適格性審査も苦肉の策で考えたわけですね。違います。

○前田泰則会長 そうです。

○森保洋之先生 そういうことです。だから、簡単にいうと、一番目、敷地を300、300かな。半々にするっていうことを私は聞いてなかったが、皆さんが決定したっていうことであれば、ここできょう出てきてる敷地を3.2じゃなくて3.6かなというふうにする案はどうかって、いかがかって問題になるんですよ。

決まってるんであれば。私には言えません。聞いてなかったんだから、先週の土曜日まで。土曜日も聞いたわけじゃない。

きょう私は議論を前田先生とかなり長時間しました。どうして教えてくれないんだと。幾らでも修正ができるのに。二次審査まで影響しちゃったんですよ、この中は。つまり一番は敷地の問題。これは私は責任持てない。聞いてないんだから責任持てない。ただ、半々でいうことで決まっているんであれば、このきょうのB案としたものについては、私は3.2と提案したけども、モデル的に提案したけれども、3.6ふえるとすれば、この図面見るとちょっと先ほど説明で、ちょっとせせこましいかなという説明が御自身が、提案した御自身からありました。私もそう思うんですよ、ちょっとりね。だから、B案は面積も2,000平米を下って大変苦労していただいた。だけど、3.6も北側に出て、なおかつせせこましいっていうのはどうしたもんかなということです。実はこういう案は出てくる、土曜日ちょっと見たんですよ、私。あとはシュレッダーにかけて捨てましたが、私は強烈なシュレッダーを持ってますから。捨てましたが、実はきょう持ってきてませんけど、敷地のぎりぎりで図面描いてみました、私は。

そうするとどうなるかっていうと、扁平になる。長さは一緒よ。扁平になってこうおさめていくと、何かこう、何でいうか、今長屋さんがせせこましいってちょっと言ったけど、5階がね、4階か。せせこましいとこ、何もなくなっちゃうんですよ。要するに部屋の配置ゲームみたいになっちゃってうみがない。だから5階はどうかなって、敷地の北側に寄せてですよ、きっちり守って、300を守って、パーキングがあって通路があって車道があって建物をつくって、今、きょう長屋さんが説明したものをぶちゅっこつちをぶちゅっとして、そうすると4階じゃ無理で5階になっちゃうんですよ。

そうすると、どういうことが起きるかというと、廊下がもったいない。階段がもったいない。エレベーターがもったいない。うまくいけばいいですよ。私は設計が上手じゃないから、でも設計教えてたんだけどね。余り上手じゃないから、もはやね、年をとつて上手じゃないからかもしれないけども、せせこましいんですよ。

北側に持ていっちゃうと、どういうことが起きるかっていうと、北側の敷地ね、この大和さんにお願いする話に影響が出てきます。それは受けとめてくれよっていうことで、徳永さん受けとめますっておっしゃると思うんだけど、余りにも5階だと厳しい。ちょっと大和さんの、大和さんの代弁ではなくて、プロジェクトを動かす者として申し上げると、北側の敷地は斜線制限でその道路にどこまで斜線が、斜線っていうのは影が落ちるかっていうことで制限を受けるんですよ。だから、上の建物の高さって位置関係が全部それで制限されてきちゃうね、北側が。今の話じゃ南側いっぱいになってくると、南側の西へ日影で制限してきます。部屋を設けようとすると日光が入らない、日が入らないということでもう踏

んだり蹴ったりみたくなっちゃうんですよ。可能性がある。大和さん設定が上手だからやってくださると思うけど、普通はそうなるというふうに思います。つまり、この敷地の南側、北側を300、300で割ることについては私は聞いてませんでしたが、皆さんの決定事項であるならば私はいたし方ない。ただし、プロポーザルにかなりの混乱を与えたと、私にとっては大変な侮辱であると思います。世話をしてくれって言ったのに対して無礼であると、連絡がないのは。そういうふうにはっきり思います。そうでないよっていう人がいたら手を挙げてください、私は反論はしませんけどすぐ帰りますから、おられますか。私が失礼であると申し上げてるのは、あえて言つてるので、それは違うよとおっしゃる方がいたら言つてください。おられませんか。じゃあ、私が正しいことになりますね。

はい、じゃ、2番目、延べ床面積2,000平米のことです。延べ床面積2,000平米は最初に長屋さん、与えたんだね、これ、与えて出しますね、私は。それを受けていただいたわけです。ただ、この2,000平米もかなりアバウトですよ。それだって支援センターのことなんか考えてなくて、一定量出して使い方もわからずに出してるですから、2,000平米も検討して生み出さなくちゃいけないという面積ですよ。ただ、検討してきょういただいたて、A案が2,000ちょいね。B案が2,000弱、B案ももうちょい50ぐらい減らせるかなとちょっとほのめかしたわけなんで、頑張ってくださったなど。その背景には多分先生方から寄せられたものが事務局をとおして、あるいは、前田先生とおしてあいさんに伝わって、それが調整高になって、調整の上限になってあいさんの優秀なスタッフ皆さん方でやってくださったたまものであろうというふうに私は思うんです。つまり、2,000平米はアバウトな旗印だったと、最初は。でもやっていきながら、特に支援センターの面積を整理したということによってもうちょっとといけるかもしれないけれども、2,000平米、やや2,000平米が、コストの面も含めてちょっと安定してきたかなというふうに、2番目は思います。この調子でいくと私きょう長くなりますよ。

3番目、その支援センター、これは当初200坪、200坪だというふうに前田先生から伺っていましたが、私は疑問に思っていました。何が分母で何が分子でその分子がトータル面積が200坪という論理だろうと、じゃあ分母が変われば分子も変わるねということになるのは普通の考え方、私はそう考えていました。ぎりぎりまでよくわからなかつたです、私は。県の薬務課に行ってくれっていうんで行きましたけど、そこでも出ました。ぎりぎりまでわからなかつた。補助金の段階、補助金の資料が6月の何日か、24日に出してくれというのが課せられてきて、7月かな、6月か7月か。それで初めて私はリアルにわかつたんですね。結論は、分母が変われば分子も変わる。ではないんですから前田先生に提出の2日前に、3日前かな、申し上げました。じゃ、前田先生もわかつたと、検討しようということになったですね。

2,606平米という予想のもとに660平米、200坪と提案されたんですね。それが2,000平米になれば、バランス上、Xは幾らかっていうと、506平米なんですよ。計算すればわかる。つまり、660ではなくて500坪、500平米だ。500平米ちょいということで、バランス上はいいんですね。その2606に対して660は正しいとすればですよ。

きょうの説明、あいさんの説明だと、例えば1ページ目にあるのは、支援センターの補助対象が検査センター除いて543と書いてあるね、500、先ほど私が計算で506、ほどほどかなと。もうちょい整理できるかもしれないし、これはあい設計さんが整理するんじゃなくて皆さん方が整理するんですよね、結局は。使い方も含めて、面積の調整するということになります。

つまり、3番目は支援センターの理解ということをシャープにしておきましょう。そして、200坪、つまり660平米ではなくて、506平米、つまり510平米程度ということが1つの目安になるだろうと思います、というのが3番目。

4番目がコスト、5億円で税込みでやってくれっていうことで、これは何度も私は前田先生に確認して、5億円で書いて、中野先生に書いてもらいました。で、プロポーザルのほうもたしかそうしたと思います。持ってきてますけどね、思います。こないだ、懐の中をどの会だったのでしょうか、この会だったのか、伺いましたところ、あなた厳しいねと、厳しいけども、あのとき直感で私は5億5,000ぐらいいくと思いました。

つまり、4番目の話はコストは5億円以内でっていう形でずっといくんですか、もうちょい考える余地はないんですか。これは大きいですよ、これから、固めるときに。きょう固めたいんですよ。エリマネ待ってますよ、お尻に火がついてますよ。なぜそんなふうにぎりぎりになっちゃったんですけど、私は知りませんよ。やってくれっていう段階で、もうそういう火がついた、火のぼうぼうお尻に火がついてる状況で、私は徹夜してやったんです。目に見えますよ、このことは。こういうことが起きることは。つまり4番目はコストについて、私は5億を固守するのか、5億5,000、私5億5,000は、こないだの数字を伺うと失礼ですけどね、財布の中を見せていただくのは失礼だけれども5億5,000ぐらいはいくなと、いけるなと直感で思いました。皆さん方はどう考えてるんですか。5億でぐっといくんですか。それとももうちょっといくってことはないんですか、これを私は判断はできません。ただ、問題提起します。相当きょう決めなくちゃいけない。4番目はコスト終わり。

5番目は、歯科との連携、それから、北側敷地との連携のことです。歯科との連携については当初から、一応長屋さんが歯科の設計、ごめんなさい。(発言する者あり)右側の方が担当なんです。歯科さんたまたま、伺っているわけですが、歯科さんとの連携は、私、歯科のアドバイザーになってるので、なるべく敷地をうまくともに使い合うようにしてほしいとい

うふうに申し上げてます。なおかつ、財務省の立場もあるので、そうすると医師会と歯科と薬剤師会の土地がうまく連携プレーして、1枚の敷地のように、オーバーに言えば使い込んでほしいということを期待するのが私の立場なんです。そう考えると、北側、歯科との連携についてはぜひぜひ重く考えていただきたい。で、きょうのA案もきょうの言うB案もそれは考えてあって、西側に抜けるようになってる。ただし、ピロティーで抜けてんですね。ごめんなさい。A案はピロティーで抜けてるということです。B案のほうはピロティーでなくて、上はないんです。そのままいける。そりゃ上がないのがいいに決まりますよ。決まってるけども、いろんな中で、デザインは決まりますから、A案でいった場合にあのピロティーっていうのは柱だけであって通過になってる空間ですね、そこに車が入る、人が通るというふうに思ってください。自転車が通ると思ってください。そのピロティーは暗いか暗くないかとか、高さは大丈夫かとか、マイクロ通るのとかいうことでいくと、土曜日に伺ったところによると天井高差で3.5というように私は耳に残ってます。意外と耳に残るほうなんで、そうだよね、3.5。そうするとまあマイクロは通るかなというように思いますし、南側があいてるから光が入る。だから、上が全然ないほうがいいに決まってるけれども、あのピロティーでまあまあいけるかなと。利用する側からすれば車に乗るのに雨に当たらないでいけるというメリットはある。しかし、柱が入ってるから台数が、柱がなきゃ1台ぐらいふえるのにふえないなというデメリットもある。そういう中で、5番目の話は歯科との連携っていうものを考慮する。そうするとA案は一応考えてある、あれでいいかどうかは別にして。B案はそのままいけるんで上はないから、それは問題ないということ。では北側敷地との関係ですけども、きょうのA案、B案はともに南側に通路がありますから、もともとのあいさんの代替案のB案というのは北側に道路を設ける、そうすると北側敷地等の連携が道路によって分断されるわけね、だからちょっと連携がとりにくいということはある。ということで、つまり5番目は敷地の中の北側との連携、敷地の外との連携については配慮する必要がある。きょうのA案とB案については、今のような性格を携えながら配慮してることが事実として考えていいんじゃないかな。6番目、敷地と敷地計画、建物計画について、私はお隣の先生は見えるんですけども、A案、それから、Bダッシュ案、B2ダッシュ案、C案、D案、E案と書いてみました。簡単に言うと、敷地を半々で割ると、割った中で南側にパーキングと車路を設けて北側を何とかせって、こうなった場合は5階しか手がない、4階じゃちょっと無理、敷地守れば、長屋さん、違う、ですよね。4.5かわかんないけど、5階まで、私は書いてみた。5階までいっちゃうんですよね。今度は逆に北側に敷地を決めて、その中に道路をこう通すとL状の、こここの面積が車路面積がもつたないということが出ますが、同じことなんです、結局は。だけど、南側に5階持ってくれれば、その影

は自分の敷地の中でくるわけだから、ほぼね、だから北側への影響は少ない。正しい敷地の分断が起きる、財務省の立場からすると、できるだけ1枚で使ってよということについてはいかがかなということですね。

一方で、じゃあその境界をもうちょっとたわわに考えましょうっていうことで、逆に言えば、きょうの3.6か知らないけど、3.2か知らないけど、やってみると、これは手だと思いますよ。

ただ、私はその半々でやるってことが決まったという話は聞いてませんでしたから、皆さん方の判断になるということです。つまり、幾つかのタイプロジーを考えるってことはとても大事だということを言いたいわけです。

きょうはA案とあいさんの言うきょうのB案が出てきていて、総合的に考えるとどうかっていう質問があるとすれば、A案のほうがせせこましくないと思います。ただし、さっきの面積2,200ぐらいだったかな、いうふうなものはもうちょっと整理して縮めようと、そうすりやコストも安くなる、だから精査するということをもってA案ということは、A案を検討するならば1つの案として上げる。

ただこれは、あい設計さんにやってくれってわけにはいかんですよ、これ以上は。皆さん方が、こないだ私が申し上げたこのメンバーで申し上げたかどうか忘れたけども、組織をきっちり検討組織をつくってどんどんどんどんもんで、あいさんがちょっと待ってくれというぐらいにスピーディーに検討していくかないと間に合わないんですよ。あいさんはもうここまで物すごい無理を言って、前田先生が依頼されて無理を言ってきょうに至っていますから。これから先はあいさんもうちょっとやってくれよとは言つたって、あいさん動かしようがないんですね。勝手にやるのかって逆に言われちゃう。A案のダッシュ、きょうの案をA案とするならば、Aダッシュ案として精査して面積を縮めてコストを安くすると。コストダウンするということが、それに際しては大和さんの力をかりてVEということで値段を下げる協力をいただく。

契約はしたんですかね。あいさんの契約まだでしょ。大和さんの契約もまだでしょ。だから、私は勝手に言っちゃいけないけど、契約をしていただいて、大和さんの力をかりて、あいさんと仲よくやっていたい、結局薬剤師会のためになると私は思います。それがA案に対する私の考え方。

B案については、敷地半ばっていうことで、私は聞いてないので、ああいう提案をしましたが、もしか敷地を守るとすると5階建てで、こんな扁平になっちゃって、もうすごいですよ。きょう持つてこなかつたけど、すごいです、扁平で藤原さん大体想像できます。プロはわかると思いますけども、こんななっちゃう、くちゅっとなっちゃうということは事実。だから、あい設計さんが第1次から4階案を提案してきてるんですね、大体。それは恐らく5階案にするとそういうことが起こることを検討して出されたのかなというふうに私は想像しました。これ私の想

像ですから、あいさん言ってほしいけど、つまりB案はちょっと御担当の長屋さんからちょっと4階はせせこましいなっていうね、話を言われたけども、私もそういうふうに思うんです、全体が。北側敷地が減る、その敷地の半々が正、300、300が正であると、正しい決定事項であるということであるなら私は言いようがないということです。

そう考えると、A案の修正案、コストダウン、さっきの5億はどうか、5億5,000ぐらい、失礼なことですよ。皆さんの財布を見るのは、でもこないだの話からすると5億5,000ぐらいいいけるんじゃないの、コストの検討会やってくださいよって申し上げて動いたんですかね。わかりませんけど、そういうことです。だから、A案の検討、再検討、A案っぽい話の検討のほうがせせこましくなくて、せっかくつくるんだから優位かなというふうに思うということあります。

では、もしくは敷地をきっちり切って、南側の建物が会館ができたと、北側は大和さんにやってよっていうことであれば、大和さんはこないだの適格性審査の時に出されてた案は、あれは代替案でやってますから、敷地に会館への道路が入ってますね、それがなくなつて新しい形になりますが、大和さんはやりやすいはずです。

今度は敷地が狭くなった場合どうなるかってことに対する、これ大和さんに聞きたいんですけども、狭く、つまり3.6か3.2か知らないけども北側に敷地が広がったと、会館の敷地が広がったと。それは半々で決まったんだから、森保さん言うなよっていうんだったらやめますけども、ちょっと言わせてくださいよ。3.2か3.6か、北側にいった場合に大和さんはどう反応するかってことですよ。1つは、敷地面積が減る、延べ床面積が減る、こないだはここで40室かな、おっしゃって、耳に残ってますけども、そういう部屋が減る。北側斜線は一緒、南の建物の日影の影響を受ける。それと居室の日照の性能がよろしいようにつくるっていうことは部屋の数は余計減る。そういう中でマネジメントをどう考えるのかということは、大和さんの話だね。私とすれば、それを伺いたいというふうに思っています。

それから、もう一つは7番目です。7番目、6番目は本日のあい設計の提案のA案、B案、7番目は北側別棟が、ごめんなさい、南側は会館について施工アドバイザーとして大和さんに決まったんですね。契約をしてくださいって申し上げたんです、それで。施工アドバイザーとして。北側は事業者として決ました。だけど今、きょうの話はそれに全体絡んでるから、きょうの話はすっきりしてから大和さんとのこの件の契約ね、事業者としての契約、北側の、というふうに入つていただいてもいいと思いますけども、大和さんもそのほうがすっきりするから。そうすると南側の会館の施工アドバイザー、行く行くは施工者になって私個人はなつてほしいんですね、その大和さん。北側の事業者として大和さん、大和さんでなんですよ。このメリットについては、私は大和さんともう1者、もう1者、3者出てる中でど

こに決まるかわかんない状況の中で、何とか時間がないから、森保さん、頭で案を出してほしいと、私脳みその足らない私ですよ、絞り出した案が適格性審査ですよ。適格性審査について、決まった。そのときに皆さん方に説明したのは、同じ事業者が南も北もやるっていうことはメリットがある。そのメリットを享受するっていう意味で私はお手伝いしたつもりなんだということを申しました。

そのメリットが、私はメモにちゃんと書いてある。コストのコストアナリストができるから、コスト調整ができる。つまりコストが有利になるはずだと、工期、タームですね。工期、タームが短くなるはずなんです。3番目はそれに関係するけど、材料の手配が円滑にいくはずだ。それから、作業する職方さんの手配も円滑にいくはずだと申した。あわせてデザインも調整できるよと、南と北両方担当するんだから。だから私の思いとしては、南側の事業者である大和さんにたまたまなったんでね、私はどこでもいいんですよ。提案者が提案し終わって、提案書をもとにしていいか悪いか判断したわけですから、その結果、大和さんになった。だから、大和さんやつてもらつたらいい。そう思ってます。だから、南側と北側が同じ会社のほうが薬剤師会さんとしては有利ですっていうことは、私はそこにこうやったときに、そこで説明しましたと。有利ですよということです。これが私は7番目。

以上、あい設計さんの説明に関連して、森保コメント言えってことですから、不満、爆発的に不満持つてますけども、それは置いて、置いて、以上のようなことを8つのことを申し上げたい。結論は、皆さんが出すこと。私はこのきょうのA案、B案、きょう名づけられたA案、B案でいえば、B案はちょっとせせこましいな、これ敷地の問題は私には判断ができない、情報がないから。

はい、以上で、長くなつたんで、司会者は大変だと思うんですけど、以上です。

○前田泰則会長 わかりました。どうもありがとうございました。

あい設計さんと森保先生の話を聞きして、御質問のある方どうぞ。

はい、マイクどうぞ。

○野村祐仁副会長 質問というか、森保先生がどうして自分に教えてくださらなかつたのかという部分につきまして、ちょっと私も確実にそうなつたのかなというのを、この理事会あるいは、総会においてはつきりした明言がなかつたというのがあります。それは事実です。当初、最初に定例の総会のときに、北側を定借にするかどうかという案が出たときにこれはペンドティングというか、何ですかね、もう一度話し合って、案を出してくださいという総会っていうんですかね、総会という形になつたわけなんですが、きょう私どもが言ったのは実際にまだいろんな要素ができるないので、実際にその貸す面積も含めてどんなだけ貸したらいいの、それもわかんないし、費用もわかんないし、もっとそういういろんな情報出てから貸すことを決めたらいいんじゃないでしょうか

かということと、とりあえずいろんな建築コストを考えると、会費に負担がかかるから、定借を決めとこうということで、話が進んだと思います。実際に、目安として半々ではどうだろうかということは確かにございました。それで次の7月の15日だったですかね、次の総会があったときにはもう定借を決めようということだったんですね。定借をする、とにかく、するということで決まったということで、具体的にもう絶対にもうそこは数字というのはたしかまだその議事録できてないわけですけども、その数字の明言はなかつたんじゃないかなと思います。ですから、先生が聞かれたときにこないだ契約書それでされたんじゃないですねって言われたときに、あなたがちもうしましたということがはっきり言えなかつたかと思うんですが、以前ですね。ですから、定借することは決まりましたけど、具体的なおおむね目安としては300という数字が出てたと、私は認識したもんですから、こないだの理事会のときに話したのにあの後ろ下げるのはどうなんですかという、私、素人なりにわからないなりにお話ししたら、森保先生が新しいB案を考えてくださったといいういきさつがあつたと思いますので。そういうことがなければ、もうはなからそれ無理な話という認識があればそういうことも言いませんし、そういうこともあったんじゃないかなと思います。

それと、薬剤師会としては会員の会費をなるべく少なくして、少なくして、いい会館を建てようというのはみんなの総意だと思うんですね。ですから、もし今これ、B案、ちょっとせせこましいということで、これはまだ議論の余地はあるのかもわかりませんが、今のここ出していただいた分で42坪減るわけんですね。42坪、先ほど言った2,000で言つたら8万4,000円ですね。差額がですね、月。年間にすると約100万です。その100万で30年掛けると3,000万んですね。その分をどうするかということで、実際にもう少し議論が要るんでしょう、もう時間がないのかもわかりませんが、いい設計図になって、どっちが得か、薬剤師会にとって、真剣にそのコストも含めて、はつきりもうその面積とか出てきたんで、具体的な数字がかなりはじけると思うんですね、計算が。じゃあそんだけ広くしたほうが得なのか損なのか、これはあくまでも薬剤師会館の、薬剤師会の土地なんで、薬剤師会を一番に考えて建てて、会館を建てることを一番有利な形で建てるのがここで決めることじゃないかと私は思っていますので、ですから、もう決まってたのかどうかということもありますが、それが大事じゃないのかと思って、こないだのことになつたんだと思っております。すみません。

○豊見雅文専務理事 もう一つ。重大なことがあるんで、よろしいですか。

○前田泰則会長 はい。

○豊見雅文専務理事 もう一点、本当に重大なことがありまして、実は裏の歯科医師会の診療所が今は日曜日だけなんですけども、毎日今度はやることになつてゐるんですね。そうすると、平日の昼に患者さんが来て、処方箋を持ってくるような形になる。普通の

薬局として、今は休日専用の薬局ですから、あらかじめこの建物があつて裏の歯科医師会があつて、その後に休日やつてくれということになったんで、ヘリの細い通路をですね、これもう本当はやばい、まずい話ですが、患者さんが通つて、これはお目こぼしいただいてるんですよね、公共の福利のためということで。本当はちゃんとした道路通つてこなくちゃいけないのを横の通路を通つてくること、何か黙認していただいて今、日曜日だけやつて。ところが、今度平日もやることになると普通の薬局と同じ扱いですから、とてもじゃないけど、ピロティーの下を通つてということは完全に裏口から裏口へという形になつてしまふんですね。

そしたらB案だつたらいいのかと言つれると、はつきり言つと日薬に聞いたら、こんなもん裏口は一緒だよって言つかもしれない。非常に恥ずかしい。皆さん御存じですかね、薬局の規制というのがあつて、今、緩和されつつあつて、新しい薬局で公道に出なくちゃいけないということで、変に柵をつけるのだけは許してあげようかなという、患者さんの便利のために許してあげようかなという方向には考慮されてるんですけど、まだそれも決まっていません。まだ厚労省がうんて言つていませんから、今は必ず患者さんは公道に出て、皆さんが通る道を通つてから薬局に入るという規制があります。これピロティーでつくっちゃうと、薬剤師会がみずからそれを破つちゃうことになる。オープンにしていいのかという、オープンにしても本当はだめです。けども、遠回りをしてやつてもらうよりもオープンにしておいて、そこにそこを市に買ってくれば、広島市にできたら買ってくれば、市道にしてくれないかというお願ひをし続けるというのは言いわけに、何とか許してもらえないかな、恥ずかしいんですけども、しようがないかなというふうには思つてはいるところなんです。

本當いうと、全国的に見ると薬剤師会が裏口つきの薬局をつくっちゃつたということで、かなり責められると思いますよ、これでも、本當はね。ですが、これは恥ずかしいですが、もうこういう立地ですから、しようがないのかなというふうに諦めなくちゃいけない。せひととそのピロティーだけはやめていただきたいというのは、わかりますでしょ、裏口から入るという感じになりますから、建物の中に直接裏口からつながつてゐるわけですから、それだけは避けたいなというふうに分業担当としては思つております。

○森保洋之先生 よろしいですか。

○前田泰則会長 どうぞ。

○森保洋之先生 先ほど、野村先生ありがとうございます。また、豊見先生もありがとうございました。最初の野村先生の定借については、私は言つてないんですよね。何を言つてるかというと、敷地を割ることについて私は聞いてなかつた。ところがどなたかが敷地を割つた図面を設計監理プロポの資料につけられたんですよ。私はつけてないんですよ。ということは、その資料が出回つちゃつたんですよね。

だから、割つた図面が出てこたつてことですよ。だから私は理解ができないってこと言つてゐるわけ。定借のことは言つてない。定借について私は確かに耳にはしたけども、なるべく聞かなかつようになつた。ただし、何回か前のときにもうぎりぎりで北側敷地どうするのという話は熱っぽく言つたつりますよ。そしたら動かしてくれつてことになつて、前田先生が決をとられたのかな。わからないけど、過半数になつて、動かしたけど、森保さん頼みます。私一人でやるんですか、誰かつけますから、どなたかに声かけて、それ専門的になるからやりにくいくつてことが、私が声かけた方はそうだと思いますから、そりや了解する。だけど、そういう状況で北側敷地。だから、私は定借云々は、私については云々はない。だから要するに敷地が割れたことについては、決まつた形かどうかっていうのは私は知らないから、私は決まつたと思ってないから、聞いてないから。だけど資料は決まつた形の資料が出ちゃつたつてことですよ。そういう事実は知つてくださいと、追及はしませんと、これ以上は、言つたつてもうしようがない。6月の、5月の28日に私は上げました。なぜか、その日理事会があるから上げました、徹夜して。その日の県の会議も休んで私は出ました。全部上げました。で、ダウնしました。よく覚えてます。

そういうことの中で、敷地について私は聞いてない。そして、今のようなことが後で、先週の土曜日、こないだの土曜日にわかつたんですよ、私は。驚いています。フォローができたのになんと、残念だなど、それが出たために大分混乱したと思います。設計事務所さんにも申しわけなかつたと思いますよ。ということは知つてくださいということで、定借について私は意見はありません。ただ、北側敷地を扱うときにどういう方法でいくのかつてことで聞きました、皆さんに。定借でつていう、じゃあそれを受けて事業者の適格性審査を考えましょう、そのシナリオを考えましょうということで、皆さん方に提案を示した。その前に常務理事会かな、何かで提案をしていいじゃないのということで動いた。これ私は流れは全部申し上げて、野村先生そうですね。

○野村祐仁副会長 はい、そのとおり。よろしいでしょうか。ただ、最初は200、400から始まつて、じゃあ、300、300ならどうなのかなというような感じで、その300、300っていうのも、200、400じゃなくて300、300どうなのというような感じで、絶対に半分を貸すんだよっていうような感じではなかつたかと思うんですね。絶対半分を半分借りるけ、それで定借を認めてくださいと、総会にかけた、かけてない、これは間違ひないんです。

そこで線が引かれることがどんな重要な意味を持たれるのかというのは、余り私どもがわからなかつたのが落ち度だと思うんですね。この程度だつたらどんなもんができるのつて半分貸したらということで、線引いてあつたのかなと私は今思つたんですけどね。このぐらいだつたら半分、もしくはできるだけ大きく貸したほうが会にとてもメリットがあるだろうという考えのもとに、それじゃ、200、400がだめなら、

300、300はどうなんかねっていうぐらいの、それが細かくこんなんだったら図面だってこうなってって、こっちだったらこんなうまく建てられないよねとかいうところまでは全然話がいってなかったんで、一応目安としてこうしたらどうなんだろうかということで線引きをしたというのが実際のところではないかなと思います。

皆さん、どうですか。違いますかね。私はそういう認識してたんですけど、最初から300を貸すんだということで、300という数字がはっきり、坪ですけどね、はっきりした上でもうここにこれ曲げないと、ここで決めるんだよということで決まったようなことはなかったかと思います。

○豊見雅文専務理事 ついでですが、森保先生が3.2メーターを提案されたのは常務理事会だったと思います。その席で、森保先生が3.2メーターを説明されるときに会長に向かって、300、300というのはもう約束したのかいというのを何回も聞かれました。それ私よく覚えてるんですが、300、300というのはもう約束したかいというのを聞かれて、会長ははっきりと約束したと答えられていません。私どもも、それを見て、ああ、そうなんだ、約束はまだしてないんだなというふうに解釈しました。ですから、森保先生の3.2メーターを我々はこれでと思っていたのは、そういう経緯がありますので、森保先生一切間違いはないと思っています。

○森保洋之先生 いいですか。

○前田泰則会長 ああ、どうぞどうぞ。

○森保洋之先生 あの、ただ、私は面積を広げることが正という意味で3.2を申し上げたんじゃなくて、南側に道路が来て、できるだけコンパクトな建物をその敷地の中で2,000平米かどうか知らないけども、ちょっと長くなるができないかというね、そういう提案なんですよ。だから、A案、B案もともに面積が縮まって、5億か5億幾らか知らないけど、私は5億5,000ぐらいいくんじゃないかと思う、勝手に思ってる、森保さん失礼だよっていいたら、ごめんなさいと申しますけど、5億、例えば5億5,000万で敷地面積縮めておかしくないようにするということが、X案なんですよ、求めたい案。A案、B案が本当の言い方じゃない、A案、B案がA案かB案かじゃないんですよ、本当は。ですけど、いろんな経緯でそういうことになってるから今回もA案、B案と仮にしてるけども、本当は1案、2案かもしれないですね。

そういう中で、皆さん方にもうエリマネぎりぎりの段階なんですよ、はっきり申し上げて、私はもう毎回申し上げてるのね、急いでくださいよと。もう1年前から、これ9月の何日かに講演させていただいたの、そのときから言ってるの。申し上げてます。お帰りになってお調べくださいよ。こういう検討事項について大至急検討してください。一番先にやるべきことは整備方針です。これこれこれです。いろんなことを申し上げましたが、はっきりと動いてないんですよ。そういう状況の中で今あるんですね。でも、今あるから反省っていう、反省だけじゃ済ま

ないんですよ。進まないと。できればできればって、きょう題目に議事のところに何とかに、承認について建築計画案、今、これは建築計画案と仮にすればっていうことですよね。別棟のことは出てないけど、会館についての建築計画案が決まれば別棟は大和さんやってよねって話になるわけね、ですよ。それを決めていただく、きょういただかないともう絶対前に進まないっていうことはないですよ。でも、決めてもらわないとエリマネに持つていけない。下手をすると次回のエリマネってなっちゃう。そうするとぐぐっとおくれますよ。補助金の話がぎりぎりです。長屋さんとちょっと打ち合わせましたけども、ぎりぎり間に合うかどうか。年度内着工っていう条件がついてますけど、それが大丈夫かどうかって問題があるから、ゆえに急ぎましょうやって提案をしたんですね。急ぐことになって今ここにあるんですよ。でもここにあるけれども進んでないです。私は9月の10日にどういう会だったかわからないけども、散漫なる私の覚書というのを発表させていただきました。これ何の会だったかな、常務理事会……（「これこれだな」と呼ぶ者あり）うん、そうだ。（「常務理事会」と呼ぶ者あり）常務理事会で発表しました。これは手厳しいけども、やっていただきたい、行動計画全部書きました。これを動かしていただかないと、間に合わないあります。そういう状況なんです。

これが動いたのかどうか、これを動かすこと。契約の件はどうなってんですか。各種委員会はどうなってますか。ゼネラルマネジャーみたいな、ここではそういう表現しなかったけど、何かそういう人は決まった、マスター・プロデューサー決ましたんですか。全体をどうしてんですか。あわせてきょうの話をクリアにしとかないと前に進めないんですよね。手順はありますよ、重みはありますよ、項目によって。でもそれを調整してくださいと、私はアドバイザーだから、これ先生どうしましょうかっていうのはこのほうがいいよね、これを重きを置いてこれ先やつたらどうですかとは言うけども、全部のシナリオを私がつくるっていうのは変でしょう。アドバイザーですよ、単なる。契約も何も進んでないでしょ、はっきり申し上げて、私は、本当に。そういう状況の中で今私はここに来ています。何とか、ここまで皆さん方と目が合えばこんなにちはって、前田先生と挨拶するんだけど、そういうふうなことにおかげさまでなりました。ゆえに薬剤師会については、熱い思いを持っていますから、あえて申しますけど、そういう私がこないだ申し上げたこの私の覚書。常務理事の方以外にもできるだけ配付していただきたい。行動計画を検討する上で、そしてみずから問題に、失礼ですけど、していただきたい。特に執行部の先生方はそれに向けて御努力いただきたい。そして、きょうの計画案については、大至急に取りまとめていただきたい。そして、それを受けて大和さん頑張っていただきたいと思います。私が申し上げたいことは以上です。

ピロティについての豊見先生へのコメントについて

は、確かにオープンのほうが気持ちいいよね。気持ちいいのは先ほど言ったとおりですが、いろんな中で決まる事であろうとは思っています。ピロティーは3.5とおっしゃったかな、天井高さがね。だから3.5はすっかりあいてるということですから、それでは、豊見先生がおっしゃるとおり、私自身も申したとおり、ないほうがすっきりします。

もう一つ、これは豊見先生の話以外のことですけども、フットパス、つまり歩道を歯科との連携、それから、北側の公園との連携で、うまくネットワークをする必要があります。これエリマネの条件でもあるんですね。ですから、これは工夫しなくちゃいけない。そうすると、このA案でいけば、敷地の北側がちょっと余裕があるよね、これ。先ほど見ると、そういうところにはめるとかね、というようなことはあるかと思います。ですから、やり方としては多様にあるなって気持ちで考えていただくといいな。豊見先生がおっしゃることは本当そのとおりだと思いますが、私個人はそのように考えています。以上です。

○野村祐仁副会長 提案があります。よろしいでしょうか。

○前田泰則会長 なんでしょう。

○野村祐仁副会長 もう、言った、言わないとかいうことよりも、もういろんな条件がせっかくここまで出てきてるわけじゃないですか、一生懸命あい設計さんやって、骨折りいだいてありがとうございます。最初からだめだったなら出す必要ない話なんですね。ここまでやってくださったんであれば、前理事会決定したんであれば、このたびの理事会決定で決められるんじゃないかと思うんです。前よりはいろんな条件、いろんなことがわかってのまた決定事項になろうかと思いますので、これを例えれば、ここで実際問題なるのが価格だと思うんですね。もっと今から絞ってというお話もありますが、現時点でのぐらいの金額の差とかがあるんでしょうか。実際に理事会でも、前の理事会決定を、もし300は確実に決まってたとしても、また理事会で、理事会で今の条件であればこっちのほうがいいという、もう一度理事会決定で変えることもできる、もう最終きょう決めないといけないというのはわかっておりませんので、そういうことではいかがでしょうか。実際の数字面をあい設計さんの見積もりで結構ですから、教えていただけないかなと思います。

○森保洋之先生 きょうのA案、B案について、この延べ床であれば、コスト幾らかっていうことをお示しいただけます。コストの案。

○前田泰則会長 マイクある。ありますか。

○森保洋之先生 概略でいいよ。

○藤原正友氏（あい設計） 大和さんが施工という立場で。

○森保洋之先生 設計の立場で、今の状況でどうですかって。

○藤原正友氏（あい設計） 今の状況ではっきり申し上げますと、前回この理事会……（「すみません。マイクを使ってください。ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

り）前回の、前回の先生がお示しいただきました前回のB案につきまして、私どもが5億8,000万という数字でプロポーザルのとき出させていただいておりました。それにつきまして、大和ハウスさんがそういう建設のほうのそういう補助者ということで決まられた中で、先生の書類の中にそれをVEすることによって、5億6,000万ぐらいにはなるんではないかというような書類がございました。そのあたりをもくろみまして、私ども今回やりまして、面積をしばりながらやった案としましては、恐らくこれはまだ図面を引いて大和さんと話しあないといけませんが、A案につきましては今面積を1,900平米プラス通路という形、ピロティーですね、という形でております。これはB案でいうところの正味の1,900平米、ほぼこれが5億6,000万ぐらいにはなるだらうという思いであります。それにピロティー案を乗せれば、5億8,000万ぐらいでおさまるかなという思いで、A案は今きょう提出させていただいております。B案につきましては、1,950平米と、A案の正味のところの面積よりも50平米ほどふえております。全体ではピロティーがないわけですから、下がっておりますが、使用する部分の面積はふえております。そういった中で、そうは言いながら当初言ってたこれは5億6,000で抑える必要があるかなというような思いでこのプランはつくってきょう来ております。だから、A案とB案の違いはほぼ2,000万ぐらいではないかなというふうな思いです。

A案をそのまま、このままつくれば設計サイドでいえば5億8,000万で抑える必要がある建物だというふう認識されます。これはきょう恐らく先ほど森保先生がおっしゃいましたように、この会でこの5億8,000とか、5億7,000とか、5億5,000とかいう数字をはっきりお示しいただいたら、その数字に合うような形でのこのプランニングっていうのはできます。ただ、今勝手に前回この会でありましたように、面積はそれぐらい絞ってもいいよと、駐車場は台数はもっと絞ってもいいよというお話の中でいただきまして、つくってきた案で言いますと、私どものイメージとしては、その5億8,000万と5億6,000万ぐらいではないかなというような思いはしております。ただ、予算がある中でそれを絞ってくれと言われれば、例えば仕様を変更すると、材料変更すると、そういう中で大和さんと詰めながら、もう少し詰めることは可能だと思います。以上でございます。

○村上信行副会長 ちょっとすみません。村上と申します。プロポのときから、今絞ってくれと言われば絞れるとおっしゃいますけど、プロポのときは5億でお願いしてたんですね、もともと。だから、そこがもう私のその初めてのプロポーズなんで、どういうふうにプロポーズしていくのかわからないんで、それでそれを超える額が出てもそのまま、いろんな面のアドバイザーさんの御意見を聞いて、すばらしい設計事務所であるということで、審査の一員として加わらせて。

それから、森保先生、先ほどちょっとおっしゃいました豊見先生のおっしゃるのが、気持ちがいいって

いうことじゃなしに、ピロティーであれば薬剤師会の敷地です。その中で歯科医師という医療機関なんです。同一敷地内薬局になるんです。これはもう全国に先立って広島県の薬剤師会が敷地内薬局をつくるということにはかなりません。だから、もうピロティーであれば100%だろうと思います。ピロティーでなくてもその分は各県から石を投げられながら耐えていかなくてはいけない状況かなとは思ってます。その部分だけは、理事の先生方も御理解いただけたら、療養担当規則の中で、いまだに薬局というものに対する構造の規制というものはありますんで、厚生省が認める傾向かもしれませんけれども、薬剤師会の敷地内に医療機関と薬局が、これは間違いない事実です。だから、そのあたりはピロティーであればもう軒先を通るんですから、100%敷地内薬局だろうと思いますので。

○森保洋之先生 一言言ったほうがいい。

○前田泰則会長 いいですか。

○豊見雅文専務理事 すみませんね。

○森保洋之先生 今の敷地内薬局とあってのは私は知りませんから、それは先生方が専門なんで、こうしてくださいよってこれは心配だよって言っていただかないで、あい設計さんだってわからないよ。

○豊見雅文専務理事 おっしゃるとおりです。

○森保洋之先生 だから、それは言ってください。今回の敷地も変えたなら変えたで言ってくれなくちゃいけないし、決まってないんだったらそういう表現でないと混乱を与えますよ、社会に対して。誰が入れられたか私は知りませんけども、私は入れてません。換地図は入れてませんから。私以外の方が入れられたんです。ただ、それはもう不間にしましょう。言ったってしようがない。5月28日のこと。ですから、それは、だからそういうことは言ってください。何かあったら、動きがあったら言ってください。わからなければ逆にちゃんと言っていただかない対処ができません。後づけでは大変設計事務所さんに僕は失礼したなと思っています。いずれも全部私は知り合いでからね、どの会社さんにも卒業生が行っています。みんなかわいいです。一生懸命やってくれてます。大和さんにも行ってる、そういう状況ですから申しわけないと思う。だから、社会にシステムとして提示するってことは、やっぱりそこまでいきましょうや。今回私は御機嫌斜めです、はっきり申し上げて、不愉快。ですから、それはしっかりもう、誰がってことは不間にします。言ったってしようがないから。その方も反省してくださってるだろうと思いますので、だから不間にします。以上。

○前田泰則会長 これがそうですか。

○森保洋之先生 そうですね、これ私見てません。

○前田泰則会長 今、森保先生言われたこの換地図の300坪というのは、これは常務会で、300坪に分けて出している図面をこれは専門家がどっかで描かれたんだと思うんですが、これ豊見先生から出た書類です。

○豊見雅文専務理事 専門家じゃないですよ。僕が適当に線引いたんですよ。

○前田泰則会長 ああ、そうなんですか。

○豊見雅文専務理事 はい。

○前田泰則会長 今の参考図ということで。

○豊見雅文専務理事 300坪貸したら、ごめんなさい、300坪貸したらこの程度ですってんで、本当に正確ではありません、全く。あれで何だ、イラストレーターで適当に線引いたんです。すみません。

○前田泰則会長 これが出回ったわけですね、でもこれが。

○森保洋之先生 そうですね。

○前田泰則会長 それはちょっと私も。

○豊見敦常務理事 すみません。プロポーザルの資料には、換地図というふうに添付資料で換地図というふうに言葉が書いてありますので、それは、それまでに用意されてたものがあったということですね。

○森保洋之先生 それを私は見てる。

○豊見敦常務理事 常務理事会で出て。常務理事会で出たものはまた、この添付資料ではない別の話で出てきたものなので、プロポーザルのときにつけられた資料ではないだろうと思うんですね。

○森保洋之先生 いや、だから、プロポーザルについたものが出了。

○豊見敦常務理事 プロポーザルに出た資料を僕たちは見てない、ちょっと見られた方いらっしゃいますか。プロポーザルのときには全く歯科医師会のところに通路がない図面で出されてた業者さんもありましたし、ですから、その辺については臨機応変にというか、もう会社が決まった後でやらせていただくということでもいいのかなというふうに理解はしておりました。

その300の数字についてもそうなんですが、歯科医師会のところに通路が必要という話も最近になって出てきた話ではありますよね。ですから、プロポーザルのときには全く歯科医師会のところに通路がない図面で出されてた業者さんもありましたし、ですから、その辺については臨機応変にというか、もう会社が決まった後でやらせていただくということでもいいのかなというふうに理解はしておりました。

○前田泰則会長 はい、どうぞ。

○渡邊英晶副会長 すみません。渡邊なんですかでも、この換地図は常務理事会で出ましたよね。このこれこれこれ。

○豊見敦常務理事 いや、それはあのプロポーザルの資料の換地図ではないだろうと思います。

○豊見雅文専務理事 これは違うと思う。これは僕がつくった資料ですよね。僕がつくったの。

○渡邊英晶副会長 そうですよね。常務理事会で、プロじゃないですよね。

○豊見雅文専務理事 突然、理事会で配ったんだったつけ。

○渡邊英晶副会長 はい。

○豊見雅文専務理事 常務理事会じゃなしに。300坪貸したらこんなになりますよって。

○渡邊英晶副会長 全体理事会だったですか。

○豊見雅文専務理事 これ決まったわけじゃない。

○渡邊英晶副会長 いやいや、決まったわけじゃないですよ。ただ、そうじゃなくて、ちょっと待ってく

ださい。

○豊見雅文専務理事 すみません。私はその図面を出したのは、300坪貸したらこんななりますよ、大変ですよっていう意味で出したわけで、これでこれを認めてくれといって出したわけじゃ到底ありません。私がつくったんですから、そういうことあるわけないじゃないですか。

○渡邊英晶副会長 あのですね、まずちょっと、2015年の9月の県薬会誌にここのところの何ページかな、50ページですか、ここに一応300、300という回答を出してるんです。その全体、これは全体理事会、代議員会ですね。ここで前田先生に、200、400という言葉がその前に出てて、これが建設委員会のほうで、これはちょっと、200、400では、要するに皆さんに納得できませんよという、私のほうからの提案で300、300であったらどうなんですかっていうことで、これ全体理事会、ここじゃなくて緑のビルのところだったんですねけれども。そのときに前田先生、全体理事会、全体が、全体の理事が集まってるんですが、300と300でよろしいんですねということは、それはもう議事録に残ってるんです。ここで300、300っていう言葉が全体理事会じゃなくて、総会で、総会でここにちゃんと書いてありますので。

○豊見敦常務理事 議事録に書いたことそのまま踏襲していただけるんでしたら、今までかなり話変わっていますよ。

○渡邊英晶副会長 いやいや、そうじゃなくて、それで総会で投票があったんじゃないですか。

○谷川正之常務理事 それは、理事会、総会では、谷川です。すみません。その渡邊先生の言われてるときの総会は、結局この会館建設の問題については総会ということで結論は出てないんです。

○渡邊英晶副会長 それを続けて。

○前田泰則会長 だから、総会というのはその前のことを受けたてやってますので、結局定期借地権で貸す相手に関しての説明は。

○谷川正之常務理事 それは8月。

○前田泰則会長 300、300でお願いしてたんで。

○谷川正之常務理事 8月の議事録はまだ出てないです。

○前田泰則会長 だから、前言ったでしょ。何でこれ作為的に載せてないの。

○谷川正之常務理事 作為的って。

○前田泰則会長 7月の常務会の議事録出てて、その前のがなぜ出てないんですか。

○谷川正之常務理事 間に合ってないんです。

○前田泰則会長 おかしいでしょ。その次の常務会のが出てて、なぜ、その次が出てないのかな、ちょっとそれ疑問に思ったのと。それから、300、300で言つてので、私も何回かこの議事録読みましたけど、経済的理由で定期借地権をお願いするというふうに言ってます。それで坪2,000円とかいろんな数字が出回ったわけですけど、その数字の中に300坪だったら年間なんば、30年でなんばっていう説明も数字の中でしてまして、その中にもなつかつ議論は議案の中では定期借地権のことの議案ではありましたけども、

その中に例えば市薬のほうから出てた事業定着じゃないと困るとか、サ高住じゃないと困るとか、そういう話が出て、そのこともちやんと定義してやってます。

したがって、議案の中に出てるその定期借地権をオーケーしていただいたという中には、いわゆる地代としていただくのが建設費のコストにものる。それから、広さも300を基準に考えているということが皆さんに説明した中の数字です。したがって、我々理事者の中では300が別にひとり歩きしとったわけじゃなくて、300、300の2分の1という、いわゆる600の2分の1ということを念頭に置いて話を進めてきたつもりであります。まあ、そうはいっても言った言わんでことで今、言われたようにあるとすれば、もうここで皆さん議案等のこともありますんで、エリマネのこともありますので。

○野村祐仁副会長 はい、どうぞ。

○藤原正友氏（あい設計） よろしいですか。先ほどもちょっと話の中で。

○前田泰則会長 マイク。

○藤原正友氏（あい設計） 先ほど、私どもに出たプロポーザルの当時のことで、条件をおっしゃいましたが、ちょっと多分、私どもがいただいたのが、広島県薬剤師会整備方針、これがプロポーザルのときにいただいたものです。これは恐らく森保先生がおつくりになったものだろうというふうに……。

○森保洋之先生 私じゃない。私は監修しましたけど、私は原案はつくってない。

○藤原正友氏（あい設計） この中に施設設計へ配慮すべきことという文章があります。この5番目に敷地内の北側に今後別棟の建設の可能性も考慮して、建築物の配置を考えるという一文がますあります。

それから、その後に7番目として、隣接して新築移転される広島県歯科医師会館との計画上の調整を行うこと、具体的には相互の動線、（駐輪、駐車、人の往来）共有部分などに配慮すること、こういう一文があるわけですよ。こういう一文をもって、なつかつ、どなたがつくられたかわかりませんけども、この真ん中に線が引いたものが出てれば、ここに北側に当然こういったものを計画するんだろうなと、なつかつ、歯科医師会との連携をとりなさいという一文があるですから、当然これは駐車場を有意義に通れるようにするんだろうなと。幸い幸か不幸か、この時点で私どもは歯科医師会の設計をもういただきました。よその事務所よりは有利なハンディーをちょっと持ったところでスタートしとるというところはある意味、私たちに与えられたハンディーかなと、余りいい面でのあれはあったのかなというふうに理解しております。

その中で動線をこういうふうに理解しなさいという文章がある、共有部分に配慮するという文章がある、こういうことになりますと、当然車路をお互いが行き来できるように計画するのが当然使い勝って上いいわけですから、お互いのメリットはあるというふうに判断、私どもがしました。だから、先ほど、どなたかおっしゃいましたが、そういうことを考慮し

てない図面もあったと、私は見ておりませんのでわかりませんが、ただこの資料集を見れば、そういう北側を残すと、なつかつ、連携をとりなさいといえば、先ほどおっしゃいました薬剤師法のこの通路を通っちゃいけないと、一般道を通るは私ども先ほど無知ですので知りませんが、建築上の動線でいえば当然そういったことを考慮してやるべきだというふうに思いました。

そういう中で、ピロティーがあるか、ピロティーじゃないかということ、これは関係ないというふうに思っております。もしも、先ほどおっしゃいましたように、薬事法ですね、この連絡通路があるとだめだということが、ピロティーがあろうがなかろうが、ここに一切塀を設けて行き来をしてはいけないというぐらいでないと、とおらないと思います。それをあえてやはり患者さんの便宜を図るためにここ通れるようにすればいいんじゃないのという話では、それもピロティーであろうが、ピロティーでなかろうが同じことだというふうに。

ただ、ここで薬剤師会にとって必要なのは、ほかの薬局さんに迷惑をかけないという大義名分、こういったものが要るんだろうと思います。だから、そこをどういうふうに通路を、例えば利用してから、これでいいんじゃないですかというようなことを考えるべきではないかなと。はっきり申しまして、もしも南側をあけて、ピロティー案じゃない空地をあけてぐっと上のほうに上げてつくるということになると、きょうお持ちしましたB案、これぐらい敷地を移動させないと計画はできません。多分、便宜上は面積はとれるんですよ。ただ、先ほど森保先生おっしゃいましたように、階段はふえる、部屋のやりくりが非常に難しい、ウナギの寝床になる、そういういろいろな問題が起きてくるわけです。で、先生には失礼なんですけど、先生は3.2メートルとおっしゃったわけですが、どうしてもそれではもうおさまらないので、私たちは3.6という数字をつくってきょうお出しました。

○森保洋之先生 全然失礼じゃないよ。

○藤原正友氏（あい設計） はい。

○森保洋之先生 私は案として申し上げたんで。気持ちは敷地の中におさまること、おさまらなきゃどのぐらい出ますかってこと言ってるわけで。その案が3.2ですから、藤原さん全然失礼じゃないよ。ただ、そういう気持ちで言ってもらうのはいいね、いいこと。

○藤原正友氏（あい設計） だから、やはり薬事法のことわかりませんが、建築上のことで言いますと、この薬剤師会にとってベストな形っていうのを、敷地の条件が変われば別ですよ。だから、その辺を先ほど先生もおっしゃってくださったんですが、まず敷地を決定してくださいと、つくるものの大きさを決定してください。それから、工事費を決定してください。これはないと、先ほど幾らでできるのって言われて私もまあ、言ったわけですが、これがまた先走ってここはあい設計は5億って言ったのに5億8,000の提案したと、それはあくまでここで先ほど先

生おっしゃいましたように、どうしても5億じゃないとだめだというふうにおっしゃっていたら、それに合うようなものを提示します。ただしそのプランが皆さん満足できるプランになるかどうかは広さ的ですね、それはちょっとそういった意味では自信がない。その最大公約数的にできるのが、きょうお持ちしたA案、あるいはB案であろうというふうに考えております。

ちょっと余分なこと言いましたが、一応そういった思いで私どもは、きょうの図面を持ってこさせていただきました。以上でございます。

○前田泰則会長 ありがとうございます。ちょっと時間も押しておりますので、採決に移りたいと思います。先ほどは皆さんいろんな御意見いただいて、本当にありがとうございました。今の24時間、あるいはウィークデーでもやるという歯科医師会の分は実は西側に寄ってる出入り口なので、これを北側回つてきていただかないと通れない。当然外通って回つてきますので、中を通ることは余りないのかなと思っております。ただ日薬ともこの話はしておりますので。

○豊見敦常務理事 いや、先日、あい設計さんに確認しましたところ、北側ではないというふうに。

○前田泰則会長 いや、西側。北、西側でしたか、診療所の出口。北、診療の出口は西でしたか、東でしたか。

○藤原正友氏（あい設計） これは西側。

○豊見雅文専務理事 西側ですね。

○前田泰則会長 西側の北でしたね。

○藤原正友氏（あい設計） 西の南のほう。

○前田泰則会長 南のほうですか。

○藤原正友氏（あい設計） 左下、建物で言ったら左下のほうです。

○前田泰則会長 左下のほうですか。

○藤原正友氏（あい設計） で、前面道路が向こうの通りに面しております。

○前田泰則会長 そうしたら迂回して来ていただくしかないですね。そしたら、もし中通っちゃいかんことになればですよ。

○豊見雅文専務理事 するわけないじゃないですか。

○前田泰則会長 そこをちょっと今後また日薬とも話しますので、そのことを考慮してA案とB案の決をとりたいと思います。よろしいですか。それでは、A案に賛成の方の挙手を求めます。数えてください。

○前田泰則会長 14。はい、B案に賛成の方。

○前田泰則会長 10ですね。14対10で、A案に決まりました。

これから、あとはまた価格の件と含めて森保先生とも間に入っていただいて詰めていきたいと思います。では、きょうこの理事会はこれで閉めさせていただきます。長い時間、ありがとうございました。

#### （8）閉会

以上をもって、会議を終了し、理事会を閉会した。

## ◆ 平成27年8月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成27年8月20日(木)午後8時20分～午後8時45分  
 場 所：広島県薬剤師会館  
 議事要旨作製責任者：重森友幸  
 出席者：前田会長、木平・大塚・野村・村上・渡邊各副会長、  
 　　青野・有村・井上・小林・重森・谷川・中川・政岡・  
 　　松村各常務理事  
 オブザーバー：三宅・奥本・竹本・多森・林 各理事、水戸・  
 　　菊一各監事  
 欠席者：豊見専務理事、豊見・二川常務理事

野村副会長より、本日は全体理事会を先に開催したため、常務理事会は理事の方にもオブザーバーとして引き続き出席していただける方は出席をお願いしたい。また、時間の都合もあるため、報告・審議が必要な項目のみとさせていただきたいと説明があった。

### 1. 報告事項

- (1) 7月定例常務理事会議事要旨（別紙1）
- (2) 諸通知
  - ア. 来・発簡報告（別紙2）
  - イ. 会務報告（〃3）
  - ウ. 会員異動報告（〃4）
- (3) 委員会等報告
  - (前田会長)
    - ア. 平成27年度広島県四師会役員連絡協議会事前打合会  
7月17日（金）於 ANAクラウンプラザホテル
    - イ. 平成27年度広島県四師会役員連絡協議会  
7月17日（金）於 ANAクラウンプラザホテル
    - ウ. 全体理事会  
7月21日（火）
  - エ. 広島県地域リハビリテーション等専門職派遣及び研修に係る調整会議  
7月22日（水）広島県健康福祉センター
  - オ. 中国労災病院60周年記念式典・祝賀会  
7月24日（金）於 ホテルグランヴィア広島
  - カ. 広島市都市整備局機能調整部訪問  
7月27日（月）広島市役所
  - キ. 広島市都市整備局機能調整部訪問後の今後の予定等打合せ  
7月27日（月）
  - ク. 広島県健康福祉局地域包括ケア推進部長、薬務課長来会（新基金事業について）  
7月27日（月）
  - ケ. 日本薬剤師会第2回都道府県会長協議会（会長会）  
7月29日（水）於 東京・日薬
  - コ. 平成27年度第2回新たな財政支援制度検討委員会  
7月30日（木）於 県庁・北館
  - サ. 辞令書交付  
8月3日（月）
  - シ. 第2回地域医療介護総合確保事業に係る連絡会議  
8月5日（水）県庁・本館
  - ス. 広島市原爆死没者慰靈式・平和祈念式  
8月6日（木）於 平和記念講演

- セ. 第46回広島県薬剤師会臨時総会  
8月8日（土）
- ソ. 広島県地域保健対策協議会平成27年度第1回定例理事会  
8月10日（月）於 広島医師会館
- タ. 第2回薬剤師会館整備方針に係る検討会  
8月11日（火）
- チ. 施工技術提案方式（準ECI方式）による設計技術支援者選定に係る勉強会  
8月11日（火）
- (木平副会長)
  - ア. 広島県薬剤師会館設計・監理業務に係る指名型プロポーザル第2次審査（ヒアリング）  
7月18日（土）於 広島県薬剤師会館
  - イ. 面接（薬事情報センター）  
7月27日（月）
  - ウ. 薬剤師会館整備方針に係る検討会  
8月4日（火）
- エ. 医療事故調査制度支援団体連絡協議会（四師会）  
8月12日（水）於 広島医師会館
- オ. 施工技術提案方式（準ECI方式）による設計技術支援者選定に係る指名型プロポーザル  
直前審査委員会打合せ  
8月18日（火）
- カ. 施工技術提案方式（準ECI方式）による設計技術支援者選定に係る指名型プロポーザル  
審査委員会  
8月19日（水）
- (大塚副会長)
  - ア. (株)あい設計との打合せ  
7月22（水）
  - イ. 認定基準薬局運営協議会  
7月30日（木）
- (野村副会長)
  - ア. 防災シンポジウム・防災フェア～災害に強い広島を目指して～  
8月8日（土）於 広島国際会議場
- (村上副会長)
  - ア. 平成27年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会  
7月17日（金）於 ANAクラウンプラザホテル
  - イ. 第44回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ  
(薬学教育者ワークショップ) 中国・四国 in 福山  
7月19日（日）・20日（月）於 福山大学
  - ウ. 第1回災害時医薬品等供給マニュアル改正作業検討会打合せ  
7月27日（月）於 県庁・本館
  - エ. 第1回災害時医薬品等供給マニュアル改正作業検討会  
7月30日（木）於 県庁・本館
  - オ. 第802回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会  
8月7日（金）於 支払基金広島支部
- (渡邊副会長)
  - ア. 広島県薬剤師会館施工技術提案方式（準ECI方式）

による「設計技術支援者選定に係る  
指名型プロポーザル（仮称）」  
7月22日（水）

イ. 第82回中国地方社会保険医療協議会広島支部会  
7月28日（火）於 中国四国厚生局  
(青野常務理事)

ア. 協会けんぽ来会  
7月28日（火）

イ. 平成27年度地域在宅緩和ケア推進協議会第1回会議（資料1）  
8月7日（金）於 県立広島病院  
(有村常務理事)

ア. 平成27年度第1回地域づくりによる介護予防推進支援研修会  
8月17日（月）於 広島県立総合体育館  
(井上常務理事)

ア. ピンクリボンキャンペーン in 広島実行委員会  
7月23日（木）於 本通ドムズ  
(谷川常務理事)

ア. 「改訂モデル・コアカリキュラム・薬学実務実習ガイドライン」講演会  
7月29日（水）

イ. 日本薬剤師会旅費規程等改正の件  
6月26日（金） 日薬理事会承認

ウ. 広島市大規模土砂災害復興祈願社名連合広告企画について（資料2）  
8月20日（木） 中国新聞25ページ掲載

エ. 広告掲載について（資料3）  
8月20日（木） 中国新聞32ページ掲載  
(中川常務理事)

ア. 広島県看護協会平成27年度第1回在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会  
8月20日（木）於 広島県看護協会  
【指導】

ア. 中国四国厚生局監査立会  
7月27日（月）於 広島合同庁舎（村上副会長、青野常務理事）

イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
7月29日（水）於 広島合同庁舎（政岡常務理事、村上副会長）

ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
7月30日（木）於 広島合同庁舎（中川常務理事）

エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
8月5日（水）於 広島合同庁舎（重森・松村各常務理事）

オ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
8月6日（木）於 広島合同庁舎（政岡常務理事）

カ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
8月19日（水）於 広島合同庁舎（青野・有村各常務理事）

## 2. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

- (1) 平成27年度ヒロシマ薬剤師研修会  
7月26日（日）於 広仁会館

## 3. 審議事項

- (1) 第35回広島県薬剤師会学術大会会員発表の演題募集について（資料4）（木平副会長）  
日 時：11月15日（日） 午前10時～（予定）  
場 所：広島県薬剤師会館  
締 切：8月28日（金）  
野村副会長より、演題の応募をしているとお願いされた。
- (2) 医療事故調査制度支援団体連絡協議会への出席について（資料5）（野村副会長）  
日 時：8月24日（月） 午後7時～  
場 所：広島医師会館  
参加者：適任者（複数可）  
木平副会長より、医療事故というのは、殆どが病院等の医療機関で起こるケースが多く、薬局等で起こってしまった場合（薬の服用等に関して）についても、医師が関係することが多い。看護師の場合は、看護協会への報告を第一としているようであるが、医師会は基本的には、医師会へ窓口を一本化し、情報の共有をしたいと考えている。今は、死亡事故を対象にしているが、だんだん寛 大されてきている状況であることから、薬局等で起こった重大な医療事故等も薬剤師会への報告だけではなく、その内容を医師会へ報告する流れを各団体と協議し検討することになった。詳細については決定次第お知らせするが、今後、各地区医師会において説明会を開催する予定であり、薬剤師も参加出来るように要望していくと報告され、8月24日（月）開催の協議会へは、木平副会長、石原事務局長が出席されることになった。
- (3) 平成27年度医療安全研修会への参加について（資料6）（野村副会長）  
日 時：9月10日（木） 午後1時～5時  
場 所：広島県民文化センター 多目的ホール  
締 切：8月14日（金）を8月21日（金）まで延ばしてもらいました。  
参加者：仮で3名おさえています。  
薬事情報センターから出席をお願いすることになった。
- (4) 平成27年度一般用医薬品等担当者全国会議へ出席について（資料7）（野村副会長）  
日 時：9月10日（木） 午後1時～4時  
場 所：フクラシア東京ステーション  
出席者：一般用医薬品等担当者 原則2名  
大塚副会長・村上副会長が出席されることになった。
- (5) 日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議への出席について（資料8）（木平副会長）  
日 時：10月16日（金） 午後1時～4時30分  
場 所：日本薬剤師会  
参加者：担当者2名

- 木平副会長・青野常務理事が出席されることとなつた。
- (6) 第32回広島県薬事衛生大会実行委員会の推薦について（資料9）（野村副会長）  
日 時：11月26日（木）午後2時～  
場 所：エソール広島  
推薦者数：4名  
締 切：8月26日（水）  
(昨年度：野村・大塚・渡邊各副会長、中川常務理事を推薦する。)  
昨年と同様に、野村副会長・大塚副会長・渡邊副会長・中川常務理事を推薦することとなつた。
- (7) 第54回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会・中国四国支部学術大会薬学生を対象とした企画について（資料10）（野村副会長）  
日 時：10月31日（土）、11月1日（日）  
場 所：高知市文化プラザかるぽーと  
区 画：1コマ（180cm×90cm）  
内 容：薬学生を対象とした施設紹介（薬剤師業務の紹介）  
締 切：9月4日（金）  
高知県内の大学には薬学部がなく、他県からの学生参加者も少ないと想われるため、出展を見合わせることとなつた。
- (8) 平成27年度「広島県『みんなで減災』一斉地震防災訓練」実施について（資料11）  
(野村副会長)  
会員薬局へFAX一斉同報をし、詳細については広島県HPにて、参加薬局が各自が確認していただくことをお願いすることとなつた。
- (9) 重複頻回受診保健指導事業におけるブラウンバックの配布について（資料12）（村上副会長）  
村上副会長より、以前、厚生労働省の事業で、残薬の確認に保健師が廻り、必要に応じて薬剤師が同行するということがあったが、広島県においては取組がなかった。今回、広島市において、保健師が在宅訪問をする際に残薬があった場合、ブラウンバックを配布し、それを薬局に持参したら対応して欲しいという申し入れがあった。従来のブラウンバックは、家にあった薬のようなもの（例えば健康食品等）が対象であったが、今回の趣旨を理解し、薬局において対応することは、薬剤師としては当然すべきことであり、本会に余っていたブラウンバックを提供・協力すると共に、各薬局においても適切に対応して欲しいと報告・お願いされた。野村副会長からも、市域で対応すると補足された。

#### 4. その他

- (1) 常務理事会の開催について（野村副会長）  
9月17日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】豊見敦常務理事）
- (2) 日本肥満学会主催「肥満症サマーセミナー」後援名義使用のお願い（資料13）（野村副会長）  
日 時：8月23日（日）午前8時～午後5時（予定）

- 場 所：広島県医師会館  
(初めて：承諾回答済み)
- (3) 平成27年度地域在宅緩和ケア推進協議会地域緩和ケア研修会について（資料14）  
日 時：8月22日（土）午後2時～4時30分（野村副会長）  
場 所：県立広島病院 中央棟2階 講堂  
参加者：当日受付可能（できれば出席者名事前連絡）
- (4) 平成27年度広島県緩和ケア推進事業在宅緩和ケア講演会について（資料15）（野村副会長）  
日 時：9月26日（土）午後2時～4時  
場 所：広島国際会議場  
申し込み：事前申込不要
- (5) 「オレンジリング週間（9月21日～9月27日）」（認知症理解促進強化週間）について（資料16）  
●世界アルツハイマー記念講演会in三次（野村副会長）  
日 時：9月13日（日）午後1時～4時  
場 所：プラザホール（CCプラザ）（三次市）  
(既に後援名義使用承諾済み)
- (6) 第4回リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマについて（資料17）（野村副会長）  
日 時：9月27日（日）午後1時～2時30分  
場 所：ハノーバー庭園  
既に後援名義使用承諾・支援金10,000円送金済み）
- (7) 広島県医療審議会保険医療計画部会  
7月9日（木）於 県庁北館  
松村常務理事より、今後、診療ベット数が減るということで、慢性疾患の入院が少なくなる状況を考えると、地域によって在宅医療が重要になってくる。その際には、薬剤師が積極的に関わりをもつて欲しいと保険課長が言われ、地対協等、地域に関わっている薬剤師名の把握をしたいということがあつた。  
村上副会長より、その調査をして欲しいと事務局に言ってあるが、地域医療再生計画の中で、何かしらオファーがあった時には、県薬がやっている「在宅支援カリキュラム」や「地域における窓口の設置」等、「地域でやっていなくても、県薬ではやっている。」という報告を必ずして欲しいと言わた。「2次医療圏で（地域）薬剤師会は何をやっていますか。」と聞かれた際には、例えば、福山ではまだやっていなくても、県薬のレベルではやっている。「医療センターで医療材料の備蓄する」、「マニュアルを作成している」、「窓口を設ける」という活動をしています。」ということを、必ず地域で言って欲しいと補足説明があつた。  
野村副会長より、地域医療構想の調整会議というのが広島市の2次医療圏で8月25日に開催される予定であり、広島市薬剤師会に出席依頼があつたが、広島市は市内4区だけでなく、安佐（安佐南区・安佐北区）・広島佐伯（佐伯区）・安芸（安芸区）支部の市域薬剤師会として出席申込をしたと報告された。

## ◆ 平成27年9月臨時常務理事会議事要旨

日 時：平成27年9月10日（木）  
 午後6時30分～午後8時40分  
 場 所：広島県薬剤師会館  
 議事要旨作製責任者：豊見 敦  
 出席者：前田会長、木平・野村・渡邊各副会長、  
 豊見専務理事、青野・有村・井上・小林・谷川・豊見・  
 中川・二川・政岡・松村各常務理事、  
 森保アドバイザー、あい設計4名  
 オブザーバー：竹本理事  
 欠席者：大塚・村上各副会長、重森常務理事

### ＜会長挨拶＞

会議が押し並べてあるもので、非常にタイトなスケジュールで森保先生にご参加いただき、我々役員としては、良い会館、良い北の敷地の利活用ということを含めてプランを練っていただいているので、今日はあい設計さんにも同席していただいている。

臨時総会以来、なかなか細かい説明等ができる機会がないので、これからはこういう形で少し機会をつくりながら進捗状況を皆さんにお伝えしながら進めたいと思う。

事業内容の全体図が見えてくると、役員としてこういうことをやってもらいたいというのがわかり、共有できるところがあれば、皆さんでチームを組んで動いていただく。委員会というと理事会の承認をとらないといけませんが、これからはある程度、幅のある作り方、それから中身をどうするかという詰めをしながら専門性のところは森保先生にきていただいて、正・副会長、専務理事を入れて話をしていくみたいと思っている。

実は2日前打ち合わせする時にも、正・副全員、豊見専務理事にきていただいて、こういうことをやっているというのを是非知っていただいた上で、図面上もB案を基にB案といいますか、駐車場の件もありますので、どうすればいいかということと、定借で借りていただく中の費用をどうするかを含めて5億プラスアルファのプランをまた考えていこうと思っている。今日は、そのお話しをききながら意見を集約していきたいと思う。

具体的にどういうことしないといけないかというと、第一に薬局の中身、それから、北側の利活用の仕方の中に街づくりというのが入っているので、街づくりをどうやっていくか、コーディネートしていくかをプランの中に入れていきたい。

会館に来られる方、北側の定借で借りていただくところに来られる患者さん、あるいは保育所の関係と聞いていますが、そういった方々との交流も含めて、場を作りたい。

もちろんJR病院の患者さん、勤めている方のお付き合い、二葉の里に従来から住んでいる方との付き合いも含めて会館建設があるわけなので、そういうことを頭におきながら我々のプランを活かしていくと願っている。

そういうことが第一段階ですので、森保先生のお話し、あい設計さんの説明を聞きながら皆さんの思いとプランを盛り込んでいただいて、どういう風にすれば良いかというのをお考えください。

今日は議決機関ではないので、自由活発な御意見をお聞

きして次の段階に勧めればと思っている。

### 1. 審議事項

#### （1）会館建設について（資料）

森保アドバイザーより資料に基づいて説明があった。

- ・薬剤師会の社会的役割に基づいて会館のコンセプトを作る必要がある。
- ・在宅支援センターが提案されているが、概念をはっきりさせ、機能を明確にしていく必要がある。
- ・1年前に整備方針をはっきりさせるように申し上げたが、なかなかうまくいかないので平行してでも進めていく必要がある。
- ・建設コストについても検討する必要がある。定期借地権による事業者からの地代を路線価から割り出したとすることだが、再度確認した方が良い。
- ・地代が前払いなのか年払いなのかは大変大事である。事前払いでなければコスト分析においては大変重たい課題となる。
- ・保育事業の事業計画もしっかり確認した方が良い。
- ・金額などについてはどんどん開示した方が良い。
- ・森保私案としては会館を北側に3.2m動かすという案を提案したい。

その他スケジュールの説明が行われ、具体的な検討を行う組織を構築するよう求められた。

続いて、あい設計より資料に基づき二つの設計案について説明があった。

有村常務理事より駐車場台数等の付置義務について質問があり、広島市の条例で決められている内容で、その建物の用途と規模によって、その敷地の中に確保すべき駐車場が求められる。今回の計画でいくと、市の条例で最低限6台確保する必要がある。それ以上については会の使い勝手等含めて設定する内容であるとあい設計より回答された。

野村副会長よりB案を改変し、北に上げて横長にし、面積を広めにとることにより低コストで車路を確保する案について提案があった。

渡邊副会長より薬務課にはこの平米数でだしているとのこと。本日、薬務課長と話をしたが、検査センターの部分は在宅医療センターではちょっと厳しい、補助金が認められないと思うと回答があったと報告された。

あい設計より、駐車場台数が何台必要なのか決めて欲しいと議題が提出された。

前田会長より、歯科医師会がストレートに出られる方がいいと言っているため、A案を主軸に考えてきた。現状のB案として大和ハウスさんの1階を通路として使わせてもらうとしても通路の上部分は2階を出っ張る形で使いたいとおっしゃるか

もしれない。土地を借りていただくという思いでやっている。北側建物との行き来を考えても北側に車路がない方がよいのではないかと説明があった。

あい設計より、建築基準法上、建物は1つの敷地に1つの建物が原則で、隣の建物の上が飛び出していたらその下の共有部分は隣のその建築物側の敷地と判断される、そこの通路がないと使用出来ないような建築は認められない。上をとる案だと当然その下も自分の所は使えないという判断をしていただきたい。便宜上通るのはいいが、例えば車を通すような導線、それがないと成立しないような形はできないと説明された。また3.2m北側にずらす案を作るべきだと思うが、大和ハウスに早急に確認をして頂きたいとお願いされた。

それに合わせ、森保アドバイザーから現在捻出可能な金額、地代収入が前払いなのか年払いなのかも踏まえて資金計画についてきちんと計算して頂きたいこともお願いされた。

野村副会長から森保アドバイザーから依頼されている検討組織の構築について早急に立ち上げた方が良いのではないかと議題に挙げられたがこれについては正副会長会議で審議することとなった。

豊見専務理事から検討を開始するに当たって、大和ハウスへの確認を早急に取るように依頼された。

あい設計より、再度駐車場台数が何台必要なか決めて欲しいと議題が提出された。

谷川常務理事より歯科医師会の駐車場を共用する想定があるのかとの質問があり、前田会長より、現時点ではその前の段階であり、歯科医師会から南側を通路として使わしてほしいと言われていることが報告された。

駐車場台数についてはB'案をもとに設計を進めていただくこととなった。

あい設計より、A案を180m<sup>2</sup>増やすとおおむね5,000万くらいふえるかなという感じになる。B'を作るとしても5,000万くらいふえると思う。5億で作るのは無理だという認識をして頂きたいと発言があつたことに対し、豊見常務理事より5億5千万にOKを出すわけにはいかない、5億でどのような形ができるかを提案するべきだと意見が述べられた。

井上常務理事より、TDMに関して、平成26年4月にガイドラインが出来たことによって、今までは薬局で検体をとって、広大等そういう施設に送ってTDMをしてもらっていたものが、できなくなってしまったので、今までどおり薬剤の検査とか学校の何か等であるならば、面積は増やさずに地域薬剤師会の部屋も十分取れるのではないかと提案された。

渡邊副会長から歯科医師会から通路を取るようにお願いされており、確保しないといけないと思っている。5億での縛りは総会で決ったものなので5億を踏襲してやらなければならない。そうなるとA案では広すぎると思う。在宅医療のところを薬務課と打ち合わせをしながら補助金ありきではなく、本当にいるものを作らなければいけないと発言があった。

あい設計より今まで180m<sup>2</sup>の検査センターが必要と言ふことでやってきたが、そうでないのなら話が変わってくる。検査センターを何平米にするのかを教えてもらえば、A案のような使い勝手ができる、尚かつ全体の面積数をしぼれて、尚かつ5億にちかい建物ができる。そういった条件をはっきりした数字を出していただかないと、堂々巡りになるので、はっきりしてほしいとのことであった。

森保先生よりコスト面はどうなのかははっきりしてもらわないと何も判断ができないということで、前田会長、野村副会長、谷川常務理事、豊見専務理事より現状について報告があった。

前田会長からは土地の売却益が3億くらいだが、半年くらい事務局だけでも間借りする事も考えなければならない。補助金は2億4千万だったのが半分の1億2千万になり、2割カットで1億くらいになった。平米数が200ちょっとになっているが、検査センターがダメとすることになるとまた減るかもしれない。定借の地代を300坪で概算すると2億1千万。大和さんは分割払いなので2億1千万借り入れして、その支払いは地代で払うということを考えざるを得ない。それが主な流れであると説明された。

野村副会長からは、現有の資金が退職金引当金などを含まざり1億少しあり、会費が同額で推移したと考えると年間2,500万円の返済が可能と思われるすることが説明された。

前田会長から平成29年度の補助金の査定が0になってしまっているし、移動費とかその他諸々かかるのでもしそれを使わせてもらえるのならありがたいと提案された。

谷川常務理事より会館施設設備整備や医薬分業施設設備整備費用は総会決議なく移転費用では使えないであろうと指摘された。

豊見専務理事からは代議員総会で承認されているのは8億円の移転費用総額であり、土地の購入に3億7千万円使用しているため、残りは4億3千万円しかなく、それ以上の金額であればどのようなものでも適切に代議員総会に諮る必要があると指摘された。

B案を駐車台数12台で北側に3.2メートルあげて、南側に通路をつくる案で再度あい設計に考えていただくことになった。

また、事業用借地を貸与する大和ハウスに面積が変更になる可能性があり、その面積で事業が可能かどうかについて確認が早急に必要となった。

1階に180平米の検査センターを配置し、地域薬剤師会は最低50平米として案を作成していただくことになった。

最後に森保先生より、スケジュールを早く組んでほしいとの要望があり、あい設計からも早急に大和ハウスに確認をとるよう要望された。

委員を決める為に9月11日（金）に正副会長会議を開催することになった。

## 2. その他

### （1）次回定例常務理事会の開催について（野村副会長）

9月17日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】中川潤子常務理事）

## ◆ 平成27年9月定例常務理事会議事要旨

日時：平成27年9月17日（木）午後6時30分～午後9時30分

場所：広島県薬剤師会館

議事要旨作製責任者：中川潤子

出席者：前田会長、木平・大塚・野村・村上・

渡邊各副会長、豊見専務理事、青野・井上・谷川・  
豊見・中川・二川・政岡・松村各常務理事

オブザーバー：竹本理事

欠席者：有村・小林・重森各常務理事

### 1. 報告事項

#### （1）8月定例常務理事会議事要旨（別紙1）

#### （2）諸通知

ア. 来・発簡報告（別紙2）

イ. 会務報告（〃3）

ウ. 会員異動報告（〃4）

#### （3）委員会等報告

（前田会長）

ア. 薬剤師会館整備方針に係る検討会

第3回を8月21日（金）に広島県薬剤師会館、第4回を8月26日（水）にエソール広島、第5回を9月8日（火）に広島県薬剤師会館で開催し、予算等と照合し、会館建設について縮小できる部分があるかどうか等を検討したと報告された。

#### イ. 会館建設打合せ

8月24日（月）の午前9時から広島市東区上大須賀町の（株）あい設計、午後7時から広島県薬剤師会館において開催し、会館の設計図について検討したと報告された。

ウ. 広島県健康福祉局薬務課訪問（会館建設補助金に係る書類提出）

8月24日（月）が提出締切日で、会館建設補助金

に係る書類を広島県健康福祉局薬務課に提出したと報告され、今現在、財務課と営繕課で査定されていると補足された。

#### エ. 協会けんぽ向井広島支部長との対談

8月26日（水）に協会けんぽ広島支部において、中国新聞に掲載する「地域発元気印！・協会けんぽ対談」の対談を、協会けんぽ広島支部長の向井一誠氏と行ったこと、「残薬減らし後発薬普及」をと題し、お薬手帳、残薬、医療費の削減等について対談をしたこと、記事は9月26日（土）に掲載予定であると報告された。

#### オ. 会館建設等の打合せ及び整備方針に係る検討会

8月31日（月）

#### カ. 広島県女性薬剤師会総会

9月6日（日）に広島県薬剤師会館において開催され、広島県健康福祉局薬務課海嶋照美氏と来賓として出席したこと、広島国際大学杉原数美氏の特別講演「環境化学物質の健康への影響を考える」があったと報告された。

#### キ. 社会保険診療報酬支払基金広島支部来会

9月7日（月）に、元厚生労働省医政局経済課課長補佐、現在、社会保険診療報酬支払基金薬剤専門役の長谷川浩一氏の来会があったと報告された。

#### ケ. 会館北側敷地の利活用事業に係る事業者ヒアリング下打合せ・ヒアリング・適格性審査検討会

9月7日（月）の午後5時から、会館北側敷地の利活用事業に係る事業者適格性審査検討会委員の森保洋之氏、木平・野村・村上・渡邊各副会長が出席し、会館北側敷地の利活用事業に係る事業者ヒアリング下打合せを行ったこと。午後6時から、本会参加者として、会館北側敷地の利活用事業に係る事業者適格性審査検討会委員の森保洋之氏、木平・大塚・野村・村上・渡邊各副会長、傍聴者として理事者が出席し、事業者側から、大和ハウス工業（株）広島支店の関係者が出席し、会館北側敷地の利活用事業に係る事業者ヒアリングが行われたこと。それを受け、午後6時30分から、会館北側敷地の利活用事業に係る事業者適格性審査検討会委員の森保洋之氏、木平・大塚・野村・村上・渡邊各副会長が出席し、会館北側敷地の利活用事業に係る事業者適格性審査検討会が開催され、審議の結果、会館北側敷地の利活用事業に係る事業者として、大和ハウス工業（株）が「適格である」と決定したと報告された。

#### ケ. 全体理事会

9月7日（月）午後7時から開催し、会館北側敷地の利活用事業に係る事業者適格性審査検討会の決定を受け、審議・検討を行い、会館北側敷地の利活用事業に係る事業者を、大和ハウス工業（株）とすることが決定したと報告された。

#### コ. 臨時常務理事会

9月10日（木）に開催し、森保洋之氏、あい設計（5名）の出席をいただき、経過説明後、（株）あい設計から提出のあった設計図について、審議・検討を行ったと報告された。

## サ. 正・副会長会議

9月11日（金）に開催し、会館建設のワーキングについて検討したと報告された。

## シ. 中国ブロック会議

9月12日（土）に岡山プラザホテルで開催され、日薬副会長 生出泉太郎氏、常務理事 笠井秀一氏、理事 吉田力久氏、医薬分業対策委員会副委員長 豊見敦氏、一般用医薬品等委員会委員 吉田和司氏外計28名の出席あり、医薬分業を巡る課題と対策、医薬品販売制度に関する課題と対策、調剤報酬改定等について審議が行われたと報告された。

## ス. 会館建設打合せ（資料1）

9月14日（月）で磯辺料理さかい本店で開催し、森保洋之氏、広島県歯科医師会長外ご出席をいただき、二葉の里地区まちづくりガイドラインにそった医療福祉ゾーンとしての役割と責務を担い活動することを目的として、二葉の里地区・第3街区における4者協議会の設置をしたいこと、多職種連携の観点から、広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県看護協会と本会を構成メンバーとして進めていきたいと報告された。

## セ. 建築設計業務委託契約書について

谷川常務理事から、あい設計から提出のあった建築設計業務委託契約書について説明を求められ、前田会長から、発注者は公益社団法人広島県薬剤師会、受注者は（株）あい設計、件名として、広島県薬剤師会館 設計・管理業務、内容は建築の設計業務について、添付の四会連合協定建築設計・監理業務等委託契約及び設計等業務一覧表に基づいて業務委託契約を締結する、建設地は広島市東区二葉の里3丁目2-1等の内容であること、この契約書の内容に関しては森保先生より修正が入ったこと、大幅な面積の変更があった場合、設計料に関しては別途協議とすること等の説明があり、書類が回覧された。続いて、谷川常務理から、延床面積が1,996.09m<sup>2</sup>の数字の根拠、大幅な面積の変更があった場合、設計料に関しては別途協議とするを追加した理由、締結年月日がなぜ平成27年8月1日になっているのか、支払の時期として、基本設計図書提出時（平成27年10月31日予定）に￥5,508,000-となっているが、会館建設事業を事業を実施する前に、総務局総務課の公益事業として認定を受ける必要があるがクリアできているのか等の質問があり、前田会長が総務局総務課へ相談に行くことが決まった。また、石原事務局長より、本日、契約書の決済をもらったので、契約書の2通は本会事務局にあると説明され、本日の審議事項に追加することになった。

（木平副会長）

## ア. 医療事故調査制度支援団体連絡協議会

8月24日（月）に広島医師会館で開催され、この10月から医療事故調査制度がスタートすること、医療機関での死亡事故を対象としていること、調査委員会で原因を究明し、再発を防ぐという趣旨

であること、事故が発生した場合、関係団体から医師会に報告し、取りまとめるという流れで進んでいくこと、その流れをどう構築するか協議を進めていくことになると報告された。今後、各所で医療事故調査制度についての研修会等が開催されるので出席してほしいと要望された。

## イ. 県薬「地対協WG」

8月31日（月）に開催し、本年度と次年度で、健康食品についてアンケートを実施すること、10年前も同様の調査をしており比較できるのではないか、本年度は県民を対象とすること、来年度は薬局等医療者対象とすること、アンケートの内容について協議を行っていると報告された。村上副会長から、昨日、薬務課と薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業に関する支部担当者会議を開いた際、11月8日に県内5カ所で開催すると健康福祉祭において、アンケートを実施してもらえないかと要望があったと発言があり、木平副会長から、この内容について10月に開催される地対協の本会議で承認されるので、健康福祉祭等で実施する予定であると報告された。

（大塚副会長）

## ア. 旧業務分担④担当理事打合会

9月3日（木）に開催し、本年度内に、認定基準薬局制度の新基準を作成すること、高度管理医療機器研修会を11月29日（日）午前10時からエソール広島で開催し、参加定員を300名とすること、がん検診サポート薬剤師養成研修会を12月12日（土）福山、12月19日（土）呉、1月16日（土）広島で開催すること、人数が集まるようであれば東広島地区での開催を検討すること、10月25日（日）に開催される日薬薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会に、大塚副会長、吉田委員が参加すること、また、その伝達研修会を開催する予定であると報告された。

## イ. 会員表彰選考委員会及び正・副会長会議

9月8日（火）に開催し、先に会員表彰選考委員会において、平成27年度薬事功労者及び呉市薬剤師会から推薦のあった佐々木一仁氏、また、役員歴等が推薦基準に達しているということで常務理事の小林啓二氏を推薦することになった。引き続き、正・副会長会議が開催され、両氏を推薦することが承認されたと報告があった。

（大塚・村上各副会長）

## ア. 日本薬剤師会平成27年度一般用医薬品等担当者全国会議（資料2）

9月10日（木）にフクラシア東京ステーションで開催され、平成26年度医薬品販売制度実態把握調査結果の報告、会員薬局を対象に実施した「医薬品販売制度対応に関する自主点検」の結果報告があり、今後の薬剤師会の対応として、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師、健康情報拠点薬局を踏まえ、今後、名称が「健康づくり支援薬局（仮称）」に変わること、その定義について検討されていること、県薬でも検討していきたいと報告された。

(野村副会長)

ア. 「薬草に親しむ会」打合会

9月4日（金）に薬務課と広島県薬剤師会館で開催し、本年度は第50回ということもあり、9月23日に宮島で開催すること、開催式に宮島観光親善大使2名に出席してもらうこと、広島民族学会常任理事・事務局長の岡崎環氏に、「宮島の歴史・人と植物」という演題で30分程度講演をいただくこと、みやじま杜の宿周辺を散策すること等報告された。

イ. 第32回広島県薬事衛生大会実行委員会

9月10日（木）に開催され、11月26日（木）午後2時からエソール広島で第32回広島県薬事衛生大会が開催されること、特別講演として、公益社団法人広島県理学療法士会会长の久保高行氏が講演されること、各支部に人員要請をすること等報告された。また、大会終了後、例年どおり薬祖神大祭が開催されると補足された。

(村上副会長)

ア. 禁煙推進委員会

8月24日（月）に開催し、10月17日（土）に開催される禁煙支援ネットワークの平成27年度第13回研修会の発表内容について検討し、5年前に行つた禁煙支援状況に関するアンケートと同様のものを今回実施したこと、その結果を5年前のデータと比較し研修会で発表したい、今回は医師会が主催であると報告された。

イ. 広島県社会保険診療報酬請求書審査委員会学術講演会

8月26日（水）に日本赤十字中四国ブロック血液センターで開催され、審査委員会委員の二次審査についての研修があったこと、その後、厚生労働省武田俊彦審議官の講演があり、内容として医療情勢全般であったが、薬局に対する提言・苦言も述べられたと報告された。

ウ. 在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会（資料3）

8月27日（木）に開催し、昨年度は、薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業のなかで、地対協WGに協力をいただき、多職種連携の内容で在宅支援薬剤師の養成研修会を行ったが、本年度は、多職種連携ではなく単独で、薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業の研修部分としてプログラムを組んだこと、地域包括ケアに詳しい前日本介護支援専門員協会会长の木村隆次氏に包括ケアの中での多職種の仕事等の説明、全国薬剤師・在宅療養支援連絡会副会長の萩田均司氏に介護保険制度、その他、在宅用医療器材及び機器、認知症、疼痛緩和等の内容で研修I・初心者研修とすること、研修IIを専門研修とし経験者及び研修Iの修了者を対象とすること、内容は検討中だが、フィジカルアセスメント、現場実習を盛り込みたいと報告された。

エ. 医療事故調査制度説明会

8月30日（日）に岡山衛生会館で開催され、日本

医療安全調査機構主催で全国8ブロックで開催され、中国ブロックは岡山で開催されたこと、医療事故調査制度は、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるためのもので、当日は、厚生労働省・日本医師会・日本医療安全調査機構がそれぞれの立場から説明があったこと、説明会の報告は会誌に掲載すると発言された。

オ. 復職支援研修会（資料4）

9月1日（火）に広島県薬剤師会館とまなびの館ローズコムで開催し、第3回まで終了していること、第4回は糖尿病の薬物療法について行う予定であること、就職希望の方は、県薬ホームページの求人・求職情報で探してほしいとお願いしていると報告された。

カ. 第803回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会

9月11日（金）に支払基金広島支部で開催され、広島大学の河野氏から、薬価制度について意見があったと報告された。

キ. 平成27年度抗HIV薬服薬指導研修会

9月13日（日）に広島県薬事衛生会館で開催し、会員40名、病院20数名、計70名程度の出席があったこと、独立行政法人国立病院機構福山医療センター薬剤部の濱野有里氏に「当院におけるHIV感染症患者への服薬支援の現状」、独立行政法人国立病院機構福山医療センター副病院長の坂田達朗氏「当院におけるHIV/AIDS診療の取り組み～院外処方の現況、地域医療連携も含めて～」の講演をいただいたと報告された。

ク. 平成27年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業に関する支部担当者会議

9月16日（水）に広島県薬剤師会館で開催し、前年度に引き続き、三原支部、呉支部、本年度は廿日市支部、尾道支部、広島支部の5支部で実施すること、薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業の活動状況、報告のまとめ方等の話し合いを行つたと報告された。薬と健康の週間の中に、健康づくり支援薬局（仮称）、かかりつけ薬局として事業を推進していくかないといけないと発言された。

（渡邊副会長）

ア. 第83回中国地方社会保険医療協議会広島支部会

7月28日に中国四国厚生局で開催された第82回中国地方社会保険医療協議会広島支部会では、新規申請、医師3件、歯科6件、薬局3件、更新申請、医師10件、歯科4件、薬局5件の審査を行つたこと、山口県でドライブスルー薬局の申請があったが、なぜ必要なのか、使い方、構造等について問い合わせた結果、申請が取り下げられたこと、広島県では認めていないという内容であったと報告された。8月26日（水）に中国四国厚生局で開催された第83回中国地方社会保険医療協議会広島支部会では、新規申請、医師3件、歯科2件、薬局4件、更新申請、医師10件、歯科4件、薬局6件の審査を行つたこと、調剤薬局という名称で登録された

薬局の申請があり、広島県薬局業務運営ガイドラインに、「〇〇調剤専門薬局」、「〇〇調剤薬局」又は「〇〇専門薬局」等の名称は使用しないこと。」となっており、中国四国厚生局から各保健所に周知徹底するよう通達すると報告された。また、豊見専務理事から、「〇〇調剤薬局」の使用については各都道府県でばらつきがあり、「調剤薬局」という言い方だけはやめようということは全国共通で一致していると補足された。

(豊見専務理事)

ア. 県薬ホームページ作成についての打合せ

7月21日（火）、8月28日（金）に開催し、印刷業者のレタープレスに依頼して、ファブリックアーツという会社を紹介してもらい、その担当者と本会のホームページのリニューアルについて打合せを行ったと報告された。

イ. 協会けんぽ広島支部からの通知

協会けんぽ広島支部から、8月上旬にジェネリック医薬品について相談があり、9月以降に協会けんぽから、慢性疾患等で長期間先発医薬品を服用され、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の負担軽減が見込まれる加入者及び全保険薬局へ、ジェネリック医薬品軽減額通知といっしょに「お試し調剤希望カード」を送付されることになったこと、お試し調剤とは、分割調剤でジェネリック医薬品を試してみるということで、薬局としては、ジェネリックお試し調剤を行った場合、2回目も薬剤服用歴管理指導料も加算できることになっていると報告された。

ウ. ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）打合せ

9月17日（木）に広島県薬剤師会館で開催し、現在、180件の整備が完了し、60件の申し込みがあり、整備が終わると240件になること、11月1日（日）に広島県薬剤師会館でひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）についての研修会を開催する予定であること、東部でも開催予定であること、半月に1回、HMネットニュースレターを発行予定であり、登録薬局へ発送されると報告された。

(青野常務理事)

ア. 広報委員会

9月11日（金）に開催し、会誌11月号の原稿依頼の割り振りをしたと報告された。

(谷川常務理事)

ア. 広報委員会

8月21日（金）に開催し、会誌9月号の原稿について最終確認をしたこと、すでに発送は完了しているが、今まで常務理事会議事要旨のみ掲載していたが、公益社団法人ということで、今号から総会議事録、理事会議事録も掲載したと報告された。今まで、常務理事会議事要旨、理事会議事録については事務局で作成していたが、今後は、理事会議事録はぎじろくセンターに発注すると補足された。前田会長から、広島弁丸出しの議事録はどうにかならないか、掲載順番を考慮してほしいと等

意見があり、谷川常務理事から、常務理事会は議事要旨なのでまとめるが、議事録は話し言葉でテープ起こしをしていること、これからは順番に掲載すると回答された。

イ. 広告掲載について（資料5）

9月17日（木）の中国新聞に広告を掲載したこと、内容は、10月31日（土）開催の県民公開講座、広島県薬剤師会マスコットキャラクター「ヤクザイくん」ゆるキャラ®グランプリのエントリー、お薬相談電話の案内としたこと、これは中国新聞のふるさとレットリストという企画で掲載したと報告された。

ウ. 公認会計士会計処理確認指導

本会顧問会計士の石橋三千男氏との契約の中に、公益法人会計基準に則った会計処理が行われているかの確認指導業務とあり、年に2回、確認・指導を受けることになっており、10月21日（水）・22日（木）にすることになったと報告された。その結果については、11月の定例常務理事会で報告すると補足された。

【指導】

ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

8月27日（木）於 広島合同庁舎（村上副会長）

イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

9月2日（水）於 広島合同庁舎（政岡・有村各常務理事）

ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

9月3日（木）於 広島合同庁舎（松村常務理事）

エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

9月9日（水）於 広島合同庁舎（青野常務理事、豊見専務理事）

オ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導

9月10日（木）於 広島合同庁舎（中川常務理事）

カ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導

9月16日（水）於 広島合同庁舎（政岡常務理事、豊見専務理事）

(豊見専務理事)

ア. 薬剤服用歴の未記載問題について

2月に薬剤服用歴の未記載について調査を行い、本会では薬剤服用歴の未記載はないと日本薬剤師会へ回答をしたが、厚生労働省からの通知に、月をまたいで薬剤服用歴に記載した場合も含むとなっており、31日に受けた処方せんの薬歴を翌2日に記載してもセーフだろう、請求までに記載すれば問題ないのではないかと、中国四国厚生局と協議をしていること、中国四国厚生局が全保険薬局に対して、薬剤服用歴の未記載があれば、調剤

報酬の返還するようにという内容の通知を出される予定であると報告された。

(政岡常務理事)

イ. 処方せんの外用薬の記載について

外用薬の部位・回数を記載するように指導があるが、処方せんの記載がないことが多いと発言があり、豊見専務理事から、調剤報酬明細書に、外用薬については剤形及び用法を省略して差し支えないということで、医師が処方せんも省略できると勘違いをしているのではないか、薬剤師としては患者に指導する立場であり、記載がない場合は必ず疑義紹介をすること、それを必ず薬剤服用歴に記載すること等を指導されていると報告された。医師会にも記載してもらうようお願いをしないといけないと補足された。

(松村常務理事)

ウ. 薬剤服用歴管理指導料について

薬剤情報提供が不十分だから薬剤服用歴管理指導料を加算しない薬局があり、立会者として意見を聞かれたが、この場合どのように対応したらいいかと発言があり、豊見専務理事から、薬剤師の情報提供義務を果たしていないことになり、返還はないが、薬剤師法の違反になること、周知徹底の必要があると発言された。

## 2. その他の委員会等報告事項 (野村副会長)

(1) 広島県感染症・疾病管理センター研修会 (感染疫学研修コース)  
8月24日（月）に県立総合技術研究所保健環境センターで開催され、薬事情報センターの永野利香氏が出席したと報告された。

(竹本貴明理事)

(2) 平成27年度学校環境衛生検査技術講習会  
8月29日（土）・30日（日）にスクワール麹町で開催され、竹本貴明理事から、平本敦大氏と2人で出席したこと、平成26年3月に続き第2回目で、学校薬剤師業務の100%完全実施、40才以下の若手を育成することを目的としており、スマートグループディスカッション等も行われた。また、伝達講習会を開催することになると報告された。

(3) 平成27年度広島県医療安全研修会

9月10日（木）に広島県民文化センターで開催され、薬事情報センターの胡明史子氏が出席したと報告された。

## 3. 審議事項

(1) 第35回広島県薬剤師会学術大会の参加登録について (野村副会長)

日時：11月15日（日）午前10時～

場所：広島県薬剤師会館

予約参加費：2,000円

役員の県薬学術大会の参加について要請された。

(2) 地対協医療・介護連携推進専門委員会への委員の推薦について (資料6) (野村副会長)

有村健二常務理事を推薦することに決定した。有

村常務理事の承諾を取るよう指示があった。

(3) 日本薬剤師会学術大会の事前参加申込について

会期：11月22日（日）～23日（月・祝）

会場：鹿児島市民文化ホール、鹿児島サンロイヤルホテル、鴨池公園多目的屋内

運動場（鴨池ドーム）、鹿児島県総合体育センター体育館、宝山ホール、

かごしま県民交流センター

事前参加登録：個々で事前登録・入金をしていただき、入金確認が取れた段階で、

システム画面が「入金済み」になりますので、その写しを事務局まで

お送りください。

役員の日薬学術大会への参加について確認され、決済完了通知メール等の写しを事務局へ提出するよう依頼された。

(4) 緑内障連絡カードについて (資料7) (村上副会長)

カード：100枚単位@500円（税別）

送料：100～1,000枚 500円（税別）

1,001枚～ 1,000円（税別）

呉の薬局から広島県眼科医会へ、緑内障連絡カードを購入したい等の問い合わせがあり、本会でカードの周知・対応等をしてもらえばと、広島県眼科医会から前田会長宛に依頼文が届いたことが、本来、緑内障連絡カードは医師が発行すべきものであり、広島県眼科医会緑内障連絡カードと広島市眼科医会緑内障連絡カードの2種類あることから、問い合わせたあった場合、説明した上で、広島県眼科医会が依頼されている印刷会社を紹介することをいいか確認され、了承された。

(5) Webサイトの更新について (豊見専務理事)

デモ映写され、処方せん応需薬局の地図が全てグーグルマップになること、処方せん応需薬局と休日当番薬局をリンクしプログラムを組む必要があり、できるだけ以前のデータを使用していること、それでも200万円程度経費がかかること、まだ、修正部分があるが、10月1日からリニューアルオープンしたいと説明があり、了承された。

なお、お知らせについては、事務局サイドでアップできるようにすること、それ以外はファブリックアーツに依頼をすることになるが、メンテナンスの経費については未確定であると発言された。

また、事務局のパソコンのリースが切れること、不具合が生じていること、備蓄検索システムのサーバーのセキュリティの問題等で交換する必要があり、経費が発生すると補足され、了承された。

(6) 21世紀、県民の健康とくらしを考える会県民フォーラム開催における負担金について

日 時：1月16日（土）午後2時～（資料8）（野村副会長）

場 所：広島県医師会会館

（毎年：1口1万円）

本年度も、負担金として1万円協力することに決定した。

(7) 薬事情報センター機能強化等のための検討会につ

いて（木平副会長）

- ・薬事情報センター機能強化等を図るための助言者

広島大学病院薬剤部薬剤主任 富田隆志先生

福山大学薬学部教授 佐藤英治先生

広島国際大学薬学部教授 三宅勝志先生

安田女子大学薬学部薬学科 教授 木村康浩先生

情報センターの機能を強化するため、4名の方に薬事情報センター機能強化等を図るための助言者として委嘱したこと、今後、薬事情報センター機能強化、あり方等についてワーキンググループを立ち上げ検討したいと説明があり、委嘱することが了承された。

(8) 薬と健康の週間における統一事業について（資料22）（豊見常務理事）

日薬の医薬分業対策委員会委員の立場から発言があり、10月17日から23日までの薬と健康の週間ににおいて、日薬から薬局へ直送するかかりつけ薬局・薬剤師のポスター1枚とチラシ50枚を活用し、患者・来局者へに「かかりつけ薬局・薬剤師」の理解促進、機能発揮等をしていただきたいこと、また、都道府県薬剤師会・地域薬剤師会においては、会員薬局の取り組みの支援・確認、イベント等における広報活動をお願いしたいと説明があり、この事業をどの部門で行うか、また、都道府県薬剤師会・地域薬剤師会において、薬剤服用歴の未記載問題を踏まえた研修会の開催について検討してほしいと要望があった。村上副会長から、「かかりつけ薬局」が処方せん・一般用医薬品を含んでいるので、どこが担当するか決めるとは難しいこと発言された。一般用医薬品・かかりつけ薬局・薬剤服用歴の未記載の3つの課題があること、薬局側から「かかりつけ薬局」にしてくださいという運動と同時に、健康福祉祭等のイベントで「かかりつけ薬局」を持ちましょうという運動も必要ではないか、また、厚生労働省の覆面調査で、中国地方が悪かったという指摘を受けており、11月に厚生労働省の調査が始まることもあり、それに向けての対策も含めて研修会を開催しないといけないと発言され、野村副会長と村上副会長の担当で実施することに決定した。

(9) 第32回広島県薬事衛生大会の広告負担金について（資料9）（野村副会長）

日 時：11月26日（木）午後2時～

場 所：エソール広島

広告料：A4版 40,000円

負担金：広島県ダメゼッタイ普及運動実行委員会 100,000円

9月10日（木）に広島県薬剤師会館で第32回広島県薬事衛生大会実行委員会が開催され、大会運営費の資金不足から、昨年度から実行委員会の各団体、企業から記念誌に広告を出し、広告料をもらっていること、大会から広島県ダメゼッタイ普及運動実行委員会への負担金も県薬が支払うことになったと経緯が説明され、本年度も、広島県薬剤師会としてA4全面の広告料4万円を負担するこ

と、広島県ダメゼッタイ普及運動実行委員会へ10万円負担したいと要望があり、了承された。

また、広告原稿については、広報担当者で作成することになった。

(10) 薬剤服用歴の未記載に関する講習会について（福山大学薬学部卒後教育研修会）（資料10）（村上副会長）

福山大学薬学部卒後教育研修会の企画について相談を受け、薬剤服用歴の未記載問題について提案し、10月10日（土）に福山大学宮地茂記念館で、日本薬剤師会常務理事の笠井秀一氏をお呼びして、「かかりつけ薬局における薬剤服用歴管理と服薬指導」の講演いただくことになったと説明された。卒後教育研修会は1人1,000円の参加費が必要であるが、保険薬局部会の指定研修とし、保険薬局部会会員薬局に勤務する薬剤師の参加費について、本会が負担することにしたいと要望された。薬剤服用歴の未記載は重大な問題であり、早急に会員に周知徹底する必要があること、そのことは日薬中国ブロック会議でも議題に上がっており、早々に薬剤服用歴の未記載問題について対応できること、別段東部で研修会を開催すると日程調整や経費が発生することもあり、保険薬局部会会員薬局に勤務する薬剤師の参加費を負担することが了承された。保険薬局部会会員、当日受付で受講券を提出してもらうよう通知をすることになった。

また、西部においても、同様の研修会を早急に開催する必要があると補足された。

(11) 災害時緊急電話連絡網（案）及び事務分掌について（資料11）（野村副会長）

今まで事務局内の災害時緊急電話連絡網がなかったため、急遽、作成したと説明された。不通の場合、公共交通機関が止まった場合を考慮して再度検討することになった。

また、別途、業務継続計画、DCP等も検討しないといけないということになった。

次に、職員の事務分掌について相談をしながら見直しをすること、事務局内の席替えをすることが了承された。

(12) 今後から3月までの行事予定（案）について（野村副会長）

ア. 地域・職域薬剤師会長会（予定）

月 日（ ）午後 時～

（前年度：9月27日（土）午後4時30分～開催）

この時期は、開催しないことになった。

イ. 第47回広島県薬剤師会臨時総会（予定）

月 日（ ）午後 時～

（前年度：3月29日（日）午後1時～開催）

3月27日（土）に開催することが決定した。

(13) 医学会総会及び懇親会への出席について（資料20）

総 会：日時：11月8日（日）13時～14時

場 所：広島医師会館

懇親会：日時：11月8日（日）16時30分～

場 所：うを久

前田会長が懇親会のみ出席することになった。

- (14) 平成27年度青少年育成県民運動推進大会への出席について（資料12）  
 日 時：10月31日（土）13時～15時30分  
 場 所：広島県民文化センター  
 欠席することになった。
- (15) 平成27年度地域依存症対策研修事業薬物依存症対策支援者スキルアップ研修の参加について（資料13）  
 尾道会場：10月20日（火）13時30分～16時  
 広島会場：11月17日（火）13時30分～16時  
 会員薬局へファックス一斉同様をすることになった。
- (16) 第1回中国地区介護老人保健施設大会in広島への出席について（資料21）  
 日 時：11月27日（金）  
 場 所：広島国際会議場  
 前田会長が出席することに決定した。
- (17) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）  
 ア. 第4回先端的がん療法薬物療法研究会の開催にかかる共催について（資料14）  
 日 時：平成28年1月11日（月・成人の日）  
 場 所：グランドプリンスホテル広島  
 昨年度は、保険薬局部会から寄付金として50万円を拠出したが、本年度は、減額できるか確認することになった。  
 イ. 「第9回核戦争防止国際医師会議（IPPNW）北アジア地域会議HICARE被爆70周年事業国際シンポジウム（原子爆弾被爆者指定医療機関等医師研究会）」への後援について  
 期 日：平成28年2月27日（土）・28日（日）（資料15）  
 場 所：広島県医師会 ホール  
 後援名義使用について承諾することに決定した。  
 ウ. 平成27年度アルコール関連問題啓発フォーラムの後援について（資料16）  
 日 時：11月14日（土）  
 ロビーイベント 12時30分～17時  
 フォーラム 13時20分～16時30分  
 場 所：広島市青少年センター  
 （初めて）  
 後援名義使用について承諾することに決定した。  
 エ. 第1回Medical Learning Bar 広島～聴いて、考えて、語って、気づく～名義使用及び広報について（資料17）  
 日 時：10月24日（土）午後5時30分～7時  
 場 所：広島市南区民文化センター  
 （初めて）  
 広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県看護協会に確認し、3団体がすべて承諾をしていたら、本会も承諾することになった。  
 オ. 第1回中国地区介護老人保健施設大会in広島における後援名義使用について  
 日 時：11月27日（金）・28日（土）（資料18）  
 場 所：広島国際会議場  
 （初めて）  
 後援名義使用について承諾することに決定した。

#### 4. その他

- (1) 常務理事会の開催について（野村副会長）  
 10月15日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】二川勝常務理事）
- (2) 全体理事会の開催について  
 9月24日（木）午後7時～  
 前田会長から、当日、エリアマネジメント調整会議等に係わる会館及び別棟の建築計画（案）の承認について審議していただくと説明があり、豊見常務理事から、大きな判断をしないといけないので、事前に資料をもらえないかと要望があり、前田会長から、タイトなスケジュールで設計図が間に合わないこと、大和ハウス工業からの面積縮小について回答をもらっていないこと、森保洋之氏から24日に設計図ができると聞いていると回答された。  
 村上副会長から、臨時総会で決まったことについて齟齬はないか、5億円が6億円になった場合、臨時総会を開催する必要がないか確認され、前田会長から、今月中にエリアマネジメント調整会議に提出しないといけないため、間に合わないと回答された。  
 豊見常務理事から森保洋之氏があい設計に指示された内容について質問があり、前田会長からきちんと伝えてもらっていること、その設計図が24日にできあがると説明された。  
 豊見常務理事から、薬局の検討についてのメンバーの質問があり、野村副会長から、竹本貴明氏、平本敦大氏、下田代幹太氏にお願いをしたと報告された。前田会長から、会営薬局からのメンバーの掘り起しをお願いしたいこと、ワーキンググループ、理事会、常務理事会と連携を図り、方向性をもって進めていきたい、常務理事会で検討することが多くなると補足された。
- (3) 広島県がん対策推進委員会に係る委員の推薦について（資料19）  
 繙続：大塚幸三副会長  
 （「広島県がん対策推進協議会」は「広島県がん対策推進委員会」を設置に伴い廃止）
- (4) 県立美術館チラシについて

日付	行事内容	
8月21日 金		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度第1回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会 (メルパルク広島)</li> <li>広報委員会</li> <li>第3回薬剤師会館整備方針に係る検討会</li> </ul>
24日 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>会館建設打合せ ((株)あい設計)</li> <li>広島県感染症・疾病管理センター研修会 (感染疫学研修コース) (県立総合技術研究所保健環境センター)</li> <li>広島県健康福祉局薬務課訪問 (会館建設補助金に係る書類提出) (県庁)</li> <li>禁煙推進委員会</li> <li>医療事故調査制度支援団体連絡協議会 (広島医師会館)</li> <li>会館建設打合せ</li> </ul>
26日 水		<ul style="list-style-type: none"> <li>第83回中国地方社会保険医療協議会広島支部会 (中国四国厚生局)</li> <li>広島県社会保険診療報酬請求書審査委員会学術講演会 (日本赤十字中四国ブロック血液センター)</li> <li>第4回薬剤師会館整備方針に係る検討会 (エソール広島)</li> <li>協会けんぽ向井広島支部長との対談 (協会けんぽ広島支部)</li> </ul>
27日 木		<ul style="list-style-type: none"> <li>中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会</li> </ul>
28日 金		<ul style="list-style-type: none"> <li>日本薬剤師会平成27年度くすり教育研修会 (スクワール麹町)</li> <li>県薬ホームページ作成についての打合せ</li> </ul>
29日・30日		平成27年度学校環境衛生検査技術講習会 (スクワール麹町)
30日 日		医療事故調査制度説明会 (岡山衛生会館)
31日 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>県薬「地対協WG」</li> <li>会館建設等の打合せ及び整備方針に係る検討会</li> </ul>
9月1日 火		復職支援研修会 (まなびの館ローズコム)
2日 水		中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)

日付	行事内容	
3日 木		<ul style="list-style-type: none"> <li>中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>旧業務分担④担当理事打合せ</li> </ul>
4日 金		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度広島県「みんなで減災」一斉地震防災訓練</li> <li>「薬草に親しむ会」打合せ (岡崎様との打合せ) (薬務課)</li> </ul>
6日 日		広島県女性薬剤師会総会
7日 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険診療報酬支払基金広島支部来会</li> <li>会館北側敷地の利活用事業に係る事業者ヒアリング下打合せ</li> <li>会館北側敷地の利活用事業に係る事業者ヒアリング</li> <li>会館北側敷地の利活用事業に係る事業者適格性審査検討会</li> <li>全体理事会</li> </ul>
8日 火		<ul style="list-style-type: none"> <li>会員表彰選考委員会及び正・副会長会議</li> <li>第5回薬剤師会館整備方針に係る検討会</li> </ul>
9日 水		中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)
10日 木		<ul style="list-style-type: none"> <li>中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>日本薬剤師会平成27年度一般用医薬品等担当者全国会議 (フクシア東京ステーション)</li> <li>第32回広島県薬事衛生大会実行委員会</li> <li>平成27年度広島県医療安全研修会 (広島県民文化センター)</li> <li>臨時常務理事会</li> </ul>
11日 金		<ul style="list-style-type: none"> <li>第803回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部)</li> <li>正・副会長会議</li> <li>広報委員会</li> </ul>
12日 土		<ul style="list-style-type: none"> <li>中国ブロック会議 (岡山)</li> <li>第486回薬事情報センター定例研修会</li> </ul>
13日 日		平成27年度抗HIV薬服薬指導研修会
14日 月		会館建設打合せ
16日 水		<ul style="list-style-type: none"> <li>中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>平成27年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業に関する支部担当者会議</li> </ul>

日付		行事内容
17日	木	・ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)打合会 ・常務理事会
18日	金	業務分担打合会
19日	土	・平成27年度「薬と健康の週間」における全国統一事業についての打合会 (ホテルグランヴィア広島) ・会館建設打合せ (あい設計)
23日	水	薬草に親しむ会 (廿日市市(宮島町))
24日	木	全体理事会
25日	金	薬事情報センター機能強化等のための検討会
26日	土	広島県緩和ケア支援センター平成27年度広島県緩和ケア推進事業在宅緩和ケア講演会 (広島国際会議場)
27日	日	広島県薬剤師会認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会
28日	月	・広島県感染症・疾病管理センター研修会 (感染疫学研修コース) (県立総合技術研究所保健環境センター) ・エリアマネジメント調整会議への対策について (あい設計)
29日	火	・第84回中国地方社会保険医療協議会広島支部会 (中国四国厚生局) ・会館建設打合せ ・広島キッズシティ2015打合会
30日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・森保洋之氏宅訪問 (広島市佐伯区)
10月1日	木	・平成27年国勢調査 ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・第35回広島県薬剤師会学術大会出展打合会 ・日本赤十字社中四国ブロック血液センター見学 (中四国ブロック血液センター) ・エリアマネジメント調整会議への対策について (あい設計)
4日	日	・広島県薬剤師会認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会 (宮地茂記念館) ・広島赤十字・原爆病院竣工式並びに祝賀会 (広島赤十字・原爆病院) ・集団個別指導 (広島合同庁舎)

日付		行事内容
7日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・会館建設打合せ (あい設計)
8日	木	・「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」役員会 (広島医師会館) ・会館建設打合せ ・広島県薬剤師会学術大会実行委員会
10日	土	・広島県地域リハビリテーション等専門職研修会 (県庁・本館) ・第39回福山大学薬学部卒後教育研修会 (福山大学宮地茂記念館) ・第487回薬事情報センター定例研修会
10日・11日		広島キッズシティ2015 (旧広島市民球場跡地)
11日	日	平成27年度広島県介護支援専門員実務研修受講試験 (広島大学・広島県立広島産業会館・広島県社会福祉会館)
11日・12日		第45回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ (薬学教育者ワークショップ) 中国・四国in岡山 (就実大学)
14日	水	・復職支援研修会 (まなびの館ローズコム) ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック講演 (三原薬剤師会館) ・平成27年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業打合せ ・平成27年度広島県在宅支援薬剤師養成研修打合会 ・会館建設等打合せ
15日	木	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・中国四国厚生局来会 ・在宅医療推進委員会 ・常務理事会
16日	金	・日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議 (日本薬剤師会) ・第804回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部) ・広島県医療審議会保健医療計画部会 (第2回) (県庁・北館) ・竹原薬剤師会「第2回在宅薬剤師研修会」 (安芸津生涯学習センター (旧公民館))
17日	土	平成27年度第13回研修会 (禁煙支援ネットワーク) (広島県医師会館)
19日・20日		中国四国厚生局監査立会 (広島合同庁舎)

## 行事予定（平成27年11月）

- 11月1日(日) 第54回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会  
(高知市文化プラザかるぽーと)
- // ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)についての研修会
- 11月3日(火) 平成27年度広島県在宅支援薬剤師専門研修会 I
- 11月4日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 11月5日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- // 安佐薬剤師会平成27年度2期学生受け入れ実務実習担当薬剤師学生集合研修会  
(広島市安佐南区総合福祉センター)
- // 第2回災害時医薬品等供給マニュアル改正作業検討会(県庁・本館)
- // 広島大学実務実習事前学習指導(広島大学薬学部)
- 11月6日(金) 平成27年度独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全業務運営会議  
(ひろしま国際ホテル)
- 11月7日(土) 第488回薬事情報センター定例研修会
- 11月8日(日) 第68回広島医学会総会(広島医師会館)
- 11月11日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- // 平成27年度広島県社会福祉協議会会員のつどい(広島県社会福祉会館)
- // 薬物乱用防止講演会(広島県立呉昭和高等学校)
- 11月12日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- // 11月13日(金) } 平成27年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会(シーガイアコンベンションセンター)
- // 第805回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 11月14日(土) 広島県地域リハビリテーション等専門職研修会(広島県東部保健所福山支所)
- // 平成27年アルコール関連問題啓発フォーラム(広島市青少年センター)
- // 平成27年度広島県治験コーディネーター(CRC)研修会(広島国際大学広島キャンパス)
- 11月15日(日) 第35回広島県薬剤師会学術大会
- 11月17日(火) 平成27年度地域依存症対策研修会事業 薬物依存対策支援者スキルアップ研修  
(県庁税務庁舎)
- // 復職支援研修会(まなびの館ローズコム)
- 11月18日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 11月19日(木) 復職支援研修会
- // 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- // 常務理事会
- // 広島大学実務実習事前学習指導(広島大学薬学部)
- 11月21日(土) 日本薬剤師会第3回都道府県会長協議会(会長会)(鹿児島市)
- 11月22日(日) モバイルファーマシー(MP)担当者会議(鹿児島県文化センター)
- // 11月23日(月) } 第48回日本薬剤師会学術大会(鹿児島市民文化ホール)
- // 11月22日(日) } 第48回日本漢方交流会全国学術総会広島大会(広島大学・広仁会館)
- // 11月23日(月) } 第48回日本漢方交流会全国学術総会広島大会(広島大学・広仁会館)
- // 安田女子大学薬学部OSCE(直前講習会)(安田女子大学)
- 11月26日(木) 第32回広島県薬事衛生大会(エソール広島)
- // 薬祖神大祭
- 11月27日(金) 認定基準薬局運営協議会

## 行事予定（平成27年11月～平成28年1月）

11月27日(金)	
11月28日(土)	第1回中国地区介護老人保健施設大会in広島(広島国際会議場)
11月28日(土)	
11月29日(日)	日本薬局協励会中国合同大会(三井ガーデンホテル広島)
//	平成27年度高度管理医療機器等の販売業等に係る継続研(エソール広島)
//	安田女子大学薬学部OSCE(本試験)(安田女子大学)
//	福山大学薬学部OSCE(福山大学薬学部)
12月2日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
12月3日(木)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
//	第65回全国学校薬剤師大会(国際ホテル松山)
12月4日(金)	平成27年度都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト担当者合同研修会 (東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンター)
12月6日(日)	日本臨床腫瘍学会「スタートアップセミナー2015」(広島市南区民文化センター)
12月9日(水)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
12月10日(木)	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
12月11日(金)	第806回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
12月12日(土)	第488回薬事情報センター一定例研修会
//	がん検診サポート薬剤師養成研修会(宮地茂記念館)
//	平成27年度学校薬剤師中国brook連絡会議(山口市湯田温泉)
12月13日(日)	広島国際大学薬学部OSCE(広島国際大学吳キャンパス6号館)
//	第20回広島県理学療法士学会(広島市南区民文化センター)
12月17日(木)	常務理事会
12月19日(土)	がん検診サポート薬剤師養成研修会(吳)
12月23日(水)	けんみん文化祭ひろしま'15(広島県民文化センター)
1月8日(金)	第807回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)

— 謹んでお悔やみ申し上げます —

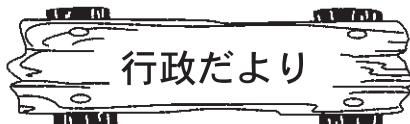


### 武中 英樹 氏 逝去

去る8月25日(火)ご逝去されました。

葬儀は平安祭典広島南会館において、執行されました。

喪主：武中 一郎 氏



平成27年9月1日

益社団法人広島県薬剤師会会長様  
 広島県医療機器販売業協会会長様  
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様  
 広島県医薬品卸協同組合理事長様

広島県健康福祉局長  
 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
 薬務課

## カラーコンタクトレンズの適正使用啓発に関する取組みについて(通知)

このことについて、平成27年8月10日付け厚生労働省医薬食品局医療機器・再生医療等製品担当参事官室及び同局安全対策課から別紙のとおり事務連絡がありましたので、貴会(組合)会員への周知をお願いします。

なお、カラーコンタクトレンズの適正使用に係る啓発用資材については、医薬品医療機器総合機構のホームページ(<http://www.pmda.go.jp/eyecare>)に掲載されています。

担当 薬事グループ  
 電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)  
 (担当者 細川)

別紙1

事務連絡  
 平成27年8月10日

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$  衛生主管部(局) 薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局  
 医療機器・再生医療等製品担当参事官室  
 厚生労働省医薬食品局安全対策課

## カラーコンタクトレンズの適正使用啓発に関する取組みについて

カラーコンタクトレンズについては、これまで平成24年7月18日付け薬食発0718第15号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について」、平成25年6月28日付け薬食発0628第17号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について(再周知)」、及び平成26年10月1日付け薬食発1001第3号「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について(再周知)」において適正使用のお願いをしてきたところですが、今般、一般国民への適正使用に関する情報提供の更なる充実を図るため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)において、別添写しのとおり、カラーコンタクトレンズの適正使用の啓発活動に取り組むとの連絡がありましたので、情報提供いたします。

については、貴管内のカラーコンタクトレンズの製造販売業者及び販売業者に対し、周知方ご配慮願います。また、追ってPMDA安全第一部より送付されるパンフレットについて、貴管内で開催されるイベント等、一般の方に広く周知される機会に活用していただき、その他啓発資材についても適宜ご活用いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

## 別紙2

事務連絡  
平成27年8月10日

厚生労働省医薬食品局安全対策課 御中

独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全第一部

## カラーコンタクトレンズの適正使用に関する啓発活動について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の業務に関して、日頃から御理解、御協力をいただき有難うございます。

PMDAでは、いわゆる「おしゃれ用カラーコンタクトレンズ」の適正使用の徹底のため、主たる利用者である若い女性をメインターゲットに、下記1の啓発内容について、下記2の啓発活動を行うことといたしました。

つきましては、下記3を参考に適正使用に関する情報提供にご活用いただくよう、関係機関及び関係団体に対して周知くださいますようお願い申し上げます。

記

### 1. 啓発内容

以下の適正使用の周知徹底を行います。

- ①購入前は、眼科へ行こう
- ②添付文書をよく読んで正しく使おう
- ③装用期間を守ろう
- ④異常があったら、すぐに眼科へ行こう
- ⑤友達との貸し借りはやめよう
- ⑥ケア用品を使ってケアしよう
- ⑦定期検査は必ず受けよう

### 2. 啓発活動

・PMDAウェブサイトに特設サイトを開設 <http://www.pmda.go.jp/eyecare>  
適正使用啓発のための動画やパンフレットの掲載

・Youtubeへの適正使用啓発動画の掲載

・適正使用啓発パンフレット等の配布

　東京都渋谷区神宮前竹下通り（平成27年8月19日から配布終了まで）ほか

・JR渋谷駅構内におけるポスター掲示（8月17日～8月23日）

### 3. 啓発資材の活用方法及び留意点

#### （1）PMDA特設サイトへのリンクの設置

PMDA特設サイトへのリンクを設置し、同サイトへ誘導することにより適正使用のための情報提供にご活用ください。

なお、リンク先URLは必ず（<http://www.pmda.go.jp/eyecare>）にお願いいたします。また、リンク用のバナーをご希望の場合は、PMDA安全第一部医療機器安全課までご連絡ください。

#### （2）パンフレットの配布

PMDA特設サイトに適正使用啓発パンフレットを掲載しています。ダウンロードしてA4用紙に印刷し、カラーコンタクトレンズ販売の際の説明等にご活用ください。

#### （3）留意点

PMDA特設サイトのリンクを設置すること等により、PMDAが製品の効能・効果、安全性を保証している、あるいは、PMDAが当該サイトや販売業者等を保証していると消費者に誤解を与えるような表現をとらない

でください。

また、リンクを設置した際には、リンク設置ページのURL及びリンク先がPMDA特設サイトである旨をPMDA安全第一部医療機器安全課までご連絡ください。

(4) 連絡先

PMDA安全第一部医療機器安全課

E-mail : kiki-anzen@pmda.go.jp

別添

× 画面を閉じる

文字  
サイズ

eye care  
カラコン

♥ 気をつけて 目につけて ♥

動画 パンフレット Q & A アイちゃんのこと

カラコンを正しく使用していますか？

カラコンの適正使用は、  
目の手入れの第一歩。  
様々な読モたちの動画を観て  
一緒に「eye care」しましょう。

初めてのカラコン購入

初めてのカラコン購入  
勉強会(購入編)♥

購入前の注意ポイント  
購入前の眼科検査

使用時の注意ポイント

Q & A  
カラコンの疑問は  
ここでCHECK!

勉強会(使用編)♥

勉強会(使用編)♥

勉強会(使用編)♥

自宅で復習

カラコン 適正使用 7ヶ条

Copyright © 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 All Rights Reserved

地図・交通案内

平成27年10月5日

一般社団法人広島県医師会会長様  
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様  
 一般社団法人広島県病院協会会長様  
 一般社団法人広島県医療法人協会会長様  
 広島県保険医協会会長様  
 公益社団法人広島県看護協会会長様  
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
 広島県病院薬剤師会会長様  
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様  
 広島県医薬品卸協同組合理事長様  
 広島県医薬品配置協議会会長様  
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様  
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長  
 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
 薬務課

## 内服薬等の包装の誤飲の発生について（通知）

このことについて、平成27年9月16日付け厚生労働省医薬食品局安全対策課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ  
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
 （担当者 細川）

### 別紙

事務連絡  
 平成27年9月16日

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所を設置する市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$  衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課

## 内服薬等の包装の誤飲の発生について（情報提供）

内服薬等の包装の誤飲防止対策については、平成22年9月15日付け医政経発0915第2号・薬食総発0915第5号・薬食安発第1号厚生労働省医政局総務課長・医薬食品局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知「PTP包装シート誤飲防止対策について（医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）」により示しているところです。

今般、消費者庁より、高齢者の誤飲・誤食が起こりやすい状況等の紹介と、高齢者のいる家庭に対し事故防止のための注意喚起が行われました。（下記参照）

その中において、内服薬等の包装の誤飲の発生状況等の情報が含まれておりましたので情報提供させていただきます。必要に応じて貴管内の関係団体へ周知のご配慮をお願い致します。

なお、別添の関係団体へは当課より情報提供しておりますことを申し添えます。

記

「高齢者の誤飲・誤食事故に御注意ください！」（平成27年9月16日）

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150916kouhyou\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150916kouhyou_1.pdf)

別記 1

事務連絡

平成27年9月16日

（公益社団法人 日本医師会  
 公益社団法人 日本歯科医師会  
 公益社団法人 日本薬剤師会  
 一般社団法人 日本病院薬剤師会  
 公益社団法人 日本看護協会）

御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

### 内服薬等の包装の誤飲の発生について（情報提供）

内服薬等の包装の誤飲防止対策については、平成22年9月15日付け医政経発0915第2号・薬食総発0915第5号・薬食安発第1号厚生労働省医政局総務課長・医薬食品局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知「PTP包装シート誤飲防止対策について（医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）」により示しているところであり、貴会におかれましては、従前より様々な取組みをいただいているところと存じます。

今般、消費者庁より、高齢者の誤飲・誤食が起こりやすい状況等の紹介と、高齢者のいる家庭に対し事故防止のための注意喚起が行われました。（下記参照）

その中において、内服薬等の包装の誤飲の発生状況等の情報が含まれておりましたので、引き続き誤飲防止に向けた取組みをいただく上での参考として情報提供させていただきます。

記

「高齢者の誤飲・誤食事故に御注意ください！」（平成27年9月16日）

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150916kouhyou\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150916kouhyou_1.pdf)

（別記2・3は省略）

平成27年10月6日

一般社団法人広島県医師会会長様  
 一般社団法人広島県病院協会会長様  
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様  
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
 広島県病院薬剤師会会長様  
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様  
 広島県医薬品卸協同組合理事長様  
 広島県製薬協会会長様  
 広島県医薬品配置協議会会長様  
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様  
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長  
 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
 薬務課

## 「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について及び 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について（通知）

このことについて、平成27年9月25日付け薬食安発0925第1号により厚生労働省医薬食品局安全対策課長から別紙1のとおり、同日付け薬食監麻発0925第1号により同局監視指導・麻薬対策課長から別紙2のとおり通知がありました。については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ  
 電話 082-513-3223（ダイヤルイン）  
 （担当者 町、細川）

### 別紙1

薬食安発0925第1号  
 平成27年9月25日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長  
 （公 印 省 略）

## 「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の7第1項第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第386号。以下「改正告示」という。）が平成27年9月25日に告示され、下記のとおり適用されます。

これに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）について、別添1のとおり改正し、別添2のとおり今回の改正を反映させた区分リストを作成しましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

この改正により、リスク区分が第一類医薬品から変更になった医薬品については、薬剤師のほか登録販売者による販売が可能となることから、新区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願いします。

## 記

## 1. 改正告示の反映

改正される成分	改正の概要
エピナスチン	第二類医薬品に指定することに伴い、別紙2（第二類医薬品）にエピナスチンを追加する。
ペミロラストカリウム	第二類医薬品に指定することに伴い、別紙2（第二類医薬品）にペミロラストカリウムを追加する。

## 2. 改正告示の適用日

改正される成分	適用日
エピナスチン	平成27年10月25日
ペミロラストカリウム	平成28年1月11日

(別添1・2は省略)

## 別紙2

薬食監麻発0925第1号  
平成27年9月25日各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿厚生労働省医薬食品局  
監視指導・麻薬対策課長  
(公印省略)

## 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第385号。以下「経過措置告示」という。）が平成27年9月25日に公布され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第209条の2、第209条の3及び第210条第6号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要が生じた下記1に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととしました。

具体的には、下記1に示す適用日から1年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記2のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

## 記

## 1 区分等表示が変更となった医薬品

成 分 名	適 用 日
メキタジン	平成27年9月26日
エピナスチン	平成27年10月25日
イブプロフェン・ブチルスコポラミン	平成27年12月7日
ペミロラストカリウム	平成28年1月11日

詳細は、別添を参考とすること。

## 2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- ウ 旧表示医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を採ること。

### 別添

#### 区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
メキタジン	第一類医薬品	第二類医薬品	
エピナスチン	第一類医薬品	第二類医薬品	
イブプロフェン・ブチルスコポラミン	第一類医薬品	第二類医薬品	
ペミロラストカリウム	第一類医薬品	第二類医薬品	「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について（平成27年9月25日薬食安発0925第1号）

平成27年9月14日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
〔 薬務課 〕

## 肝炎治療特別促進事業における レジパスビル／ソホスビル配合錠の取扱いについて（通知）

本県における肝炎対策事業の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。さて、このことについて、平成27年9月10日付けで厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会会員への周知をお願いいたします。

### 1 概要

#### レジパスビル／ソホスビル配合錠について

- ・セログループ1（ジェノタイプ1）のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変に対するレジパスビル／ソホスビル配合錠を医療費助成の対象とする。
- ・対象患者はセログループ1（ジェノタイプ1）のC型慢性肝炎又はChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変、肝がんの合併のない者とする。
- ・助成対象とする治療期間は12週間とし、副作用による休薬等、本人に帰責性のない事由による治療休止期間がある場合でも、治療期間の延長は行わない。

※なお、平成28年3月31日までに申請した者に限り、平成27年8月31日まで遡及して適応することとし、当該遡及にあたっては、認定基準（2）ウ中の「行う予定、又は実施中」は「行う予定、又は実施中・実施済み」に読み替えるものとします。

【インターフェロンフリー治療の再治療について】

インターフェロンフリー治療（ダクラタスビル及びアスナプレビル併用療法、ソホスビル及びリバビリン併用療法並びにレジパスビル／ソホスビル配合錠による治療）不成功後のインターフェロンフリー治療に対する助成の開始については、厚生労働省から通知があり次第、御連絡いたします。

なお、インターフェロンフリー治療不成功後のインターフェロンフリー治療については、遡及する取扱いは行わないで、御注意ください。

## 2 その他

様式は、広島県ホームページからダウンロードにより使用することも可能です。

- ・トップページ>健康・福祉>健康・医療>感染症・難病・肝炎>一般>肝炎治療費助成制度について～平成27年9月から拡充されました～
- ・トップページ>組織でさがす>健康福祉局>薬務課>肝炎対策>肝炎治療費助成制度について～平成27年9月から拡充されました～

担当 肝炎対策グループ  
電話 082-513-3078 (ダイヤルイン)  
FAX 082-211-3006  
E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp  
(担当者 西田、半田)

## 別紙

健肝発0910第1号  
平成27年9月10日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課  
肝炎対策推進室長  
(公印省略)

## 「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」の一部改正について

標記事業については、平成20年3月31日健疾発第0331003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い」により行われているところであるが、今般、その一部を別添「新旧対照表」のとおり改正したので通知する。

新たに対象医療としたレジパスビル／ソホスビル配合錠による治療に対する肝炎治療受給者証の交付申請については、平成28年3月31日までに申請のあった者について、初回治療の場合に限り、平成27年8月31日（保険適用日）まで遡及して取扱って差し支えないものとする。なお、当該遡及に当たっては、認定基準2.（3）中の「行う予定、又は実施中」は、「行う予定、又は実施中・実施済み」に読み替えるものとする。

一方、同じく新たに対象医療としたインターフェロンフリー治療（ダクラタスビル及びアスナプレビル併用療法、ソホスビル及びリバビリン併用療法並びにレジパスビル／ソホスビル配合錠による治療）不成功後のインターフェロンフリー治療に対する助成の開始については追って連絡することとし、遡及する取扱いは行ないので、管内の医療機関に対しても周知徹底をお願いしたい。

平成27年9月30日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様

広島県健康福祉局長  
 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
 薬務課

## 麻薬取扱者年間届及び麻薬取扱者免許（継続）申請 に係る広報について（依頼）

薬務行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、これらの事務の手続については、各対象者に対して別途連絡をしますが、貴会におかれましても、別紙により広報誌への掲載を行うなど、会員に周知くださるようお願いします。

なお、別紙についてはMSWordにより作成しておりますので、データ送付を希望される場合は、次のメールアドレスまでメールを送信してください。

メールアドレス fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

担当 麻薬グループ  
 電話 (082) 513-3221 (ダイヤルイン)  
 (担当者 森木)

別紙

### 麻薬取扱者年間届出書及び麻薬取扱者免許申請について

#### 1 麻薬取扱者年間届出書について

麻薬小売業者及び麻薬管理者は、麻薬及び向精神薬取締法第47条及び第48条の規定により、前年の10月1日から当年の9月30日まで1年間の麻薬取扱状況を県知事に届け出なければなりません。平成27年度の届出については、次のとおり行ってください。

○提出期限 平成27年12月1日（火）

○提出先

麻薬業務所の所在地	提出先
広島市	広島市保健所環境衛生課・各区分室
呉市	呉市保健所保健総務課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県立保健所生活衛生課（保健所支所の場合は衛生環境課）

○提出部数 2部

○その他 期間内に麻薬の取扱いがない場合も届出が必要です。

不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健所（支所）にお問い合わせください。（広島市に麻薬業務所がある場合は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

#### 2 麻薬取扱者免許申請（継続）について

平成26年中に免許になった麻薬小売業者・管理者免許については、平成27年12月31日で有効期間が満了します。

平成28年1月1日以降も引き続き免許を必要とされる方は、次のとおり免許申請を行ってください。

○申請期限 平成27年11月13日（金）（提出先により申請期限が異なる場合もありますので、御確認ください。）

○提出先

麻薬業務所の所在地	提出先
広島市	広島市保健所環境衛生課・各区分室
呉市	呉市保健所保健総務課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県立保健所生活衛生課（保健所支所の場合は衛生環境課）

○提出書類

（麻薬小売業者）

- ・免許申請書
- ・組織規程図又は業務分掌表（法人の場合のみ。業務を行う役員は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で届け出た役員と同じ者とすること。）  
\*法人の代表印を押印すること。
- ・診断書（法人の場合は業務を行う役員全員）
- ・登記事項証明書（法人の場合のみ）

注：法人の場合で、全役員の診断書を提出する場合は、組織規程図又は業務分掌表の提出は不要です。

（麻薬管理者）

- ・免許申請書
- ・診断書
- ・勤務証明書（申請者が麻薬診療施設に勤務している場合）

○その他 免許証の有効期間を確認のうえ、手続を行ってください。

不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健所（支所）にお問い合わせください。（広島市に麻薬業務所がある場合は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

### 3 その他

麻薬取扱者年間届出書あるいは麻薬取扱者免許申請（継続）に必要な書類は、広島県のホームページからも出力できます。

広島県ホームページ（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>）

「トップページ>健康・福祉>健康・医療>医療機関・医療人材>麻薬、覚せい剤原料等の申請および届出について」内にあります。

【問合せ先】

広島県健康福祉局薬務課	TEL 082-513-3221
広島県西部保健所生活衛生課	TEL 0829-32-1181
広島県西部保健所広島支所衛生環境課	TEL 082-228-2111
広島県西部保健所呉支所衛生環境課	TEL 0823-22-5400
広島県西部東保健所生活衛生課	TEL 082-422-6911
広島県東部保健所生活衛生課	TEL 0848-25-2011
広島県東部保健所福山支所衛生環境課	TEL 084-921-1311
広島県北部保健所生活衛生課	TEL 0824-63-5181

平成27年10月19日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様

広島県健康福祉局長  
 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
 薬務課

## 登録販売者制度の改正に係る関係様式の制定について（通知）

本県の薬務行政の推進につきましては、日ごろから御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。さて、このことについては、平成26年9月5日付け広島県健康福祉局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」により、その概要をお示ししたところですが、今回の登録販売者制度の改正に伴い、県立保健所（支所）へ提出していただく関係様式を次のように制定しました。

については、貴会会員への周知をお願いするとともに、今後はこれにより手続き等を行ってください。

### 1 制定の根拠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第92号）が、平成27年4月1日に施行され、店舗販売業者において登録販売者が店舗管理者になる場合、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下で、過去5年間において、通算2年間の登録販売者としての業務又は一般従事者としての実務経験が必要となったため。

### 2 制定した関係様式等

1の改正に伴い、登録販売者としての業務又は一般従事者としての実務に従事したことを証する書類として、次の様式を規定した。

- ・業務従事証明書（登録販売者用）
- ・実務従事証明書（一般従事者用）
- ・勤務状況報告書（登録販売者及び一般従事者用）

※別記として、取り扱う医薬品と店舗管理者の要件及び添付書類を規定した。

次の県ホームページからも、改正内容の確認や関係様式のダウンロードが可能です。

トップページ > 分類でさがす > 健康・福祉 > 健康・医療 > 献血・くすり・医療機器等 > 登録販売者に関する手続き等について > 登録販売者制度の改正について

担当 薬事グループ  
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
 （担当者 岡田、児玉）



### 手数料納付の流れ(例)

現金で納付

申請受付窓口にて  
手数料額を確認

手数料納付窓口にて  
現金で納付

申請受付窓口または  
手数料納付窓口へ申請書提出

納付書で納付

申請受付窓口にて  
納付書の受け取り

金融機関等にて納付書で  
納付し、払込証明書  
の受け取り

払込証明書を申請書に  
貼り付けて申請窓口へ提出

#### 対象

自動車運転免許証更新、自動車保管場所証明、産廃収集運搬業許可、介護支援専門員関係、電気工事士免状  
教職員免許法定講習、旅券(パスポート)発給、漁船登録、飲食店営業許可、建設業許可、卒業証明書 など

納付方法は各申請内容によって異なりますので、各申請窓口にお問い合わせください。

### 広島県収入証紙について…



広島県収入証紙の販売はすべての販売場所で、  
平成26年10月31日をもって終了しています。



収入証紙による納付手続き(併用期間)についても  
平成27年10月31日をもって終了しました。

未使用的収入証紙については買戻します。  
詳しくはウラ面をご覧ください。

## 未使用の収入証紙の買戻し手続きについて

請求方法	窓口持参	郵送
買戻し期限	平成31年10月31日	
受付窓口	以下の窓口一覧をご覧ください。	
返金方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口において、その場で現金を返金します。</li> <li>買戻しを希望する証紙の合計金額が<u>1万円以下</u>の場合に限ります。</li> <li>(1万円を超える場合は口座振替になります。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買戻しを希望する証紙の金額にかかわらず、口座振替により返金いたします。</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県収入証紙買戻し請求書兼領収証書</li> <li>口座振替依頼書(郵送もしくは合計額が1万円を超える場合)</li> <li>上記書類には認印が必要です。</li> </ul> <p>※必要書類は窓口にて配布、もしくはホームページよりダウンロードしていただけます。 また、ご送付させていただく事も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。</p>	

### 買戻し手続き窓口一覧

受付時間 8:30～17:15  
休日 土・日・祝

※各総務事務所での受付は、買戻しを希望する証紙の合計金額が1万円以下であって、窓口還付の場合に限ります。

買戻し受付窓口	受付方法	還付方法	所在地	電話番号
会計総務課	持参または郵送	窓口還付または口座振替	広島市中区基町 10-52 広島県庁本館 1階	☎ 082-513-2112
西部総務事務所	持参のみ	窓口還付のみ	広島市中区基町 10-52	☎ 082-513-5483
西部総務事務所・総務第二課	持参のみ	窓口還付のみ	廿日市市桜尾本町 11-1	☎ 0829-32-1141
西部総務事務所 吳支所	持参のみ	窓口還付のみ	吳市西中央 1-3-25	☎ 0823-22-5400
西部総務事務所 東広島支所	持参のみ	窓口還付のみ	東広島市西条昭和町 13-10	☎ 082-422-6911
東部総務事務所	持参のみ	窓口還付のみ	福山市三吉町 1-1-1	☎ 084-921-1311
東部総務事務所・総務第二課	持参のみ	窓口還付のみ	尾道市古浜町 26-12	☎ 0848-25-2011
北部総務事務所	持参のみ	窓口還付のみ	三次市十日市東 4-6-1	☎ 0824-63-5181
北部総務事務所・総務第二課	持参のみ	窓口還付のみ	庄原市東本町 1-4-1	☎ 0824-72-2015

買戻し手続きについてご不明な点は、  
お問い合わせ、もしくはホームページをご覧ください。

収入証紙 広島県

検索

# 地域薬剤師会だより

東広島薬剤師会／大竹薬剤師会



## 〈東広島薬剤師会〉

### 東広島市総合防災訓練に参加して

原田 裕子



8月19日(水)平成27年度東広島市総合防災訓練に参加させていただきました。

訓練に先立って、今までの災害で亡くなられた方のご冥福をお祈りするため、黙祷をしました。

去年の8月20日の広島土砂災害を初め、阪神大震災、東日本大震災、御嶽山噴火、いろいろなことが思い出されました。



応急救護所で、傷病者を一時収容、医師が問診し、応急処置をした後、トリアージし、一次救急、二次救急、三次救急などの病院にどの順番で搬送するのか、決定し、搬送されるそばで、薬箱の整理をしておりました。

傷病者の中には、耳の聞こえにくい人、うまく話せない人も想定されていて、手話通訳の人もおられ、心強かったです。薬箱の中には甲状腺の薬、糖尿病の薬、降圧剤、狭心症の薬や抗不整脈薬等が用意されていました。

これらは、応急救護所ではなく、避難所にあればよい薬のように思いました。ニトログリセリンやメプチソのよう発作を抑える薬は用意しておいたほうがよいので



はと思いました。これは医師会との相談が不可欠だと思います。

東広島市女性連合会によるおにぎりの炊き出し、市水道班等による飲料水の配給、中国電力による、電柱倒壊等時の高圧発電機による仮送電を実施しながらの復旧作業の様子を見せていただきました。以前より興味のあったドローンも実際に飛んでいるところを見せていただきながら、業者の方より「ブレはほとんど無いです。」といった説明をいただきました。

帰途、車に向かっていると株式会社アベックスの人に呼び止められ、「通常、お金をいただいて飲料水を提供しておりますが、災害時には、鍵を回して無料で飲料水を提供させていただきます。」と好きな飲み物をいただきました。冷えて、疲れた体にバナナココアの温かさと甘さが広がりました。カップもいつもの3倍の大きさで、こぼれにくくて嬉しかったです。

書ききれなかったのですが、本当にたくさんの方たちに、いろいろ見せていただきました。

災害時には、たくさんの方たちにお世話になることと思います。それと同時に、私も小さなことでもいいので、なにかお役に立てたら嬉しいなと思いました。

## 〈大竹薬剤師会〉

### 大竹市三師会

井上 善照



8月29日(土)18時30分から大竹市三師会が開催されました。

大竹では毎年開催され持ち回りで行われています。今年は薬剤師会が当番の年でした。

17時30分集合し準備に取り掛かります。前回も行った利き酒大会です。5種類の日本酒をカップに入れ机の上に並べます。前回は銘柄で行きましたが今回は大吟醸、純米酒など酒別で行きます。

18時30分奥本先生の司会で始まりました。大竹支部会長の竹下先生の挨拶で大竹市では3年前に始まりました多職種連携の話から今年度に始まったよろず相談と薬剤師の在宅への取り組みなどいつでも協力ができますなどと話をされました。そしてその後、利き酒大会が始まりました。酒のにおい、味と比べますが2種類目、3種類目と進むうちにどれも同じように思えます。最後は適当に丸を付けて終わりです。結果発表は最後です。

懇親会は歯科医師会長の乾杯で始まりました。医師会11名、歯科医師会9名、薬剤師会15名と小さな支部にしては大勢が集まりました。話も弾み、日頃話をしていない先生方と交流が取れて有意義な時間を過ごしました。これから三師会の事や行政へのことについてなど力を合わせていくことと薬局内にいるだけではとても話をすることがないようなことも出てきました。

盛り上がりすると時間がたつのが早くそろそろ終わりです。利き酒大会の結果報告で最高の人でも3種類を当てただけでした。

最後に医師会副会長の挨拶でお開きとなりました。2次会に行く人も多く最後まで楽しい会でした。ちなみに私は、5次会まで参加させていただきました。

今回は薬剤師会が当番の年で準備も大変でしたが、大竹支部は皆さんよく協力していると思います。準備大変ご苦労様でした。次回も楽しい会にしていけるように頑張りましょう。

## 諸団体だより

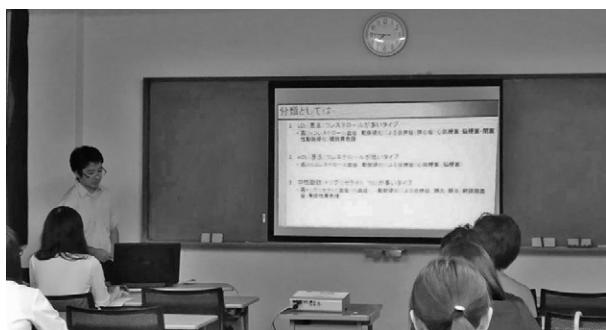
### 広島県青年薬剤師会

理事 佐々木 薫英



皆様こんにちは。この度初めて「諸団体だより」を書かせていただきます。

さて、9月9日(水)は「脂質異常症について～治療薬からサプリメント～」と題して私が講演させていただきました。



食の欧米化などに基因する脂質摂取過多により、年々罹患率が増加して傾向にあります。その結果、脂質異常症治療薬は普段の投薬で目にする機会が多いと思います。最近では脂質異常症の関心が高まり、サプリメントも身近に購入できる様になりました。しかし多々あるサプリメントの中には、薬剤と同じ機序を指すものもあり、併用には注意しなければいけない部分もあります。加え

て予防のために、食事療法・運動療法も取り入れなければなりません。今回の勉強会では薬・サプリメントにとどまらず普段の生活習慣についても再確認いただけたのではと思っております。

続く10月8日(木)には、みつば薬局石本新さんによる「透析患者への学術的アプローチ」と題して講演していただきました。



我が国において、透析患者は年々増加傾向に至っております。

今回は透析を始める基礎の部分（腎臓の機能について）から、可能性が高い合併症（高リン血症、腎性貧血など）について、治療薬については効能の違いを分かりやすく説明していただきました。

また患者さんの悩み（痛み・便秘・かゆみ・むくみ等）に対する対策など細かく話されました。さらに治療薬のみならず、透析患者の生活習慣・体重管理・栄養学（塩分・タンパク質・リンなどの制限）に関しても詳しく話していただきました。明日からの業務に役に立つのではないかと思います。

どちらの勉強会も学生さんや薬剤師でない方など、多数のご参加いただき、ありがとうございました。

さて次回の「知っているとピンとくる月イチ勉強会」は…

日時：11月11日(水) 19時30分～

演題：肝炎について

講師：独立行政法人国立病院機構 呉医療センター

中村 亜由美さん

11月以降の勉強会やイベントには、学生さん・薬局勤務・病院勤務・卸勤務も何も関係ありません。おトクな勉強会クーポンや過去の勉強会を振り返る事ができる会報などが手に入る会員も、随時募集中です。

詳しくは青葉ホームページ「@青葉」をご覧いただか、Facebookでの「広島県青年薬剤師会」と検索してみてください。

## 広島県女性薬剤師会



会長 松村 智子

今年の秋は意外と早めにやってきました。

9月6日(日)13時から広島県薬剤師会館において、第61回広島県女性薬剤師会総会を開催しました。女性薬剤師会は昨年度に2つの新しい事業を展開しました。

1つは手話研修会です。年2回、4月と9月に講師をお願いして、聴覚障害者を理解し、手話で会話することを楽しみながらの研修会です。もちろん覚える端から分からなくなっていますが、ひとつでも使えることのできる喜びを感じています。みんな、どの回も初心者です。やっと自分の名前を言えるくらいです。楽しくやっていますのでどうぞご参加下さい。会員さんにはお知らせしていますが、詳細はお問い合わせください。

昨年度取り組んだもう1つのことは、「働く女性のためのお薬講座」です。エソールの事業に共催させてもらったのですが、今後も継続していくと思っています。薬局にご縁がある方は、薬剤師のことを理解されていますが、特に薬を必要とされていない方にとっての薬局は？薬剤師は？どうでしょうか。薬剤師はお近くにいますよ！と発信したいと考えています。

来賓にお迎えした、広島県健康福祉局薬務課課長海嶋照美様からは、2025年の地域医療で病床数が減少すること、在宅支援、薬の適正使用、肝炎対策、がん検診サポートなど、薬剤師が取り組んでいかなければいけないことがたくさんあることを示唆されました。今後も社会で輝いていられるようにしっかり研鑽するようにと背中を押されました。

広島県薬剤師会会長前田泰則様は、薬局のあり方、在宅の取り組みなど、地域に馴染める空間づくり、薬剤師が活躍できることを、県薬として考えていることをお話し下さり、一緒によいものを作っていくたいと勇気をいただきました。

特別講演は「環境化学物質の健康への影響をかんがえる」と題して、広島国際大学薬学部教授杉原数美先生にお話ししていただきました。



杉原先生は医薬品による環境汚染調査、薬物代謝酵素の精査発現機構、発酵食品のメタボローム解析を現在されています。また在宅医療で発生した医療廃棄物や不要医薬品の廃棄回収に関する調査もされています。講演はクリッカーを使い参加型でとても楽しいものでした。とても鮮やかな色をしているドイツのグミの話、安全な輸入品のこと、健康への影響を考えることは何世代にもわたる調査をし、データを集積していく大規模な取組みであることなど、薬剤師としてだけでなく一市民として考えることを教えてされました。

懇親会は安芸茶寮でいつものように楽しく美味しく和やかなひとときを過ごしました。杉原先生も参加していただき、発酵食品としての日本酒について、熱く語り合いました。

9月12日(土)19時からの役員会では今後の計画について話し合いました。今後、女性薬剤師会は研修会の会場をエソール2階活動交流室もしくはエソール3階研修室とします。会場は小さくなりますが、講師と距離のない勉強をしていきたいと考えています。研修カレンダーなどお知らせしますが、詳細はお問い合わせください。

9月19日(土)19時からは手話研修会です。今回は自分の名前、ア行カ行を覚えました。風邪をひかれた方への薬局での様々な対応を考えました。次の手話研修会は4月ですが忘れないよう自己練習するようにと宿題をいただきましたが・・・！

これからの計画をお知らせします。

11月8日(日)

日帰り親睦旅行 (因島)

11月28日(土)19時～

研修会「がん薬物療法総論～抗がん剤の分類と主要な副作用について」

エソール広島 3階研修室にて

1月23日(土)19時～

研修会「C型肝炎と肝臓がん」

エソール広島 3階研修室にて

いずれも会場の都合で30名とさせていただきます。一斉同報でご案内します。

## 広島漢方研究会

### 第48回日本漢方交流会広島大会へのお誘い および第21回吉益東洞顕彰会報告

理事長 鉄村 努



広島漢方研究会が所属します一般社団法人日本漢方交流会（薬剤師を中心に会員約300名）が主催する第48回日本漢方交流会全国学術総会広島大会が、11月22日（日）～23日（月・祝）に広島大学霞キャンパス広仁会館において開催されます。大会スローガン『親試実験』、テーマ『私の漢方リポート』を掲げて、広島漢方研究会が主幹となり現在鋭意準備を進めています。

大会では、最初に当研究会副会長である吉本悟先生が市民公開講座『薬用植物と漢方』と題して、実際の薬草を持参して紹介。特別講演では、台湾出身で産婦人科医である漢方医療頬クリニック院長頬建守先生による『飽食時代における女性月経不調の治療』、京都で歴史と実績のある聖光園細野診療所理事長中田敬吾先生による『40年の治験を振り返って～印象に残る治験～』、近年中国から輸入される生薬価格の高騰が大きな問題となっており、薬剤師の立場で生薬学の権威である東京農業大学教授 御影雅幸先生による教育講演『中国における生薬栽培の現状とマオウ国産化の近況』についてご教授いただきます。

さらに、当研究会会長であり漢方京口門診療所所長の山崎正寿先生から、ご自身が経験された漢方薬の有効症例をご出題いただき、シンポジストはじめ参加者全員で有効処方を検討する『症例検討シンポジウム』はとても興味深い内容となっています。その他、全国の研究会から会員発表8題、広島漢方研究会からは木原敦司先生が『私の親試実験 六君子湯』を発表します。さらに佐々木良忠先生（佐々木薬局）、平野恵子先生（上野薬局）が大会要旨集に誌上発表されます。

大会スローガンの「親試実験」とは、広島出身で江戸時代の著名な漢方家 吉益東洞が「自分の経験を重んじる」と提唱した考え方であり、今回の広島大会では講師・発表者の経験を存分に拝聴することができる学術的意義のある大会になると思います。当日参加費（2日間）は交流会会員10,000円・非会員12,000円、薬剤師研修シール各日3点合計6点（漢方薬生薬認定薬剤師シールとしても使用可）です。漢方薬に興味のある方はぜひご参加ください。大会の詳細につきましては、日本漢方交流会または広島漢方研究会ホームページにてご確認ください。

広島漢方研究会が主催します第21回吉益東洞顕彰会が、東洞碑（石碑）のある広島大学霞キャンパス広仁会館において9月13日（日）に開催されました。午前中は



東洞碑の前で

全国から公募した一般演題発表が行われ、鈴木莊司先生（スズキ薬局）、松岡尚則先生（東邦大学総合診療・急病講座）、黒川達郎先生（古訓堂黒川クリニック院長）が東洞に関する研究発表をされました。午後からは参加者全員で医学部内にある東洞碑前にて顕彰会を行いました。引き続き、あきば伝統医学クリニック院長秋葉哲生先生による『藤平健と方証相対—併病の理論展開の過程について』を拝聴し、東洞と関連する漢方医の思想や医術について学びました。今年は全国から約50名が参加され、当顕彰会の知名度が年々上がってきていることを実感しました。



特別講演 秋葉哲生先生

8月から新たに木原敦司先生と西本隆志先生を講師とした「漢方初級講座」を好評開催中です。

【漢方初級講座の講義予定】 9:30～11:00

第3回 12月13日 腎の生理と漢方薬

★キーワードは“水”

第4回 2月14日 肝の生理と漢方薬

★キーワードは“血”

詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または研究会事務局までお問い合わせください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

TEL：082-285-3395

広島県医薬品卸協同組合  
<日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>

株式会社サンキ 東広島支店 佐々木 育美

昨年4月に新卒で入社し、6月から東広島支店に配属になり1年と少しが経ちました。日本三大酒処の一つと言われている西条で暮らし始めたのもその時からですが、酒まつりが開かれること（11月号が発行されるころには終わっていますが、酒蔵めぐりはそれ以外の時でもてきて楽しいです！）、大学生がたくさんいてお店も多く活気があること、それでいて自然もたくさんあること、など魅力的で楽しい町だと感じています。

私は現在社会人2年目ですが、会社の先輩や友人、見学に来られた学生さんからまるで就職の面接のように決まって、どうして卸で働くかと思ったのかと聞かれます。実際、大学の友人はほとんど病院や薬局や製薬企業に就職しており、卸の薬剤師というのはなじみが無いようです。私は分からぬことをすぐ調べたり、情報を探したりするのが好きで、就職活動を始めたころは医薬品業界でDIの仕事をすることを希望していました。卸の薬剤師の仕事は実務実習中にスズケンとケーブル（大学時代は大阪で過ごしていました）の物流センターを見学したり、MSの方と話をしたりするまでは実はよく知り

ませんでした。そしてこの業界について調べているうちに地元中国地方に本社があり、大学の先輩も活躍しているサンキを知り、入社することとなりました。

東広島支店は、薬剤師は私と今年入社した方と2人で業務をおこなっています。業務内容は、期限や温度など医薬品や医療機器の品質管理、法に基づいた管理、お得意様からのご注文・お問い合わせへの対応、MSへの指導、資料の発注、職場の衛生管理、注文に沿って商品を取り揃えて出荷する、などいろいろなことをしています。卸の薬剤師の業務は多岐に渡っていますが、臨床のことをあまり知らないなと感じることも時々あります。2ヶ月に1度開催される東広島薬剤師会青年部の勉強会に参加して、検査値の見方や漢方の考え方などを学ばせもらったり、臨床心理士の先生に患者さんへの寄り添い方を教えてもらったり、病院や薬局で働いている薬剤師さんとお話させてもらったりすることで、少しですが臨床にも近づけたらなと思っています。11月は、栄養療法についての勉強会に参加する予定です。

今は8月から異動して来た後輩の指導もしていますが、私自身まだまだ分からぬことがたくさんあります。職場の物流担当の先輩、MSの先輩、他支店の薬剤師の先輩に助けてもらってばかりの毎日ですが、早くお得意様やMSのお役に立てる薬剤師になるため、日々成長していくこうと思います。



解熱鎮痛剤

劇薬

薬価基準収載

力口ナール錠500  
CALONAL® Tab 500  
アセトアミノフェン錠

※ 効能・効果、用法・用量、警告、禁忌を含む使用上の注意等については添付文書をご参照ください。

製造販売元(資料請求先)  
昭和薬品化工株式会社

〒104-0031 東京都中央区京橋2-17-11  
<http://www.showayakuhinkako.co.jp>

2015年3月作成(A-MC)

◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。

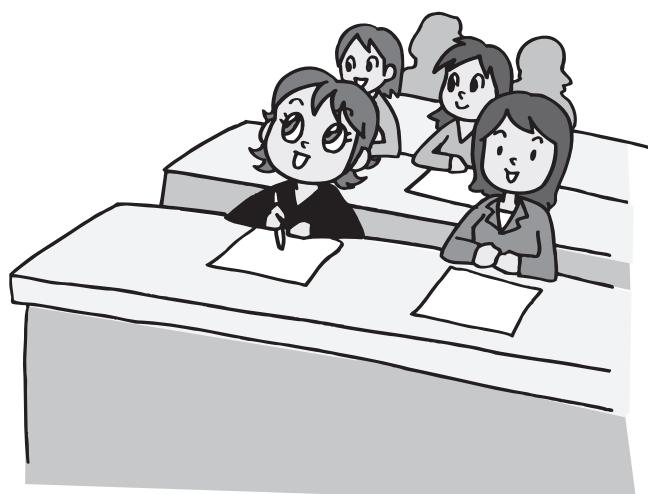
詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況

平成27年10月末日現在 1,170名(内更新900名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
11月1日(日)9:00～15:30 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 第44回日本東洋医学会中四国支部総会 テーマ:患者さんに学ぶ伝統医学 9:00～10:30 症例発表 10:30～11:15 特別講演I『五苓散の研究』山本康博先生 11:15～12:00 特別講演II『漢方とフリーラジカルについて』 田代聰先生 12:45～13:15 支部総会連絡事項 13:15～14:00 特別講演III『陰病期の傷寒論を考える』井口敬一先生 14:00～15:30 症例発表	主催 日本東洋医学会 中四国支部 問い合わせ先 福山大学薬学部 岡村 084-936-2112-5165			【参加費】 薬剤師:3,000円、医師:5,000円、鍼灸師:3,000円、 学生:無料(学生証提示)
11月5日(木)19:00～21:00 サンピア・アキ 第7回漢方勉強会 演 題:「婦人科領域の漢方治療」 講 師:株式会社ツムラ広島支店 上田雅之先生 【JPALS研修コード 34-2015-0110-101】	(社)安芸薬剤師会			会費:無料
11月5日(木)19:00～21:00 ホテルサンライズ21会議室 東広島薬剤師会青年部研修会 テーマ:「栄養療法の基礎」 講 師:西日本旅客鉄道株式会社広島鉄道病院薬剤科NST専門療法士 阿登大次郎先生 「身体の中のエネルギーは、呼吸や循環、体温維持など生命維持に必要なものです。必要なエネルギーも多すぎれば体重増加となり、少なすぎれば低栄養状態になります。今回は、その人に適正なエネルギーはどのくらいなのか、そして、必要なエネルギーから水分や蛋白質、脂質、糖質をどのくらいに設定したらいいのか、またその時の注意点などを一緒に勉強できればと思います。よろしくお願いします。」	(一社) 東広島薬剤師会 (082)423-7340	1	会員:500円 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。	
11月7日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館 4階 第488回薬事情報センター定期研修会 1)薬事情報センターだより 2)特別講演「肺癌化学療法の新たな治療戦略」 広島市立広島市民病院腫瘍内科主任部長 岩本康男先生	(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。	
11月13日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会 一明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 血の不足がもたらす病態(補血剤I) 講 師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 084-936-2112(5165)	1	受講料: 500円 ※事前予約は不要です アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。	
11月13日(金)18:45～20:30 合人社ウェンディひと・まちプラザ研修室A・B (旧広島市まちづくり市民交流プラザ) D I E P S S 講習会のご案内 【講演】(18:45～20:30) 『D I E P S S を用いた第二世代抗精神病薬による薬原性錐体外路症状の重症度評価』 公益財団法人神経研究所 副所長 稲田 俊也先生 研修レポート記入(20:30～) *当日はご参加いただきました確認のため、ご施設・ご芳名の記帳をお願い申し上げます。尚、ご記帳いただきました情報は医薬品及び医療・薬学に関する情報提供のために利用させていただく場合があります。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	主催 広島県精神科病院協会 薬剤師部会・看護部会 広島県病院薬剤師会 問い合わせ先 医療法人緑風会 ほうゆう病院 薬局 新宿将史 TEL 0823-72-2111 FAX 0823-70-0025	1	* 定員50名(先着順) * 応募期間:11月6日まで * 参加費として1,000円徴収させていただきます * 当日は軽食をご用意しております。	

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
11月17日(火)19:30～21:00 学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部 シリーズ研修会 テーマ:「発達障害の理解を深める」 演 題:「発達障害のある方への対応上の工夫」 要 旨:第1回の内容をふまえ、薬剤師業務における具体的な場面を設定し、そこでの配慮すべき点や対応上の工夫について考えます。まず一般的な対応上の工夫を講師よりご説明した後、参加者で具体的な架空場面を設定し、それに即して意見交換をしていただきます。		(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円
11月25日(水)19:20～21:00 佐伯区民文化センター 第172回広島佐伯支部集合研修会 19:20～19:30 薬剤師会から報告事項 会長 樽谷嘉久 19:30～21:00 演題:「今、時代が変わる—C型肝炎は治ります—」 講師:舛田内科・消化器科院長 舛田一成先生 第172回の研修会は、「今、時代が変わる—C型肝炎は治ります—」と題し、舛田内科・消化器科院長の舛田一成先生にご講演いただきます。 【JPALS研修会コード:34-2015-0146-101】		広島佐伯薬剤師会 事務局 TEL・FAX 924-5957	1	
11月28日(土)17:30～20:30 RCC文化センター ひろしま桔梗研修会 講演1 『漢方薬の服薬指導と副作用part2』 講師:上田 雅之先生 (株)ツムラ広島支店 学術課) 講演2 『痛みの漢方～漢方による精神疾患とアトピー』 講師:千福貞博先生 (大阪府 センプクリニック)		主催 神戸薬科大学広島生涯研修企画委員会 株式会社 ツムラ 問い合わせ先 090-7507-3902	2	参加費:1,000円 下記のメールアドレスへ、氏名、連絡先、出身校を記載して下さい。 d-hiro@kobepharma-u.ac.jp
12月11日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館 9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会 ～明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 体液不足からくる諸症状(滋陰剤) 講 師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。		福山大学薬学部 084-936-2112(5165)	1	受講料 500円 ※事前予約は不要です アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
12月12日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館 4階 第489回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供 「ユリーフOD錠について」 キッセイ薬品工業株式会社 3)特別講演 「下部尿路症状 (LUTS) の診断と治療」 独立行政法人国立病院機構広島西医療センター 泌尿器科診療部長 浅野耕助先生		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。



## 臨床研究・CRC研修会の開催について

広島県は「広島県治験等活性化事業」を通じて、医薬品・医療機器等の臨床研究及び治験をサポートしています。その一環として、本年度も研修を開催します。

臨床研究及び治験に携わる方の、積極的な御参加をお待ちしています。

- 1 とき 平成27年11月14日（土）13時～17時15分（開場12時30分）  
 2 ところ 広島国際大学広島キャンパス（広島市中区幟町1番5号）  
<http://www.hirokoku-u.ac.jp/access/hiroshima.html>  
 3 対象者 医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、CRC、その他臨床研究及び治験に携わる方  
 4 定員 最大140名（※先着順。定員になり次第、締め切ります。）  
 5 参加費 無料（参加はFAX又はEメールによる事前申込みをお願いします。）  
 6 主催 広島県（共催：一般社団法人広島県医師会、一般社団法人広島県病院協会、公益社団法人広島県薬剤師会、広島県病院薬剤師会、一般社団法人広島県臨床検査技師会）  
 （後援：公益社団法人広島県看護協会）

【プログラム】 座長：広島国際大学薬学部 教授 木平健治

時 間	内 容
13:00～13:05	開会挨拶
13:05～14:05	人を対象とする医学系研究の倫理指針への対応（仮題） 第一三共株式会社 信頼性保証本部 樽野弘之氏
14:05～15:10	医薬品の承認審査と生物統計学 広島大学病院 総合医療研究推進センター 飛田英祐氏
15:10～15:20	（休憩 10分）
15:20～16:20	治験業務効率化への取組～カット・ドゥ・スクエアについて～ 日本医師会治験促進センター 研究事業部 丸山由起子氏
16:20～16:50	有害事象の因果関係判定基準 広島大学病院 総合医療研究推進センター・薬剤部 CRC 深川恵美子氏
16:50～17:00	広島県治験等活性化事業について 広島県薬務課製薬振興G
17:00～17:15	総括 広島国際大学薬学部 教授 木平健治

【単位認定】

- ①日病薬病院薬学認定薬剤師制度 I-1(薬剤師の使命と責任) 0.5単位, II-3(医薬品情報) 2単位
- ②日本薬剤師研修センター 集合研修 (2単位)
- ③日病薬・広島県病薬生涯研修認定制度 (2単位)
- ④日本臨床薬理学会認定CRC (承認番号: CRC-223)
- ⑤日本SMO協会認定 (1ポイント: 但し, 3時間以上の参加) ※①と②はどちらかの選択となります

広島県健康福祉局薬務課製薬振興グループ 行き FAX: 082-211-3006

【送付日： 月 日】

平成27年度広島県臨床研究・CRC研修会参加申込書

所 属 機 関 名			電話番号
番号	部署等	参加者氏名	参加証の要否
1			要・否
2			要・否
3			要・否

問合せ先：広島県健康福祉局薬務課製薬振興グループ（担当者 黒瀧、町）

TEL: 082-513-3223 e-mail: fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

# 第48回 日本漢方交流会全国学術総会

# 広島大会



大会スローガン 『親試実験』

大会テーマ わたしの漢方リポート

日 時 平成27年11月22日(日)12:00~18:05  
~23日(月・祝)9:30~16:40

会 場 広島大学医学部・霞キャンパス  
広仁会館  
広島市南区霞1丁目2番3号

大 会 会 長 木村 孟淳(日本漢方交流会 会長)

大 会 委 員 長 山崎 正寿(広島漢方研究会 会長)

大 会 副 委 員 長 吉本 悟(広島漢方研究会 副会長)

参 加 費 会員・事前登録 8,000円(当日参加費10,000円)  
会員外事前登録 10,000円(当日参加費12,000円)  
学生 1,000円(当日参加費 1,000円)  
(事前登録は9月末まで)

懇親会費 10,000円 (リーガロイヤルホテル広島)



## 大会プログラム

市民公開講座	『薬用植物と漢方』	日本漢方交流会 理事長 薬王堂薬局・鍼灸院 院長 吉本 悟 先生
--------	-----------	----------------------------------

特別講演	『飽食時代における女性月経不調の治療』	東京医科歯科大学老年病内科 臨床准教授 漢方医療 賴クリニック 院長 賴 建守 先生
------	---------------------	--

教育講演	『中国における生薬栽培の現状とマオウ国産化の近況』	東京農業大学 教授 御影 雅幸 先生
------	---------------------------	--------------------

特別講演	『40年の治験を振り返って 印象に残る治験』	国際東洋医学会 会長 聖光園細野診療所 理事長 中田 敬吾 先生
------	------------------------	----------------------------------

症例検討シンポジウム	出題者: 広島漢方研究会 会長 漢方京口門診療所 所長 山崎 正寿 先生
------------	--------------------------------------

シンポジスト: ・東京漢方教育研究センター 石原 タツ

・九州漢方研究会 長岡 孝実

・広島漢方研究会 木原 敦司

会員発表	9題予定
------	------

※本大会に出席された方は、漢方薬・生薬認定薬剤師制度における必須研修単位が取得できます。(1日のみの参加で3単位、2日間の参加で6単位)

主 催: 一般社団法人日本漢方交流会 共 催: 一般社団法人日本生薬学会 後 援: 広島県薬剤師会、東亜医学協会

<問合せ先> 広島大会実行委員会事務局 〒733-0022 広島市西区天満町9-15 テツムラ漢方薬局 鉄村 努

TEL: 082-232-7756 FAX: 082-291-7447 E-mail: info@tetsumura.jp



# ひろしま桔梗研修会のご案内

## 漢方定例研修会

2年ぶりの千福先生の講演です。

今回は、皆様からのアンケートを基に、患者さんのさまざまな痛みにどう寄り添うか最新の話題も交えてのお話しを聞きたいと思います。

毎回、新しい漢方との出会いを発見できる、明日からの業務にすぐに役に立てる、大人気の先生の講演に、是非薬局のみなさんでご参加ください。

日 時：平成27年11月28日（土）17：30～20：30

受付17：00～（認定2単位）

場 所：RCC文化センター

広島市中区橋本町5-11 TEL082-222-2277

テーマ：講演1. 『漢方薬の服薬指導と副作用 part2』 17:30～18:20  
(株)ツムラ広島支店 学術課 上田 雅之 先生

講演2. 『痛みの漢方～  
漢方による精神疾患とアトピー』 18:30～20:30  
大阪府 センプククリニック 千福 貞博 先生

参加費：1,000円

申込み：下記のメールアドレスへ、氏名、連絡先、出身校を記載して下さい。

[d-hiro@kobepharma-u.ac.jp](mailto:d-hiro@kobepharma-u.ac.jp)（締切11月14日）※当日若干名は受付可能です。

主 催：神戸薬科大学 広島生涯研修企画委員会  
株式会社 ツムラ

問合せ：倉田 薫 090-7507-3902  
森川薬局青葉台店 0829-30-6778

### 次回2月研修会のおしらせ！

『在宅におけるチーム医療～医師の考えること、薬剤師に望むこと』

福山で訪問診療をされている、まるやまクリニックの先生をお呼びしています。実際のいろいろなお話を聞けると思います!!

講 師：丸山 典良先生

日 時：平成28年2月21日（日）13：00～

場 所：福山市



## 第24回 「瀬戸内 福祉と医療を語る会」研修会



在宅ケア、在宅看取りを考えるなかで、施設での看取りは今後大きなウエイトを占めていくと思われます。この研修では、在宅での看取りを視野にいれながら施設ケア・施設での看取りを知り、在宅ケアとの接点が何なのか、今後の方向性を考えます。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

### 第1部 レクチャー 多死社会を支える地域包括ケアを学ぶ

倉敷市保健福祉局参与（兼）健康福祉部長

厚生労働省前振興課課長補佐

吉田 昌司

### 施設での看取りを支えるケアの現状を学ぶ

医療法人好縁会 事業本部長

山根 喜代治

### 第2部 テーブルディスカッション

### 「ある日のサ高住」事例をきっかけに



日 時 平成27年12月12日（土）午後2時～5時

会 場 エソール広島 2階 多目的ホール

広島市中区富士見町11-6 電話 082-242-5252

会 費 500円

対象者 在宅での看取りに関心のあるすべての方

申込み 裏面の申込用紙にてFAXいただくか、Emailで、  
12月5日（土）までにお申し込みください。

定 員 会場の都合で定員を100名に限らせていただきます。  
なお定員内の方には、改めてご連絡はいたしません。

お問い合わせ 広島大学地域医療システム学講座（担当：竹内）  
〒734-8551 広島市南区霞1-2-3  
Tel: 082-257-5894 Fax: 082-257-5895

### 会場地図



主 催 公益社団法人 地域医療振興協会

瀬戸内福祉と医療を語る会（代表：広島大学地域医療システム学講座 教授 竹内啓祐）

広島大学医学部地域医療システム学講座 宛

**FAX: 082-257-5895**E-Mail [tiikisis@hiroshima-u.ac.jp](mailto:tiikisis@hiroshima-u.ac.jp)

## 第24回「瀬戸内福祉と医療を語る会」研修会 参加申込書

第24回「瀬戸内福祉と医療を語る会」研修会に参加します	
ふりがな 名 前	
所 属	
住 所	
TEL	
メールアドレス	
職 種	

複数名の場合はコピーしてお使いください。

参加の申込は、上記に必要事項をご記入いただき、FAXまたは上記内容をE-Mailでご連絡をお願いいたします。なお、個人情報は第24回研修会の運営、連絡、ならびに今後の研修会の案内に限り利用いたします。

### Information

公益社団法人「地域医療振興協会」は、全国のべき地医療の充実を目的に活動をしています。

「瀬戸内福祉と医療を語る会」は、当協会のバックアップを受け、30年以上広島を中心に研修会や講演会を開催しています。今回の研修会にも多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

#### 瀬戸内福祉と医療を語る会

広島大学地域医療システム学講座(担当:竹内)

〒734-8551 広島市南区霞1-2-3

Tel: 082-257-5894 Fax: 082-257-5895 [tiikisis@hiroshima-u.ac.jp](mailto:tiikisis@hiroshima-u.ac.jp)

広島大学医学部地域医療システム学講座 宛  
E-Mail: [tiikisis@hiroshima-u.ac.jp](mailto:tiikisis@hiroshima-u.ac.jp)  
**FAX: 082-257-5895**

# 第4回(公財)広島がんセミナー 先端的がん薬物療法研究会 「血管新生阻害剤(VEGF・VEGFR阻害剤)」



開催日時：平成28年1月11日 月曜日 10:00～17:45

開催場所：グランドプリンスホテル広島

## 1. 血管新生阻害剤の特徴と注意すべき副作用

- ①抗VEGF抗体薬 (10:05-10:30)  
板垣 麻衣 (国立がん研究センター東病院)
- ②VEGFRチロシンキナーゼ阻害剤 (10:30-10:55)  
鈴木 真也 (国立がん研究センター東病院)

## 2. 血管新生阻害剤のエビデンス (午前の部)

- ①肺がん (10:55-11:25)  
倉田 宝保 (関西医科大学附属枚方病院)
- ②大腸がん (11:35-12:05)  
市川 度 (昭和大学藤が丘病院)
- ③脳腫瘍 (12:05-12:35)  
杉山 一彦(広島大学病院)

## 3. ランチョンセミナー (12:45-13:25)

血管新生阻害剤による皮膚障害  
西澤 綾 (防衛医科大学校)

## 4. 血管新生阻害剤のエビデンス (午後の部)

- ④腎細胞がん (13:45-14:15)  
高橋 俊二 (がん研有明病院)
- ⑤軟部肉腫 (14:15-14:45)  
篠崎 勝則 (県立広島病院)
- ⑥甲状腺がん (14:45-15:15)  
田原 信 (国立がん研究センター東病院)
- ⑦乳がん・卵巣がん (15:15-15:45)  
土井 美帆子 (県立広島病院)

## 5. 血管新生阻害剤の支持療法

- ①高血圧・倦怠感 (16:05-16:25)  
高橋 俊二 (がん研有明病院)
- ②蛋白尿・下痢 (16:25-16:45)  
篠崎 勝則 (県立広島病院)
- ③消化管穿孔・出血・創傷治癒遅延 (16:45-17:05)  
市川 度 (昭和大学藤が丘病院)

## 6. 施設整備 (17:15-17:35)

施設整備の重要性  
田原 信 (国立がん研究センター東病院)

申込方法 はがき・FAX・TEL・E-mail・HP

※事前申込要

参加費 5,000円

締切日 平成27年12月15日(火)迄

### 申込先

公益財団法人広島がんセミナー  
「第4回先端的がん薬物療法研究会」事務局  
〒730-0052 広島市中区千田町3-8-6  
広島市医師会臨床検査センター内  
Tel:082-247-1716 Fax:082-247-0864  
E-mail:kenkyukai@h-gan.com  
HP:<http://www.convention.co.jp/hcs/>

### 講習会認定単位

\*平成27年度日本医師会生涯教育講座認定(5単位) \*日病薬病院薬学認定薬剤師制度(V-2[疾患・薬物療法]4単位) \*日本薬剤師研修センター(4単位)  
\*日病薬・広島県病院薬剤師会生涯研修認定制度(3単位) \*日本病院薬剤師会・がん薬物療法認定薬剤師講習会受講証(2.75単位)

主催:公益財団法人広島がんセミナー

共催:公益社団法人広島県薬剤師会、広島県病院薬剤師会

後援:広島県、広島市、一般社団法人広島県医師会、一般社団法人広島市医師会、公益社団法人広島県看護協会、  
広島県訪問看護ステーション協議会、中国新聞社

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

# 所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

手続きカンタン。  
あなたの暮らしを補償します。

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。  
生活費の実費を補償するものではありません。

## 1口当たりの月払保険料

保険期間:2015年8月1日午後4時から2016年8月1日午後4時まで  
中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級  
(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(平成27年8月1日)の満年齢をいいます。

## おすすめ!

### 入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。  
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。  
ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

## 制度の特徴

1

### 24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間\*1を超えた場合に補償します。\*2

\*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

\*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し動けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2

### 天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



3

### ご加入の際、医師の診査は不要です！

別紙の加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

### 充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」  
サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。

## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

### ・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。  
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関を  
ご案内します。



### ・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



## ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-232-8800 FAX:082-294-1868)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。



(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター

原田 修江、永野 利香、胡明 史子

(公社) 日本薬剤師会 DI委員会

東京大学大学院薬学系研究科（医薬品情報学講座）

澤田 康文

### 【事例】

#### 歯科医師から透析患者に「セフジニルCap100mg 3Cap 每食後」が処方

#### ■処方内容は 76歳 男性

〈処方1〉 歯科クリニック 印字処方

(般) セフジニルカプセル100mg 3カプセル 1日3回 每食後 3日分

既病歴・現病歴（慢性腎臓病、高血圧、心不全、貧血、逆流性食道炎）

#### ■何が起こったか？

- 歯科クリニックより「セフジニル100mg 3カプセル 每食後（1日300mg）」が処方された患者、お薬手帳から透析治療中の可能性があり、患者へ確認したところ確かに透析していることが分かった。透析患者にはセフジニル1日300mgは過量投与であることに気づき疑義照会、その結果、提案通り「1日1回1カプセル（1日100mg）」に減量となった。

#### ■どのような経緯で起こったか？

- 患者は抜歯のため歯科クリニックを受診し「セフジニルカプセル100mg 1日3カプセル 分3 每食後」が3日間処方された。
- 患者は今回が初めての来局であり、お薬手帳を確認したところ、透析治療を受けていることが分かった。
- セフジニルカプセル100mgの添付文書には、「透析中の患者では 1日100mg 1回投与が望ましい。」と記載されており、「1日3カプセル 分3」は過量投与であることが分かった。

#### ■どうなったか？

- すぐに歯科医師にセフジニルカプセル100mg 1日3回は透析患者には過量投与であることを伝えた。
- 歯科医師から適切な投与量を聞かれたので、添付文書の記載に基づき「1日1カプセル 分1」を提案したところ、提案通りに処方変更され減量となった。

#### ■なぜ起こったか？

- 患者は歯科医師に透析中であることを伝えておらず、お薬手帳も見せてていなかった。そのため、医師は投与量の確認を行わず、通常の投与量を処方してしまった。
- 歯科医師は、透析患者におけるセフジニルの投与量調節については認識していなかった可能性がある。
- 薬剤師は、通常の業務としてお薬手帳の確認を行い、お薬手帳の記載内容から治療状況を推測し患者に確認するこ

とで透析を行っていることを聞き出した。その結果から投与量の調整を行うことができた。

### ■今後二度と起こさないためにどうするか？

- ・患者には、受診した場合には、歯科医院（クリニック）における歯科医師に対しても必ずお薬手帳を見せるように指導する。
- ・歯科医師には、お薬手帳などで患者の受診歴や薬歴などを確認し、抗生素質や鎮痛薬の用法用量が適正であるかどうかをチェックすることを要望する。更にもし、用量調節などの方法が不明であれば、医薬品集をチェックしたり薬剤師に問い合わせるなどで解決するように要望する。
- ・薬剤師は、通常通り、調剤前は必ずお薬手帳などで患者情報の収集を行う。特に歯科医師の処方において、腎機能障害、透析時における抗生素質や鎮痛薬の用法用量が適正かどうかをきめ細かくチェックする。
- ・「歯科医師からよく処方される抗菌薬と鎮痛薬の腎機能障害患者における用法用量」に関する資料を作成して、近隣の歯科医師へ配布する（[特記事項]参照）。

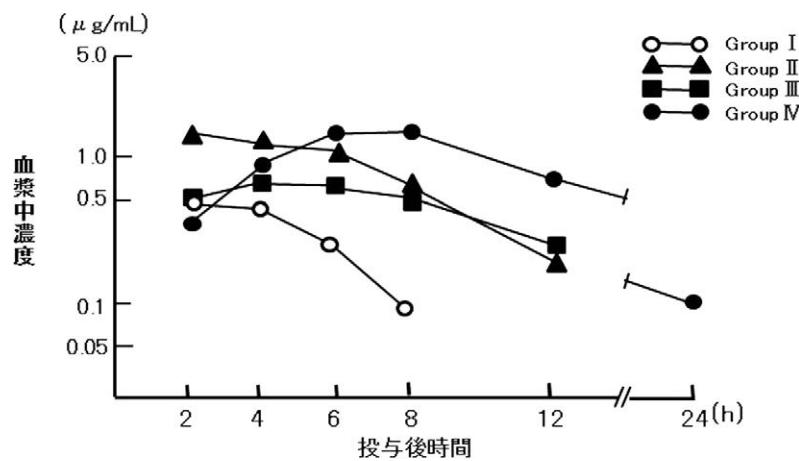
### ■特記事項は？

#### ・腎機能低下者におけるセフジニルの血中濃度の推移

セフジニルは、セフェム系抗菌薬であり、time above MIC依存的薬剤である。そのため、総投与量が同じであれば、できるだけ分割回数を多くして投与することが望ましい薬剤である。

一方、セフジニルは、ほとんどが未変化体で腎から排泄される腎排泄型の薬剤であり、腎機能の低下に伴い排泄が遅延し、 $t^{1/2}$ （血中濃度の消失半減期）の延長、AUC（薬物血中濃度－時間曲線下面積）の上昇が認められる（図）。そのため、腎機能低下の程度により投与量を調整する必要がある。

透析患者では、血中薬物動態および抗菌スペクトルを基に、添付文書には、通常「1回100mg 1日3回」のところ、「1日100mg 1回投与が望ましい。」と記載されている。



Group	$C_{cr}$ (mL/min)	例数	$t^{1/2}$ (h)	$AUC_{0-\infty}$ ( $\mu g \cdot h / mL$ )
I	≥100(健康成人)	3	1.66 ± 0.26	2.76 ± 0.68
II	51-70	1	2.41	10.74
III	31-50	3	2.92 ± 0.53	7.48 ± 3.44
IV	≤30	3	4.06 ± 0.55	16.94 ± 0.94

Mean ± S.E.

図 腎機能低下者におけるセフジニル100mg単回経口投与時の血漿中濃度推移  
(セフゾンインタビューフォームより一部改変)

## ・歯科医師からよく処方される抗菌薬と消炎鎮痛薬の腎機能障害患者における用法用量（表1、2）

表1 歯科領域でよく処方される抗菌薬の腎機能障害患者における用法・用量

成分名	商品名	歯科領域の適応症	腎機能正常患者 <sup>注1)</sup>	腎機能障害患者 <sup>注2)</sup>			
				Ccr (mL/分)		HD (透析)	
				>50	10~50		
クラリスロマイシン	<先発品> クラリシッド錠、クラリス錠  <後発品> クラロイシン錠、マインベース錠、クラリスロマイシン錠「メーカー名」		1日400mg 分2	400mg 分2	1回200mg 1日1~2回	200mg 分1	
				※ 0.5~1g 12h毎	※ 75%に減量 12h毎	※ 50~75%に減量 12h毎  ※ 50~75%に減量 HD後投与	
アジスロマイシン水和物	<先発品> ジスロマック錠、ジスロマックSR  <後発品> アジスロマイシン錠 「メーカー名」		(錠) 1日500mg 分1 3日間	(錠) 500mg 分1	腎機能正常者と同じ		
			(SR) 2g 用時水で懸濁 空腹時に1回	(SR) 2g 用時水で懸濁 空腹時に1回			
アモキシリン水和物	<先発品> サワシリンカプセル・錠・細粒、パセトシンカプセル・錠・細粒、アモリンカプセル・細粒、ワイドシン細粒10%・細粒100、アモキシシリソルカプセル125mg「NP」、アモキシリンカプセル125mg「トーワ」  <後発品> ワイドシン細粒20%・細粒200、アモキシシリソルカプセル・細粒「メーカー名」	歯周組織炎 歯冠周囲炎 顎炎	1回250mg 1日3~4回  小児：1日20~40mg/kg 分3~4回 1日総量90mg/kgまで		1回250mg 8~12h毎	1回250mg 24h毎	250mg 分1 HD日はHD後投与
				※ 250~500mg 8h毎	※ 250~500mg 8~12h毎	※ 250~500mg 24h毎	※ 250~500mg 1日1回 HD日はHD後投与
セフカペンピボキシリ塩酸塩	<先発品> フロモックス錠・小児用細粒  <後発品> セフカペンピボキシリ塩酸塩錠・小児用細粒「メーカー名」		1回100mg 1日3回  難治性又は効果不十分の場合： 1回150mg 1日3回	300~450mg 分3	200mg 分2	100~200mg 分1~2	100mg 分1 HD日はHD後投与

注1) 各薬剤添付文書参照

注2) 日本腎臓学会編「CKD診療ガイド2012」 付表：腎機能低下時の薬剤投与量 監修：日本腎臓病薬物療法学会 参照

※：サンフォード感染症治療ガイド2011（第41版）、ライフサイエンス出版より引用されたデータ

・投与量は、何も記載のない場合は、成人への1日投与量を示す。

表2 歯科領域でよく処方される消炎鎮痛薬の腎機能障害患者における用法・用量

成分名	商品名	歯科領域の適応症	腎機能正常患者 <sup>注1)</sup>	腎機能障害患者 <sup>注2)</sup>			
				Ccr (mL/分)		HD (透析)	
				>50	10~50		
アセトアミノフェン	<先発品> ナパ、ピレチノール、カロナール原末、アセトアミノフェン、アセトアミノフェン「JG」原末、アセトアミノフェン「ヨシダ」、アセトアミノフェン原末「マルイシ」  <後発品> アトミフェン錠、アニルーメ錠・細粒、カルギル錠・細粒、カロナール錠・細粒、コカール錠・DS、サールツー錠・細粒、アセトアミノフェン錠・細粒「メーカー名」	歯痛 歯科治療後の疼痛	1回300~1000mg、投与間隔は4~6時間以上 1日総量4000mgまで	1回400mgを安全に適宜増減 最大4g/日	重篤な腎障害のある患者は禁忌になっているが、消化性潰瘍や腎虚血・抗血小板作用が無く安全性が高い。 長期高用量では腎機能低下や肝機能障害のリスクがあるため、できるだけ短期間少量での投与が望ましい。		
	配合剤：トラムセット				1回2錠 (650mg) 追加投与する場合： 1回2錠 投与間隔は4時間以上 1日8錠 (2600mg) まで	1回2錠 1日8錠まで	腎機能正常者の50%まで
ジクロフェナクナトリウム	<先発品> ボルタレン錠  <後発品> アデフロニック錠、サンナックス錠、ダイスパス錠、チカタレン錠、ボラボミニン錠、ジクロフェナクNa錠「メーカー名」	歯痛 抜歯後の鎮痛・消炎	1日75~100mg 分3  頓用：25~50mg	25~100mg	腎障害を悪化させる恐れがあるため重篤な腎障害には禁忌		
ロキソプロフェンナトリウム水和物	<先発品> ロキソニン錠・細粒  <後発品> ウナスチン錠、オキミナス錠、コバロキニン錠、サンロキソ錠、スリノフェン錠、ノブフェン錠、ロキソート錠、ロキソマリン錠、ロキフェン錠、ロキプロナール錠、ロキペイン錠、ロゼオール錠・細粒、ロブ錠、ロキソプロフェンNa錠・細粒「メーカー名」、ロキソプロフェンナトリウム内服液60mg「日医工」				重篤な腎障害には禁忌だが減量の必要なし		

注1) 各薬剤添付文書参照

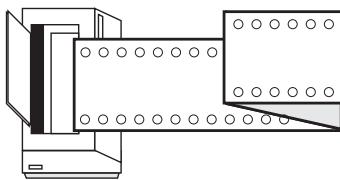
注2) 日本腎臓学会編「CKD診療ガイド2012」 付表：腎機能低下時の薬剤投与量 監修：日本腎臓病薬物療法学会 参照

・投与量は、何も記載のない場合は、成人への1日投与量を示す。

## &lt;参考資料&gt;

- ・「セフゾンカプセル100mg」添付文書ならびにインタビューフォーム
- ・日本化学療法学会雑誌, 37 (suppl 2) : 208-245, 1989
- ・Antimicrob. Agents Chemother., 42 (7) : 1718-1721, 1998

ヒヤリ・ハットエビデンス情報をご提供いただける場合は、  
薬事情報センター（原田・永野・胡明）までご連絡をお願い致します。  
(連絡先 TEL:082-243-6660 メールアドレス di@hiroyaku.or.jp)



## 薬事情報センターのページ



原田 修江

### 「C型肝炎治療ガイドライン（日本肝臓学会）の改訂」と 「肝炎治療費助成制度の拡充」について

2015年9月に、新しい作用機序を有するC型ウイルス性肝炎（以下、「C型肝炎」という。）治療薬として、レジパスビル／ソホスブビル配合錠が発売されました。それに伴い、「C型肝炎治療ガイドライン（日本肝臓学会）」が見直され、9月に第4版が出されました。第3.3版（3月）、第3.4版<sup>注)</sup>（5月）、第3.5版（8月）に続き、本年4回目の改訂です。

また、広島県では、C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療を受ける県民を対象として、入院・通院の医療費を助成していますが、9月10日より、助成の対象となるインターフェロンフリー治療に、レジパスビル／ソホスブビル配合錠が追加されました。

注)：本会誌2015年9月号「お薬相談電話 事例集No.95」にて既紹介。

#### ◆C型肝炎のインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療

C型肝炎の治療にインターフェロンが初めて用いられたのは1992年です。当初は、治療終了後もHCV-RNAが陰性の状態を持続するSVR (sustained virological response：著効）率の達成率は10%以下でしたが、その後、抗ウイルス薬のリバビリンとの併用、ペグインターフェロンの導入、治療期間の延長などによりSVR率は約50%に向上しました。さらに、2011年以降、プロテアーゼ阻害薬のテラプレビル、シメプレビルあるいはバニプレビルとペグインターフェロンおよびリバビリンとの3剤併用療法が行われるようになり、SVR率は約70%～90%近くに達しました。しかし、我が国でC型肝炎の約7割を占めるゲノタイプ1型にはインターフェロンが効きにくいこと、インターフェロン治療は副作用や仕事との両立が難しいなどの問題がありました。

一方、2014年に、我が国初のインターフェロンフリー治療として、アスナプレビル／ダクラタスビル併用療法が登場しました。SVR率は80～90%とインターフェロン治療と同等であることが報告されています。さらに、2015年には、リバビリン／ソホスブビル併用療法、ソホスブビル／レジパスビル併用療法と、現在、3種類のインターフェロンフリー療法が認可され、臨床使用されています。インターフェロンフリー治療は、インターフェロン療法に比べて副作用は有意に少なく経口投与で済むことから、急速に広まっています。とりわけ、ソホスブビル／レジパスビル併用療法は、国内臨床試験においてSVR率99%、重篤な副作用も認められなかったことから、C型肝炎の根治に向けて大きな期待が寄せられています。

#### ◆経口C型肝炎治療薬<直接作用型抗ウイルス薬：DAAs>

直接作用抗ウイルス薬（以下、「DAAs」という。）は、作用機序から次のように分類されます。

NS3/4Aプロテアーゼ阻害薬	NS5A複製複合体阻害薬	NS5Bポリメラーゼ阻害薬 [核酸アナログ製剤<核酸型>]
テラプレビル (テラビック錠250mg)	ダクラタスビル (ダクルインザ錠60mg)	ソホスブビル (ソバルディ錠400mg)
シメプレビル (ソブリアードカプセル100mg)	レジパスビル	
アスナプレビル (スンベプラカプセル100mg)		レジパスビル／ソホスブビル配合錠 (ハーボニー配合錠)
バニプレビル (バニヘップカプセル150mg)		

※同じグループの薬剤は、交差耐性を示す可能性がある。

( ) 内は商品名

## ◆C型肝炎治療ガイドライン 第4版（日本肝臓学会）について

### ＜主な内容＞

- ・ソホスブビル/レジパスビル併用療法は、ゲノタイプ1型および2型ともに、DAAs治療歴がない場合、あるいはプロテアーゼ阻害薬/ペグインターフェロン/リバビリン3剤併用療法の非著効例および代償性肝硬変において第一選択薬に位置付けられた。非代償性肝硬変に対しては、ダクラタスビル/アスナプレビル併用療法と同様、安全性が確認されていないことから、投与すべきではない。
- ・ダクラタスビル/アスナプレビル併用療法の非著効例では、インターフェロン適格者には、シメプレビル（あるいはバニプレビル）/ペグインターフェロン/リバビリン3剤併用療法が第一選択薬、インターフェロン不適格・不耐用者には、ソホスブビル/レジパスビル併用療法が第一選択薬（ただし、Y93/L31多重変異がない場合）。
- ・ソホスブビルは主に腎臓で代謝されることから、重度の腎機能障害（eGFR<30mL/分/1.73m<sup>2</sup>）又は透析を必要とする腎不全の患者に対する投与は禁忌。
- ・インターフェロン療法によりC型肝炎ウイルスが排除されると肝発癌リスクは低下。一方、インターフェロンフリー療法では、肝発癌リスクが低下するかどうかは現時点ではエビデンスがない。

## ◆C型慢性肝疾患に係わる治療費助成制度について

### 1. インターフェロンを用いた治療

#### 1-1. インターフェロン単独治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療

①下記の3条件をすべて満たす方が対象。

- ・HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変
- ・インターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中
- ・肝がんの合併がない

②ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤3剤併用療法に係る治療歴のある場合、副作用等の事由により十分量の24週治療が行われなかつた方に限る。

③2回目の助成を受けることができるのは、以下のa、bのいずれにも該当しない場合となる。

- a.これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行つたが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかつた場合
- b.これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われた場合

④直前の抗ウイルス治療としてインターフェロンフリー治療歴がある場合、助成の申請にあたっては、日本肝臓学会肝臓専門医又は日本消化器病学会専門医が作成した「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」となる。

#### 1-2. ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤<sup>※1</sup> 3剤併用療法<sup>※2</sup>

①下記の3条件をすべて満たす方が対象。

- ・HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎
- ・ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤による3剤併用療法を行う予定、又は実施中
- ・肝がんの合併がない

②インターフェロン単独治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療に係る治療歴の有無は問わず、医療費助成制度が利用できる。

③原則1回のみの助成となるが、3剤併用療法の治療歴のある方は、他のプロテアーゼ阻害剤を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成制度を利用することができる。

④テラプレビルを含む3剤併用療法については、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。）と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関での実施に限り、助成対象となる。

⑤直前の抗ウイルス治療としてインターフェロンフリー治療歴がある場合、助成の申請にあたっては、日本肝臓

学会肝臓専門医又は日本消化器病学会専門医が作成した「肝炎治療受給者証交付申請に係る診断書」となる。

★インターフェロン治療でも、肝がん予防を目的とした少量長期投与など、一部助成の対象にならないものもあるので、留意すること。

## 2. インターフェロンフリー治療<sup>※3</sup>

①下記の3条件をすべて満たす方が対象。

- ・HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎又はChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変
- ・インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、又は実施中
- ・肝がんの合併がない

②1回のみの助成となる。

③助成の申請にあたっては、日本肝臓学会肝臓専門医又は日本消化器病学会専門医が作成した「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」となる。

※1：プロテアーゼ阻害剤（テラプレビル、シメプレビル、バニプレビル）

※2：3剤併用療法

ペゲインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤の3剤で治療するインターフェロン治療（治療期間：24週間）。リバビリンは、2015年9月現在該当する製品は、コペガス錠200mgとレベトールカプセル200mgのみ。

※3：インターフェロンフリー治療

- ・ダクラタスビル及びアスナプレビル（治療期間：24週間）
- ・ソホスブビル及びリバビリン（治療期間：12週間）
- ・レジパスビル／ソホスブビル配合錠（治療期間：12週間）

### ＜参考資料＞

- ・C型肝炎治療ガイドライン（第4版）2015年9月 日本肝臓学会
- ・日経メディカル、No.572、2015
- ・肝炎治療費助成制度 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/kanenjosei.html>
- ・広島県薬剤師会誌、No.259、2015年9月「お薬相談電話 事例集No.95」
- ・ハーボニー配合錠製品情報

# お薬相談電話 事例集 No.96



薬事情報センター 永野 利香

## グレープフルーツジュースだけ気を付ければ良いの？

**Q.** 血圧の薬のカルシウム拮抗薬とコレステロールの薬のHMG-CoA還元酵素阻害薬を服用中でグレープフルーツジュースを飲まないように言われましたが、他のジュースも飲まない方がいいですか？

**A.** グレープフルーツに含まれるフラノクマリン類という成分が、主に小腸における薬物代謝酵素CYP3A4に作用して、薬物の効果を増強し、ときには副作用が発現する可能性があります。グレープフルーツジュースだけでなく、グレープフルーツそのものや果皮を使ったマーマレード等の果実果皮加工品、ブンタン(ザボン)、スويーティー、ハッサク、バンペイユ、ダイダイ、サワーオレンジ、ナツミカン等、フラノクマリン類が含まれるとされるものには注意が必要です。

なお、りんご、ぶどう、タンジェリン、バレンシアオレンジ、レモン、カボス、温州みかん、スイートオレンジジュースからはフラノクマリン類は検出されていないようです。

### ◆相互作用の原因となる成分

フラノクマリン類：ベルガモチン、6',7'-ジヒドロキシベルガモチン、GF-I-1 (2量体)、GF-I-4 (2量体) 等

### ◆フラノクマリン類が含まれているという報告のあるもの=相互作用を起こす可能性のあるもの

グレープフルーツ、ブンタン(ザボン)、スويーティー、ハッサク、バンペイユ、ダイダイ、サワーオレンジ、ナツミカン 等

### ◆フラノクマリン類がほとんど検出されないという報告のあるもの

りんご、ぶどう、タンジェリン、バレンシアオレンジ、レモン、カボス、温州みかん、スイートオレンジジュース等

### ◆グレープフルーツに含まれるフラノクマリン類について

含量は果皮>果肉>種の順に多いとするものや、果肉に大部分存在し実の袋・皮・種には少量というものがある。いずれにしても、果皮、果肉、種にも含まれているため、果皮を使用したマーマレードなどでも摂取量によっては注意が必要となる。

また、市販のグレープフルーツオイルからも検出されている。

### ◆相互作用の機序

- CYP3A4を不可逆的に阻害する。

薬物代謝酵素であるチトクロームP450 (CYPs)には様々な分子種があり、その一つであるCYP3A4は、肝臓だけでなく消化管の小腸上皮細胞にも存在する。通常は、この腸CYP3A4によってある程度代謝を受け不活性化されるため、循環血液中に入る薬物量は少なくなる。フラノクマリン類の摂取により、この腸CYP3A4の機能が不可逆的に阻害され、薬物の消化管からの吸収量が増加し、循環血液中に入る薬物量が多くなる。

- おそらく腸のみで阻害作用を発揮し、肝での代謝にはほとんど影響を与えない。

経口投与の場合にはグレープフルーツ等の摂取によって血中濃度が上昇するが、静脈内投与の場合にはほとんど変化しない。また、経口投与の場合でも血液中からの消失半減期にグレープフルーツ等の摂取の影響はみられない。したがって、通常量のグレープフルーツ等の摂取での阻害作用は小腸のみで起こり、肝臓での代謝には影響を与えないと考えられている。

しかし、多量のグレープフルーツジュースを長期間にわたって摂取した事例では、腸CYP3A4のみではなく、阻害物質が肝臓にも移行して肝臓での代謝に阻害作用を与える可能性ありとする報告もある。

- ・コップ一杯程度のジュースでもCYP3A4への阻害作用は起こる。
- ・CYP3A4への不可逆的阻害のため、新たなCYP3A4の発現まで、影響は3～4日続くという報告がある。
- ・P-糖蛋白質への阻害作用  
消化管粘膜上（小腸上皮細胞）の薬物排出輸送担体であるP-糖蛋白質を阻害するといわれている。しかし、これは親和性のあまり強くない競合阻害でCYP3A4ほど影響は現れないとする報告もある。

#### ◆相互作用の影響の度合い

- ・CYP3A4で代謝される
  - ・治療域（初めて効果が出る量から中毒症状が出る直前の量の範囲）が狭い
  - ・初回通過効果が大きい
  - ・生物学的利用率が小さい  
このような特徴を持つ薬物ほど、作用増強の可能性あり。
- また、腸CYP3A4活性の高い人ほど、相互作用の影響を受けやすい。

#### ◆相互作用に個人差が生じる理由

- ・生体側の要因  
もともとCYP3A4による薬物の代謝能にはかなり個人差があるといわれており、特に小腸上皮細胞のCYP3A4には大きな個人差があると考えられている。
- ・グレープフルーツ等の要因  
季節、グレープフルーツの品種、同一製品でもロット番号によりフランクマリン類の含有量が異なることで、含量が一定していない。

#### ◆相互作用があり作用が増強されるといわれている薬物の例

- ・カルシウム拮抗薬：ニソルジピン、フェロジピン、ニカルジピン、アムロジピン 等
- ・HMG-CoA還元酵素阻害薬：シンバスタチン、アトルバスタチン 等
- ・精神神経用薬：ピモジド、カルバマゼピン、トリアゾラム 等
- ・抗不整脈薬：アミオダロン 等
- ・ステロイド：メチルプレドニゾロン 等
- ・免疫抑制薬：シクロスボリン、タクロリムス 等
- ・抗悪性腫瘍薬：イマチニブ、ゲフィチニブ、イリノテカン 等

#### 【参考資料】

飲食物・嗜好品とくすりの相互作用2005

D.I.Newsヒロシマ、36(2)、2008

YAKUGAKU ZASSHI、131(5)、2011

日本医事新報、4569、2011.11.19

大日本住友製薬、医療情報サイト、学術情報、カル・グレ、<https://ds-pharma.jp/gakujutsu/contents/calgre/>  
国立健康・栄養研究所、「健康食品」の安全性・有効性情報、グレープフルーツと薬物の相互作用について、<http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail825.html>

e-mediceo.com、『グレープフルーツジュースとの相互作用が言われている薬剤』

愛媛大学医学部附属病院薬剤部、薬品情報室、DIニュース2012年3月号

# 医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals  
and  
Medical Devices  
Safety Information  
No.326

厚生労働省医薬食品局

## No.326 目次

1. ワクチン接種と乳幼児の突然死に関する疫学調査事業について	3
2. 重要な副作用等に関する情報	6
1 減菌調整タルク	6
2 パニツムマブ（遺伝子組換え）	8
3. 使用上の注意の改訂について（その267）	
①ヒドロキシジン塩酸塩	
②ヒドロキシジンパモ酸塩 他（4件）	9
4. 市販直後調査の対象品目一覧	11

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。医薬品・医療機器等安全性情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ(<http://www.pmda.go.jp/>) 又は厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)からも入手可能です。

配信一覧はコチラ



PMDAメディナビでどこよりも早く安全性情報を入手できます。

厚生労働省、PMDAからの安全性に関する必須情報をメールで配信しています。登録いただくと、本情報も発表当日に入手可能です。



登録はコチラ



平成27年(2015年)9月  
厚生労働省医薬食品局

## ◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医薬食品局安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)  
          03-5253-1111 (内線) 2755、2754、2751  
(Fax) 03-3508-4364

# 検査センターだより



後藤 佳恵

## 新規遺伝子型ノロウイルス

2015年はノロウイルスの主要流行株（遺伝子型）に大きな動きがありました。厚生労働省が10月に入り注意を呼びかけている新型ノロウイルスです。ノロウイルスには5つの遺伝子群（GI-GV）が存在し、ヒトに感染するのはGI、II、IVと言われています。さらに、GIは9種類（GI.1-GI.9）、GIIは22種類（GII.1-GII.22）の遺伝子型に分類され、それぞれの遺伝子型は抗原性も互いに異なっています。2014年12月までに主要流行株を占めていた遺伝子型はGII.4でした。しかし今年の1月に入り新たにGII.17（GII.P17-GII.17、GII.17 Kawasaki variant）が急激に増加し、主要流行株に転じました。ノロウイルスの主要流行株の入れ替わりは、かつて大流行をおこした2006年以降に初めて経験する大きな変化といえます。

国立感染症研究所は、この新たな遺伝子型が今年の流行の主流を占めた場合、免疫のあるGII.4に対して、GII.17には免疫がないことから大流行するおそれがあるとし、2015/2016シーズンの立ち上がりの10月下旬～11月終盤にかけて、GII.17の動向には細心の注意を払う必要があるとしました。

また、ノロウイルスの感染を疑う際に医療機関で補助診断に用いられている簡易診断キットでは、この新型GII.17に対して十分な検出感度を持っていないことが報告されており、十分なウイルス量があっても陰性と判定されてしまう可能性があります。

と、このようにあげていけば、これからどのように予防すればよいのか？と思いつかですが、新型でも旧型でも予防法は従来と変わりません。基本は手洗いの徹底です。そして消毒には次亜塩素酸ナトリウムが有効です。おそらくペットボトルのキャップを計量器代わりにして、希釀する方法を思い出されるのではないか？（キャップ1杯は約5mLですよ）。

ノロウイルスは非常に感染力が強く、少量のウイルスでも人に感染し発病します。潜伏期間は感染から1～2日で、発症すると激しい嘔吐や下痢にみまわれ脱水症状を起こします。症状にもよりますが非常につらい思いをすることになります。鎮痛剤や整腸剤等の対症療法しかなく水分を補給し安静にしているしかありません。

例年ノロウイルスによる食中毒が冬季に多発し年間食中毒患者数の約5割を占めていることを受け、公益社団法人日本食品衛生協会が、11月から1月までの間を「ノロウイルス食中毒予防強化期間」と定めています。これを受け広島県では、期間中に食品等事業者及び消費者に対してより一層の予防知識の啓発や注意喚起を図っています。

症状が無くなっても発症してから1週間程度はウイルスを排出するため、二次感染を防ぐためにも、しばらくの間はマスクで飛沫感染を防いだり、触った場所の消毒などは続けるようにしたほうが安心です。つらい症状から回復してもしばらくはなおやっかいなノロウイルス。感染させない、しないためにもしっかりと予防しましょう。

### 参考文献

国立感染症研究所HP：

新規遺伝子型ノロウイルスGII.P17-GII.17の流行 (IASR Vol. 36 p. 175-178)

ノロウイルスGII.17型の流行とその特徴について－三重県 (IASR Vol. 36 p. 91-92)

ノーウォークウイルス（ノロウイルス）の遺伝子型 (IASR 2015年改訂版)

川崎市健康安全研究所HP：新規ノロウイルス GII.17 変異株を健康安全研究所が発見～今後の動向に注意！

## 「社会律」



福山支部 村上 信行

先般、厚生労働省主催の「薬物乱用防止指導員研修会＜中国・四国ブロック＞」に出席する機会を得ました。午前の＜基礎編＞と午後の＜実践編＞とありましたが、せっかくなので双方を受講いたしました。

この研修会は、厚生労働省が薬物乱用防止施策において、事業の一部を民間委託し、株式会社小学館集英社プロダクションが受託した薬物乱用防止啓発訪問事業の一端で、私は薬物乱用防止指導員として推薦していただきました。中四9県から50名強の参加で、私同様の薬剤師が指導員・行政担当・学校薬剤師等の様々な立場で半数近くになっていましたが、行政保健関連職員、保護司さんや保健師さんもおられました。

講師にはアメリカの薬物更生施設で低い再発率で著名な「AADAP」において長きに亘って勤務・指導され、現在は聖マリアンナ医科大学非常勤講師とし医師の育成に関わりながら、東京保護観察所における覚せい剤集団処遇プログラムのファシリテーターを努めておられる堀口忠利先生でした。講師自ら年間100箇所以上の小中高で薬物乱用防止教育を行われています。

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課作成の30頁もののテキストが配布されましたが、直接的に教書として用いるのではなく、有り余る経験に基づいての助言をスライドにて教授いただきました。とは言え、いただいたテキストに改めて目を通しますと、まず「指導方法のコツ」が、小中高の学年別に、授業前準備から実際の流れまでが示されています。

「1回だけでも乱用（薬物乱用についての知識）」「乱用が大切な脳を傷つける（薬物乱用がもたらす影響）」「あなただけの問題ではない（薬物乱用が社会にもたらす影響）」「大切な自分を守るために（断り方とその後の対応）」「悩んだときは、まず相談（相談窓口の照会）」の5つのテーマで構成されていて、テキストよりも「教書」としての価値ある内容と思いました。

堀口先生のお話の中で私なりに非常に興味を持ったのが、標題の「社会律」を含む、小中高の学年別を捉える概念を持っての接し方、捉え方でした。

まず、小学校での「親・学校」等が主体となって取り組む時期を、「他律」期と表現され、高校での「俺は俺、私は私」的な時期を「自律」期とされていました。確かに双方での出前授業での決め言葉に、小学校では「ダメ！ゼッタイ！！」であり、高校では害を理解しての「自分自身を大切に！」としていましたので、学齢期における取り組みが、無意識に出来ていたかもしれません、中学校での決めには欠けていたと思います。

この中学校期の「中途半端な社会との接触」「最終義務教育の場」「お友達から友人への意識」などを、「社会律」期の概念で話されました。地域ベッタリの小学校から、少し広域の集合体となる中学校での社会性は、新鮮であり、戸惑いがあり、自己変化へのきっかけとなります。それらを感じての取り組みが、より良い授業の大きな要素と感じました。

なかでも「お友達から友人への意識」の友人は、社会律の重要なファクターとの感想に至りました。

薬物乱用のきっかけは「友人・知人」の誘いが70%以上とも言われていますが、講師は「社会律」期には友人が、大人に言えない悩み等の、相談相手であったり、薬物乱用防止のキーパーソンとなる、と話されました。

そこで、現在の他律期での締めの言葉「ダメ！ゼッタイ！！」への構成と、自律期での「自分自身を大切に！」への構成内容、に加え中学生への締めの言葉に「より多くの眞の友人を！」と締めくくる構成へのイメージが湧きました。トピックスとしての講演会、研修会が多い中、2014年の最新データに基づく危険ドラッグの情勢や、午前の基礎編からじっくり実践編へと進めていただいたことがより良い学習となりましたが、受講後の確認テストには久々に痺れてしまいました。

# Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

## カラーバリエーションの幕開け

羅 焚 屋

19世紀末より実用化された万年筆だが、1920年代になり、セルロイド及び樹脂素材の普及により多彩なカラーバリエーションが登場する。

その発端となったのが、1924年発売のシェーファーライフタイム（クリップ装備） - ジェードグリーンである。ちなみにジェードは翡翠を指す。それまでは、ボディーカラーといえば、黒か赤のエボナイトだったが、このモデルを皮切りに万年筆は多色多色化していく。

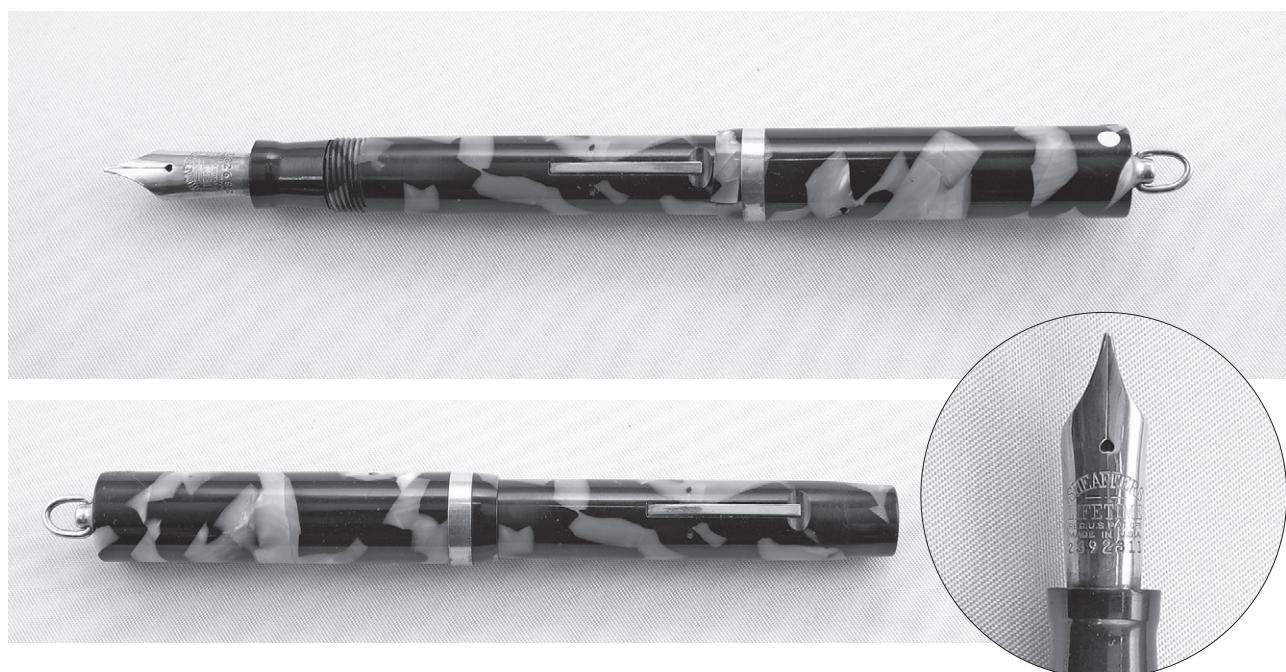
今回は、翌年発売のライフタイムのペンダントタイプを紹介する。カラーは、黒と白のモザイク。プラチナ3776セルロイドの「石垣」と同系色。当初のライフタイムでは、天冠にあったホワイトドットは、チェーン用金具装着のため、現在と同じようにキャップ上部前面に移動している。吸込はレバーフィリング。いわゆるテコ式だが、この方式を開発したのが、シェーファーであり、以後他メーカーにも広く普及していく。

太めの色軸とレバーフィリングは戦前のシェーファーの代表的な特徴である。

本品は、発売当時のライフタイムのダウンサイジング版とも言える（ペンダントタイプなので、チェーンでの使用を考慮して小型化する必要があった？）。

ペン先のサイズは、先行のクリップモデルが、20号サイズなのに対し、ペンダントタイプは10号弱だが、インクフローも腰の硬い書き味もほぼ同様である。

本品は、当時流行のアールヌーボースタイルと相まって、シェーファーのシェア拡大に大いに貢献したモデルである。



# シリーズ 薬局紹介 45

広島南薬局  
広島市南区宇品神田1丁目4-2



8月14日、広島南薬局にお邪魔してきました。いつもは業務が忙しくてお話を伺うことは難しいのですが、今回はお盆ということもあり、ゆっくりお話を聞かせていただきました。

平成5年4月 広島市南区の有志の薬局で開設した「株式会社広島南調剤薬局」から「社団法人広島県薬剤師会」に開設者が変更して、会営薬局となる。

平成8年4月 「広島南調剤薬局」から「広島南薬局」に改名。

平成23年8月 薬局開設者が、「社団法人広島県薬剤師会」から「一般社団法人広島市薬剤師会広島南薬局」に変更。広島市薬剤師会が営む薬局になりました。

受入れ処方箋枚数の多い病院は、県立広島病院、宇品神田クリニック（精神科）、星野外科クリニック（透析）ほか総合病院の処方箋も受け付けているので、難病疾患等特殊な処方箋の取扱いも多くあるそうです。昨年度の受付処方せん枚数は19,682枚で受付回数は18,163回。

平成27年8月現在、常勤職員5名（内 薬剤師4名）、非常勤職員5名（内 薬剤師4名）が勤務されています。平日は9:00～18:00の業務を8名（内 薬剤師6名）、土曜日は9:00～14:00の業務を2名

（内 薬剤師1～2名）が勤務する体制をとっているそうです。

薬局の機能は、処方せんによる調剤をはじめ、広島市薬剤師会の会員薬局に分割販売するための備蓄センター、会員からの問い合わせに答える情報センター、大学生や未就業者の実習を受け入れる研修センターの役割を担っています。

平成27年8月現時点での医薬品の備蓄数は2,024品目の医薬品を備えており、昨年度の分割販売の薬局利用件数は3,692件で合計11,034,752円の医薬品を販売されました。

備蓄センターの悩みは、調剤に使っていない医薬品も備蓄しているために使用期限切れになって廃棄せざるを得ない薬も多数あることです。広島市薬剤師会の不要在庫に掲載をしていますが、希少疾病医薬品については利用が少ないのが実情だそうです。みなさんも不良在庫については、同じ悩みをお持ちですね。是非、広島市薬剤師会の不要在庫掲示板をご利用ください！！

大谷管理薬剤師さんを中心に、広島南薬局のスタッフの皆さんは笑顔でいっぱいでした。新人薬剤師さんも入って、より一層すてきな薬局になりそうです。現在、職員募集中だそうですよ。若い柔軟な思考で明日の薬剤師像を追及してみませんか？！と大谷先生がおっしゃっていました。



次回は、安芸支部 安芸畠賀薬局さんです。

## 書籍等の紹介

### 「検体測定室ハンドブック」

編 著：岡崎 光洋（スマートヘルスケア協会代表理事）  
 赤羽根秀宜（弁護士）  
 三浦 雅一（北陸大学薬学部長・教授）  
 発 行：株式会社 じほう  
 判 型：B5判、310頁  
 價 格：定 價 2,916円  
 会員価格 2,600円  
 送 料：1部 500円

### 「処方せんをヒントに！がん患者サポートイブケア」

監 修：遠藤 一司（日本臨床腫瘍薬学会（JASPO）  
 理事長、日本病院薬剤師会専務理事）  
 川尻 尚子（JASPO副理事長、東京歯科大学  
 市川総合病院薬剤部長）  
 編 著：川尻 尚子、板垣 文雄、佐藤 誠志  
 著：日本臨床腫瘍薬学会  
 発 行：株式会社 じほう  
 判 型：A5判、311頁  
 價 格：定 價 3,888円  
 会員価格 3,500円  
 送 料：1部 500円

### 「錠剤・カプセル剤粉碎ハンドブック第7版」

監 修：佐川 賢一（前 東京女子医科大学病院薬剤部長）  
 木村 利美（東京女子医科大学病院薬剤部長）  
 編 集：佐川 賢一（前 東京女子医科大学病院薬剤部長）  
 伊東 俊雅（東京女子医科大学東医療センター薬剤副部長）  
 発 行：株式会社 じほう  
 判 型：B6判、1,422頁  
 價 格：定 價 6,264円  
 会員価格 5,640円  
 送 料：1部 500円

### 「新版 健康食品の基礎知識」

編 著：芝 紀代子  
 著：金森 きよ子、久保田 亮、栗原 由利子、  
 酒井 伸枝、猿橋 裕子、本間 達  
 発 行：株式会社 じほう  
 判 型：B5判、241頁  
 價 格：定 價 3,240円  
 会員価格 2,920円  
 送 料：1部 500円

### 「臨床力UP エクササイズ②内分泌・代謝領域」

編 著：勝見 章男、三浦 崇則／監  
 三浦 崇則、澤田 和久／著  
 発 行：株式会社 じほう  
 判 型：A5判、221頁  
 價 格：定 價 2,592円  
 会員価格 2,330円  
 送 料：1部 500円

※価格はすべて税込みです。

### 斡旋書籍について「お知らせ・お願ひ」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等の  
 ご案内」ページにつきましても、隨時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。  
 また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局

TEL (082) 246-4317 FAX (082) 249-4589

担当：吉田 E-mail: yoshida@hiroyaku.or.jp

## 告 知 板

## 県薬事務局の年末・年始の休業のお知らせ

12月28日（月）……………仕事納め  
 12月29日（火）～1月3日（日）……………休業  
 1月4日（月）……………仕事始め

## 薬剤師国家試験 正答・解説



6頁 問47

## 解説

全身クリアランス ( $CL_{tot}$ ) は、消失速度定数 ( $k_e$ ) と分布容積 ( $V_d$ ) の積で表される。 $CL_{tot}$  と  $V_d$  がともに2倍になると、 $2 \times CL_{tot} = k_e' \times 2 \times V_d$  となり、両辺が打ち消し合って、 $CL_{tot} = k_e' \times V_d$  となる。 $k_e$  の値が変化しないので、消失半減期も変化しない。

Ans. 3

11頁 問225

## 解説

- 1 × テストステロンはアナボリックステロイド (Anabolic Steroid) と呼ばれ、ドーピング禁止薬物の代表。生体内で作用し、筋肉のタンパク合成を通常のトレーニングでは考えられないくらい増大させる。
- 2 × エストラジオールはテストステロンと同様にステロイドホルモンであり、禁止されている。
- 3 × ミノキシジルの効能又は効果は壮年性脱毛症における発毛、育毛および脱毛の進行予防であり、脱毛している頭皮への塗布のみ認められている。
- 4 × ステロイド含有の薬品はドーピング禁止薬物なので販売してはいけない。
- 5 ○ ステロイドはドーピング禁止薬物なので販売しないのは正しい。

Ans. 5

21頁 問113

## 解説

- 1 ○ 細胞周期は、G1期（図(1)）→ S期（図(4)）→ G2期→ M期（図(2)、(5)）の順で進行する。図(3)は分裂後の母細胞、娘細胞を表す。
- 2 ○ 図(2)は、M期（分裂期）中期の状態である。複製後の染色体は赤道面に並び、各染色体のセントロメア部分にある紡錘糸結合部位（キネトコア）と中心体（微小管形成中心）が微小管からなる紡錘糸で結ばれた紡錘体が形成される。
- 3 × 2倍体とは、ゲノム1セットに相当する染色体数が2本であることを意味する。図(4)はDNA複製後の状態であり、本来の2本1セットの染色体が4本になっているので、4倍体といえる。
- 4 × 図(5)はM期（分裂期）終期の像である。染色体が各微小管形成中心に向かって牽引され、赤道面に収縮環が形成され、細胞質分裂の準備がなされているところである。
- 5 × 微小管は、チュブリンという球状タンパクが重合して管状になったものである。コルヒチンは、チュブリンの重合を阻害して細胞周期M期の進行を停止させる。

Ans. 1、2



## 編集後記 2015年11月号



Vol.40 No.6

徐々に寒さも増してきて、そろそろ紅葉が楽しみな時期になってきました。

今年こそは紅葉めぐりをしに京都に行きたいな計画中で、毎夜ビールを片手にインターネットで情報収集しながら秋の夜長を楽しんでいます。

&lt;リオン&gt;

10月20日、酸化マグネシウム製剤を服用後、高マグネシウム血症を起こして死亡したとの報告が2012年4月以降4件あったと、医薬品医療機器総合機構が発表。1件は因果関係が否定できないという。比較的安全とされ、繁用されている類の医薬品であってもチェックを怠ってはならない。

&lt;K-Z&gt;

### 某CMの薬剤師編

「だったら聞きなさいよ」「私には知らないことなんてないんだから！」  
 「この仕事、何でも知ってないとできないんだから」・・・  
 「知ってたわよ！」  
 「私だって知らないことぐらいありますよ。医療業界のせいだわ！」  
 「なんと知らないことがふえたことか」

<T<sup>2</sup>>

今年も後2ヶ月、各先生方やり残したことは？11月15日（日）の県薬学会、22日（日）・23日（祝）は日薬の学術大会と続きます。実りの秋ですので頭も実りたいものです。学術大会といえば、12月6日（日）は安芸地区医師会主催の安芸医学会が開かれます。薬剤師の先生も参加できます。（申し込みが必要です。安芸薬剤師会に連絡して下さい。お弁当が付いてます。）

(ま)

先日、うちの奥さんの実家でいらないものの整理をしていたら、競艇のマンガを見つけてしまい、ついつい手にして読み始めたのが不味かったか？当然お持ち帰りし、全30巻を読破！当然の流れとして便利なネット社会です・・

チョイチョイと会員登録をすると全国24カ所の競艇場でのネット投票ができるのです。現在、もちろん連敗中です！！

そういえば、そのむかし、日本船舶振興会・笛川会長が夜になるとCMに現れ『一日一善！』と叫んでいたのを覚えている方は？あんなに悪い人なのに・・ちなみに月曜日はヨル7時半『一休さん』のお時間にご登場でした！

&lt;B級コレクター&gt;

検査センターだよりでノロウイルスを題材にするのはすでに5回目ですが、ノロウイルスと名前が決まってまだ13年目の新顔ウイルスなんですよ。ちなみに感染率はO型が最も高く、最も低いのはB型だそう。知らなかった…気をつけよう。

&lt;蚊にも好かれる510&gt;

### 編集委員

野村 祐仁	青野 拓郎	二川 勝	松村 智子
奥本 啓	竹本 貴明	吉田亜賀子	池田 和彦
藤山 りさ	村上 孝枝	原田 修江	後藤 佳恵

平成27年9月28日  
広島県薬剤師会保険薬局部会

## 調剤報酬レセプト記載の注意事項

1. 同銘柄容量違いの錠剤・カプセルが処方されている場合、1種類とみなします。

例 Rp 1) ストラテラカプセル10mg 1P 朝食後 14日分

Rp 2) ストラテラカプセル25mg 1P 夕食後 14日分

Rp 3) A錠 2T 朝夕食後 14日分

ストラテラは同じ薬とみなすので、調剤料は朝夕食後の1調剤分のみの算定です。

レセプトは1段に記載することが望ましいです。

3種類以上という一包化の算定要件においても、同銘柄で異なる容量の場合は1種類と勘定します。(例:ワーファリン錠1mgと0.5mg等)

2. 食直前や食直後の用法は保険請求において、食前、食後と同じ扱いです。

朝食直前と朝食前で別調剤料を算定している等の例が見られます。コンピュータの用法マスター登録を確認してください。

3. ハイリスク薬による特定薬剤管理指導加算は、特定の適応症に投薬された場合に算定できる加算です。確認の上、要件を満たした場合のみ算定してください。

例:高血圧に対するβブロッカー、熱性痙攣に対するダイアップ座剤、皮膚疾患に対するアタラックス等は算定できません。

4. 錠剤の半割による自家製剤加算は、製剤した容量の錠剤が薬価収載されている場合には算定できません。新たに発売されていないか確認してください。

セロクエル25mg錠 → クエチアピン錠12.5mg

プレドニン錠5mg → プレドニゾロン錠2.5mg

メネシット配合錠100 → ドパコール配合錠L50

チラーデンS錠25μg → チラーデンS錠12.5μg

5. クラミジア子宮頸管炎等に対するジスロマック錠250mg 4錠1回投与は用に応じて服用する屯服では無く、時間を定めない1回の内服と判断します。調剤料は内服1日分5点です。

6. 残薬による投与日数を調整した場合、摘要欄にその旨記載してください。医療機関の請求との突合審査で齟齬が生じて、処方医に迷惑がかかる場合があります。

7. 検査用薬は原則、処方せんで投薬することが出来ません。やむを得ない場合は薬剤料のみの請求をしてください。

8. 薬効の無い単シロップやプラスチベース等の単味の処方は調剤料を算定することが出来ません。薬剤料のみを請求してください。

ご質問につきましては、FAX又はメールにてお願ひいたします。

FAX: 082-249-4589 E-mail:yakujimu@hiroyaku.or.jp

## 妥結率に係る報告書の提出について

医薬品価格調査の信頼性を確保する観点から、毎年9月末日までに妥結率が50%以下の保険薬局については、低点数の調剤基本料が適用されます。全ての保険薬局に報告義務があり、報告しない薬局は妥結率が50%以下とみなされますのでご注意ください。但し、4月2日以降に新規指定保険薬局となった場合には、本年度は報告する必要はありません。

妥結率の実績算定期間は、報告年度の当年4月から9月30日までで、報告書は10月末までに中国四国厚生局に提出してください。

中国四国厚生局ホームページ>保険医療機関、保険医等>保険医療機関・保険薬局の方へ>各種報告について 医療用医薬品の取引価格の妥結率に係る報告

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/news/2012/daketuritu/daketuritu.html>

こちらに報告様式、記載方法について掲載されておりますので、ご覧ください。

調剤基本料引き下げの適用については、11月1日から翌年10月末日までの適用。

報告書の他に、保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写しを添付するとされております。各契約卸売販売業者に確認し、ご提出ください。

~~~~~

## 麻薬小売業者間譲渡許可申請について

翌年1月1日付けで、麻薬小売業者間譲渡許可申請を希望する場合（継続・新規）は、受け付けを開始されたので、必要書類を同封の上、中国四国厚生局麻薬取締部 調査総務課 免許・許可担当者宛に11月20日(金)までに到着するよう、送付してください（それ以降の申請は、許可証が年内に発行されない場合があります）。

### 1. 必要書類

- ・麻薬小売業者譲渡許可申請書の正本1部

申請書様式については、中国四国厚生局のホームページからダウンロードしてください。

[http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/gyomu/mayaku\\_torishimari/yoku\\_shinsei.html](http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/gyomu/mayaku_torishimari/yoku_shinsei.html)

※申請書を記載する際の注意事項も掲載されております。

### 2. 上記の副本

- ・申請する麻薬小売業者の数に1を加えた部数

（例えは3店舗のグループの場合、3+1=4枚の副本（白黒コピー））

### 3. 全申請者の麻薬小売業者免許の写し1セット

### 4. 申請する麻薬小売業者所在地の相互位置関係が分かる地図1部

### 5. 申請する麻薬小売業者間のおおよその距離及び移動時間が分かる書面（作成例が掲載されています）

### 6. 返信用封筒

- ・申請した麻薬小売業者の業務所の所在地が宛先として記載され、返信に必要な簡易書留以上の切手を貼付された封筒（A4サイズ以上のもの）が申請する麻薬小売業者の数だけ必要

※代表者が取り纏めてもよい。（この場合は返信用封筒は1通）郵送の場合は返信用も含め、レターパックの使用も可能です。

### 7. 提出先

中国四国厚生局麻薬取締部 調査総務課 TEL：(082) 227-9011

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30

## お薬手帳の適正な運用について

本会のホームページの「お問い合わせフォーム」に、患者さんからご質問がありました。この内容については、薬剤師業務では、あるまじき事例と思われ、今後、このような事の無いよう、質問・回答の内容を公表いたします。

広島県薬剤師会は、このような業務内容によって請求された調剤報酬は虚偽請求にあたると判断いたします。

つきましては、意図をご理解いただきまして、業務にお取り組みいただくようお願いいたします。

~~~~~

### ■ お問い合わせ内容

処方箋取扱い薬局、○○薬局他では、おくすり手帳を持参しないと、必ず新しいおくすり手帳を発行されます。断わっても渡す決まりだと言われ、捨てても良いとのことです。資源と、経費の無駄だと思います。毎日、全ての薬局で、凄い量の無駄使いだと思います。

広島県だけでしょうか？

沢山発行すると、何かメリットがあるのでしょうか？（固有名詞以外原文のまま）

### □ 本会回答

まず、薬剤師会として、このような説明をする薬局があったことをお詫び申し上げます。

「○○薬局他」の薬局で説明している「断わっても渡す決まりだ」というのは、法律等に照らして虚偽です。「決まり」というのが、その薬局の決まりであったとしても、それを患者さんに押しつけるというのはあってはならないことです。

「捨てても良い」というのも暴言で、△△様のおっしゃるとおり、資源と経費の無駄以外の何ものでもなく、お薬手帳の大切さを無視した行為です。

我々、薬剤師はお薬手帳の大切さ有用性を分かっていただくため様々な説明を行います。飲み合わせの悪い薬が出されることを防ぐ、災害時や救急時に適切な治療を受けることが出来る、過去にあった副作用歴、アレルギー等を記録しておきその情報を伝えることが出来る、等々です。

患者さんには、ご自分の身を守るためにお薬手帳を持っていただき、家に置いておくのではなく、受診の際には必ず医師、薬剤師に見せていただきたいと願っております。

このことと、△△様が受けられた説明とは全く別物です。

薬局においては、お薬手帳による情報提供をしないままでお薬をお渡しすると、70円ほど薬局が受け取る報酬が下がることになっています。（患者さんにご負担いただく料金は約20円下がることになります。）

このために、その薬剤師はそのような説明をしたと思われて当然です。

全会員に対し、今後このようなことが起こらないよう、周知いたします。

誠に申し訳ありませんでした。

# 中国四国厚生局及び広島県による個別指導の実施結果（指摘事項例）

## I. 調剤等に関する事項

### 1. 処方せんの取り扱い

不備な処方せんについて、そのまま調剤している例が認められた。処方せんの受付にあたっては不備な点がないことを確認し、不備な点がある場合は必要な疑義照会を行うこと。

①外用薬の用法、使用部位の記載がないもの

例：モーラステープ、ロキソニンテープ

②外用薬の用法の記載がないもの

例：S P トローチ、トラマザリン点鼻液、スピリバ吸入用カプセル

③頓服薬の用法の記載がないもの

例：ロキソニン錠、ツムラ芍薬甘草湯エキス顆粒

④頓服薬の用法の記載が不十分なもの

例：1日の服用回数の記載がない ロキソニン錠、カロナール錠、セレコックス錠

⑤用量の記載がないもの

ラキソベロン内用液

⑥注射薬の用量の記載のないもの

ランタス注ソロスター

### 2. 処方内容に関する薬学的確認

薬学的に見て、処方内容に問題が疑われるにもかかわらず、処方医への疑義照会が行われていない（処方医への照会の場合は、その内容を処方せんの備考欄等に記載していないものを含む。）事例が認められたので、積極的に疑義照会を行うこと。

また、疑義照会を行った場合は、その要点を処方せんの備考欄及び薬剤服用歴の記録に記載すること。

①医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法での処方が疑われるもの

・ナウゼリンOD錠の食後投与

・プリンペラン錠の食後投与

・メマリーOD錠5mgの增量をしないままの継続投与

・キネダック錠の食後投与

・オルメテック錠の1日2回投与

・フェブリク錠の1日2回投与

・ドネペジル塩酸塩OD錠3mgの增量をしないままの継続投与

・ドネペジル塩酸塩OD錠3mgの14日分を超える初期投与

・シングレア錠の朝食前投与

・マグミット錠の食前投与

・リリカカプセルの1日3回投与

・セレコックス錠の昼食後投与

・ロキソプロフェンNaテープの1日2回投与

・ツムラ抑肝散エキス顆粒の食後投与

・イトリゾールカプセルの食後投与

・ジルテック錠の1日2回投与

・ザイザル錠5mgの1日2回投与

・ザイザル錠の昼食後投与

・ラニラピッド錠の1日2回投与

・アムロジピンOD錠の1日2回投与

・エブランチルカプセルの1日3回投与

・サインバルタカプセルの1日2回投与

・リピトール錠の1日2回投与

・タケプロンOD錠の1日2回投与

・ランタス注ソロスターの1日2回投与

・ウブレチド錠の1日2回投与

②医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量での処方が疑われるもの

・成人に対するホクナリンテープ1mgの投与

・レンドルミン錠0.25mgの1日2錠投与

・ゾルビデム酒石酸塩OD錠10mgの1日2錠投与

・アレロックOD錠5mgの1日4錠投与

・オロパタジン塩酸塩5mgの1日3錠投与

③禁忌が疑われるもの

腎不全が疑われる患者に対するアロプリノール錠の投与

ぜんそくが疑われる患者に対するインデラル錠の投与

④併用禁忌が疑われるもの

リピトール錠とベザトールS R錠の投与

⑤漫然と長期に処方が疑われるもの

・アリナミンF糖衣錠

・シナール配合錠

・ハイシー顆粒

・メチコパール錠500

・ノイロビタン配合錠

⑥投与期間の上限がある医薬品の上限を超えて投与されたもの

・レスミット錠2mg、ソラナックス0.8mg錠の30日を超える投与

・ラベプラゾールNa錠20mgの8週を超える投与

・アラセナーA軟膏の7日を超える投与

・アサコール錠1日3600mgの8週を超える投与

⑦医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの

・処置薬として処方されたキシロカインゼリー

・うつ病が疑われる患者へのゾルビデム酒石酸塩錠の投与

- ⑧倍量処方が疑われるもの
- ・レンドルミンD錠0.25mgの1日2錠投与
  - ・マイスリー錠10mgの1日2錠投与
  - ・ベゲタミンA配合錠の2錠投与

## II. 調剤技術料に関する事項

### 1. 自家製剤加算

自家製剤加算について、調剤録等への製造工程及び同等性の確認内容の記載が不十分な例が認められたので改めること

### 2. 一包化加算

- ①服用時点ごとに一包化していないにもかかわらず一包化加算が算定されている例が認められたので改めること。
- ②一包化加算について、一包化の理由が不明瞭な例が認められたので改めること。
- ③一包化に適さない医薬品をそのまま一包化している例が認められたので改めること

### 3. 調剤料

- ①調剤料の算定について、本来1剤で算定すべきところ、2剤で算定している例が認められたのであらためること。
- ②同一日に複数の処方せんを受け付けた場合において、同一の保険医療機関で、一連の診療行為に基づいて交付された処方せんについて、一調剤にもかかわらず、調剤料を2回算定している例が認められたので改めること。

## III. 薬学管理料に関する事項

### 1. 薬剤服用歴管理指導料

薬剤服用歴管理指導料の算定において、薬剤服用歴の記録に、服薬状況、服薬中の体調変化、残薬の状況、後発医薬品の使用に関する患者の意向等患者情報の記録及び服薬指導の要点の記載が不十分な例が認められたので、算定要件を認識し、処方せん受付の都度、患者情報の収集と薬剤の服用に関する説明・指導を適切に行うとともに、薬剤服用歴の記録へ確認した内容及び指導の要点について記載するよう改めること。

### 2. 薬剤情報提供文書

薬剤情報提供文書について、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について不十分な例、また患者個々の特性に応じた内容になつていないので改めること。

### 3. 特定薬剤管理指導加算

- ①薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して、患者又はその家族に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載が不十分な例が認められたので改めること。
- ②特定薬剤管理指導加算の対象医薬品が複数処方されている場合において、すべての医薬品についての必要な薬学的管理及び指導が不十分な例が認められたので改めること。
- ③特に安全管理が必要な医薬品の適応症について必要な確認を行っていない  
例：メインテート錠
- ④特に安全管理が必要な医薬品としての処方されていないにもかかわらず算定している  
例：免疫抑制剤として処方されていないプレドニン錠  
排尿障害に対して処方されたトフラニール錠  
制吐剤として処方されたデカドロン錠

### 4. 麻薬管理指導加算

- 麻薬管理指導加算について、次の事項の記載が不十分な例が認められたので改めること。
- ・麻薬の服用状況の確認
  - ・残薬の状況の確認
  - ・保管状況の確認

## IV. 事務的項目

- ### 1. 次の届出事項についての変更が生じた場合には、速やかに「届出事項変更（異動）届」等により、中國四国厚生局指導監査課へ届け出ること。
- ・休業日（夏季休業日、年末年始休業日）、休業時間の変更
  - ・保険薬剤師の異動

### 2. 揭示事項

- 保険薬局の掲示事項について、薬局内の見えやすい場所に掲示すること
- ・調剤報酬点数表の一覧等に関する事項
  - ・明細書の発行状況に関する事項

### 3. その他

- ・調剤録と日計表の金額に不一致の事例があったので十分確認すること。
- ・調剤録とレセプトの処方日の相違が認められたので改めること。
- ・残薬確認は処方せん受付時に行うよう改めること。
- ・被保険者証のコピーを取得し保存することは、個人情報保護の観点から好ましくないので改めること。

## 国会レポート

# 「平成28年度予算概算要求」



文部科学副大臣・参議院議員  
藤井基之

自民党は来年夏の参議院議員選挙に向けて、8月3日に第一次の党公認候補39名を公表し、私も比例代表候補者の一人として指名を受けました。薬剤師の先生方のご期待や激励にお応えできるよう、精一杯頑張って参りたいと思います。

さて、平成28年度予算の概算要求は8月末に各省庁から提出され、要求総額は102兆円を超えて過去最高となりました。厚生労働省の概算要求額は30兆6,675億円、平成27年度当初予算に比べてプラス2.5%、7,529億円の増額要求となっています。このうち年金・医療等に係る経費は、高齢化に伴う医療費や年金など社会保障費の自然増分として6,700億円を加え、総額28兆7,126億円となっています。また、消費税率の引き上げによる社会保障の充実及び診療報酬の改定等については、事項要求として予算編成過程で検討することとしています。

ここでは、薬局・薬剤師に関する主な事項について、その概要を紹介します。

### ○患者のための薬局ビジョンの推進

かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、24時間対応や在宅対応等における地域の薬局間の連携体制構築の取り組みや健康サポート機能の強化に向けた先進的な取り組みなど、薬局のかかりつけ機能の強化のためのモデル事業を実施する。

### ○後発医薬品の品質確保対策の推進

- ・後発医薬品の信頼性向上を図るため、学会発表等で品質に懸念が示された品目についての品質検査結果等の学術的評価を一元的に実施し、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた冊子（ブルーブック）を公表する。
- ・アジア地域など海外で製造された原薬や製剤の輸入増加が見込まれることから、海外製造所における品質管理等の実地調査に必要なPMDAの人員体制を強化する。

### ○重複・頻回受診者等に対する取り組みへの支援

レセプト等情報より選定した重複・頻回受診者に対して、地域薬剤師会の協力のもと薬剤師による訪問指導、処方医・薬局への指導結果のフィードバックを行うことにより、医薬品の適正使用の推進を図る。

### ○地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革

平成26年に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化・連携に必要な基盤整備、在宅医療の推進などの事業を支援する。

### ○危険ドラッグ対策の推進

- ・インターネットやデリバリーなど販売方法が多様化、潜行化する危険ドラッグの根絶に向けて、インターネットによる広報を重点的に実施し、その危険性や違法性を若者達に伝えるべく啓発活動を強化する。
- ・違法薬物の国内流入を阻止するため、職員を海外に派遣し海外の検査機関と連携し、水際作戦を強化する。

年末の政府予算案の決定に向けて、財務省の精査や政府内での調整が行われることとなります。診療報酬の改定をはじめ医療等の質の低下を来すことのないよう、必要な経費の確保に努めていきたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

# 国会レポート

## 「健康サポート薬局」

前文部科学副大臣・参議院議員  
藤井もとゆき

秋も深まり各地から紅葉の便りが届いています。年明けから約9ヶ月間の長丁場となった通常国会は、最重要案件の安全保障関連法案も与党並びに野党3党の賛成多数で可決成立し、先月末に無事閉会しました。また自由民主党総裁に無投票で再選された安倍首相は、アベノミクスの第2ステージとして、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の新たな3本の矢の実現に向けて全力で取り組む決意を表明しました。

さて、厚生労働省は9月24日、「健康情報拠点のあり方に関する検討会」の報告書として「健康サポート薬局のあり方について」を公表しました。

この検討会は、日本再興戦略において「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行うなど、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進すると」され、その工程表で平成27年中に「充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組み」を検討することとされたのを受け、昨年6月にスタートしました。

報告書では健康サポート機能を有する薬局について、かかりつけ薬剤師のいる薬局であって、かかりつけ薬剤師・薬局としての基本的な機能を備え、地域住民の健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、かかりつけ医を始め適切な関係機関に紹介すること、医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言をすること、健康サポートを率先して実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援等を行うことなど、地域住民の主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局であることを要件とし、その名称を「健康サポート薬局」とするのが適当としています。また、かかりつけ薬剤師・薬局の備えるべき機能については、「患者のための薬局ビジョン」等において更なる検討が必要とはしていますが、報告書では、①服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、②24時間対応、在宅対応、③かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化、この3つ視点から検討を行ったとしています。

「健康サポート薬局」の要件を満たすためには、医療機関や介護施設等の関係機関と連携体制をあらかじめ構築しておくこと、相談対応等に関する研修を修了した薬剤師が常駐し、平日働く社会人も相談できるよう土日も一定時間開局していること、要指導医薬品等を適切に選択できるよう、その供給機能や助言体制を整えていること、などが必要になるとしています。

「健康サポート薬局」でのOTC医薬品の扱いに関しては、かなり激しい議論が交わされ、「調剤用医薬品以外は取り扱うべきでない」という趣旨の些か奇異な意見も出たと聞いていますが、結果的に「要指導医薬品等」と記して、OTC医薬品を備えることも盛り込まれました。

これら全国各地において、健康サポート機能を有した、かかりつけ薬局が定着するよう、薬剤師の先生方とともに努めて参りたいと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

# 「平成27年度 広島県薬剤師連盟定時総会」を開催

日 時：平成27年10月17日（土）15:00～16:50  
場 所：広島県薬剤師会館 4階ホール

渡邊幹事長の司会・進行により総会が進められた。特に、次期参議院選挙対策を踏まえ、組織内統一候補である藤井もとゆき氏の支援活動と選挙対策について、活発な議論が展開された。

また、勤務薬剤師B会員の方が、連盟活動の意義と重要性をしっかりと認識できるよう連盟活動を展開する。特に、若手薬剤師フォーラムの継続、組織内での会議・会合など意見交換の場を更に増やし、より強固な支援体制関係の構築に努めるべきとの課題も挙げられた。

また、水戸基彦氏が諸事情により監事を辞退されたため、加藤哲也氏が新たに監事に就任されたことが前田会長から報告された。

なお、平成26年度 事業執行状況及び決算、平成27年度 事業計画及び予算、出席者は次のとおりである。

## 【出席者】

前田泰則（会長）・下田代幹太（副会長）・渡邊英晶（幹事長）・平井紀美恵、永野孝夫、豊見 敦（各副幹事長）、玉浦 巖、青野拓郎、高村豊至、竹下武伸、宮地 理、土井郁郎、島崎一郎、吉田亜賀子（各総務）、森井紀夫、加藤哲也（各監事）

代理出席：上原 貢（安芸支部）・佐々木一仁（呉支部）・村上寛子（福山支部）

## 平成26年度 広島県薬剤師連盟事業報告

本連盟の会務・活動状況は次のとおりである。

平成26年 4月 5日（土）第14回岸田文雄「新政治経済塾」

6日（日）衆議院議員小島敏文を激励する会・政治セミナー

5月14日（水）故小田利郎先生を偲ぶ会（東京）

31日（水）「自民党とともに備後の明日を考える会」宮沢洋一後援会

6月10日（火）若手薬剤師フォーラム開催打合会

14日（土）寺田稔君を励ます会

7月 2日（水）日本薬剤師連盟「第1回企画実行委員会」（東京）

10日（木）全国会長・幹事長拡大会議（東京）

16日（水）若手薬剤師フォーラム開催打合会

25日（金）林正夫君の全国都道府県議会議長会会長就任を祝う会

8月 5日（火）広島県薬剤師連盟「監査会」

9日（土）広島県薬剤師連盟定時総会

20日（水）日本薬剤師連盟「第2回企画実行委員会」（東京）

25日（月）若手薬剤師フォーラム開催打合会

28日（木）薬剤師首長地方議員意見交換会・懇親会（東京）

9月12日（金）若手薬剤師フォーラム開催打合会

17日（水）日本薬剤師連盟臨時評議員会（東京）

18日（木）日本薬剤師連盟組織強化に関する担当者全国会議（東京）

21日（日）第2回広島県薬剤師連盟「若手薬剤師育成フォーラム」

10月 3日（金）山木靖雄先生を励ます会

11日（土）第15回岸田文雄「新政治経済塾」

25日（土）衆議院議員中川俊直君を囲む政経セミナー

11月 1日（土）「文化講演会」並びに「自由民主党広島政経文化懇談会」

5日（水）全国会長・幹事長拡大会議（東京）

〃 全国藤井もとゆき薬剤師後援会第1回役員会（東京）

〃 藤井もとゆき君と語る会（東京）

17日（月）平口ひろし君を励ます会

27日（木）自民党推薦・友好団体連絡会議

29日（土）日本薬剤師連盟「全国薬剤師フォーラム」（第1日目）（千葉）

30日（日）〃 （第2日目）（〃）

12月 2日（火）岸田文雄出陣式

〃 新谷正義候補来会

〃 岸田文雄候補個人演説会

6日（土）岸田文雄選挙事務所へ訪問（日薬連山本会長の同行）

平成27年 1月31日（土）林正夫後援会「拡大選対会議」

2月22日（日）平成27年新年互礼会「小林史明君を励ます会」

28日（土）平成26年度日本薬剤師連盟中国ブロック会議（山口）

3月 3日（火）広島県議会議員富永健三先生来会

7日（土）全国藤井もとゆき薬剤師後援会「活動報告会」

17日（火）松井一實広島市長来会

18日（水）山木靖雄後援会「支援団体等役員、世話人会議」

25日（水）日本薬剤師連盟定時評議員会（東京）

27日（金）林正夫後援会各種団体会議

28日（土）岸田文雄後援会新年互礼会

29日（日）松井かずみ後援会事務所開き並びに出陣式

## 平成26年度 広島県薬剤師連盟収支決算

〔自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日〕

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	附 記
会 費	31,715,200	29,681,800	
事 業 補 助 金	1,000	649,000	日本薬剤師連盟(549,000- 若手フォーラム100,000-)
寄 付 金	723,450	0	
繰 越 金	4,695,990	4,695,990	前年度繰越金
雑 収 入	14,360	4,410	受取利息
合 計	37,150,000	35,031,200	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	附 記
事 業 費	6,000,000	3,486,963	組織活動、渉外費等
会 議 費	2,000,000	156,239	総会、役員会議等
事 務 所 費	3,000,000	476,662	通信運搬費、印刷製本費、消耗品費等
日 薬 連 会 費	14,970,880	14,970,880	日本薬剤師連盟
支 部 経 費	3,171,520	3,054,845	平成25年度分 107,465-
寄 付 金	3,800,000	2,000,000	自由民主党広島県薬剤師支部
事 務 委 託 金	4,000,000	4,000,000	広島県薬剤師会へ事務委託
雑 費	57,600	20,844	振込手数料外
予 備 費	150,000	0	
支 出 合 計	37,150,000	28,166,433	
収 支 差 額	-	6,864,767	次年度繰越金
合 計	37,150,000	35,031,200	

次年度繰越金 ￥ 6,864,767 -

## 平成27年度 広島県薬剤師連盟事業計画

日本薬剤師連盟の目的が、薬剤師職能の確立、医薬分業の実現に向かって、政治活動を展開することを基本方針とし、参議院議員藤井もとゆき氏をはじめとする薬剤師議員の活動支援を党派を超えて行うとともに、本連盟の組織強化、政治力の強化を図っていく。

そのためには、会員の政治に対する理解と協力が必須であり、平成27年度も、政治活動の必要性や、連盟の存在意義を徹底し、職能・職責を全うするため、薬局・薬剤師の要望が政策に反映されるよう、引き続き事業を実施する。

また、若い薬剤師の政治意識を高めるため、「若手薬剤師フォーラム」も継続的に開催する。

### 1. 恒常的政治活動

(1) 激変する政治情勢に対応し、我々の政治的課題を達成するために、広島県薬剤師連盟は、各支

部との連携・協力と役割分担による政治活動を積極的に展開する。

- (2) 薬剤師の活動を積極的に支援するために、自由民主党国会議員で組織する薬剤師問題議員懇談会と緊密な連携をとり活動する。
- (3) 地元選出の国会議員との連絡を図り、薬剤師の抱える問題、本連盟の主張について理解を深めるよう努力する。
- (4) 藤井基之薬剤師後援会と常に密接な連絡、協調を保ち、積極的に支援する。
- (5) その他、友好団体等との交流活動を恒常的に継続する。

### 2. 各種選挙対策

(1) 参議院議員選挙

①来年夏実施の参議院選挙に向け、職能団体とし

- て直面する諸問題解決のため、選挙区選挙・比例区選挙ともに、強力な支援体制を確立し、日本薬剤師連盟と連携、積極的に活動を展開する。
- ②自由民主党薬剤師問題議員懇談会加入議員と県薬連盟会員との連携をし強化し、その活動を支援する。
- ③薬剤師問題に理解を示し、本連盟と連携し政策に反映しようとする候補者には、日薬連と協力して、可能な限り活動を支援する。
- (2) 衆議院議員選挙
- ①衆議院議員選挙が実施される場合には、選挙対策本部を設置するとともに、支部組織の活動を支援し、積極的に対応する。
- ②自由民主党薬剤師問題議員懇談会加入議員と、それぞれの選挙区における県薬連会員との連携を強化し、その活動を支援する。
- ③薬剤師問題に理解を示し、本連盟と連携して政策に反映しようとする候補者には、日薬連と協力して、可能な限り活動を支援する。

- (3) 地方自治体首長及び議員選挙  
各支部と連携・協力して積極的に対応する。

- (4) 薬剤師議員  
薬剤師会員の首長及び議員候補予定者の把握に努め、関係支部組織と連携・協力して積極的に支援し対応する。

### 3. 組織の強化・拡充

- (1) 活動する政治体制に適切に即応し、常に薬剤師職能を発揮できる組織作りを強化する。
- (2) 各種選挙に対し組織作りを強化、広報活動等を通じて会員の政治意識高揚を図る。

### 4. 広報活動について

各支部と連携のもと日本薬剤師連盟と各種情報の把握に務める。また、会誌等を通じて会員に情報を隨時伝達する。

### 5. その他

本連盟の目的達成のため、必要な事業を推進する。

## 平成27年度 広島県薬剤師連盟収入支出予算

〔自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日〕

(収入の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	附 記
会 費	31,747,200	31,715,200	32,000	@16,000 × 1,590 人 = 25,440,000- @ 4,800 × 1,314 人 = 6,307,200-
事 業 补 助 金	1,000	1,000	0	
寄 付 金	1,000	723,450	△ 722,450	
繰 越 金	6,864,767	4,695,990	2,168,777	前年度繰越し金
雑 収 入	36,033	14,360	21,673	預金利息等
収 入 合 計	38,650,000	37,150,000	1,500,000	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	附 記
事 業 費	6,900,000	6,000,000	900,000	組織活動費・渉外費
会 議 費	1,500,000	2,000,000	△ 500,000	総会・役員会・その他
事 務 所 費	3,000,000	3,000,000	0	通信運搬費・消耗品費 印刷製本費
日 薬 連 会 費	14,970,880	14,970,880	0	日本薬剤師連盟会費
支 部 経 費	3,174,720	3,171,520	3,200	
寄 付 金	3,000,000	3,800,000	△ 800,000	自由民主党広島県薬剤師支部 2,000,000- その他 1,000,000-
事 務 委 託 金	6,000,000	4,000,000	2,000,000	広島県薬剤師会へ事務委託
雑 費	4,400	57,600	△ 53,200	振込手数料等
予 備 費	100,000	150,000	△ 50,000	
支 出 合 計	38,650,000	37,150,000	1,500,000	

# 開催告知



## 第2回 中国5県若手薬剤師フォーラム

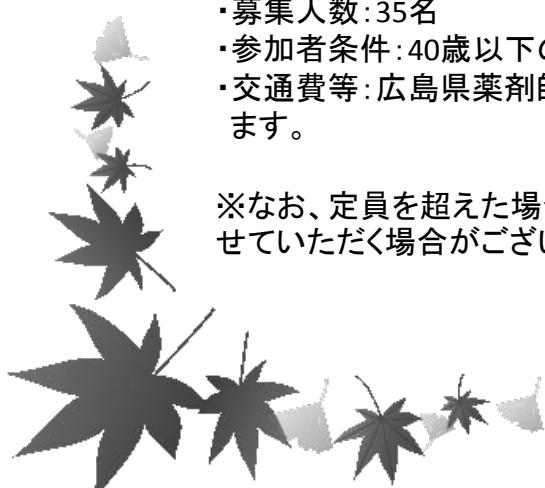
来年の夏の選挙に薬剤師一丸となって臨むため、一人でも多くの40歳以下の若手に選挙でのインターネット・SNSの活用方法、選挙の大切さを理解・議論していただきたく、下記の日程で若手薬剤師フォーラムを開催致します。

参加をご希望の方は広島県薬剤師連盟 [renmei@hiroyaku.or.jp](mailto:renmei@hiroyaku.or.jp) に**11月10日**までにご連絡をお願い致します。

また、お近くに若手の薬剤師がいらっしゃいましたら、是非お声がけいただけいただけますよう合わせてお願い申し上げます。

- ・日時:平成28年1月10日(日)13:00～11日(月・祝)12:00 (予定)
- ・場所:岡山プラザホテル(岡山県岡山市中区浜2-3-12)
- ・募集人数:35名
- ・参加者条件:40歳以下の広島県内に在住、または勤務する薬剤師
- ・交通費等:広島県薬剤師連盟の規定に基づき、交通費・日当を支給致します。

※なお、定員を超えた場合は所属支部、勤務地、職域などを考慮し人選させていただく場合がございますので、あらかじめご了承下さい。



# 犯罪情報官 速報



# マイナンバー制度を悪用した 不審電話に注意！！



他府県において、マイナンバー制度を悪用した不審電話が複数かかってきています。

その手口は、消費生活センターなどを名乗り

- 名前を検索したところ、あなたの個人情報が漏れている
  - これを削除する手続きが必要

などと電話してくるものです。

これらのケースについては、被害者が不審に思って電話を切ったため、被害にはあっていませんが、今後、当県においても同様の不審電話がかかってくるおそれがありますので、十分に注意してください。

# ★★だまされないために★★



- 留守番電話を活用して、不審な電話を受けないようにしましょう。
  - このような電話がかかってきたら、即断せずに、家族や周囲の人、警察などに必ず相談しましょう。

# 平成23年-平成27年 「なくそう犯罪」 ひろしま 新 アクション・プラン ～犯罪の起こらない社会へ～

運動目標 日本一安全・安心な広島県の実現  
行動目標 これまで最も被害の少ないまちを目指す  
子ども・女性を犯罪から守る

メールマガジンで会員の皆さんにいち早く犯罪発生情報等をお知らせします。  
携帯電話のバーコード読み取機能を使って右のQRコードを読み取ってください。  
28警察署のうち、特定の警察署のメールだけを受信するように設定することができます。  
また、情報種別については、「子ども・女性対象の事件、不審者情報」「防犯情報」「県警からのお知らせ」の3つから、受信するメールを自由に選択できます。



## なくそう 特殊詐欺被害



「なくそう特殊詐欺被害・  
アンダー10作戦」展開中！



広島県薬剤師連盟

(予告)

# 女性薬剤師 のつどい



2015年12月6日（日曜日）10時～14時

会場：ホテルグランヴィア広島

対象：県内在住の女性の薬剤師

内容：講演、会食

参加費：無料

広島県薬剤師連盟ではこのたび初めて  
「女性薬剤師のつどい」を企画しました。

年齢は問いません。薬剤師の今を知り、  
女性ならではの悩みや思い、  
みんなで語ってみませんか？

詳細は近日中に各支部にご案内させていただきます。

参加ご希望の方は

広島県薬剤師連盟 082-246-4317 [renmei@hiroyaku.or.jp](mailto:renmei@hiroyaku.or.jp)  
にご連絡ください。

※なお、定員を超えた場合は所属支部、勤務地、職域などを考慮し  
人選させていただく場合がございますので、あらかじめご了承下さい。



発行：〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号  
電話 (082) 246-4317(代) FAX (082) 249-4589  
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>  
会員専用ページ

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した  
植物油インクを使用しています。